

海上自衛隊の使用する船舶に備える書類 に関する訓令 (海自訓令 第14号 29.9.9)	1 ページ
海上自衛隊の使用する兵器等の経歴簿に 関する達 (海自達 第101号 37.2.24)	2
艦船の修理定期検査に関する達 (海自達 第45号 45.7.1)	5
艦船の乗員整備に関する達 (海自達 第21号 50.4.22)	13
艦船の乗員整備の細部実施要領について (通達) (海幕艦船 第1651号 50.4.22)	14
艦船の乗員整備の細部実施要領について (通達) (護艦隊(後) 第273号 50.5.28)	19
乗員整備データの収集要領について (通達) (海幕艦 第4148号 53.10.23)	23
乗員整備データの収集について (通達) (海幕艦 第3071号 54.8.9)	26
艦船の定期、年次検査査定状況等報告要領について (自艦隊(後) 第136号 51.3.17)	28
護衛艦隊における故障発生状況資料の集計及び配布 について (通知) (護艦隊(後) 第436号 58.9.13)	32
射撃指揮装置 2型-21及び62口径76ミリ単装速射砲の 故障に関する資料の提出について (通知) (護艦隊(作) 309号 59.7.16)	34
護衛艦隊整備審査規則 (護艦隊達 第1号 40.2.1)	36
艦船の月間故障欠損調査資料の収集要領 について (通達) (海幕運 第4186号 41.9.1)	40
兵器等故障欠損通知要領の制定について (海幕武 1 第5866号 42.12.11)	43

艦船の故障や損傷発生時の報告通報並びに 補給及び修理請求実施要領について(通達) (海奉補英3390号 50.8.12)	51
海上自衛隊一般事故調査及び報告に関する 通達 (海自達英23号 43.4.19)	58
護衛艦隊燃料、訓練用弾薬等報告規則 (護艦隊達英2号 50.9.5)	63
護衛艦隊補給整備等要務規則 (護艦隊達英5号 41.5.9)	68
艦艇現況報告について(通達) (護艦隊(後)英196号 50.4.9)	73
自衛艦の射撃訓練記録作成報告要領につ いて(通達) (海奉運英6519号 46.12.16)	別冊
射撃記録作成要領(参考) (術校研英278号 56.3.19)	別冊
ミサイル射撃報告書の作成要領につ いて(通知) (護艦隊(作)英125号 55.3.18)	76
防空戦オペレーショナル・データ-の収 集要領について(通知) (護艦隊(作)英230号 55.5.27)	77
火薬類の取扱いに関する訓令 (防衛庁訓令英36号 54.11.17)	81
火薬類取扱要領等について(通達) (海幕式1第1729号 57.4.20)	85
海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する (海自達英13号 57.4.28)	103

HP『海軍砲術学校』公開資料

火薬類の運搬に関する総理府令 (総理府令第65号 35.12.28)	120
標準弾薬の取扱に関する通達 (海軍補第5347号 37.9.11)	125
海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令 (総理府令第74号 29.10.6)	126
護衛艦隊火薬庫等取扱規則 (護艦隊達第9号 57.8.10)	128
打殻薬やろう等の点検に関する通知 (海軍防防第128号 31.6.13)	141
弾薬通報要領(補給実施要領抜粋 48.4.1)	142
弾火薬類等の現状通報について(通達) (海軍補第2156号 52.5.19)	145
弾火薬類等現状通報の細部要領について(通知) (海軍補第2157号 52.5.19)	148
弾火薬類等現状通報の一部変更について(通達) (海軍補第4148号 54.10.25)	155
小火器の保管に関する達 (海自達第26号 44.4.30)	156
信号けん銃及ルビヤい銃の保管について(通知) (護艦隊(作)第27号 46.2.1)	160
口径15自動けん銃の使用について(通知) (海軍武1第3898号 50.8.30)	160
小火器等保管上の留意事項について(通知) (護艦隊(作)第197号 53.7.1)	161
小火器及びその直接の付属品の管理について(通知) (自艦隊(後)第351号 53.8.26)	163

HP『海軍砲術学校』公開資料

整備銃及び銃剣の保管について(通知) (海軍運英362号 54.2.2)	-----	163
射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項について(通達) (海軍運英244号 49.1.18)	-----	164
射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項の一部変更について(通達) (海軍運英4022号 55.10.13)	-----	167
射撃訓練等に伴う訓練海面等詳細使用手続について(海軍防衛部 49.2.1)	-----	別冊
射撃、投下訓練等の終了報告について(通知) (自艦隊(作)英55号 53.2.7)	-----	168
航空標的機及び訓練支援機使用規則 (自艦隊連英2号 50.1.25)	-----	別冊
54口径5インチ単装砲の二重装てん防 止装置の操作について(通知) (護艦隊(監)英72号 50.4.25)	-----	170
5インチ及び6インチ対空砲の使用について(通知) (護艦隊(作)英95号 53.3.4)	-----	171
海上自衛隊電子機器命名基準に関する通達 (海軍技武1英583号 35.12.28)	-----	172
砲身の技術的管理について(通達) (海軍武1英4087号 45.8.13)	-----	182
砲身の評価要領 (海軍武1英4088号 45.8.13別冊)	-----	186
砲身の技術的管理の一部変更について(通達) (海軍武1英5319号 56.12.5)	-----	201
76mm連射砲用砲身の命数について(通達) (海軍武1英5320号 56.12.5)	-----	202
武器等の形態管理実施要領について(通達) 海軍武1英1414号 60.4.1	-----	203

海上自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（抜粋）

海自訓令14号、29.9.9

法規、4巻、第10類

（船内に備えなければならない書類）

第1条 海上自衛隊の使用する船舶の長は、法令及び別に長官が定めるもののほか、次に掲げる書類を船内に備えなければならない。

- (1) 船舶記録
- (2) 航船日誌
- (3) 機関日誌
- (4) 来歴簿

（船舶記録）

第2条 船舶記録には、船舶の主要な経歴を明らかにするため、その船舶の籍、所属、種別、主要要目及び船長の階級及び氏名並びにその船舶について実施した改造、主な修理、検査及び試験、その船舶の従事した行動、積置その他の爆発性の危険物の除去及び処理、主な訓練等の概要に関する事項を記載するものとする。

（来歴簿）

第5条 来歴簿には、船舶の船体、機関、武器及び通信機器並びにこれらの附属装置について改造、修理、検査、試験等に関する事項を別に長官が定める主管別に従って記録するものとする。

(海上幕僚長への委任)

第6条 第1条の規定により備えなければならない書類の様式記載受領及び取扱に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

HP『海軍砲術学校』公開資料

海上自衛隊の使用する武器等の経歴簿に関する達（抜粋）

海自達11号 87.2.24

法類 6巻 第14類

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の使用する武器等（航空機にとり載せるものを除く。）の経歴簿（以下「経歴簿」という。）の作成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（経歴簿の目的）

第2条 経歴簿は、武器等の経歴を明らかにし、その性能の現状を把握することを目的とする。

（経歴簿）

第8条 経歴簿は、経歴票、砲（銃）、射撃記録、小火器射撃記録、とり中検査成績記録、魚雷発射記録、魚雷調整記録、魚雷用蓄電池充放電記録、擬製爆雷調整記録、訓練用機雷敷設記録及び訓練用機雷調整記録（以下「経歴票」という。）から成る。

2 経歴簿の様式

経歴簿の様式は、別紙様式第1から別紙様式第7までのおりとする。ただし、魚雷発射記録、魚雷調整記録及び魚雷用蓄電池充放電記録、訓練用機雷敷設記録及び訓練用機雷調整記録の様式については、別に定める。

3 経歴票等の記載要領

経歴票等の記載要領は、別紙のおりとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(作成)

第4条 基地隊、航空基地隊、通信隊、基地警防隊、警備隊、防備隊、監視隊の長又は艦船の長は、製造の武器等、供与又は貸与の武器等についてはその供用を受けるとき、すでに装備の武器等で経歴簿のないものについてはこの選による経歴簿配付の時既にそれぞれ経歴簿を作成するものとする。

(保管及び記載責任者)

第5条 経歴簿の保管及び記載責任者は、別に定める主管別による主管者とする。

2 保管責任者は、管理換、返納等のため当該武器等又はその一部の構成物を移動するときは、それぞれに経歴票等を添付するものとする。

3 記載責任者は、所要事項を記載したときは押印するものとする。

(記載の期間)

第6条 経歴票等の記載は、当該武器等の供用を受けたときから始め、廃棄になるまで継続するものとする。

(廃棄)

第7条 武器等が廃棄された場合は、経歴票等は、海上幕僚監部に返納するものとし、1年保存のうえ廃棄するものとする。ただし、航空基地装備の武器等については、別に定める航空機等来歴簿の取扱要領によるものとする。

(合冊及び分冊)

第8条 経歴簿は、主管別に作成するものとし、経歴簿の内容又は水年使用により1冊にまとめることが困難な場合は、適宜分冊とすることができる。

(特例)

第9条 経歴票等に記載された内容で秘密の指定のあるものについては、そのものを別冊としなければならない。

別 紙

経歴票等の記載要領

1 経歴票の記載は、次の要領による。

- (1) 装置又は機器の経歴票は、作成の際、「作成年月日」以下「納入年月」の欄まで記載し、事項発生につと、「事項発成年月日」以下「艦船名、部隊名」の欄に所要事項を記載するものとする。

- (2) 構成品の経歴票は、作成の際、「作成年月日」「№一」及び「構成品名称」以下「構成品納入年月」の欄まで記載するものとし、以下前号に準ずるものとする。
- (3) 重要事項の記載は、すべて朱書するものとし、訂正又はまつ消するときは、朱線を引くものとする。
- (4) 「№一」は、装置又は機器の経歴票については一連番号を付し、かつ、葉番号を記載するものとする。たとえば、構成品番号第8の第8葉目は「№8-8」のごとく記載する。
- (5) 「武器等名称」は、装置又は機器の名称を銘板のとおり記載する。
- (6) 「物品整理番号、Stock No.」は、武器等については物品整理番号を、供与又は貸与の武器等については、Stock No. を記載する。
- (7) 「取得番号、Requisition No.」は武器等については取得番号を、供与又は貸与の武器等については Requisition No. を記載する。
- (8) 「製造番号」は、武器等の製造番号を記載する。
- (9) 「製造年月」は、武器等の製造年月を記載する。
- (10) 「Serial No.」は、供与又は貸与の武器等の Serial No. を記載する。
- (11) 「全重量」は、武器等の全重量を記載する。全重量に増減があつたときは、そのつど訂正するものとする。
- (12) 「製造者名」は、武器等の製造者名を記載する。
- (13) 「納入年月」は、武器等の納入年月を、供与又は貸与の武器等については供用を受けた年月日を記載するものとする。
- (14) 「構成品名称」以下「構成品納入年月」の欄の記載要領は、前各号に準ずるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

05 「事項発生年月日」は、記載を要する事項の発生した年月日を記載するものとする。

06 「事項」は、管理換、供用、返納、装備、撤去、改造、故障修理等の項目を記載するものとする。

07 「摘要」は、発生事項の内容を簡単明りように記載するものとし、故障を修理した場合は、故障部品名又は電子管名（半導体を含む。）、回路名あるいは回路図番号等を記載するものとする。

部外又は造修所等において修理を実施した場合は、修理記録に基づき記載するものとする。改造等により武器等の名称が変更された場合は、摘要欄にその旨記載したのち旧名称を朱線で消し、新名称を記載するものとする。

08 2品目以上の構成品より成るものについては、構成品ごとに作成し、別々にとじるものとする。

2 砲（銃）射撃記録の記載は、次の要領による。

(1) 砲（銃）身位置は、連装以上の場合、右から1番、2番………砲（銃）身とする。

(2) 発射弾数の計の欄は、特に指示のあるまでは、強装1を常装2に、弱装2を常装1に、減装16を常装1に換算する。

(3) 記事欄には、発射時に事故、故障等があつた場合、所要事項を記載するものとする。

(4) 作成年月日及び記録票番号の記載要領は経歴票に準ずるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

8 小火器射撃記録の記載は、次の要領による。

- (1) 発射弾数は、実弾のみ記載するものとする。
- (2) 銃身を交換した場合は、頁を変えて記載するものとする。
- (3) 作成年月日及び記録票番号の記載要領は、経歴票に準ずるものとする。

4 とう中検査成績記録の記載は、次の要領による。

- (1) 砲(銃)身位置は、連装以上の場合、右から1番、2番………砲(銃)身とする。
- (2) とう中摩耗量の測定位置は、施条起端部から測定し、砲の場合、25、50、100、300、500ミリ、銃の場合50、150ミリ及び砲(銃)口から50、150ミリの位置で垂直方向を左欄、水平方向を右欄の各2方向の測定値を記入するものとする。
- (3) 銃のとう中麻耗量は、とう中摩耗測定器(エロージョンゲージ)の読みかえることができる。

別紙様式第1 省略

別紙様式第2 省略

注 (1) ルーズリーフ式でとじ穴(A4判80穴バインダーに合致)とし、紙質は上質紙約135Kgとする。

(2) 装置又は機器の経歴票は褐色刷り、構成品の経歴票は緑色刷りとする。

別紙様式第3～7 省略

艦船の修理定期検査に関する達（抜粋）

海自達 45号 45.7.1

法類 4巻 10類

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊の使用する船舶（以下「艦船」という。）の改造、修理、定期検査、年次検査及び入きよ（上架を含む。以下同じ。）の手続、定期検査、年次検査及び入きよの方法及び基準並びにとり載量の管理の手続及び基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改造：第6号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更する工事をいう。
- (2) 修理：第6号に定める応急修理以外の工事で既存の設計を変更することなくもとの性能を回復する工事をいい、特別修理、年次修理、中間修理及び臨時修理をいう。
- (3) 年次修理：年次検査と同じ時機にあらかじめ計画して行なり修理をいう。
- (4) 中間修理：特別修理及び年次修理以外の修理であらかじめ計画して行なり修理をいう。
- (5) 臨時修理：特別修理、年次修理及び中間修理以外の修理で必要に応

じてそのつど行なり修理をい。

(6) 応急修理：保安上緊急を要する場合に応急的に行なり工事をい。

(7) 造修所長等：造修所長及び基地隊司令

(8) 艦船長等：艦船の長及び艦船の長が置かれていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあつて、艦船を運用することと定められている科又は課の長をい。

第2章 年度計画

(年度計画で定める範囲)

第8条 艦船の特別修理、年次修理、中間修理、定期検査、年次検査及び入きよ(以下「修理等」とい。)の実施は、年度計画で定めるものとする。この場合において、中間修理は原則として毎会計年度1回、特別修理又は年次修理と別に計画するものとする。

(年度計画の決定)

第4条 海上幕僚長は、地方隊に所属する自衛艦以外の自衛艦について修理等の年度計画を決定し、海上自衛隊業務別計画で示すものとする。

2 地方總監は、基地隊の造修事務能力を考慮のうえ、当該地方隊に所属する自衛艦及び当該地方總監部に在籍する支援船について修理等の年度計画を決定し、部隊業務別計画で示すものとする。

この場合において、船舶の造修等に関する訓令(以下「訓令」とい。)

第4条第2項の規定の適用を受けようとするときは、あらかじめ海上幕僚長の承認を受けるものとする。

(参考)

船舶の造修等に関する訓令

第4条 定期検査は、次の各号に掲げる船舶について、その就役した日又は前回の定期検査が完了した日から起算して当該各号に定める期間を経過した時に行なりものとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 鋼船(潜水艦及び魚雷艇を除く。) | 4年 |
| (2) 鋼船以外の船舶及び鋼製の魚雷艇 | 8年 |
| (3) 潜水艦 | 2年 |

2 前号の規定にかかわらず、船舶が外国に向けて航海する等の理由により海上幕僚長等(海上自衛隊の使用する船舶にあつては海上幕僚長、防衛大学校の使用する船舶にあつては防衛大学校長をいう。以下同じ。)が必要と認める場合には5箇月をこえない範囲内において同項の時期を繰り上げ、又は繰り下げて、大規模な改造又は修理が行なわれる場合にはその時期を繰り上げて定期検査を行なりことができる。

3 年次検定は、毎会計年度1回行なりものとする。以下略

4~5 省略

8 海上幕僚長は、2会計年度にわたる艦船の修理等を計画する場合には、当該計画を修理等が開始される年度の前前年度の末日までに定めるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(細部日程)

第5条 造船所長等は、所要の時期までに艦船長等と協議して、年度計画に基づき修理等の細部日程を定め、当該艦船長等及び所要の向きに通知するものとする。

2 前項の細部日程を定める場合において、修理等の準備をするための艦船の在港日程を定める基準は、次の表に示すとおりとする。

在港の目的	時 期	在港日数
現場調査及び艦船長等との調整	着工予定日前30日から 40日までの間	8日ないし 9日間
入札者に対する現場説明	着工予定日前10日から 20日までの間	2日ないし 8日間

(年度計画案の提出)

第6条 地方総監は、当該地方隊に所属する自衛艦及び当該地方総監部に在籍する支援船についての修理等の年度計画案を修理等が行なわれる年度の前年度11月末日までに海上幕僚長に提出するものとする。

第3章 改 造

(艦船長等からの改造要望)

第7条 艦船長等及び艦船が所属する部隊又は機関の長は艦船について改造の必要性を認められた場合には、別紙様式第1により作成した改造工事要望書4部を、当該艦船が在籍する地方総監部の所属する地方隊の地方総

監の指揮下の造修所長等（以下「在籍造修所長等」という。）に送付するものとする。

2 前項の規定による要望書を受理した造修所長等は、それに所見を付して地方総監に進達するものとする。この場合において、造修所長等が改造を必要と認めたものについては、別紙様式第2による改造工事計画書を添付するものとする。

3 前項の規定による要望書の進達を受けた地方総監は改造を必要と認めたものについて、当該要望書に所見及び別紙様式第2による改造工事計画書を添付して海上幕僚長に申請するものとする。

（造修所長等からの改造要望）

第8条 省 略

（地方総監からの改造要望）

第9条 省 略

（改造計画の決定）

第10条 海上幕僚長は、自ら又は前8条に規定する地方総監からの申請に基づき、改造計画（訓令1・2条に定める特別改造に係る計画を除く。）を決定するものとする。

（改造完成期日の変更）

第11条 省 略

(到着日時の通知)

第12条 造修所長等は改造艦船について、施工地到着日、施行場所、着工日及び工事完了予定日が確定したとき並びに工事が完了したときは、すみやかに艦船長等に通知するものとする。通知した事項を変更した場合も同様とする。

(国有財産の増減報告)

第13条 省 略

(改造完了報告書)

第14条 省 略

(完成図書の修正)

第15条 省 略

第4章 修 理

(修理の実施区分)

第16条 艦船長等は別紙の乗員修理実施標準に定める修理を行なうものとする。

2 造修所長等は、艦船長等からの請求に基づき、前項に定める修理以外の修理を行なうものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(特別修理、年次修理、中間修理の請求)

第17条 艦船長等は、別紙様式第1により作成した修理工事請求書4部を、造修所長等が通知した修理開始期日の45日前までに当該造修所長等に送付するものとする。

(臨時修理の請求等)

第18条 艦船長等は、艦船について臨時修理の必要を認めるときは、別紙様式第1により作成した臨時修理工事請求書4部を在籍造修所長等に送付するものとする。ただし、寄港地において臨時修理をする必要がある場合には、寄港地もよりの造修所長等に送付することができる。

2 前項の請求を受理した造修所長等は、その実施について地方総監の承認を得るものとする。

(定期検査、年次検査の結果に基づく修理)

第19条 艦船長等は、造修所長等から定期検査又は年次検査の結果修理を要するものと指摘された場合には、自ら又は造修所長等に請求して修理を行なうものとする。

2 艦船長等は、前項の規定により自ら修理を行なった場合には、当該造修所長等にその結果を通知するものとする。

(修理請求の査定)

第20条 造修所長等は、修理の請求を受理した場合には、予算工期その他の条件を考慮のうえ、修理を行なうものとする。

(運用規定)

第 21 条 省 略

第 5 章 応急修理

(応急修理の請求)

第 22 条 艦船長等は、艦船の事故により損害を生じた場合にはもよりの造修所長等に応急修理を請求することができる。

(応急措置等)

第 23 条 応急修理の請求を受理した造修所長等が在籍造修所長等でないときには、すみやかに保安上緊急を要する措置を講じたのち、その旨を地方総監に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた地方総監は、当該艦船が在籍する地方総監部の地方総監と応急修理の担当について協議するものとする。

(応急修理の報告)

第 24 条 応急修理を担当する造修所長等は、すみやかに損害の状況及び応急修理の方法について、海上幕僚長及び地方総監に報告するとともに、当該艦船が在籍する地方総監部の地方総監及び艦船長等に通知するものとする。

(準用規定)

第 25 条 省 略

第6章 とう載重量の管理

(とう載重量の管理の原則)

第26条 艦船の改造、修理及び応急修理を実施する際は、とう載重量の増加及び重心位置の上昇は最小限にとどめなければならない。

(とう載重量の管理者)

第27条 造修所長は、在籍艦船についてとう載重量の管理を行なうものとする。ただし造修所長は、基地隊に所属する艦船についてのとう載重量の管理を基地隊司令の指定する者に代行させることができる。

(とう載重量管理の基準)

第28条 艦船のとう載重量の管理は、別表とう載重量管理標準に従い行なうものとする。

(予定とう載重量票の作成)

第29条 省略

(完成とう載重量票の作成)

第30条 省略

(重量原簿の備え付け等)

第31条 省略

(完成とり載重量票及び重量原簿の保管)

第82条 造修所長等は、在籍艦船についての完成とり載重量票及び重量原簿を当該艦船が除籍されるまで保管するものとする。

第7章 定期検査及び年次検査

(検査の基準等)

第88条 定期検査及び年次検査の方法及び基準は、それぞれ別冊第1定期検査実施基準に定めるとおりとする。

(検査の請求)

第84条 艦船長等は、造修所長等が通知した定期検査又は年次検査(以下この章において「検査」という。)の開始期日の45日前までに、別紙様式第1により作成した検査請求書4部を当該造修所長等に送付するものとする。

2 艦船長等は、前項の請求をする場合には、前条に定める実施基準に基づき調査を行ない、検査をする箇所についての使用実績、点検成績、修理記録、その他の検査に必要な資料を作成し、請求書に添付するものとする。

(検査の実施)

第85条 造修所長等は、前条の規定による請求を受理した場合には、第88条に定める実施基準により検査を実施するものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(検査に対する協力)

第86条 艦船長等は、検査の準備、検査に必要な機器の操作及び検査後の復旧等の作業について造修所長等に協力するものとする。

(艦船検査官及び武器検査官の検査)

第87条 艦船検査官及び武器検査官は、造修所が実施する検査について、次の事項を確認するものとする。

- (1) 検査実施計画案の内容
- (2) 実施段階における各検査項目の検査の脱漏の有無
- (3) 検査の判定結果

(疑義の報告)

第88条 艦船検査官及び武器検査官は、前条の確認の結果、疑義を認められた場合は、その旨を造修所長に報告するものとする。

(検査結果の処置)

第89条 造修所長等は、検査の結果、当該艦船について次の処置をとる必要があると認めるときは、その処置について地方総監に報告するものとする。

- (1) 使用制限をつけること。
 - (2) 次回の定期検査又は年次検査までの間の特に定める時期に特に定める修理又は検査を実施すること。
- 2 前項により報告を受けた地方総監は、必要な処置を定めるものとする。
ただし、艦船に永久的な使用制限を付けようとするときは、その旨を海

HP『海軍砲術学校』公開資料

上幕僚長に申請するものとする。

8. 艦船長等は、前項の規定により地方総監が定めた処置又は海上幕僚長の承認があるまでの間は地方総監が申請した処置に従わなくてはならない。

(検査完了報告)

- 第40条 造修所長等は、検査を完了した場合には、すみやかに別紙様式第7による定期(年次)検査完了報告書を当該地方総監に提出するものとする。

第8章 入きよ

(入きよ回数)

- 第41条 入きよは、毎会計年度次の標準により行なうものとする。

艦 船 の 種 別	回 数
鋼製自衛艦(魚雷艇及び特務艇高速型を除く)	1
木製自衛艦(正 上)	2
魚 雷 艇 及 び 特 務 艇 高 速 型	2又は8
鋼 製 支 援 船	1
木 製 支 援 船	1又は2

(入きよの請求)

- 第42条 艦船長等は、入きよを請求する場合には、年度計画で定める入

きよについては造修所長等が通知した期日の45日前までに、また臨時の入りよについてはそのつど、それぞれ別紙様式第1により作成した入りよ工事請求書4部を在籍造修所長等に送付するものとする。

(入りよの決定)

第48条 造修所長等は、艦船長等から臨時の入りよの請求を受理した場合には、年度計画に従い、ドックの状況等を考慮のうえ、入りよの期日、場所等を決定し、当該艦船長等に通知するものとする。

2 造修所長等は、艦船長等から臨時の入りよの請求を受理した場合には、入りよの実施について地方総監の承認を得たのち、前項の処置をとるものとする。

(入りよの準備)

第44条 艦船長等は、入りよする場合には適宜の物件の陸揚げを行ない艦船の最大平均きつ水、トリム及び左右傾斜を次の表に掲げる基準に調整するものとする。

常備状態排水量	最大平均きつ水	艦尾トリム(水線長との比)	左右傾斜
8000トン以上	常備状態排水量から次のものを減じた排水量のきつ水 (1) 弾薬の重量 (2) 燃料タンクの $\frac{1}{2}$ の燃料の重量 (3) 補給物件の重量	$1/150$ 以内	
8000トン未満 500トン以上		$1/100$ 以内	
500トン未満		$1/50$ 以内	

2. 艦船長等は、入きよする場合には、弾薬その他の火工品及びガソリンの陸揚げも行なうほか、次に掲げる場合には、重油、軽油その他引火しやすい物品（以下この項において「油類等」という。）の陸揚げをも行なりものとする。

- (1) 当該艦船装備の消火装置又は応急の消火装置を利用し得ない場合
- (2) 工事の影響等により、油類等の温度が過度に上昇するおそれがある場合

（入きよ中の作業）

第45条 造船所長等は、入きよ中の艦船について没水部の清掃、塗装及び次に掲げる部分の検査等を行なりものとする。ただし、没水部の状態が良好な場合には、省略することができる。

- (1) 没水部の外板
- (2) 保護亜鉛板
- (3) かじ
- (4) いかり及びびより鎖
- (5) 吸水口、排水口、その他艦外部に通ずる部分
- (6) 弾薬庫の海水弁、注排水弁
- (7) 諸タンク及び注排水装置（潜水艦のみ。）
- (8) プロペラ、プロペラ軸及び船尾軸
- (9) 軸ブラケット
- (10) 方位盤類（入きよ排水量の80パーセントを残した半排水の状態で行なう検査を行なり必要があるときは、その状態で行なうものとする。）
- (11) 発射管の門び及び前び

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 02 探信儀、水中聴音機、水中通話機、艦艇測程儀、音響測深儀等の艦外部に通ずる部分
- 03 接地板（木製艦船のみ。）

第9章 雑 則

（記録の送付）

第46条 造修所長等は、在籍艦船について改造、修理、応急修理、定期検査、年次検査を実施したときは当該工事又は検査の記録を、また入きよを実施したときは、別紙様式第8による入きよ記録を、当該艦船長等に送付するものとする。

（委託）

第47条 省 略

（委任規定）

第48条 この選の実施に関し必要な細部事項は、地方総監が定めるものとする。

附 則

この選は昭和45年7月1日から施行する。

備 考

工事請求書に使用されている略号は、次のとおりである。

1 査定欄の艦内工作不可能の場合

- | | |
|-------------|---|
| (1) 技術的に不可能 | 技 |
| (2) 設備不足 | 設 |
| (3) 工数不足 | 工 |
| (4) 材料不足 | 材 |

2 決定欄の施行又は不施行の場合

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 施行 | ○ |
| (2) 修理不要 | A |
| (3) 予算不足 | B |
| (4) 担当人員不足 | C |
| (5) 造修施設能力不足 | D |
| (6) 乗員整備 | E |
| (7) 艦船行動の都合又は工期不足 | F |
| (8) 部品不足 | G |
| (9) 上記以外 | H |

◎艦船の乗員整備に関する達

〔昭和58年4月22日〕
海上自衛隊達第21号

(目的)

第1条 この達は、艦船搭載の機器・装置及び船体を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるため、乗員による整備を計画的に、確実かつ効率よく実施するに必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗員 艦船の乗員又は艦船の乗員が定められていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあつて、艦船を整備することと定められている隊員をいう。
- (2) 整備 機器等を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるために実施する点検、手入れ、調整及び部品交換の諸作業をいう。
- (3) 機器等 艦船搭載の機器・装置及び船体をいう。
- (4) 艦船の長 艦船の長又は艦船の長が定められていない艦船については、当該艦船の所属する部隊又は機関にあつて、艦船を運用することと定められている隊、所若しくは科又は課の長をいう。
- (5) 造修所長等 造修所長及び基地隊司令をいう。

(整備実施要領の策定)

第3条 海上幕僚長は、次を内容とする整備実施要領の標準を定める。この標準は、標準整備カードにより、別に示す。

- (1) 機器等の整備すべき項目(以下「整備項目」という。)
- (2) 整備項目ごとに整備の種別、整備実施の周期(以下「周期」という。)、作業の手順、点検要領、安全上実施すべき措置、整備に必要な工数等

2 前項第2号の整備の種別及び周期は、次表のとおりとする。

整備の種別	周期	(記号)
日 施 整 備	毎 日	(D)
週 間 整 備	週 に 1 回	(W)
1 箇 月 整 備	月 に 1 回	(M)
3 箇 月 整 備	3 箇 月 に 1 回	(Q)
6 箇 月 整 備	6 箇 月 に 1 回	(S)
年 間 整 備	1 年 に 1 回	(A)
定 検 時 整 備	定 期 検 査 時	(C)
状 況 整 備	機 器 等 の 状 況 に 応 じ 必 要 な 時 刻。	(R)

HP『海軍砲術学校』公開資料

3 艦船の長は、第1項の標準整備カードに基づき、自艦に適用する整備カードを作成するものとする。

(整備計画等の策定及び整備の実施)

第4条 艦船の長は、前条第3項により作成した整備カードに基づき、次の整備計画及び整備予定を定め、これらに基づいて整備を実施するものとする。

(1) 周期整備計画 定期検査終了後から次の定期検査開始までの間を3箇月ごとに区切り、その各3箇月間に実施すべき整備計画

(2) 四半期整備計画 前号による各3箇月を週ごとに区切り、各週に実施すべき整備計画

(3) 週間整備予定 前号による各週ごとに実施すべき整備の毎日の予定

(整備の実施状況の把握及び計画等の補備、修正)

第5条 艦船の長は、週間整備予定をもつて毎日の、四半期整備計画をもつて週ごと及び3箇月ごとの整備実施状況をそれぞれ予定及び計画と照合し、実施できなかつた整備項目について、週間整備予定、四半期整備計画及び要すれば周期整備計画を補備、修正し、当該整備項目の速やかな実施を図るものとする。

(整備の請求)

第6条 艦船の長は、乗員で整備を実施することが困難なものについては、造修所長等に整備の実施を請求することができる。この場合において、請求を行うときの手続は、艦船の修理、定期検査等に関する達(昭和45年海上自衛隊達第45号)第17条又は第18条の規定を準用するものとする。

(細部事項)

第7条 この達に定めるもののほか、細部事項については別に定める。

附 則

1 この達は、昭和58年5月1日から施行する。

2 水上艦船の保存整備に関する達(昭和36年海上自衛隊達第69号)は廃止する。

○艦船の乗員整備の細部要領につ

いて(通達)

〔昭和58年4月22日〕
海幕艦船第1651号

海上幕僚長から 各部隊の長
各機関の長 へ

艦船の乗員整備の細部要領について (通達)

標記について、艦船の乗員整備に関する達(昭和58年海上自衛隊達第21号)(以下「達」という。)第3条及び第7条の規定に基づき、別紙のとおり定め、昭和58年5月1日から実施する。

添付書類：別紙「艦船の乗員整備の細部要領」

別紙

艦船の乗員整備の細部要領

1 趣旨

艦船の乗員整備に関する細部事項を定める。

2 標準整備カード及び標準整備カードリスト

(1) 標準整備カード及び標準整備カードリスト(標準整備カードに記載する機器等ごとの整備項目、同項目の周期及び所要工数を示す。)は別途技術部長から通知させる。

(2) 標準整備カード及び標準整備カードリストは、次の場合必要と認めるものについて、変更又は新たに作成(以下「変更等」という。)する。

ア 機器等の改造を行ったとき。

イ 乗員整備データシステムによる分析結果を得たとき。

ウ 新規の機器等を搭載したとき。

エ 艦船の長から変更等の上申があつたとき。

3 整備カード及び整備カードリスト

(1) 艦船の長は、標準整備カードリスト及び整備カードに基づき整備カードリストを作成する。

(2) 艦船の長は、前号の他、標準整備カード及び標準整備カードリストが作成されていない機器等で整備カード及び整備カードリストに基づき整備を実施することが適当と認めるものについては、当該機器等の取扱説明書及びその他の完成図書に基づき、整備カード及び整備カードリストを作成する。

4 整備計画の策定及び整備の実施

(1) 艦船の長は、主要業務、訓練、修理等についての年間整備関連業務計画を定める。

(2) 周期整備計画は、整備カードリストに基づき定める。また毎年、年間整備関連業務計画に基づく見直しを行い、必要に応じて修正する。

(3) 四半期整備計画は、年間整備関連業務計画、周期整備計画及び整備カードリストに基づき定める。

H P 『海軍砲術学校』 公開資料

- (4) 週間整備予定は、四半期整備計画及び整備カードリストに基づき定める。
 - (5) 前各号に係る計画表等は、付表第1から付表第4の様式により作成する。計画表等の作成要領及び記載例は、付表第5から付表第8に示す。
 - (6) 整備の実施に当たっては、整備カードを携行し、同カードに定められた要領に従って確実に行う。
- 5 整備実施状況の把握及び計画の補備、修正
- 整備実施状況と前項第5号の計画表等との照合及び同計画表等の補備、修正の要領は、付表第6から付表第8に示す。
- 6 その他
- (1) 整備カードを作成していない機器等の整備は、取扱説明書に基づき及びその他の完成図書を参考として実施する。
 - (2) 使用時間による整備を定めている機器等について、その使用態様により整備時期が整備カードによるものと整合しない場合には、規定の時間に達したときに整備を実施する。
 - (3) 艦長の長は、この艦船の乗具整備の細部要領に基づく整備に関して、必要な事項を定めるものとする。

護衛艦隊各庁長 殿

護衛艦隊司令官

自艦の乗員整備の細部要領について(通達)

標記について、関連文書によるほか、別紙のとおり定める

- 関連文書：1 海幕艦船第1651号(58.4.22.)
2 自艦隊(後)第363号(58.5.11.)

添付書類：別紙「護衛艦隊乗員整備細部要領」

写送付先：海上幕僚監部技術部長

自衛艦隊司令官

航空集団司令官

潜水艦隊司令官

各地方総監

練習艦隊司令官

海洋業務群司令

第 1、第 2、第 4 術科学学校長

各掃海隊群司令

開発指導隊群司令

第 1、第 2、第 3、第 4 海上訓練指導隊司令

第 1 輸送隊司令

各造修所長

あづま、はまな、さがみ艦長

護衛艦隊乗員整備細部要領

1 趣 旨

この要領は、艦長が整備に関する必要事項を定める場合に準拠すべき細部事項について定める。

2 整備カード及び整備カードリスト

整備カード及び整備カードリストは、保管用及び作業用の2組とし、次の区分により保管する。

- (1) 保管用は当該機器等の整備を担当とする科
- (2) 作業用は当該機器等の整備を担当とする配置

3 整備計画の策定

- (1) 艦長は、次を含む年度乗員整備実施計画を定め、当該年度の教育訓練等計画の中で示す。

ア 基本方針及び重視項目

イ 年間整備関連業務計画表

ウ 付紙様式による各科別主要整備計画表

- (2) 周期整備計画表、四半期整備計画（実施）表及び週間整備予定（実施）表（以下「週間整備予定（実施）表等」という。）の案は、それぞれ当該機器等の整備を担当とする各科ごとに作成する。

4 整備の実施

- (1) 各科長は、週間整備計画（予定）表に従い当該機器等

HP『海軍砲術学校』公開資料

の整備を実施する。

- (2) 各科長は、課業の終了後、整備の完了及び異状の有無を確認し艦長に報告する。

5 整備実施上の支障等が発生した場合の処置

- (1) 予備品不足、工数不足、工具不足、技量不足、行動の都合及びその他の理由から、計画又は予定した整備が実施できなかつた場合（以下「計画整備支障」という。）、各科長は実施できなかつた整備項目について週間整備予定（実施）表等の修正案を作成し艦長に報告するとともに、要すれば整備の請求についての手続きを行い、当該整備項目の速やかな整備に努める。

- (2) 不良個所を発見した場合、各科長は、不良個所発見簿に所要事項を記入させ、その内容に応じて所要事項を艦長に報告するとともに、要すれば修理の請求についての手続きを行い、当該不良個所の速やかな修復に努める。

6 計画表等の記入要領

- (1) 年間整備関連業務計画表の諸点検の欄は、防水区画定期検査及び機関部定期試験の実施時期等を含めて記入する。

- (2) 週間整備予定（実施）表の備考の欄は、整備が実施できなかつた整備項目とともにその理由、（計画整備支障及び不良個所等）を簡潔に併記する。

(3) 整備を実施した後の記録は、次により行う。

計 画 表 等 名	記 録 の 時 期
四半期整備計画（実施）表	前週分を翌週頭
週間整備予定（実施）表	毎 日

7 週間整備予定（実施）表等及び不良個所発見簿の作成、
艦長の査閲時期

週間整備予定（実施）表等及び不良個所発見簿の作成、
査閲の時期は、原則として次のとおりとする。

項 目 区 分	作 成 時 期	査 閲 の 時 期
周期整備計 画表	当該周期の開始 の1か月前	
四半期整備 計画(実施)表	当該四半期の開 始の1週間前	当該四半期の終了の翌 月頭
週間整備予 定(実施)表	当該週の開始の 3日前	当該週の翌週頭
不良個所発 見簿		当該四半期の終了の翌 月頭及び艦長が必要と 認めた場合

8 計画表等及び不良個所発見簿の保管期間の特令

計画表等及び不良個所発見簿は、次により保管する。

(1) 定期検査の直前の年次検査又は中間修理において、検
査又は修理が、不施行と査定された機器等の四半期整備

計画（実施）表については、定期検査の終了後1年

(2) 艦長が必要と認める不良箇所発見簿については、検査

記録、来歴簿又は経歴簿に所要事項を転記後1年

9 標準整備カード及び標準整備カードリストの変更等

(1) 艦長は、標準整備カード及び標準整備カードリストの

変更等について上申する場合、同種機器等を装備してい

る艦の艦長に上申文書の写を送付する。

(2) 護衛隊群司令（「あきづき」については本職）は、標

準整備カード及び標準整備カードリストの変更等の上申

文書を経由させる場合、同種の機器等を装備している他

艦の整備上の状況を検討して所見を付する。

海幕艦第 4 1 4 8 号
5 3 . 1 0 . 2 3

自衛艦隊司令官 殿
各地方総監

海上幕僚長

乗員整備データの収集要領について(通達)

標記について、別冊のとおり定める。

なお、乗員整備データの収集要領について(通達)(海幕艦
第 2 9 1 0 号。5.2.7.2)は廃止する。

添付書類：別冊「乗員整備データの収集要領」

写送付先： 略

乗員整備データ収集要領の概要

- 1 目的 艦船の装備について、その故障状況、整備状況に関する情報を分析評価することにより、不良機器の抽出及び乗員整備、修理等の実態を把握し、装備の改善及び計画整備の資料を得て、艦船の可動率及び安全性の向上を図ることを目的としている。

2 経過概要

- (1) 45年度 水上艦船機関整備法に関する研究(2MSS)
- (2) 46年度 機関整備データ収集に関する研究(MSO、2MSS)
- (3) 48年度 機関整備調査票(案)の試行
- (4) 50年度 プログラミング、テストラン、結果発表(2術研)
- (5) 51年度 乗員整備データシステムの設計(MSO)
- (6) 52年度 プログラミング、一部艦艇施行(横造所)
- (7) 53年度 一部艦艇継続施行(同上)

3 基本構想

- (1) 艦船整備データシステムのサブシステムとして位置づけられる(第1図参照)
- (2) 当初は横須賀在籍艦艇7隻を対象とし、53年度以降逐次拡大を図り自衛艦全部(約150隻)を対象とすることを旨とする。
- (3) データ収集、処理分析は、横須賀造修所資料管理科が行う。
- (4) 将来、年検、定検等のデータ処理システム(造修実績システム)と一体化し、艦船整備データ収集処理システムとする。

4 乗員整備データシステムにおける資料の流れ(第2図参照)

艦艇長は、整備調査用紙に必要事項を記入し、月ごとに取りまとめ隊司令等へ送付する。

隊司令等は、送付された整備調査用紙を確認のうえ横須賀造修所長に送付する。

横須賀造修所長は、整備調査用紙の記入内容を審査のうえ、分析及び評価検討を行うとともに、統計資料を作成し、所要の部隊等に配布する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

5 調査票等

(1) 調査票等の種類

ア 整備調査票 (第3図)

- (ア) 故障発生時の状況、原因の記録及び計画整備支障時の記録を記入する
- (イ) 可動期間中の故障について、修理請求する場合、臨時修理工事請求書に記入する。

イ 整備調査票補足記録 (第4図)

計画整備支障及び修理支障の要因となった不足部品その他について記入する。

ウ 使用時数記録票 (第5図)

指定機器の月間使用時数を記入する。

エ 累計使用時数記録票 (第6図)

通達には規定されていないが、対象艦になった時、新造時からの使用時数及びO/H後の使用時数を記入する。

(2) 起票時期

ア 整備調査票

(ア) 可動期間中の故障発生時

(イ) MRC機器の整備支障時

a 週間整備が実施できなかった時

b 月間整備以上の整備が1ヶ月以上遅延した時

(ウ) 臨時修理を請求する場合

イ 整備調査票補足記録

(ア) 計画整備及び乗員修理が予備品不足により阻害された時

(イ) 故障の詳細な状況及び種々の改善要望等がある場合

ウ 使用時数記録票

乗員整備データの収集要領別冊に定める指定機器について、毎月末及びオーバーホール完了月

エ 累計使用時数記録票

対象艦となった最初の月のみ記入

(注) 可動期間とは、定期検査、年次検査、中間修理、特別改造及び改造を除いた期間をいう。

MRC機器とは整備カードが作成されている機器をいう。

- 原因区分**
- A. 運轉操作止
 - A1 準備の不十分
 - A2 監視の不十分
 - A3 誤 認
 - A4 操作の誤り
 - B. 電 源 上
 - B1 点検、検査不十分
 - B2 艦内工作の不具合
 - B3 取付、調整、取組の不具合
 - C. 途 途 上
 - C1 検査の不十分
 - C2 設計、構造の欠陥
 - C3 材質の不具合
 - C4 工作修正不具合
 - D. 材料 費 耗
 - D1 自然費耗
 - D2 使用不具合による費耗
 - E. その他
 - E1 衝突、接触、底触
 - E2 火 災
 - E3 浸 水
 - E4 その他

E票

艦区 M 行区 2

整備調査票

作成 年 月 日

科長 記注者

艦番号 1 科コード 14 一貫番号 15 艦名 科名

発生年月日 1 機名

計 画 整 備 支 障

23号	機名コード	周回番号	制約事項
1			1.予備品不足 2.行動の都合 3.工数不足 4.積量不足 5.工具不足 9.その他

故 障

23号	機名コード	機名区分コード	MRC有無	製造番号	月給から始期までの使用時間	個数
2		00	1有 0無			

発見時区分	4.試運転中	機能発揮区分	処置内容	制約事項
1.停止中 2.起動時 3.通常運転中	2.運転状態変更時 6.停止操作時 9.その他	1.可 動 2.非 可 動 3.出力低下	1.修理完了 2.応急修理 3.未 処 置	1.予備品不足 2.行動の都合 3.工数不足 4.積量不足 5.工具不足 9.その他

故障状況等要約

原因区分	故障形態	乗員作業員数	乗員作業時間	修理開始年月日	修理終了年月日	臨時修理工事請求有無
17		24	27	31		1有 0無
10						
17						
10						

- 故障形態**
- 01 変 形
 - 02 欠き傷
 - 03 破 損
 - 04 剝離脱落
 - 05 腐 蝕
 - 06 焼 損
 - 07 固 着
 - 08 摩 耗
 - 09 漏えい
 - 10 接触不良
 - 11 当り不良
 - 12 接 触 不良
 - 13 短 路
 - 14 絶縁不良
 - 15 断 路
 - 16 調整ずれ
 - 17 雑音
 - 18 特性不良
 - 19 作動不良
 - 99 その他

作成 年 月 日 工番 号

- 査定欄**
- ① 技術的に不可能
 - ② 設備不足
 - ③ 工数不足
 - ④ 材料不足

- 決定欄**
- 施行 (不施行理由)
 - A. 修理不要
 - B. 予算不足
 - C. 担当人員不足
 - D. 造修施設能力不足
 - E. 乗員整備
 - F. 艦船行動の都合又は工期不足
 - G. 部品不足
 - H. 上記以外

臨時修理工事請求書

工事項目	完成希望年月日 年 月 日	所長	司令
工事項目事項	単位	部長	艦長
	数量	科長	査定者
	緊急度 至急・普通	係長	科長
所 見	完成予定期日 年 月 日	補足記録の有無 ページ	
	担当者	有・無 /	

HP『海軍砲術学校』公開資料

海幕艦第 3071 号

54. 8. 9

自衛艦隊司令官
各地方総監

殿

海上幕僚長

乗員整備データの収集について(通達)

標記について、別紙により実施されたい。

なお、海幕艦第 4149 号(53. 10. 23)は廃止する。

関連文書：海幕艦第 4148 号(53. 10. 23)

添付書類：別紙「実施艦艇等」

写送付先：技術研究本部技術開発官(船舶担当)

自衛艦隊司令官

練習艦隊司令官

需給統制隊司令

第 1、第 2、第 4 術科学校長

各艦隊群司令

HP『海軍砲術学校』公開資料

○ 艦船の定期、年次検査査定状況等報告要領の制定について

〔昭和51年3月17日〕

自艦隊（後）第136号

改正：昭和53年自艦隊（後）第278号（第1次改正）

昭和56年自艦隊（作）第94号（第2次改正）

自衛艦隊司令官から

自衛艦隊各直轄部隊の長あて

（プログラム業務隊司令を除く。）

艦船の定期、年次検査査定状況等報告要領の制定に
ついて（通達）

標記について、別紙のとおり定め、昭和51年4月1日から実施する。

なお、「艦船の定期、年次検査の査定状況の報告等について（通知）（自艦隊（後）第173号。49.4.26）」及び「艦船の定期、年次検査の査定状況報告の提出要領について（通知）（自艦隊（後）第406号。50.9.25）」は、同日付をもつて廃止する。

添付書類：別紙「艦船の定期、年次検査査定状況報告要領」

艦船の定期、年次検査査定状況等報告要領

1 目的

この報告要領は、各上級指揮官及び各艦艇長等が、艦船の安全性、性能等の維持回復を図るため、検査の実施を把握し、あわせて修理請求に粗漏のないことを期することを目的とする。

2 報告の対象

艦船の任務達成に必要な安全性、性能等の維持回復に関係する検査及び修理の査定状況

3 評価の基準及び付与する評価

次の表のとおりとする。

付与する評語	評 価 の 基 準
X	次回の定期検査又は年次検査まで安全性、性能等を維持することができるものと認められるもの。
Y	次回の定期検査又は年次検査まで安全性、性能等を維持することが困難であり、早期施行を必要とすると認められるもの。
Z	検査及び修理が施行又は改善されるまでの間使用を見合わせるか、あるいは使用又は取扱いの制限を必要とすると認められるもの。

4 報 告

(1) 報告期限

定期、年次検査開始後15日以内

(2) 報告先及び報告要領

ア 各艦艇長等は、各造修所長の行う査定の状況及びその根拠を把握の上、付紙第1から第4様式により各上級指揮官に査定状況等を報告するとともに、検査を実施する造修所長に写を送付する。

イ 各上級指揮官は、各艦艇長等の報告に基づき、付紙第5様式により、調整の結果をとりまとめ各艦艇長から提出された報告書に添付し、順序を経て自衛艦隊司令官に報告する。

5 調整の標準

次の表のとおりとする。

部 隊		調 整 実 施 者			
		隊司令	群司令	護衛艦隊司令官 航空集団司令官	自衛艦隊司令官
護 衛 艦 隊	直 轄 艦			X・Y・Z	
	群直轄艦		X・Y・Z	Z	
	隊所属艦	X・Y・Z	Y・Z	Z	
潜 水 艦 隊	群直轄艦		X・Y・Z	Z	
	隊所属艦	X・Y・Z	Y・Z	Z	
掃 海 隊 群	群直轄艦		X・Y・Z		Z
	隊所属艦	X・Y・Z	Y・Z		Z
開発指導隊群	群直轄艦		X・Y・Z		
第1輸送隊所属艦		X・Y・Z			Y・Z
自艦隊所属艦					Y・Z
航空群所属艇		X・Y・Z	Y・Z	Z	

注：表中の X Y Z は第3項で規定する評語に該当する工事を示す。

検査工事査定状況報告書

(船体の部)

部隊艦艇名	検査の種類	定期検査 (甲法、乙法、丙法) 年次検査	査定 年月日	安全性、性能等に及ぼす影響			記事
				評語	評語付与の 具体的理由	区分に対して の影響の有無	
区分	工事 項目	査定 略号					
船	こく						
水密区画	密区画						
操舵装置 (舵を含む。)	装置						
係留装置 (錨鎖を含む。)	装置						
揚艇装置	装置						
揚貨装置	装置						
洋上給油装置	装置						
消防設備	設備						
救命設備	設備						
居住設備 (通風、交通) 設備を含む。	設備						
特に腐食しやすい箇所							
復原性能、予備浮力							
弾薬庫 (注：排水管系を含む。)							
備考							

(記入要領)

- 1 区分欄は、安全性、性能等の維持回復上関係ある検査工事を総括したものである。不足又はこの区分によりがたいときは適宜追加又は削除し記入する。
- 2 工事項目は、昭和45年海自達第45号別冊第1、第2定期、年次検査実施基準に示される検査箇所記載の程度で記入し、安全性、性能等に及ぼす影響の具体的理由は同検査基準の検査の程度欄記載事項を基準として判断を加えたものを記入する。
- 3 査定略号は造修所の査定略号(0、A~H)の見込のものを記入する。
- 4 記事欄には前回検査、修理年月日、使用実績等を記入する。
- 5 備考欄には査定で施行されるもので、艦で不必要又は他の工事へのふりかえを希望するものがあれば記入する。

(B4版横書きとする。)

検査工事査定状況報告書

(機関の部)

部隊、艦艇名		検査の種別	定期検査 (甲法、乙法、丙法) 年次検査	査定年月日		
区分	工事項目	査定略号	安全性、性能等に及ぼす影響			記事
			評語	評語付与の 具体的理由	区分に対して の影響の有無	
1	主機及び 関連補機					<p>(記入要領)</p> <p>1 区分欄は、安全性、性能等の維持回復上関係ある検査工事を総括したものである。不足又はこの区分によりがたいときは適宜追加又は削除し記入する。</p> <p>2 工事項目は、昭和45年海自達第45号別冊第1、第2定期、年次検査実施基準に示される検査個所記載の程度で記入し、安全性、性能等に及ぼす影響の具体的理由は同検査基準の検査の程度欄記載事項を基準として判断を加えたものを記入する。</p> <p>3 査定略号は造修所の査定略号(O、A~H)の見込のものを記入する。</p> <p>4 記載欄には前回検査、修理年月日、使用実績等を記入する。</p> <p>5 備考欄には査定で施行されるもので鑑て不必要又は他の工事へのふりかえを希望するものがあれば記入する。</p>
2	缶及び 関連補機					
3	軸系及び プロペラ					
4	発電機用 電動機					
5	かじ取装置					
6	揚錨装置					
7	ぎ装一般					
8	諸管装置					
備考						

(B4版横書きとする。)

HP『海軍砲術学校』公開資料

付紙様式第3

検査工事査定状況報告書

(電気の部)

部 隊 艦 艇 名		検査の種 別		定期検査 (甲法、乙法、丙法) 年次検査		査 定 年月日
区 分	工 事 項 目	査 定 略 号	安全性、性能等に及ぼす影響			記 事
			評 語	評語付与の 具体的理由	区分に対して の影響の有無	
1	発電機及び 配電盤					
2	2次電源 装 置					
3	電力電熱 装 置					
4	電気推進 装 置					
5	通信及び電 気式制御装 置					
6	掃海電源 装 置					
7	電路装置					
8	消磁装置					
備 考						

(記入要領)

- 1 区分欄は、安全性、性能等の維持回復上関係ある検査工事を総括したものである。不足又はこの区分によりがたいときは適宜追加又は削除し記入する。
- 2 工事項目は、昭和45年海自達第45号別冊第1、第2定期、年次検査実施基準に示される検査箇所記載の程度で記入し、安全性、性能等に及ぼす影響の具体的理由は同検査基準の検査の程度欄記載事項を基準として判断を加えたものを記入する。
- 3 査定略号は造修所の査定略号(O、A~H)の見込のものを記入する。
- 4 記事欄には前回検査、修理年月日、使用実績等を記入する。
- 5 備考欄には査定で施行されるもので濫で不必要又は他の工事へのふりかえを希望するものがあれば記入する。

(B4版横書きとする。)

検査工事査定状況報告書

付紙様式第4

(武器の部)

部隊、艦艇名		検査の種類	定期検査(甲法、乙法、丙法) 査定年月日		査定年月日
区分		工事項目	査定略号	安全性、性能等に及ぼす影響の程度 評語 評語付与の具体的理由	記 事
1	砲熳武器 (電路を含む)				
2	誘導武器				
3	水雷器 (電路、機器を含む)	前投武器			<p>(記入要領)</p> <p>1. 区分欄は、安全性、性能等の維持回復上関係ある検査工事を総括したものである。不足又はこの区分によりがたいときは適宜追加又は削除し記入する。</p> <p>2. 工事項目は、昭和45年海自達第45号別冊第1、第2定期、年次検査実施基準に示される検査箇所記載の程度で記入し、安全性、性能等に及ぼす影響の具体的理由は同検査基準の検査の程度欄記載事項を基準として判断を加えたものを記入する。</p> <p>3. 査定略号は造修所の査定略号(O、A~H)の見込のものを記入する。</p> <p>4. 記事欄には前回検査、修理年月日、使用実績等を記入する。</p> <p>5. 備考欄には、査定で施行されるもので、艦で不必要又は他の工事へのふりかえを希望するものがあれば記入する。</p>
		長魚雷 発射管			
		短魚雷 発射管			
		落射装置			
		水中 発射管			
		魚雷発射 指揮装置			
		爆雷投射 機及び落 射機			
		高圧 空気装置			
		機雷 敷設装置			
ダツシュ					
4	掃海武器 (電路、 機器を 含む)	係維 掃海具			
		磁気 "			
		音響 "			
		水中処分 関係武器			
5	航海光学武器 (電路、機器を含む)				
6	水測武器 (電路、機器を含む)				
7	消磁装置 (電路を含む)				
8	電波 (電路、機器を含む)				
備 考					

(B4版横書きとする。)

HP『海軍砲術学校』公開資料

定期、年次検査査定状況総括表

付紙様式第5

区分	査定略号 評語	○	一部 ○	A	B	C	D	E	F	G	H	計	調整結果	
													工事項目	
船体	X													
	Y													
	Z													
機関	X													
	Y													
	Z													
電機	X													
	Y													
	Z													
武器	X													
	Y													
	Z													
計	X												記事	
	Y													
	Z													

- 注 1 右欄（調整結果）は各報告段階ごとの、不施工となつた評語Y以上の項目についての工事項目及び調整結果について簡潔に記入する。
- 2 左欄は船体、機関、電機、武器の4項について、各工事項目の該当件数を記入する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

○護衛艦隊における故障発生状況資料 の集計及び配布について

昭和58年9月13日
護艦隊（後）第436号

護衛艦隊司令部幕僚長から

護衛艦隊各庁長あて

護衛艦隊における故障発生状況資料の集計及び配布について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

なお、護艦隊（後）第227号（55.7.27）は廃止された。

記

1 趣旨

護衛艦隊における同種の故障欠損の発生を防止するため、海幕補第3398号（58.8.12）による故障発生報告のうち護衛艦隊に係る分を目別に集計し、これらの資料を各分隊に配布して乗員整備の参考とする。

2 集計及び配布

護衛艦隊司令部において、別紙様式により集計し、関係各部に配布する。

3 配布資料の活用

資料の送付を得た艦は、資料中に自艦装備の機器等で該当するものがある場合、これらの機器等に対する故障欠損の防止対策を構じる等、本資料の活用を図る。

添付書類：別紙様式「故障発生一覧表」

写送付先：略

護艦隊(作)第309号
59. 7. 16

護衛艦隊各庁長 殿

護衛艦隊司令部幕僚長

射撃指揮装置2型-2.1及び6.2口径76ミリ
単装速射砲の故障に関する資料の提出について
(通知)

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

なお、「5.4口径5インチ単装速射砲の故障に関する資料
の提出について(通知)」(護艦隊(作)第11号(50.1.24))
「国産射撃指揮装置I型及びII型の故障に関する資料の提出
について(通知)」(護艦隊(作)第73号(54.2.15))及び
「6.2口径76ミリ単装速射砲の故障に関する資料の提出に
ついて(通知)」(護艦隊(作)第138号(57.3.26))は廃
止することとされた。

記

1 目 的

射撃指揮装置2型-2.1及び6.2口径76ミリ単装速射

HP『海軍砲術学校』公開資料

砲の故障状況、原因等を把握し、信頼性の向上に資するとともに、部隊における予防整備及び取扱いの参考とする。

2 提出書類等

提出書類	提出者	提出(送付)先	部数	期日	様式
62口径76ミリ単装速射砲故障分析データカード	62口径76ミリ単装速射砲装備艦艦長	護衛艦隊司令官 (第1術科学校長)	各1部	1か月分を とれ 翌月10日 まで	別紙様式第1
射撃指揮装置2型-21故障分析データカード	射撃指揮装置2型-21装備艦艦長				別紙様式第2

3 その他

故障分析データカードは別に配布する。

添付書類：別紙様式第1「射撃指揮装置2型-21故障分析データカード」

別紙様式第2「62口径76ミリ単装速射砲故障分析データカード」

写送付先：海上幕僚監部防衛、技術部長

自衛艦隊司令部幕僚長

各地方総監部幕僚長

第1術科学校研究部長

開発指導隊群司令部首席幕僚

第1、第2、第3、第4海上訓練指導隊司令

誘導武器教育訓練隊司令

第32、第33、第34、第35、第36、第37

護衛隊司令

第1輸送隊司令

各造修所長

ちくご、あやせ、みくま、とかち、いわせ、ちと

せ、によど、てしお、よしの、くまの、のしろ、

いしかり、ゆうばり、ゆうべつ、はやせ、そうや

みうら 艇長

いそゆき、はるゆき 装員長

○護衛艦隊整備審査規則

〔昭和40年2月1日〕
〔護衛艦隊達第1号〕

護衛艦隊整備審査規則を次のように定める。

護衛艦隊整備審査規則

(目的)

第1条 この規則は、護衛艦隊所属護衛艦の船体、武器機関及び物品の保存整備の状況を調査してその成績を審査し、その結果を保存整備の改善に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

(委任規定)

第2条 各護衛隊群司令(以下「隊群司令」という。)は、この規則に基づいて、それぞれ部隊の整備審査に必要と認める事項に関し細則を定めることができる。

(実施の責任)

第3条 隊群司令は本規則各条に規定するところに従い、実施計画の大要を定め、本審査を実施するものとする。

(実施単位等)

第4条 本審査の実施単位は次の各号に掲げるいずれかによるものとし、隊群司令の定めるところによる。

- (1) 各隊群ごとにしないし数個の組とする。
 - (2) 護衛隊を1単位とする。ただし、隊群直轄艦はいずれかの護衛隊に組入れる。
- 2 護衛艦隊直轄艦は第1護衛隊群に組入れる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

3 就役（再練成）訓練等のため実施困難な設術艦は本審査から除くことができる。

（実施期日）

第5条 本審査は各設術艦につき年間1回実施するものとし、その実施時期は隊群司令所定とする。

（審査種目等）

第6条 本審査の種目は運用、射撃、対潜（水雷）、航海、情報、通信、ET、機械、（汽機、内燃機別）ボイラ、電機、応急、補給及び衛生とする。

2 種目別審査表を別冊のとおりとする。ただし審査官は、被審査艦の実情に応じ本調査表に新に調査項目を追加し、又は一部を削除することができる。

（審査官、審査官付の選任等）

第7条 本審査の審査官は第4条第1項の実施単位に応じ隊群司令が定めるものとする。

2 隊群司令は、首席審査官付及び前条第1項の各種目ごとに所要の審査官付を、隊群司令部及び被審査隊（艦）以外の設術隊（艦）の幹部から選任するものとする。

3 各審査官付は本審査の実施にあたり、所要の補助員を帯同することができる。

4 隊群司令は前項の審査官付及び補助員の全部又は一部の派出を海上訓練指導隊、海上自衛隊各術科学校及び地方総監部に依頼することができる。

（審査官、審査官付の任務）

第8条 審査官及び審査官付は次の各号に掲げるところにより、実施単位各艦ごとの審査を行なう。

(1) 審査官は艦内全般を点検調査するとともに審査官付の調査並びに成績審査を監督指導する。

(2) 首席審査官付は審査官を補佐し、各種目別審査官付の調査並びに成績審査を調整する。

(3) 種目別審査官付は当該種目調査表により細部調査を行ない、別紙第1成

整備審査標準により種目別成績を審査する。

(審査の準備)

第9条 被審査艦は、できるかぎり装備品を作動可能の状態に保持し、扉蓋、点検孔等を開放し内部点検を受けられるよう準備するものとする。

(事前事後研究会の実施)

第10条 審査官は調査実施細目、被審査艦の準備等について、被審査隊(艦)の司令(艦長)と事前の打合せを行なうものとする。

2 審査官は審査終了後、各審査官付及び被審査艦の主要関係員をもつて、事後研究会を行ない、整備状況の改善に必要な勧告を行なうものとする。

(勧告等)

第11条 審査官は審査の結果に基づき別表様式の整備審査成績表を作成し、調査表一部を添え、被審査隊(艦)の司令(艦長)に送付するとともに、整備審査成績表2部を隊群司令に提出するものとする。

2 隊群司令は前項による各審査官の報告に所要の所見を添付し護衛艦隊司令官に提出するものとする。

3 被審査艦艦長は本審査における減点10点以上の被指摘事項に対する処置並びに所見をなるべくすみやかに順序を経て護衛艦隊司令官に報告するものとする。

附 則

この達は、昭和40年5月1日から施行する。

別紙第1.(第8条関係)

設備点検整備密着成績審査標準

1. 良否判定はなるべく規則、教範、様式類に基づいて行なうものとする。

良否判定に疑義ある場合は次項加点及び減点標準を適用せず、その旨調査表及び成績表に附記するものとする。

2. 加点及び減点標準

(1) 加点

特に推賞に値するものがあつた場合にはその程度、状況に応じ、5～20点の範囲で首席調査官が決定加点する。

(2) 減点

良否判定により否の判定をなされたもの1件について次の各号の標準並びに減点例に照らし、減点する。同一項目中に明らかに2以上の否の判定個所がある場合は、それぞれについて1件として加算する。ただし、上級司令部又は支援機関において処理を要する事項で所要の手続きを終了しているものは除外する。

ア 減点20のもの

(イ) 訓練行動及び保安上甚しく支障ある欠かん。

(ロ) 装置、機器の運転操作上甚しく支障ある欠かん。

(ハ) 上記(イ)(ロ)と関係ない場合でも本質的に重要な欠かんと認められるもの。

イ 減点10のもの

(イ) 点検整備の不良により、甚しく整備不良なもの。

(ロ) 訓練、行動及び保安上支障を生ずるおそれのあるもの。

(ハ) 装置機器の運転操作上支障を生ずるおそれのあるもの。

ウ 減点1～5のもの

以上のほか否の判定をなされたものについて、その程度、状況に応じて1～5の減点する。

3. 減点例

HP『海軍砲術学校』公開資料

(1) 漏洩部

- ア 各補機類の小漏洩について1件につき1点
- イ 主、補蒸気管の弁、接手部及び主機「ケーシング」等の漏洩1件につき5点(ただし極めて軽微なものについては1点)
- ウ 燃料油の漏洩又は滯溜については5点
- エ 腐蝕、穿孔等による漏洩については艦の新旧、処置の状況に応じ前項標準を適用する。

(2) 清掃状況

- ア 1区画が全般的に不十分なもの1件につき5点
ただし、その程度が甚しいものについては10点とする。
- イ ウェス、要具等の放置1件につき5点
- ウ 局部的に不十分なものにつき1点以上

(3) 塗装状況

- ア 局部的に指摘できるもの1件につき1点
- イ 甲板、舷側等の塗装が総練的に不良の場合は、その状況により5~10点
- ウ 塗つてはならない個所をぬりつぶしてあるものについては1件5点
- エ 塗りすぎはその範囲、厚さ等により1件につき5~10点

(4) 注油不良

- ア 軸受等の油量、グリース注入の不足の場合1件につき5点、ただし事故の原因となりかねない程度のもは10~20点
- イ 発錆防止のための整油状況不良のもの1件につき1~5点

(5) 電子機器

- ア 送(受)信機の調整又は保守の不良により規定出力に達しないものは1件について10~20点
- イ レーダー指示機等で微調整のための定期的点検を怠っていると認められるもの1件について5~10点
- ウ 電池の電圧低下により作動不良のものをそのまま使用している場合、

1件について10点

別表(第11条関係)

護衛艦隊整備審査成績表様式

昭和 年度整備審査成績表

第 護衛隊

1 艦別成績表

加減点 合計	艦名 減点別	種別件数	+5	-20	-10	-5	+5	-20	
			以上			以下	以上		
	運 用								
	射 撃								
	対潜(水雷)								
	航 海								
	情 報								
	通 信								
	E T								
	機 械								
	ボ イ ラ								
	電 気								
	応 急								
	補 給								
	衛 生								
	小 計								
	合 計								

2 加点並びに減点10以上の項目

艦名 加減点		
+5 以上		
-20		
-10		

3 特記事項

特に整備上問題になつた事項について調査官の所見等を記注する。

4 総 評

HP『海軍砲術学校』公開資料

艦船の月間故障欠損調査資料の収集要領について（通達）

海幕運 4186号 41.9.1

法類 4巻 第10類

標記について、下記のとおり定め、昭和41年10月1日から実施する。

なお、同日付をもつて、艦船の月間故障欠損調査資料の収集要領に関する依命通達（海幕運第7103号38.12.3）を廃止する。

記

1. 調査表の様式および記入要領

別紙第1および第2のとおり。

2. 送付区分

送付者	調査区分	送付先	部数	送付期限	記 事
艦艇長	全 部	在籍地方總監			1、2術校相互に関連のあるものについては両校へ送付する。
	機関を除く全 部	第1術科学校長	各1	翌日15日	
	機 関	第2術科学校長	1		

8 その他

故障欠損のない場合においても、その旨別紙調査表（その1）に記入して送付する。

添付書類：別紙第1 「故障欠損調査表（その1）」

付表「故障欠損の原因区分表」

別紙第2 「故障欠損調査表（その2）」

H.P. 『海軍砲術学校』 公開資料

別表第1

昭和 年 月 () 故障欠損調査表(その1)

艦艇名 _____

発生日時 (1)	機名 (2)	故障欠損箇所 部名(3)	故障欠損 の状況 (4)	数量 (5)	単位 (6)	故障発生 の場所 (7)	原因 正分 (8)	使用(運 転)時 間数(9)	修理 正分 (10)	修理に 要した 時間数 (11)(時間 と分) (11)	修理 完了日 (12)	修理種別	関係科目	
												別級 番号(13)	記号 (14)	

記入要領

- 船体・機関・武装(電子機器を除く)および電子機器:これに別紙とし、欄外()内にその正分を記入する。
- 本調査表に記載する故障欠損は、修理復旧所要工数をおよそ2(人×日)以上のものを対象とするが、行動作業に影響を及ぼすものおよび教育訓練には技術上の見地から特に重要と認められるものについては、前規工数基準にかかわらずすべて記載するものとする。
- (7)欄には、次の記号のうち該当するものを記入する。
A: 運転(使用)中は操作時 B: 定期検査 C: 特令検査
D: 点検 E: その他(具体的内容を併記する。)
- (8)欄には、付表の正分に基づき、該当する記号を記入する。単一原因でない場合は、直接・間接を以て1次・2次順に記入するものとする。
- (9)欄には、部品自体の場合は当該部品の装着後の時数と、その他(機器本体・船体等)については装着中は航行後の使用(行動)時数を記入する。

- 6 (10)欄には、次の記号のうち該当するものを記入する。
 A : 乗員整備 B : 工作機修理 C : 乗務艇内修理
 D : 乗務員場修理
- 7 (13)欄には、教育訓練指導上の参考となる記号表2の記載を平均値の約1/2の印を記入する。
- 8 (14)欄には、故障と恒対象部品を装備した機器装置等の運転(使用)時数又は付帯工事の延工事時間数等(9)(10)欄の補正率項として必要ものを記入する。
- 9 改定を必要とするものについては、この旨記号欄に記入するとともに、具体的意見を別記として添付する。

(記入例)

7-1400	2号 主送風機	潤滑油 ポンプ軸	折損	1	本	A	C-2 D-4	240	C	3x10	30	40.8.3	0	付帯工事 (L.P.P.) 2x6x15m
12-0511	系1機内室 補助風送機 ポンプ	ポンプ バッキング	腐食 油さし	1	枚	B	C-4	132	D	4x6	24	41.1.13		

付表

故障欠損の原因別区分表

区 分	分 類	記 号
指揮監督	判断の誤り	A-1
	処置の誤り	A-2
	処置の不適切	A-3
運転(操作)	準備の不十分	B-1
	監視の不十分	B-2
	誤認	B-3
	操作の誤り	B-4
	技量の不熟	B-5
整備	監督の不十分	C-1
	点検・検査の不十分	C-2
	艦内工作の不良	C-3
	取付・調整・復旧の不良	C-4
	計測器類の不良	C-5
造 修	監督の不十分	D-1
	検査の不十分	D-2
	設計・構造の欠陥	D-3
	材質の不良	D-4
	工作の不良	D-5
	包装の不良	D-6
	修理の不良	D-7
材質衰耗	自然衰耗	E-1
	使用不良による衰耗	E-2
その他	衝 突	F-1
	接 触	F-2
	腐 蝕	F-3
	火 災	F-4
	浸 水	F-5
	其 の 他	F-6

注1 整備は乗員によるものをいう。

2 造修は工作所または業者による工事をいう。

3 F-6については別表第1-(8)に記号と併せて具体的内容を併記する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別表第2

昭和 年 月 () 故障欠損調査表(其の2)

船名

艦種

艇名 (1)	故障欠損の箇所 (2)	故障欠損の程度 及び状況 (3)	位置の 概要 (4)	取組の整 備上の問題点 (5)	行動作業への影響 の有無及び状況 (6)	訓練 期別 (7)	記 号 (8)

記入要領

- 別表第1の区分ごとに別紙とし、欄外()内ロイの区分を記入する。
- 本調査表に記載する故障欠損は、別表第1に記載した故障欠損のうち、教育訓練指導または整備管理上必要と認めるものについて詳細かつ具体的に記入する。
- (7)欄には、次の記号のうち該当するものを記入する。

A: 3期艦 B: 2期艦 C: 1期艦

武器等故障欠損通知要領の制定について

海幕武1第5866 42.12.11

標記について、下記のとおり定める。

記

1 目的

艦船用武器等について、故障欠損資料の収集処理の制度化を図り、その結果を分析検討して当該武器等の改善及び開発に資する。

2 通知要領等

- (1) 通知要領は、別表第1のとおりとする。
- (2) 「武器故障欠損通知」及び「電子機器故障欠損通知」の様式をそれぞれ別紙様式第1及び別紙様式第2のとおりとする。
- (3) 需給統制隊司令は、送付された「武器故障欠損通知」及び「電子機器故障欠損通知」について機械処理を行ない、所要の統計資料として海上幕僚監部技術部長に送付する。

3 対象とする武器等

対象とする武器等を別表第2のとおり定め、当分の間行なり。

4 その他

- (1) 本通達に基づく通知は、48.1.1(月)から実施する。

なお、当通知の実施に伴い、業務報告の「電子機器故障欠損通報」

及び「武器欠損報告」は、おつて廃止する。

- (2) 別紙様式第1及び別紙様式第2は、需給統制隊司令が作成し各補給所に配布する。
- (3) 対象とする武器等を装備する艦船及び部隊の長は、補給所から通知用紙の供用を受け、別紙の要領により記載する。
- (4) 統計資料作成の細部については、海上幕僚監部技術部長と需給統制隊司令の協議による。

- 添付書類：(1) 別紙「武器故障欠損通知及び電子機器故障欠損通知記入要領」
- (2) 別表第1「武器故障欠損通知等通知要領」
 - (3) 別表第2「対象とする武器等一覧表」

写送付先：部内全般

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙 武器故障欠損通知及び電子機器故障欠損通知記入要領

欄番号	項目	記入要領
1	通知部隊 (部隊別コード)	海上自衛隊補給実施要領(以下「補給実施要領」という。)21220項に定められた部隊コード(例:はるかぜの場合は 8101と記入)を用いて記入する。細分化された部隊別コード(21221～4項)は原則として使用しない。
2	通知番号	暦年:ヒに0001～9999までの一貫番号と通知部隊を付与して記入する。 一貫番号は9999を超えた場合は、再び0001から始まる。
3	作成年月日	補給実施要領 21232項に定められた年通算日を用いて記入する。
4	記入者名	記入者の署名又は押印とする。
5	検印	この通知が确实であることを確認した通知部隊の責任者が押印する。
6	修理実施者	修理又は整備を最終的に行った者の区別を示す。
7	装備部隊	この通知の対象機器を装備している部隊名若しくは艦船名を補給実施要領 21223項に定められた部隊別コードを用いて記入する。 (例:U) しほみの場合には 8106 田 第51航空隊の場合には 131251)
8	航空機型式及び 機番号	次表を用いて記入する。航空機以外の機器以外の場合はこの欄は記入しない。 以下省略

HP『海軍砲術学校』公開資料

9	装置の系統の 名称	親機器は独立した機能を実現しているが、装置は系統の一部を構成している場合は記入する。(例: OAE-4Aの場合は装置名SFCS-1Bを記入する。) ほかの場合は記入しない。
10	通知の種類	該当箇所にレ印を付す。
11	親機器	故障又は整備対象となつた親機器の状態に関して12~23の事項について記入する。
12	型式番号	親機器の型式番号(海防技術1第583号(35.12.28)を記入する。 (例:① OPA-4 ② AN/ARC-27)型式番号のない機器については別途指定する記号を使用する。
13	取得番号	親機器の取得番号を記入する。取得番号のない場合は製造者の製造番号を記入する。又親機器としての取得番号がない場合には記入しない。
14	製造者コード	巻末類第16号(28.2.15)による製造者記号表を用いて記入する。(例:日本電気株式会社……3578)に記し米國製品の場合は、すべてU.S.Aとする。
15	故障の故障らしい 最初に認められた 理由	故障又は故障らしいと認められたときの機器の微候にレ印を付す。10欄のCDの場合は記入しなくてはよい。
16	故障又は故障らしい と認められたときの微候 の状態	その機器の所期の目的。例:通信機の場合は交信に使用できたり否かを別して該当欄にレ印を付す。10欄のCDの場合は記入しなくてはよい。
17	故障時の特殊条件 の有無	当然故障が起る条件があるに否かを別して335の該当欄にレ印を付す。10欄のCDの場合は記入しなくてはよい。

18. 前回の故障回復
時の使用時間

使用時間教2次表に示す4桁の数字で表わす。最初の3数字は有効数字3桁を、最後の数字はこれにつづく零の個数を示す。ただし、使用時間が100時間未満の場合、小数点をRと示しこれにつづく数字も有効数字。

時 間	表 わ し 方
0.00 ~ 0.99	0R00 ~ 0R99
1.00 ~ 9.99	1R00 ~ 9R99
10.0 ~ 99.9	10R0 ~ 99R9
100 ~ 999	1000 ~ 9990
1000 ~ 9999	1001 ~ 9991
10000 ~ 99900	1002 ~ 9992

注) 0FRの場合は18欄の単位の手字のものを消し使用回数がないはを記入する。

19. 故障発生日
(前回の故障回復日)

補給実施要領 21232項に定められた年通算日を用いて記入する。

20. 故障回復までの時間
(構成品等の交換
でもよい)

新機器を可動状態に復したまでの時間を18欄と同様に4桁の数字で記入する。

21. 故障回復日(構
成品等の交換
でもよい)

補給実施要領 21232項に定められた年通算日を用いて記入する。

22. 構成品等の交換
をした場合の構
成品修理完了日

構成品ユニット等が可動状態に復した日を補給実施要領 21232項に定められた年通算日を用いて記入する。

H.P. 『海軍砲術学校』公開資料

- 23 備考 新機器については補足事項にある場合は記入する。
- 24 故障又は交換箇所 11に記載した親機器の故障又は交換箇所についての記録を25、36に記入する。
- 25 構成部ユニット型式番号 故障又は交換部品の属している構成部、ユニット、アセンブリ等の型式番号、型名等を記入する。ただし消耗品扱いとなっているユニット、アセンブリ等は部品扱いとし28欄に記入し、これは記入しない。又「同上」と意味する場合は「。」印でよい。
- 26 製造者コード 25欄製造者有る14欄と同じ要領で記入する。
- 27 取得番号 25欄の取得番号を記入する。取得番号のない場合は製造者の製造番号又はSERIAL Noを記入する。
- 28 故障又は交換部品 (補給品であるユニットを含む) 故障又は交換した部品の記録を29～35に記入する。
- 29 回路番号 故障部品の回路番号を記入する。回路番号のない場合は図面番号等を記入する。(OFRの場合は「回路番号」を「ロケーション」と読み替える。
- 30 物品番号(S/N) 故障部品の物品番号(シリアルナンバー)を記入する。ただし物品番号が不明の場合は適切な品名を記入する。
- 例
- | 部品 | 物品番号 | 技術補給管理記号(TSMC) |
|-------|------------------|----------------|
| 電子管 | N25960-303-231P5 | |
| 抵抗 | N25905-302-49465 | |
| コンデンサ | N25910-301-16255 | |
- 31 部品番号(P/N) 電子管及び半導体素子列全指定する部品は記入する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

32	使用時間	18欄と同じ要領で交換部品についての使用時間を記入する。
33	故障区分	<p>次の該当事項を記号で記入する。</p> <p>故障原因と合った部品 A</p> <p>Aより誘発した故障部品 B</p> <p>故障原因と無関係とあるがA及びBに修理交換中に発見した不良部品 C</p> <p>故障予防のため交換した部品 D</p> <p>誘発した故障又は関連故障が生じたと考えられるが、原因不明の故障原因とはったかわからない場合の部品 E</p> <p>新品不良部品 F</p> <p>動作に関係なく生じた故障部品 G</p> <p>人為的な原因で不良と合った部品 H</p> <p>その他 X</p>
34	故障状況	<p>次の該当事項を記号で記入する。</p> <p>摩耗 A</p> <p>腐蝕 B</p> <p>焼付 C</p> <p>特性変化(徐々の変化ではなく急激な変化) D</p> <p>接地 E</p> <p>圧縮 F</p> <p>性能の劣化 (g_m 及びエミッション低下又は徐々の性能劣化等) G</p> <p>雑音 H</p> <p>断線 I</p> <p>調整不良 J</p>

35	丸 塗	偏差大 K
		不明 X
		次の該当事項を記号で記入する。
		交換 ----- A
		調整 修理等て再使用できる。 ---- B
		交換したか調整修理して再使用できる-C
36	備考	故障又は交換箇所についての補足的な事項に 使用可る。
37	つづきの有無	この通知番号による記事が、次頁につづくか否 かについて該当のものにV印を付す。 なお、EFR、OFR案を つづき用紙として使用する場合は 「つづき欄」は記入する必要はない。

別表第1

通知名称	通知(作武)部 隊	調査期間	要求元到着期限	送付(通知)元	部 隊	備 考
武器故障欠損通知(OFR)	別表第1に示す武器等と裝備する艦艇及び陸上部隊(徹夜関係を除く)	故障欠損のつと	なるべく早く	電給統制隊司令	1部	
電子機器故障欠損報告	同上	同上	同上	同上	同上	

注：海上自衛隊一般事故規則（昭和35年海上自衛隊達11号）に基づき報告を行なったものは、これを「武器故障欠損通知」等に朱書きするものとする。

対象とする武器等一覧表 別表表2

武器故障欠損通知	電子機器故障欠損通知
50口径 3連装速射砲	水中攻撃指揮装置 SFCS-1 ~ IC-3
50口径 3連装速射砲	探信儀 OQS-12 " OQS-14
射撃指揮装置 MK-56	" AN/SQS-4
イミットランチャー	(各 Mode)
ボフォース ロケット ランチャー	" AN/SQS-29 ~ AN/SQS-32
射撃指揮装置 MK-63	" OQA-1(A·B)
潜水艦用魚雷発射指揮装置	照首機 JQO-3(A·B·C)
潜水艦用魚雷調定管制装置	" JQO-4(A·B·C)
潜水艦用魚雷発射管	安式2号 軟輪羅針儀
水中発射管 HOS-301	須式2号
	13.1-14 潜望鏡2型
	54式射撃儀自直盤改3
	電磁測程儀1型
	消磁自動管制装置 DAC-4-1
	" DAC-1-14
	" DAC-2-3
	OPS-11(B) L-9-
	OPS-9 L-9-
	NCLR-1B 電波探知装置
	CPA-4 L-9- 指示器

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

	OPA-1(B) L-7-指示器
	YRC-1(B) 無線器
	ORC-16(B) "
	ORC-10(B-C) "
	ORC-9(B) "
	ORR-12(B) 受信機
	ORR-10 "
	ORR-9 "
	ORT-19 送信機
	ORT-15(B-C) 送信機
	YSC-B(B-C-D) 符号変更機
MK44, Mod IN	水中攻撃指揮装置
MK37	SFCS-22A, 33A, 4
K 1 機雷	探信儀 OQS-3及O 3A
K 2 "	AN/SQS-35J
K 3 "	聴音機 ZQQ-1
K 4 "	OPS-14 L-7-
K 21 "	OPS-17
K 22 "	OPA-3(B) L-7-指示器
K 23 "	OPA-6
K 24 "	OPU-3 コラン受信機
掃海電線巻揚機 3型	ORN-6(B) タカン
普通掃海具巻揚機 2型	ORR-10(B) 受信機
	ORT-14, 18, 39 送信機
	YPX-1(3) 符号識別機



海幕補第 3398 号

58. 8. 12

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長

艦船の故障欠損発生時の報告通報並びに補給及び修理
請求実施要領について(通達)

標記について、別紙のとおり定め、昭和 58 年 9 月 10 日から実
施する。

添付書類：別紙「艦船の故障欠損発生時の報告通報並びに補給及び
修理請求実施要領」

写送付先：部内全般

別 紙

艦船の故障欠損発生時の報告通報並びに補給及び修理
請求実施要領

1 趣 旨

この要領は、艦船の船体、機関、電気器材、武器等(以下「機
器等」という。)に故障欠損を生じ、任務行動に支障を来すと認
められる場合の上級司令部等関係各部への報告通報並びに補給請
求及び修理請求(以下「故障発生等報告通報」という。)の実施
に関し、必要な手続きを定める。

2 適 用

この要領は、艦船の機器等に故障欠損を生じ、電報により故障

発生等報告通報を行う場合に適用する。ただし、この場合において、内容が、海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達（昭和34年海上自衛隊達第77号）による「艦船事故速報」、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）による「一般事故速報」及び軽微な艦船事故発生時の報告通報について（通達）（海幕監察第640号。57.2.20）による「艦船軽微事故報告」と重複し、かつ、補給請求又は修理請求を必要としない場合には、本報告通報を省略することができる。

3 故障発生等報告通報の区分

故障発生等報告通報の区分は、故障発生報告、故障復旧報告及び措置状況通報とする。

4 故障欠損発生に伴う関係部隊の措置

機器等の故障欠損発生に伴う関係部隊の措置の標準は次のとおりとし、その処理の流れは付図のとおりとする。

(1) 故障欠損発生部隊の長の措置

ア 故障欠損発生部隊の長は、故障欠損の態様が次のいずれかに該当し、任務行動に支障を来すと認められる場合、判明した事項について速やかに故障発生報告を行う。

なお、故障発生報告により、修理請求を行つた場合は、その後、乗員整備データの収集要領（海幕艦第4148号。53.10.23別冊）に定める「整備調査票」を送付するものとする。

イ 部品等を保有していないため又は技術的に困難なため、乗員修理が不可能なとき。

ロ 乗員による応急修理は完了しているが、早急な修理を必要とするとき。

ハ 乗員修理は可能であるが、故障復旧に長時間を要するとき。

ニ その他、特に必要と認めるとき。

イ 故障発生報告発信後、状況が変化した場合及び発信時に不明であつた事項が判明した場合は、前アに準じて追加の故障発生報告を行う。

ウ 当該故障欠損が復旧した場合は、故障復旧報告を行う。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(2) 故障発生報告を受けた地方総監の措置

故障発生報告を受けた地方総監は、補給又は修理の方針を定め、輸送（空輸調整を含む。）等全般の調整を行い、速やかに故障復旧の措置をとるとともに、その予定について措置状況通報を行う。

5 故障発生等報告通報の発信要領

(1) 発信者等

次を標準とし、任務部隊に部隊区分された場合は、これを準用する。

報告通報名称	区 分	発 信 者	着 信 者	受 報 者
故障発生報告 及び 故障復旧報告	補給又は修理 の支援を必要 としない場合	当該艦船 を指揮す る同一行 動中の艦 船部隊の 長	部隊編成上 の 上級指揮官	海幕の関係部長(必要な場合) 在籍の総監
	補給又は修理 の支援を必要 とする場合		上記のほか、 最寄りの総監 又は 在籍の総 監	海幕の関係部長(必要な場合) 空団司令官(空輸を必要とする場合) 在籍の総監(着信者が最寄りの総監の場合) 需統隊司令 在籍の総監部所在地の補給所長 (補給を必要とする場合) 最寄りの補給所長(着信者が最寄りの総監で補給を必要とする場合) 在籍の総監部所在地の造修所長 (修理を必要とする場合) 最寄りの造修所長(着信者が最寄りの総監で修理を必要とする場合) 横総監及び横補所長(海外派遣中の艦船が補給を必要とする場合) その他、発信者が必要と認める部隊の長
措置状況通報		最寄りの 総監又は 在籍の総 監	当該艦船を指 揮する同一行 動中の艦船部 隊の長	上記のほか、 故障欠損が発生した艦船の部 隊編成上の上級指揮官 故障欠損が発生した艦船の長

HP『海軍砲術学校』公開資料

(2) 様式

ア 故障発生報告及び故障復旧報告の様式は、付紙様式を標準とする。

イ 措置状況通報の様式は、適宜とする。

6 その他

(1) 補給請求又は修理請求事項の含まれる故障発生報告の発着信電報の保存期間は、海上自衛隊補給実施要領（海幕補第5509号56.12.21別冊）（以下「補給実施要領」という。）21424の規定を準用するほか、海上自衛隊通信規則（昭和49年海上自衛隊達第1号）による。

(2) その他、実施の細部については、各部隊の長所定とする。

故障発生報告（第 報）

関連電報

- A 艦船名
- B 故障欠損発生日時（必要に応じ、場所及び天候）
- C 故障欠損機器名
- D 故障欠損発生時の状況
- E 故障欠損の内容及び原因
- F 処置又は乗員修理の能否（完了見込日時）
- G 任務行動に及ぼす影響
- H 補給請求事項
 - 1 主管区分、物品番号／部品番号／品名
 - 2 単位／数量
 - 3 証書番号
 - 4 要求記号
 - 5 請求コード
 - 6 優先記号
 - 7 受領希望期日（時刻）／受領希望地
 - 8 参考図書、回路番号又は記事
- I 修理請求事項
 - 1 希望修理範囲及び内容
 - 2 希望完成期日／修理希望地
 - 3 参考図書、回路番号又は記事
- J その他の事項
 - 1 以後の行動予定
 - 2 その他、参考となる事項

注：1 H項の記入要領は、次による。

- (1) 1 から 6 までは補給実施要領に定める記号を用いる。
- (2) 7 の「受領希望期日」は、次の場合に限り記入する。
 - ア 洋上において、補給又は修理を必要とする場合
 - イ 入港地において、特に緊急に補給又は修理を必要とする場合（故障した機器等の使用時機が差し迫っているとき等）
- (3) 複数の品目を必要とする場合は、品目ごとに 1 及び 2 を繰り返した後、3 以降を記入する。
- 2 I 項の 2 の「希望完成期日」の記入要領は、H 項の 7 の「受領希望期日」の記入要領に同じとする。
- 3 記入例は、属紙のとおり

故 障 復 旧 報 告

故 障 復 旧 報 告

- A 艦 船 名
- B 関 連 電 報
- C 修 理 完 了 日
- D 処 置 概 要
- E そ の 他 の 事 項 (推 定 原 因 、 対 策 等 判 明 し た 事 項)

注：記入例は、属紙のとおり。

記 入 例

1 洋上において、補給及び修理を必要とする場合

(1) 故障発生報告

P 262300I
 FM 4ELシレイ
 TO SFシレイカン EFシレイカン M-RHソウカン
 INFO MSO-COD, CSAD, CTD AFシレイカン O-RHソウカン SPシレイ
 23EDシレイ M. OカクSPDチヨウ M. OカクRFチヨウ アオクモ-カンチヨウ
 BT
 テイ

コシヨウ ハツセイ ホウコク

A アオクモ
 B 262150I BJ5045 ハレ カゼ SW5ノット ナミ 1 ウネリ SW1
 C OQS-3A
 D ソーナー シヨウチュウ コウアツ ガ ダン ト ナツタ
 E 1 コウアツ MG ベアリング ノ シヨウソソ
 2 ゲンイン チヨウサ チュウ
 F ジョウイン シュウリ フノウ
 G ソーナー シヨウ フノウ
 H 1 Z/6312MCG38EP6/BEARING, BA
 2 EA/1
 1 Z/6312MCP6/BEARING, BA
 2 EA/1
 3 D08119/3026/1305
 4 R
 5 AB
 6 56
 7 1・27(1200)/ヨウジヨウ(BJ0000、BJ3000、BJ3030、
 BJ0030 デ カコマレル カイイキ)
 I 1 ベアリング 1 コウカン チヨウセイ
 2 1・28/H ノ 7 ニ オナジ
 J 1 1・29 USN トノ ASWEX ノ ヨテイ (29ヒ 0600I カラ
 PHASE 1 カイシ)
 2・5 M ニ ニユウコウ

複数品目の補給請求

(2) 故障復旧報告

P 272230I
FM 4ELシレイ
TO SFシレイカン EFシレイカン M-RHソウカン
INFO MSO-COD, CSAD, CTD AFシレイカン O-RHソウカン SPシレイ
23EDシレイ M.OカクSPDチヨウ M.OカクRFチヨウ アオクモーカンチヨウ
BT
チイ

コシヨウ フツキユウ、ホウコク

A アオクモ
B P262300I
C 272220I
D ベアリング ノ コウカン
E ガンイン ハ ベアリング ナイ タマホジキ ノ リベット 8 コ チユウ ノ 1 コ
ガ ロウキユウ ノ タメ セツダン シ ソノ ハヘン ニ ヨリ ベアリング ガ
ハソク シタ ト オモワレル

HP『海軍砲術学校』公開資料

2 入港地において、補給及び修理を行う場合

(1) 故障発生報告

P 120700I
FM 3ELシレイ
TO SFシレイカン EFシレイカン S-RHソウカン
INFO MSO-COD、CSAD、CTD SPシレイ S-SPDチヨウ S-RFチヨウ
ヤマグモ-カンチヨウ

BT

チイ

コシヨウ ハツセイ ホウコク

A ヤマグモ
B 120800I タネガンマ ナントウ ハレ ナミ3 ウネリ2
C 1 ゴウ シュキ L-2 シリンダ(1228V3BU-38V)
D タイセン ソウトウ クンレン チュウ レイキヤク スイ ガ カムジク ガワ ニ ロ
ウスイシ 1 ゴウ シュキ ガ ウンテン フノウ ト ナツタ
E シリンダ ジヤケツト レイキヤク スイ イリグチ ツギテ ニ フシヨク ト オモワ
レル ハコウ(2×3mm)ヲ ショウジタ
F オウキユウ シュウリ カノウ(121100I)
G ショウ カノウ ソクリヨク 22ノット ノ タメ ゲン ニンム スイコウ ニ シシ
ヨウ アリ
H1 H/2306013010/JOINT
2 1/EA
3 S08113/8285/4001
4 N
5 CA
6 56
7 /S
8 STOCK LIST H 250
I1 ヨウセツ シュウリ オヨビ チヨウセイ
2 /S
J1 130830I S ニユウコウ ヨテイ
2 11ヒ 2 ゴウ シュキ ニモ ドウシュ ノ コシヨウ ハツセイ

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

(2) 故障復旧報告

P 131700I
FM 3ELシレイ
TO SFシレイカン EFシレイカン S-RHソウカン
INFO MSO-COD、CSAD、CTD SPシレイ S-SPDチヨウ S-RFチヨウ
ヤマグモ-カンチヨウ

BT

チイ

コシヨウ フツキユウ ホウコク

A ヤマグモ

B 120800I

C 131630I

D ツギチ 3 コ フ コウカン

E ゲンイン ハ フランジブ スキマ フシヨク

ゼンスウ ノ ケンサ ヲ ジツシ イジヨウ ナシ

2 入港地において、補給及び修理を行う場合

(1) 故障発生報告

P 120700I
 FM 3ELシレイ
 TO SFシレイカン EFシレイカン S-RHソウカン
 INFO MSO-COD, CSAD, CTD SPシレイ S-SPDチヨウ S-RFチヨウ
 ヤマグモ-カンチヨウ
 BT
 チイ
 コシヨウ ハツセイ ホウコク
 A ヤマグモ
 B 120800I タネガシマ ナントウ ハレ ナミ3 ウネリ2
 C 1 ゴウ シュキ L-2 シリンダ(1228V3BU-38V)
 D タイセン ソウトウ クンレン チュウ レイキヤク スイ ガ カムジク ガワ ニ ロ
 ウスイシ 1 ゴウ シュキ ガ ウンテン フノウ ト ナツタ
 E シリンダ ジャケット レイキヤク スイ イリグチ ツギテ ニ フシヨク ト オモワ
 レル ハコウ(2×3mm) ラ シヨウジタ
 F オウキユウ シュウリ カノウ(121100I)
 G ショウ カノウ ソクリヨク 22ノツト ノ タメ ゲン ニンム スイコウ ニ シン
 ヨウ アリ
 H1 H/2306013010/JOINT
 2 1/EA
 3 S08113/8285/4001
 4 N
 5 CA
 6 56
 7 /S
 8 STOCK LIST H 250
 I1 ヨウセツ シュウリ オヨビ チヨウセイ
 2 /S
 J1 130830I S ニユウコウ ヨテイ
 2 11ヒ 2 ゴウ シュキ ニモ トウシユ ノ コシヨウ ハツセイ

(2) 故障復旧報告

P 131700I
FM 3ELシレイ
TO SFシレイカン EFシレイカン S-RHソウカン
INFO MSO-COD、CSAD、CTD SPシレイ S-SPDチヨウ S-RFチヨウ
ヤマグモ-カンチヨウ

BT
チイ

コシヨウ フツキユウ ホウゴク

A ヤマグモ
B 120800I
C 131630I
D ツギテ 3 コ ラ コウガソ
E ゲンイン ハ フランジブ スキヤ フシロク
ゼンスウ ノ ケンサ (ヲ) リツク イジロウ ナシ

HP『海軍砲術学校』公開資料

海上自衛隊一般事故調査及び報告に関する達（抜粋）

海自達 28号 48.4.19

法類 4巻 第9類

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 一般事故の種別及び範囲（第4条～第12条）
- 第3章 一般事故調査及び報告（第13条～第19条）
- 第4章 一般事故調査委員会（第20条～第25条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、海上自衛隊の部隊又は機関において、艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第8号）第2条及び航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第85号）第2条に規定する艦船事故及び航空事故を除く事故（以下「一般事故」とい。）が発生した場合の一般事故調査及び報告等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自衛艦隊司令官等：長官直轄部隊の長及び機関の長並びに護衛艦隊司令官、航空集団司令官、掃海隊司令、第1潜水隊群司令及び海上訓練指導隊群司令をいう。
- (2) 部隊等：海上幕僚監部並びに長官直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級の部隊並びに機関をいう。
- (3) 事故発生部隊等：物件又は人員の所属のいかんにかかわらずそれらについて一般事故の発生した部隊等をいい、海上自衛隊以外の部隊及び機関並びに会社などに派遣された隊員又は修理保管等を委託した物件については、それぞれ派遣元又は委託元である部隊等をいう。
- (4) 施設、土地、建物及びそれらの従物並びに土地又は建物に定着した工作物をいう。
- (5) 物件、施設以外のものをいう。
- (6) 火薬類の取扱に関する訓令（昭和28年保安庁訓令第20号）第8条に規定する弾薬をいう。
- (7) 車両 省略
- (8) 重傷、致命傷又は致命のおそれのある負傷その他2週間以上の入院加療を要すると認められる負傷をいう。
- (9) 軽傷、重傷に至らない負傷で、入院、入室又は休養を要するものをいう。

（通用除外）

第8条 次の各号に掲げる事故は、一般事故に含まれないものとする。

- (1) 自衛隊法、昭和29年法律第165号）第6章に規定する防衛出動、治安出動、海上に於ける警備行動又は航空侵犯に対する措置の際にお

ける直接被害及び直接被害によると推定される事故

- (2) 第5条、第7条、第8条、及び第9条第2号に規定する事故のうち、海上自衛隊が使用する施設又は物件（以下それぞれ「使用施設及び使用物件」という。）の滅失、亡失又損壊による損害額が50万円未満の事故。ただし、海上自衛隊の業務に著しく支障をきたす場合を除く。
- (3) 軽傷に至らない人員負傷の事故

第2章 一般事故の種別及び範囲

（一般事故の種別）

第4条 一般事故の種別は、航空機事故、武器、弾薬事故、施設事故、車両事故、金銭、物品事故、秘密保安事故、傷病事故及び服務事故とする。

（航空機事故の範囲）

第5条 省略

（武器弾薬事故の範囲）

第6条 武器弾薬事故は、海上自衛隊の使用する武器又は弾薬（艦船及び航空機に装備し又はとり載されたものを含む。以下それぞれ「使用武器」及び「使用弾薬」という。）について、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 使用武器又は使用弾薬の亡失又は損壊（ただし、損壊した部分が遅滞なく、予備品と交換しうる場合を除く。）
- (2) 前号に関連する人員の死傷又は施設若しくは物件の滅失、亡失若しくは損壊。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(施設事故の範囲)

第7条 省略

(車両事故の範囲)

第8条 省略

(金銭、物品事故の範囲)

第9条 省略

(秘密保全事故の範囲)

第10条 省略

(傷病事故の範囲)

第11条 省略

(服役事故の範囲)

第12条 省略

(一般事故調査)

第13条 一般事故調査は、当該事故の実態で明らかにし、事故の防止に資することを目的とするものであつて、事故に関する隊員の責任を究明することを目的とするものでない。

2 事故発生部隊等の長(海上幕僚監部にあつては、各部長及び監察官をいふ。以下同じ。)は、事故発生後すみやかに事故調査を行うりものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- 8 海上幕僚長又は自衛艦隊司令官等は、前項の規定によるほか、特に必要と認める場合は、自ら事故調査を行うものとする。
- 4 海上幕僚長又は自衛艦隊司令官等は、前項の規定により事故調査を行うときは、これを関係各部に通報し、又は報告するものとする。

(事故報告の区分)

第14条 一般事故の報告区分は、一般事故速報・一般事故詳報及び一般事故調査報告書とする。

(一般事故速報)

第15条 事故発生部隊等の長又は一般事故の発生を察知し、若しくは認められた部隊等の長は、すみやかに次の各号に掲げる事項について判明した事項を記載した報告書(以下「一般事故速報」という。)を海上幕僚長に報告するとともに所要の向きに報告し、又は通報しなければならない。
この場合において報告又は通報項目は当該各号の番号及び記号をもつて示すものとする。

- (1) 事故発生部隊等の名称
- (2) 事故の種別及び態様又は傷病名(航空機、武器、弾薬及び車両の事故については、型式、記号等を伝染病については、菌型及び真性、疑似、保菌の区分をそれぞれ加える。
- (3) 事故関係者の官職、氏名、年令及び入隊年月日(幹部候補生、練習員及び生徒出身者については期別を、死亡した者については、認識番号をそれぞれ加える。)
- (4) 事故発生日時及び場所、(必要である場合は、天候、海上模様等を

伝染病、食中毒については、a：発病年月日、b：初診年月日、c：病名決定年月日及び、d：入院年月日をそれぞれ加える。）

- (5) 事故概要
- (6) 推定原因又は動機（伝染病、食中毒等の場合は感染経路を加える。）
- (7) 事故に対する措置
- (8) 被害損傷状況、復旧見込額及び復旧に要する期間（伝染病食中毒等の場合は、まん延可能性の有無を加える。）
- (9) 刑事訴訟又は民事訴訟の状況
- 00 その他必要な事項（公務による死亡の場合は、a：現住所、b：認定扶養親族、c：共助会加入年月日、番号及び共済組合協定保険加入口数を加える。）

（一般事故詳報）

第16条 事故発生部隊等の長は、当該事故の詳細を報告する必要があると認めるときは海上幕僚長が特に指示するときは、別紙様式による報告書（以下「一般事故詳報」という。）4部を事故発生後1箇月以内に順序を経て海上幕僚長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ海上幕僚長の承認を得て、この期間を延長することができる。

（一般事故調査報告書）

第17条 省 略

(2以上の事故に該当する場合の報告)

第18条 同一の原因又は行為により発生した事故が一般事故の区分による2以上の事故に該当する場合には、そのうちの主要と認められるものの事故として報告するものとする。

(追加報告)

第19条 事故発生部隊等の長は、一般事故速報及び一般事故詳報による報告を行なった後、未確認事故の確認、状況の変化等により新たに報告すべき事項又は既報告を訂正すべき事項が発生した場合は、そのつど報告するものとする。

別 紙

一. 一般事故詳報の内容

1 航空機、施設、武器、弾薬、車両及び服務の各事故

事故詳報

- (1) 事故発生部隊等の名称
- (2) 事故種別及び事故の態様
- (3) 事故関係者の官職、氏名、略歴等(必要と認める場合は、監督者の管理期間を加える。)
- (4) 事故発生日時及び場所(必要と認める場合は、天候、海上模様を加

HP『海軍砲術学校』公開資料

える。)

(5) 事故の状況

ア 事故発生前の状況

イ 事故発生時の状況

ウ 事故に対する措置

(6) 被害損傷の状況

ア 人員の死傷

イ 施設、物件の滅失、亡失又は損壊

(7) 事故原因(推定)又は事故発覚の端緒

(8) 事故の及ぼす影響

(9) 刑事又は民事訴訟の状況

(10) 所見その他

以下略

○ 護衛艦隊燃料、訓練用弾薬等報告規則

〔昭和50年9月5日〕
護衛艦隊達第2号

改正：昭和52年護衛艦隊達第3号（第1次）

改正：昭和52年 " 第7号（第2次）

改正：昭和55年 " 第7号（第3次）

護衛艦隊燃料、訓練用弾薬等報告規則を次のように定める。

護衛艦隊燃料、訓練用弾薬等報告規則

護衛艦隊における燃料及び訓練用弾薬等の使用実績報告要領は、次の表に定めるところによる。

報告名称	報告要領	報告者	報告先	到着期限
艦艇燃料月間消費報告	別紙第1により電報で報告する。	隊司令（列艦が、隊司令と所在を異にするときは当該艦長） 直轄艦長	護衛艦隊司令官 所屬群司令 所屬隊司令	翌月1日
訓練用弾薬等月間射耗報告	別紙第2により電報で報告する。	同上	同上	同上
四半期艦艇燃料使用実績分析報告	別紙様式第3	艦長	所屬群司令 所屬隊司令	各四半期の翌月5日
		群司令 護艦隊直轄艦長	護衛艦隊司令官	各四半期の翌月15日
四半期訓練用弾薬等使用実績報告	別紙様式第4	同上	同上	同上

別紙第 1

艦艇燃料月間消費報告

○月分ネヒ			
艦名 ○、	○○○、	○○○、	(○○○)
	燃種記号	航海用消費量	停泊用消費量 換算航海時数
艦名 ○、	○○○、	○○○、	(○○○)

(備考)

- 1 燃種記号はボイラ重油：B、軽油又は蒸留燃料：Kとする。
- 2 小数点以下は四捨五入とする。
- 3 海演、監視、航空救難、災害派遣等に使用した燃料は本報告に含めるとともに本報告の末尾に別記する。

例：サイガイヘケンK、○○○(○○○)

航海用 停泊用

- 4 業務、行動等のため到着期限までに報告できない場合は、到着期限以前に推定により報告することができる。

附 則

- 1 この達は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 護衛艦隊達第5号(44.3.24)は廃止する。

附 則

この達は、昭和52年3月1日から施行する。(第1次改正)

附 則

この達は、昭和52年9月1日から施行する。(第2次改正)

附 則

この達は、昭和55年4月15日から施行する。(第3次改正)

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙第2

訓練用弾薬等月間射耗報告

○月分訓練弾薬報告			
艦名	○○、	○○○、	○○○、 (○○○)
弾種番号	前月射耗量	年度累計射耗量	前月末在庫量
	○○、	○○○、	○○○、 (○○○)

(備考)

- 1 教程射撃、諸試験等の射耗量及び在庫量はいずれも含まない。
- 2 業務、行動等のため到着期限までに報告できない場合は、到着期限以前に報告時点の射耗量を報告することができる。
- 3 弾種番号は次によるか、必要により追加指示する。

ターター(実用頭部付)	61	76% VT-NF	72
ターター(テレメーター頭部付)	62	76% BL	73
シースパロー(実用頭部付)	63	40% HEI	41
シースパロ (テレメーター頭部付)	64	40% HET又はHEIT	42
5/54 BL	51	40% BL又はAP	43
5/54 AA	52	H/H プラスター又は実弾	01
5/54 VT	53	H/H 小型演習弾	02
5/54 VT-NF	54	MK108 プラスター	03
5/54 ILL	55	MK108 小型演習弾	04
3/50 RF BL	31	B/F 砂てん弾	05
3/50 VT-NF	32	B/F 演習弾	06
3/50 VT	33	B/F 実弾	07
76% VT	71	D/C かん体	08

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

D/C 投射せん	09	MK 44魚雷(ダッシュ)	15
D/C 装薬包	10	MK 44魚雷(HS)	16
54式魚雷	11	73式魚雷(発射管)	17
MK 32魚雷	12	73式魚雷(アスロック)	18
MK 44魚雷(発射管)	13	73式魚雷(ダッシュ)	19
MK 44魚雷(アスロック)	14	73式魚雷(HS)	20

HP『海軍砲術学校』公開資料

○ 護衛艦隊補給整備等要務規則

〔昭和41年5月9日〕
〔護衛艦隊達第5号〕

改正：昭和44年護衛艦隊達第6号（第1次）

改正：昭和53年護衛艦隊達第3号（第2次）

改正：昭和54年護衛艦隊達第4号（第3次）

護衛艦隊補給整備等要務規則を次のように定める。

護衛艦隊補給整備等要務規則

目 次

第1章	総 則	（第1条～第3条）
第2章	補 給	（第4条～第10条）
第3章	整備及び修理	（第11条～第14条）
第4章	報 告	（第15条～第20条）
附 則			

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、護衛艦隊所属の部隊が補給整備等を計画実施するにあたり、じゅん守すべき方針、要領等を定めることを目的とする。

2 防衛出動、治安出動及び海上における警備行動並びに災害派遣の場合において補給整備等に関し特別の規定があるものについては、当該関係法令によるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則中、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に示すとおりである。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 「補給」とは、艦艇が必要とする物品を所要の時に、所要の場所に、使用に即応できる状態で供用保管、供用、取得、処分等の手続きを行う業務をいう。
- (2) 「基地補給」とは、補給部隊の所在する基地において行う補給をいう。
- (3) 「前進補給」とは、陸上又は洋上の補給能力を備えていない所に前進して行う補給をいい、陸上機動補給、洋上機動補給、洋上移動基地補給をいう。
- (4) 「洋上補給」とは、洋上機動補給及び洋上移動基地補給を総称していう。
- (5) 「保有基準」とは、艦艇において、補給品の保有量を当該艦艇に課せられた任務行動に支障のない状態で維持するうえに考慮する必要のある基準をいい、保有目標及び安全保有基準に区分される。
- (6) 「保有目標」とは、艦艇において、補給業務遂行上保有できる最高数量をいう。
- (7) 「安全保有基準」とは、艦艇において補給遅延等の事態を考慮のうえ、期待される任務行動に支障のない状態を維持するために設けられたおおむね最低の保有基準であり、次のとおり区分する。
 - ア 「第1安全保有基準」

日本沿岸海域において、通常の訓練業務に従事する場合に適用するものとし、災害派遣等を含むいかなる任務行動に対しても一応は対処しうる行動力を保持することを目的とする。
 - イ 「第2安全保有基準」

遠洋行動等特別な任務に従事する場合及び訓練実施上各級指揮官が必要とする場合に適用するものとし、必要最大限に行動力を発揮することを目的とする。

ただし、この場合は荒天避航等天候障害に対する行動力の余裕を保持するほか、特別な付加任務は考慮しないものとする。
- (8) 「整備」とは、船体、兵器、機関等の保存整備をいい、部品の交換、

小規模の修理を含む。

- (9) 「修理」とは、き損、欠損、焼損、摩耗、腐食、変形等を生じたものについて、設計を変更することなくその性能を回復することをいう。
- (10) 「整備等」とは、整備及び修理をいう。
- (11) 「定期修理」とは、あらかじめ計画して行う修理をいい、特別修理、年次修理及び中間修理をいう。
- (12) 「臨時修理」とは、特に必要ある場合臨時に行う修理をいう。

(要旨)

第3条 護衛艦隊における補給及び整備等は、常に有事即応性を確保することを本旨とし、これがため、任務に対する適当な先行度を考慮し、関係部隊と密接な連絡を保ち、関係法規の定めるところに従い、円滑じん速な実施に努めるものとする。

第2章 補給

(補給方針)

第4条 護衛艦隊における補給は基地補給を原則とし、状況に応じ前進補給及び護衛艦隊所属艦相互の補給を考慮するものとする。

2 護衛艦隊司令官から示達する補給計画は、期日、数量等その大略の基準を示すものとし、これに基づき部隊指揮官は請求、とう載及び在庫の管制等を計画実施するものとする。

3 資金及び物資の効果的活用を図るため、部隊における補給品の使用(消費)は金額的、又は数量的に割当てられた範囲内で行うものとする。

(保有基準)

第5条 保有目標及び安全保有基準は別表第1のとおりとする。

2 部隊指揮官は、補給品の在庫数量が安全保有基準に達した場合は当該物品の補充に努めなければならない。

(補給要領等)

第6条 部隊指揮官は、訓練諸作業及び任務行動に応じ、前条の保有基準をかん案し、要補給品目の補給量、補給時期、補給地等を決定し、所要の補

給を行う。この場合燃料及び真水については基地入港後すみやかに補給に努めるものとする。

2 補給請求の手続き及び実施は各艦単位とする。

(優先順位)

第7条 部隊指揮官は、補給請求の優先順位の指定にあたり、それが高きにすぎないよう適正な判断に基づいて検討を行い、補給効果の発揮に留意しなければならない。

(供給換の統制)

第8条 主要装備品の供給換の統制は、作戦その他行動又はその他の理由で急を要する場合は、部隊指揮官がれい下部隊間において供給換を指示することができる。この場合においては、すみやかに需給統制機関の長(海幕長)に通報するものとする。

2 補給品の供給換の統制は通常これを必要とする場合には部隊指揮官が行うものとする。この場合にはすみやかに関係分任物品管理官(補給所長)に通報するものとする。

(自隊現地調達)

第9条 海上自衛隊の基地以外の場所で前進補給ができないような場合においては、真水、生糧品を自隊現地調達により補給することができる。

なお、同一地区で生糧品を直買する場合は、原則として前任指揮官が統制するものとする。

2 燃料の現地調達を実施する場合は、護衛艦隊司令官が指示する。

(補給基地)

第10条 補給基地を次のとおりとする。

(1) 主基地

定係港とし、全品目の補給を実施する。

(2) 副基地

定係港以外の補給所所在の基地及びその都度定められる地とし、原則として主燃料、真水及び生糧品を補給するものとし、その他の物品は、やむ

HP『海軍砲術学校』公開資料

にて不可能なものは、もよりの造修所長又は基地隊司令に請求し、その指定する修理工場において実施する。ただし、緊急やむを得ない場合は現地付近の民間工場において実施することができる。

(修理手続)

第14条 護衛隊司令(直轄艦艦長)は定期修理についてあらかじめ在籍造修所長と協議のうえ修理請求、現場調査及び現場説明並びに修理の開始終了期日を調整し、上級指揮官に報告するものとする。

2 自隊修理不能の故障修理については、もよりの造修所長になるべくすみやかな方法により修理を請求する。

ただし、造修所等の所在地から遠隔の地にあり、また航海保安上緊急を要する場合は、各級指揮官はもよりの造修所長又は基地隊司令に連絡し、その了解を得て民間業者に依頼着手し、事後手続きによることができる。

第4章 報 告

(緊急出動が予想される場合の報告)

第15条 災害派遣及び監視等のため、緊急出動する場合又は緊急出動が予想される場合の報告は、別に定めるところによる。

(固有編成と異なる任務編成に部隊区分された場合の報告)

第16条 行動及び演習等において、作戦命令等により固有編成と異なる任務編成に部隊区分された場合の補給及び整備等に関する報告は、順序を経て任務編成における部隊の指揮官に対して行うものとし、必要に応じ固有編成における部隊の指揮官に対しても報告するものとする。

(安全保有基準に関する報告)

第17条 各艦は航海中又は作業地等にある場合は、燃料、弾薬、生糧品及び貯糧品が安全保有基準に達する24時間前にその旨当該行動部隊の指揮官に報告するものとする。

(とう載報告)

第18条 上級指揮官の計画に基づいて実施した補給については、速やかに各

HP『海軍砲術学校』公開資料

を得ない場合最小限度のとう載にとどめるものとする。

3 補助基地

作戦（訓練）実施海面付近において、真水及び生糧品のみ補給する基地とし、その都度定める。

第3章 整備及び修理

（整備方針）

第11条 各艦は護衛艦隊部隊業務計画に基づく定期修理を含め自艦の年度保存整備計画を作成し計画的整備を行うごとく努めるものとする。

2 各艦は航泊を問わず点検整備を励行し整備に伴う小修理等に当たっては、自隊（艦）の能力及び連合作業により処理するごとく努めるものとする。

（四半期整備等の計画及び実施）

第12条 各級指揮官は、年度護衛艦隊業務計画に基づき、次の標準により四半期整備等を計画及び実施するものとする。

計 画 者	整備種別	期 間
群 司 令 護衛艦隊直轄艦艦長	四 半 期	各四半期に7日（特修、年修を含む四半期を除く）
隊 司 令 護衛艦隊直轄艦艦長 群直轄艦艦長	月 間	毎月3日（特修、年修、中修を含む月を除く）
艦 長	週 間	毎週0.5日（実動期間中）

2 四半期整備（月間整備）は48時間（24時間）以内に復旧可能な整備を実施するものとする。

（修理方針）

第13条 定期修理は、護衛艦隊部隊業務計画に基づき、在籍造修所長の指定する修理工場又は造修所において実施する。

2 故障の修理は、自隊（艦、隊、群）修理によることを立前とし、自隊修理

艦別とう載報告を順序を経て当該指揮官に対して行うものとする。

(修理の開始及び完了報告)

第19条 定期修理を開始及び完了した場合及び臨時修理において主機ボイラ、その他発電機、ジャイロ、舵取機、揚錨機等主要補機の修理のため復旧に24時間以上を要し任務行動に支障のある修理を開始及び完了した場合は、艦長(又は隊司令)は次の各号により電報をもって、指揮系統上の上級指揮官に報告を行うとともに海上幕僚監部の防衛部長、技術部長及び自衛艦隊司令部幕僚長並びに関係の地方総監、造修所長等に通報するものとする。

なお、任務行動に支障のある修理の標準を別表第2のとおりとする。

(1) 修理開始の場合

ア 着工年月日

イ 修理の種類、程度、内容等

ウ 修理地、又は修理工場名

エ 完了予定年月日

(2) 修理完了の場合

ア 完了年月日

イ 修理の結果について、特に報告を要する事項

2 一部未済工事を残し、修理地等を離れる場合は修理概成報告とし、概成年月日及び残工事の内容及び完了予定等を報告する。

(整備の開始及び完了報告)

第20条 四半期整備及び月間整備を開始及び完了した場合の報告は、前条の規定に準ずるものとし、この場合、修理を整備に就替えるほか、特に必要がある場合を除き、通報は行わないものとする。

附 則

この達は、昭和41年6月1日から施行する。

附 則

この達は、昭和44年4月1日から施行する。(第1次改正)

H.P. 海軍砲術学校 公開資料

附 則

この達は、昭和53年4月1日から施行する。(第2次改正)

附 則

この達は、昭和54年4月15日から施行する。(第3次改正)

H P 『海軍砲術学校』 公開資料

別表第 1 (第 5 条関係)

補 給 品 保 有 基 準

保有基準区分 品 目	保 有 目 標	第 1 安全保有基準	第 2 安全保有基準
燃 料	満 載 量	満載量の 50%	満載量の 30%
潤 滑 油	同 上	同 上	同 上
真 水	同 上	2 日分	2 日分
貯 糧 品	6 0 日分	1 0 日分	1 0 日分
生 糧 品	満 載 量	2 日分	} 5 日分
非 常 用 糧 食	2 0 食分	1 0 食分	
弾 薬	※	同左の 2 / 3	同 左
部 品 ・ 予 備 品	艦艇補給定数表による。		
消 耗 需 品	6 0 日分	3 0 日分	
酒 保 物 品	6 0 日分		
治 療 品	衛生機器及び衛生部品定数表 (海幕補第 2 8 7 号 4 2 . 1 . 2 0) による。		
被 服	補給実施要領 5 3 3 2 0 に定める保有基準による。		

(注)

※：別に定めるところによる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別表第2（第19条関係）

任務行動に支障のある修理の標準

機 器 等	標 準
主機、ボイラ 及び同関連 補機、装置	1 タービン艦 ボイラ1かん全力以上の力を発揮できない 場合 2 内燃艦 次の力度以上を発揮できない場合 (1) 6基装備艦 各軸2基（計4基）運転 (2) 4基装備艦 各軸1基（計2基）運転
発 電 機	1 タービン艦 ターボ発電機1基全力分の電力を発揮できない 場合 2 内燃艦 主発電機1基全力分の電力を発揮できない場合
舵取装置 揚 錨 機 ジャイロ	すべて
そ の 他	艦長が必要と認める場合

護艦隊(後)第196号

58. 4. 9

護衛艦隊各庁長 殿

護衛艦隊司令官

艦艇現況報告について(通達)

標記について、別紙のとおり定め、昭和58年4月20日から実施する。

なお、護艦隊(後)第216号(52. 7. 4)は廃止する。

添付書類：別紙「艦艇現況報告」

写送付先：自衛艦隊司令官

各地方総監

各補給所長

各造修所長

各水雷調整所長

艦艇現況報告

1 目的

この報告は、艦艇が緊急出動する場合、緊急出動が予想される場合、又はその他の場合上級司令部においてその任務行動に対応できる現況を把握し、円滑な部隊運用及び後方支援に資することを目的とする。

2 適用範囲

この報告は、次のいずれかの事態に適用する。

なお、潜水艦救難の事態においては、自艦隊(作)第486号(57.6.23)別冊第6号に定めるところによる。

- (1) 災害派遣
- (2) 航空救難
- (3) 監視
- (4) 不慮事態対処
- (5) 修理準備等による燃料、弾薬、魚雷の陸揚げ及び搭載
- (6) その他特令する行動

3 報告時期等

報告時期は、次の区分によるものとし、電報により報告する。

- (1) 緊急出動する場合
- (2) 燃料、弾薬、魚雷を陸揚げ及び搭載した場合

H.P 『海軍砲術学校』 公開資料

(3) 上級指揮官が要求した場合

(4) その他各級指揮官が必要と認めた場合

4 報告者等

報告者等の標準を次のとおりとする。

(1) 報告者

艦長を原則とするが、状況により所在先任指揮官又は
隊（群）司令がまとめて報告する。

(2) 報告先

護衛艦隊司令官、所属群司令及び所属隊司令

(3) 通報先

自衛艦隊司令部幕僚長、関係のある総監部幕僚長、補
給所長、造修所長及び水雷調整所長（報告内容に魚雷保
有量を含む場合）

5 報告事項

報告事項は次のとおりとし、記入例は付紙による。

ただし、状況により、不必要な事項は省略することがで
きる。

A 出動可能時刻：○○○○○○○ ○
日 時刻 時刻帯

B 現在員：○○○名

C 主燃料保有量：○○○○K 1 (○○%)

HP『海軍砲術学校』公開資料

D J P - 5 保有量 : ○ ○ ○ K 1 (○ ○ %)

E 潤滑油保有量 : ○ ○ K 1 (○ ○ %)

F 真水保有量 : ○ ○ ○ T o n (○ ○ %)

G 生糧品保有量 : ○ ○ 日分

H 貯糧品保有量 : ○ ○ 日分

I 非常用糧食保有量 : ○ ○ 食分

J 弾薬保有量 : $\underbrace{\overset{\ast}{\circ} - \circ - \circ - \circ - \circ}_{\text{記号}} \left(\underbrace{\overset{\text{発}}{\circ} \circ \circ - \circ \circ \circ}_{\text{対空弾}} \right) \underbrace{\overset{\text{発}}{\circ} \circ \circ}_{\text{対水上弾}}$

※記号 S : シースパロー実弾

T : ターター実弾

U : ハーブーン実弾

V : 5 インチ砲実弾

W : 3 インチ砲実弾

X : 7.6 ミリ砲実弾

Y : 20 ミリ機関砲実弾

Z : チャフ弾

注 : 1 S、T 及び U の総数の欄には、999 (搭載) 又は 333 (陸揚げ) を記入するものとし、実際の数量は記入しない。

2 対空弾及び対水上弾の欄は、V、W 及び X についてのみ記入する。

3 I L L は含めない。

K 魚雷保有量：○—[※]○^本○^本(○^本○—○^本○—○○○X)
記号 総数 73 式 MK44 通算日

※記号 M : アスロック

N : 発射管

P : 艦載ヘリコプター

注：1 通算日（補給実施要領 21152 による。）は、
魚雷を陸揚げ又は搭載した日を記入する。

2 X は、搭載（陸揚げ）の区別とし、Q（搭載）
及び R（陸揚げ）を記入する。

L 人事、整備、補給等について任務行動上特に処置を要
する事項

6 その他

J 及び K 項を記入した場合の当該電報の秘密区分は、
「秘」とする。

報告様式記入例

F M ハツキ カンチョウ

T O E F シレイカン、1 E L シレイ、4 1 E D シレイ

I N F O S F サチ、Y-R H サチ、Y-S P D チョウ

Y-R F チョウ、Y-T m f チョウ

(秘密区分)

カンテイ ガンキョウ ホウコク (1 1 1 2 0 0 i)

A 1 2 0 8 3 0 I

B 2 1 0

C 6 0 0 (9 9)

D 4 8 (9 6)

E 8 (7 5)

F 6 0 (7 5)

G 7

H 3 0

I 4 2 0 0

J S = 9 9 9

U - 9 9 9

X - 6 0 0 (4 5 0 - 1 5 0)

Z - 2 4

K M - 8 (5 - 3 - 1 0 1 0)

L 1 コウシュガスタービン モトキカイ シュウリチュウ

HP『海軍砲術学校』公開資料

艦隊(作)第12-5号
55. 3. 18

各艦隊司令部 殿

艦隊司令部 幕僚長

ミサイル射撃報告書の作成要領について(通知)

原記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

1 目的

ミサイルの訓練射撃におけるオペレーショナルデータを収集し、戦術開発及び部隊運用に資する。

2 様式

別冊第1「ミサイル射撃報告書」による。

記入要領

別冊第2「ミサイル射撃報告書記入要領」による。

報告書の製作申請

防極秘密の保護に関する達(昭和43年海上自衛隊達第

HP『海軍砲術学校』公開資料

75号)第17条第1項による。

5 報告先等(部数)

海上幕僚監部防衛、技術部長(各1)

自衛隊司令官(1)

陸自隊司令官(1)

横須賀地方総監(1)

第1術科学校長(1)

開発指導隊群司令(1)

所属砲術隊群司令(1)

プログラム業務隊司令(1)

射撃隊控(1)

護艦隊(作)第 230 号
55. 5. 27

護衛艦隊各庁長 (液)

護衛艦隊司令部幕僚長

防空戦オペレーショナル・データの収集要領に
ついて (通知)

標記について、別冊のとおり定められたので通知する。
なお、護艦隊(作)第 202 号 (54. 5. 11) は、廃止さ
れた。

添付書類：別冊「防空戦オペレーショナル・データ収集要領」

HP『海軍砲術学校』公開資料

護衛隊(作)第230号
(55.5.27)別冊

防空戦オペレーショナル・データ収集要領

55.5.27

護衛艦隊司令部

HP『海軍砲術学校』公開資料

1 目的

本収集要領は、防空戦訓練におけるオペレーショナル・データを体系的に収集し、分析検討することにより、次の各号に資することを目的とする。

- (1) 個艦及び部隊の防空能力のは握
- (2) 戦術及び武器体系の開発及び改善

2 適用範囲

- (1) 自艦隊(作)第568号(54.12.11)に定められている海空「B」訓練
- (2) 高速標的機を目標とした防空戦訓練

3 データの収集及び報告の要領

(1) 収集区分

ア 収集区分「A」

(ア) 4隻以上の護衛艦から編成される部隊が訓練を実施する場合

(イ) 護衛隊群司令又は護衛隊司令が必要と認める場合

イ 収集区分「B」

収集区分「A」以外の場合

(2) 収集及び報告の要領

別紙「防空戦オペレーショナル・データ収集報告要領」のとおり。

訓 令

防衛庁訓令第36号

火薬類の取扱いに関する訓令を次のように定める。

昭和54年11月17日

防衛庁長官 久保田円次

火薬類の取扱いに関する訓令

火薬類の取扱いに関する訓令(昭和28年保安庁訓令第20号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 製造(第3条—第9条)

第3章 貯蔵

第1節 陸上施設における貯蔵(第10条—第21条)

第2節 艦船における貯蔵(第22条・第23条)

第4章 運搬

第1節 自衛隊の行う運搬(第24条—第26条)

第2節 部外に委託する運搬(第27条)

第5章 消費等

第1節 消費(第28条—第30条)

第2節 消費の準備(第31条—第33条)

第6章 整備(第34条—第36条)

第7章 廃棄等(第37条—第39条)

第8章 保安(第40条—第44条)

第9章 譲受け及び譲渡し(第45条—第47条)

第10章 雑則(第48条・第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 火薬類 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第2条第1項各号に掲げる火薬類をいう。

(2) 長官 防衛庁長官をいう。

(3) 幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長、技術研究本

H.P. 『海軍砲術学校』公開資料

部長又は調達実施本部長をいう。

- (4) 部隊等の長 部隊若しくは機関の長、駐とん地司令、基地司令、技術研究本部の附置機関の長又は調達実施本部の地方機関の長をいう。
- (5) 艦船 海上自衛隊の使用する船舶(防衛大学の使用する船舶を含む。)をいう。
- (6) 保安物件 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)第1条に規定する保安物件をいう。

第2章 製造

(製造の承認申請)

第3条 幕僚長等は、通商産業大臣の承認を必要とする火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)を行うときは、長官が製造の承認申請を行うために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

- 2 幕僚長等は、前項の資料の作成に当たり、製造施設の設置工事の設計施行を防衛施設庁が直接行うときは、防衛施設庁長官に技術的協力を求めるものとする。
- 3 長官は、第1項の上申を受けたときは、通商産業大臣に製造の承認申請を行う。

(製造施設の構造等の変更)

第4条 幕僚長等は、通商産業大臣の承認を受けた製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事を行い、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、変更の承認申請を行うために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 長官は、第1項の上申を受けたときは、通商産業大臣に変更の承認申請を行う。

(製造施設の完成検査)

第5条 幕僚長等は、製造施設の設置工事又は変更工事が完了したときは、その旨を長官に報告しなければならない。

- 2 長官は、前項の報告を受けたときは、通商産業大臣の行う完成検査を受けるため通商産業大臣に製造施設の設置工事又は変更

工事の完了の届出を行う。

(製造の廃止)

第6条 幕僚長等は、通商産業大臣の承認を受けた火薬類の製造を行わなくなつたときは、速やかにその旨を長官に報告しなければならない。

- 2 長官は、前項の報告を受けたときは、火薬類の製造を行わなくなつた旨を通商産業大臣に通知する。

(製造施設の定期自主検査)

第7条 通商産業大臣の承認を受けた火薬類の製造を行う部隊等の長は、規則第67条の9の規定に準じ、製造施設の定期自主検査を年2回定期に実施し、その結果及び実施した処置をその都度幕僚長等に報告しなければならない。

(火薬類製造保安責任者等の選任)

第8条 幕僚長等は、法第30条第1項及び第33条第1項の定めるところにより火薬類製造保安責任者及びその代理者並びに火薬類製造副保安責任者(以下この条において「製造保安責任者等」という。)を選任し、法第32条第1項及び第2項に規定する職務を行わせなければならない。

- 2 幕僚長等は、前項の規定により製造保安責任者等を選任したときは、その旨を長官に報告しなければならない。これを解任したときも同様とする。

(危害予防規程)

第9条 幕僚長等は、法第28条に規定する危害予防規程を定めるために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 長官は、前項の上申を受けたときは、通商産業大臣に承認申請を行う。

第3章 貯蔵

第1節 陸上施設における貯蔵

(陸上施設における貯蔵の基準)

第10条 陸上施設における火薬類の貯蔵は、規則第15条から第21条までの規定の定めるところにより行わなければならない。ただし、規則第15条の表中(5)項を適用し、火薬庫外に火薬類を貯蔵する場合には、部隊等の長が定める火薬類格納所において行わた

HP『海軍砲術学校』公開資料

なければならない。

(火薬庫の設置申請)

第11条 幕僚長等は、陸上の火薬庫(以下この節において「火薬庫」という。)を設置しようとするときは、当該火薬庫を管理する部隊等の長(以下この節において「貯蔵責任者」という。)を指定するとともに、火薬庫の設置の承認申請を行うために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 長官は、第1項の上申を受けたときは、通商産業大臣に火薬庫の設置の承認申請を行う。

(火薬庫の構造等の変更)

第12条 幕僚長等は、火薬庫を移転し、又はその構造若しくは設備を変更しようとするときは、変更の承認申請を行うために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 長官は、第1項の上申を受けたときは、通商産業大臣に変更の承認申請を行う。

(火薬庫の完成検査)

第13条 貯蔵責任者は、火薬庫の設置工事、移転工事、又はその構造若しくは設備の変更工事が完了したときは、幕僚長等による完成検査を受け、当該火薬庫が規則第23条から第32条までに規定する技術上の基準(以下この条及び第16条において「技術上の基準」という。)に適合していると認められた後でなければ使用してはならない。

2 幕僚長等は、前項の場合において火薬庫が技術上の基準に適合していることを確認したときは、別記様式第1の火薬庫検査証を貯蔵責任者に交付しなければならない。

(貯蔵火薬類等の変更)

第14条 幕僚長等は、規則第14条の規定により変更の届出を行う必要が生じたときは、遅滞なく、変更の届出を行うために必要な資料を作成し、長官に上申しなければならない。

2 長官は、前項の上申を受けたときは、通商産業大臣に変更の届出を行う。

(火薬庫の用途廃止)

第15条 幕僚長等は、火薬庫の用途を廃止したときは、その旨を長官に報告しなければならない。

(火薬庫の保安検査)

第16条 幕僚長等は、火薬庫の保安検査を毎年1回実施し、その結果を年度ごとに取りまとめ、長官に報告しなければならない。

2 幕僚長等は、保安検査の結果、火薬庫の構造、位置及び設備(以下この条及び第22条において「火薬庫の構造等」という。)が技術上の基準に適合していないと認めるときは、火薬庫を修理し、火薬類の貯蔵数量を減じ、又は一時的に火薬庫の使用を停止すべきことを貯蔵責任者に命じなければならない。

(火薬庫の定期自主検査)

第17条 貯蔵責任者は、規則第67条の9の規定に準じ、火薬庫の定期自主検査を年4回定期に実施しなければならない。

(火薬庫の点検)

第18条 貯蔵責任者は、火薬庫に貯蔵している火薬類の保管状況を毎週1回点検しなければならない。

(火薬庫の特別検査)

第19条 長官は、必要の都度火薬類の保安に関し特別に検査を実施する。

(火薬庫検査官の選任)

第20条 幕僚長等は、火薬類の取扱い及びこれに関連する法令について必要な知識を有すると認められる者のうちから火薬庫検査官を選任するものとする。

2 火薬庫検査官は、幕僚長等の命を受け、火薬庫の完成検査及び保安検査の業務を行うものとする。

(火薬庫保安係員の選任)

第21条 貯蔵責任者は、次の各号の1に該当する者のうちから火薬庫保安係員を選任し、火薬庫の定期自主検査その他幕僚長等の定める保安に係る業務を行わせるものとする。

(1) 法第31条に規定する火薬類製造保安責

任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者

- (2) 幕僚長等の指定する資格を有する者
- (3) 火薬類の取扱いについて2年以上の経験を有する者で幕僚長等の指定する講習又は教育課程を終了したもの

第2節 艦船における貯蔵

(艦船における貯蔵の基準)

第22条 艦船における火薬類の貯蔵及び火薬庫の構造等の基準に関しては、海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令(昭和29年総理府令第74号)及び船舶の造修等に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第43号。以下この節において「造修訓令」という。)の定めるところによる。

(火薬類貯蔵船)

第23条 けい留船を火薬庫として使用する場合は火薬類の貯蔵数量、火薬類の貯蔵及び火薬庫の設置の手續等に関しては、造修訓令の定めるところによる。

第4章 運搬

第1節 自衛隊の行う運搬

(自動車等による運搬)

第24条 部隊等の長は、陸上において自動車、軽車両等により火薬類の運搬に関する総理府令(昭和35年総理府令第65号)別表第1に掲げる数量を超える火薬類を運搬するときは、当該運搬を行う者に別記様式第2の火薬類運搬証明書を発行し、携行させるものとする。ただし、自衛隊の施設内で運搬する場合には、この限りでない。

(艦船による運搬)

第25条 艦船による火薬類の運搬に関しては、港則法(昭和32年法律第174号)、海上交通安全法(昭和47年法律第115号)及び造修訓令の定めるところによる。

(航空機による運搬)

第26条 自衛隊の航空機による火薬類の運搬に関しては、航空機の運航に関する訓令(昭和31年防衛庁訓令第34号)の定めるところによる。

第2節 部外に委託する運搬

部外委託による運搬)

第27条 部隊等の長は、火薬類の運搬を自衛隊以外の者に委託するときは、法第19条の規定により都道府県公安委員会に届出を行い、届出を証明する文書の交付を受けなければならない。

2 部隊等の長は、前項の届出を行う場合において、運搬を委託する相手方に火薬類の運搬について自衛隊の代理人である旨の証明書を発行し、その手續を代行させることができる。

第5章 消費等

第1節 消費

(目的外消費の禁止)

第28条 火薬類は、定められた用途以外に消費(廃棄するための爆発又は燃焼を除く。以下同じ。)してはならない。ただし、考案、調査研究、試験その他やむを得ない事情のために消費する場合であつて、幕僚長等が認めるときは、この限りでない。

(消費に係る安全措置)

第29条 幕僚長等は、火薬類の消費に伴い発生する危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(発射装置等に取り付けられた火薬類の取扱い)

第30条 幕僚長等は、発射装置その他の装置に取り付けて常に使用できる状態にある火薬類について、安全を維持するために必要な措置を講じなければならない。

2 幕僚長等は、前項に規定する火薬類のうち、長官が特に指定する火薬類の保安状況を毎年度末及び必要な都度長官に報告しなければならない。

第2節 消費の準備

(集積)

第31条 部隊等の長は、火薬類の消費に当たり、火薬類を野外又は適当な建造物に一時的に集積するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 集積する場所の位置は、周囲の保安物件に対し安全な距離をとること。
- (2) 集積する場所の周囲には、柵その他により境界を設け、又は危険表示を掲げることにより、関係者以外の者の立入りを

禁ずる措置を講ずること。

- (3) 付近に爆発し、発火し、又は燃焼し易い物を放置しないこと。
- (4) 集積する量は、消費の目的に応じた必要量にとどめること。
- (5) 余剰となつた火薬類は、速やかに撤去すること。

(準備作業)

第32条 火薬類を消費する現場又はその準備を行う場所において実施する必要がある火薬類の調整、結合、組合せその他の火工作業(法第3条の製造に該当する作業を除く。以下この条において「準備作業」という。)は、幕僚長等の定める手順により、幕僚長等の定める資格を有する者が行わなければならない。

2 準備作業は、周囲の保安物件に対し安全な距離をとつた場所で行わなければならない。

3 部隊等の長は、準備作業を行う場所の周囲に柵その他により境界を設け、又は危険表示を掲げることにより、関係者以外の者の立入りを禁ずる措置を講じなければならない。

(消費前の点検)

第33条 火薬類を消費しようとする者は、事前に消費しようとする火薬類を目視により点検しなければならない。

2 前項の点検により異常が認められた火薬類は、幕僚長等の定める手順により措置するものとする。

第6章 整備

(火薬類の整備)

第34条 部隊等の長は、保有する火薬類について必要な整備(法第3条の製造に該当する作業を除く。以下この章において同じ。)を実施しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の整備の基準を定めなければならない。

3 火薬類の整備の作業は、幕僚長等の定める資格を有する者が行わなければならない。

(安定度試験)

第35条 部隊等の長は、保有する火薬類につ

いて、必要な安定度試験を実施しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の安定度試験の実施の基準を技術研究本部長と協議の上定めなければならない。

(火工場)

第36条 火薬類の整備の作業は、当該作業を行うための施設(以下この条及び第8章において「火工場」という。)を設け、その中で行わなければならない。

2 火工場の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる事項に適合していなければならない。

(1) 火工場の位置は、周囲の保安物件に対し安全な距離にあること。

(2) 火工場の周囲に、原則として土堤、簡易土堤、土のう等による防護措置がとられていること。

(3) 火工場の構造及び設備は、作業の安全に支障を及ぼさないものであること。

3 長官又は幕僚長等が特に指定する火薬類の整備を行う火工場の構造及び設備は、規則第4条に定める危険工室の基準に準じていなければならない。

4 火工場に持ち込むことができる火薬類の数量は、1日の整備の見込み量以下でなければならない。

第7章 廃棄等

(廃棄)

第37条 部隊等の長は、火薬類が安定度に異常を呈したとき、又は吸湿、変質、不発、不完爆等により原形若しくは本来の性能を失いその後の取扱いが危険になったときは、規則第67条の規定により当該火薬類を廃棄しなければならない。

(不発弾の処理)

第38条 幕僚長等は、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理に伴い発生する危害を防止するために必要な保安の基準を定めなければならない。

2 不発弾その他の火薬類の分解、信管の取り外しその他の幕僚長等の定める危険な作業は、幕僚長等の定める資格を有する者が行わなければならない。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(機雷等の処理)

第39条 海上幕僚長は、海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理に伴い発生する危害を防止するために必要な保安の基準を定めなければならない。

2 機雷その他の火薬類の分解、起爆装置の取り外しその他の海上幕僚長が定める危険な作業は、海上幕僚長の定める資格を有する者が行わなければならない。

第8章 保安

(立入り等の制限)

第40条 火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱い業務に従事することを命ぜられた者以外の者は、部隊等の長の許可なく製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている区域(以下この条において「危険区域」という。)に立ち入ってはならない。

2 危険区域に立ち入る者は、部隊等の長の指定する場所以外の場所で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。

3 危険区域に立ち入る者は、任務遂行上やむを得ない場合を除き、爆発、発火又は燃焼し易いものを携帯してはならない。

(警備)

第41条 部隊等の長は、製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている施設に施錠するとともに、当該施設の周辺において立哨、巡回その他の方法により常に警戒を行わなければならない。

2 前項の施錠を行うことができないときは、立哨による警戒を行わなければならない。

(危険時の措置)

第42条 部隊等の長は、製造施設、火薬庫、火工場その他火薬類が存置されている施設が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときは、直ちに規則第87条に定める応急の措置を講じるとともに、速やかに幕僚長等にその旨を報告しなければならない。

2 部隊等の長は、前項の事態により自衛隊の施設及びその近隣に危害を及ぼす恐れを

生じたときは、直ちに警察署、消防署その他の関係機関に通報しなければならない。

(事故報告)

第43条 部隊等の長は、火薬類による災害が発生したときは、その日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度その他参考となる事項について、直ちに幕僚長等に報告しなければならない。

2 幕僚長等は、前項の報告を受けたときに、直ちにその旨を長官に報告しなければならない。

(保安教育)

第44条 幕僚長等及び部隊等の長は、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類による災害の防止その他火薬類の安全管理に必要な教育を実施しなければならない。

2 前項の教育の実施の基準は、別に定める。

第9章 譲受け及び譲渡し

(譲受けの手続)

第45条 火薬類を自衛隊以外の者から譲り受けることができる者は、幕僚長等及び幕僚長等の指定する部隊等の長(以下この条及び次条において「指定部隊等の長」という。)とする。

2 幕僚長等は、指定部隊等の長が自衛隊以外の者から譲り受けることのできる火薬類の種類を定めるものとする。

3 指定部隊等の長は、前項の火薬類以外の火薬類を譲り受けようとするときは、幕僚長等の承認を得なければならない。

(譲受け証明)

第46条 幕僚長等又は指定部隊等の長は、火薬類の譲渡者から請求があつたときは、当該火薬類の譲受者が自衛隊である旨の証明書を発行しなければならない。

(譲渡しの手続)

第47条 幕僚長等は、火薬類を自衛隊以外の者に譲り渡そうとするときは、火薬類の種類及び数量、譲り渡そうとする相手方の氏名、理由等を付し、長官の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

(1) アメリカ合衆国政府から供与された火薬類を返還する場合

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (2) 国の機関との間における管理換の場合
- (3) 製造契約又は修理契約に基づき、法第3条による火薬類の製造の許可又は法第25条による火薬類の消費の許可を有する者に貸し付け、又は寄託する場合
- (4) 法第17条第1項第6号の事由に該当する場合

第10章 雑則

(行動時の特例)

第48条 自衛隊法第6章の規定により自衛隊の行動を命ぜられた部隊等の長は、第24条、第28条、第31条、第32条、第45条及び第47条の規定に従うことが任務遂行上重大な支障があると認めるときは、これらの規定によらないことができる。

(委任規定)

第49条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等が定める。

2 幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、速やかにその旨を長官に報告しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和55年1月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、現に設置工事が終了している火薬庫に対する火薬庫検査証については、この訓令の施行日以降最初に行う火薬庫の保安検査を実施した日に交付する。

記様式第1 (第13条関係)

火 薬 庫 検 査 証

1 火薬庫設置事項

火 薬 庫 の 名 称			
所 在 地			
火 薬 庫 の 型 式			
検 査 区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 訓令移行
検 査 年 月 日			幕 僚 長 等 名 印
検 査 官			
検 査 証 番 号			
発 行 年 月 日			

2 来歴記録

年 月 日	区 分	最大貯蔵量	貯蔵火薬類	備 考

備考：1 区分の欄には、新設、変更、届出及び廃止の別を記載する。

2 備考の欄には、承認番号、附帯条件等を記載する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別記様式第2 (第24条関係)

証明書番号 _____

火薬類運搬証明書

この証明書を携行する者は、自衛隊の任務を遂行するため火薬類を運搬している者であることを証明する。

年 月 日

発行者 _____ 印

火薬類の種類	
数量又は重量	

運搬径路	
運搬期間	
運搬方法	

証明書携帯者	所属 官職	氏名
--------	----------	----

受領確認	年 月 日	受領者 _____ 印
------	-------	-------------

備考：運搬を終了した場合、運搬者はこの証明書に受領者の確認を受けたのち、速やかに発行者に返却しなければならない。

海幕武1第1729号

57. 4. 28

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海 上 幕 僚 長

火薬類取扱要領等について（通達）

標記について、火薬類の取扱いに関する達（昭和57年海上自衛隊達第13号。以下「達」という。）第11条第2項、第35条第2項、第46条第1項、第49条第1項、第58条第2項、同条第3項、第59条第2項、第60条第3項、第61条第2項及び第62条の規定に基づき、別冊のとおり定める。

なお、次の通達は廃止する。

- 1 海上自衛隊の行方火工作業に関する火薬類取締法の適用について（通達）（海幕武1第2027号。39.4.13）
- 2 航空用火工品の検査の実施要領について（通達）（海幕武2第5109号。43.9.19）
- 3 火薬類整備要領について（通達）（海幕武1第5804号。43.10.25）
- 4 火薬安定度試験について（通達）（海幕武1第6297号。43.11.20）
- 5 火工作業施設の設置されていない航空基地において火工作業を行う場合部隊等の長が指定する場所の基準について（通達）（海幕武2第1815号。46.4.5）
- 6 航空基地における火工作業の範囲その他必要事項について（通達）（海幕武2第1816号。46.4.5）

添付書類：別冊第1～別冊第4

写送付先：部内全般

火薬類取扱要領

1 趣 旨

この要領は、部隊等の長が実施する火薬類の取扱いにおける細部事項を定めるものである。

2 取扱い一般

火薬類の一般的な取扱いは、次に掲げるところによる。

- (1) 取扱い作業（以下「作業」という。）は、十分な時間的余裕を持つよう計画し、訓練その他特別の場合のほか、夜間作業を行わないこと。
- (2) 作業を行う場合は、一箇所に存置する火薬類の量を最小限とすること。
また開始前に使用する機械、器具等の機能を確認すること。
- (3) 作業に当たっては、当該作業及び関連する作業のみを行い、機器の修理との他の作業を同時に行わないこと。
- (4) 作業場所の付近においては、火気又は引火性のものを使用しないこととし、消火器等を準備して消火に万全を期すこと。
- (5) 照明を必要とするときは、電球が保護された電灯以外の灯火を使用しないこと。ただし、電灯を使用する場合であつても電球の破損、絶縁不良、火花の発生等により火薬類に悪影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (6) 作業中は、火花を生ずるおそれのある履物を使用しないこととし、必要に応じて人体の帯電除去及び作業台等の接地を行うこと。
- (7) 作業中は、清潔な手袋を着用すること。
- (8) 作業中は、火薬類の取扱いについて必要な知識及び経験を有する者が監督すること。
- (9) 火薬類は、丁寧に取り扱いすること。
- (10) 火薬類は、ロット又はインデックスごとにかつ口別ごとに明確に区分すること。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 火薬類を積重ねるときは、保定材を使用する等転落の防止に留意すること。
- (2) 火薬類は、火気、直射日光、著しい高温若しくは低温又は多湿を避けるとともに、海水、雨水、露等が付着しないように必要に応じて毛布、帆布等により保護すること。
- (3) 火薬類を収納した容器は、部隊等の長若しくはその命令を受けた者の指示がなければ開けないこと。
- (4) 火薬類又はその容器に記入してある標識は、汚損又は消去しないこと。
- (5) 火薬類に取り付けられた安全装置は、消費の直前でなければ解除しないこと。
- (6) 電気火管、電気雷管その他電気により発火する機構の火薬類は、電波をふく射する機器（空中線を含む。）から1.5メートル以内の場所及び漏電のおそれのある場所に置かないこと。ただし、当該火薬類の取扱説明書等に特別の記載事項がある場合は、この限りでない。
- (7) 信管等未装着の弾薬は、信管孔等に仮栓を取り付けること。
- (8) 誘導弾、ロケット弾、爆弾、機雷、魚雷その他外かくが薄い弾薬は、打こん、へこみ等を与えないように取り扱うこと。
- (9) 誘導弾、ロケット弾、爆弾、対潜弾、その他翼又は噴出口のあるものは、それらの部分に変形又は切損しないように取り扱うこと。

3 各種火薬類の取扱い

各種火薬類（それぞれの火薬類を内蔵する弾薬及び火工品を含む。）の取扱いは、次の当該号に掲げるところによる。

(1) 無煙火薬

- ア 無煙火薬は、高温、多湿、酸性ガス、日光の直射等にさらさないこと。
- イ 無煙火薬は、黒色火薬と直接接触させないこと。

(2) 黒色火薬

ア、黒色火薬は、摩擦、衝撃等を与えないよう特に丁寧に取り扱いとともに防湿に努めること。

イ、黒色火薬の粉末又は粒が飛散したときは、これを丁寧に取り集めた後、連第69条に規定する廃棄の方法により処理すること。

(3) コンポジット火薬

ア、コンポジット火薬は、急激な温度変化を与えないこと。

イ、当該火薬類の取扱説明書等に記載された温度範囲以外の温度にさらされた場合は、口別扱いとし、臨時検査(連第60条に規定するものをいう。以下同じ。)を行うこと。

(4) 爆薬

ア、粉末状又は結晶状の爆薬は、成形したものに比べ、感度が高いため慎重に取り扱うこと。

イ、トリニトロトルエンをてん薬した弾薬又は火工品からトリニトロトルエンがにじみ出たときは、発火又は爆発の危険を防止するため、直ちにアルコール又は温湯に浸した布でふき取る。この場合、石けん、その他のアルカリ類は、使用しないこと。

ウ、イの場合において、にじみ出の程度が著しく、取扱いに不安があると認めるときは臨時検査を行うこと。

(5) 料薬火工品

ア、料薬火工品を貯蔵する場所の温度は、38度C以下に維持するように努めるとともに、多湿を避けること。特に、海水電池を内蔵した火薬類及びマグネシウム、アルミニウム、燐化カルシウム又はナトリウム塩を使用したものは、吸湿により発火するため防湿に努めること。

イ、カーバイドを内蔵する火薬類は、水分により引火性ガスが発生するため防湿に努めること。

(6) 信管等

- ア 信管等は、衝撃、摩擦及び激動を与えないこと。
- イ 火管及び雷管には、特別の安全装置がないので、特に慎重に取り扱うこと。
- ウ 海水電池を内蔵した発火装置は、海水その他の水分が浸入しないよう消費の直前まで保護しておくこと。

4 貯蔵上の取扱い

火薬庫における火薬類の取扱いは、次に掲げるところによる。

(1) 陸上火薬庫

- ア 貯蔵責任者は、火薬類を受領したときは、速やかに外観(包装されたものについては、特別の場合を除き、開こんすることなく外装の状態とする。)を調査し、外装又は内容器が良態であることを確認すること。
- イ 火薬庫内の温度及び湿度は、毎日定時に測定し記録すること。
- ウ 通風装置、冷房装置又は温風装置(以下「通風装置等」という。)は、火薬庫内の温度及び湿度を適正に保持し、温度及び湿度の変化の度合をできるだけ少なくするため、必要に応じ使用すること。
- エ 通風装置等の弁、開口部、金網等は、使用の都度点検及び手入れを行い、その機能が確実に発揮できるよう努めること。
- オ 警報装置及び通信装置は、常時その状態及び機能について点検し、良好に作動するように維持すること。
- カ 庫内作業その他により、火薬庫内の空気が汚れるおそれがあるときは、通風装置等を使用すること。
- キ 火薬庫内の電灯は、庫内作業等に必要な場合を除き消灯すること。
- ク 避雷装置は、雨期前にその機能を確認すること。
- ケ 土堤及びその周辺の枯草は、防火のため毎年少なくとも1回は刈り取ること。

(2) 艦船火薬庫等

- ア 小火器弾薬は、専用の区画に施錠して保管すること。
- イ 火薬庫内の温度及び湿度は毎日測定し記録すること。
- ウ 露天甲板に吸気口のある通風装置等を使用するときは、天候、風向、ばい煙、海上の模様等を考慮して、火薬庫内が不良な状態にならないようにすること。
- エ 通風装置等に付属する弁及び栓は、その受持区分を明確にし、開閉操作を確実にし、海水、雨水等の浸入及びちりの混入を防止すること。
- オ 通風装置等の給気口又は排気口は、火薬庫以外の区画と共通の場合、当該装置の弁及び栓の開閉について、特に注意すること。
- カ 注散水装置は、毎年1回圧縮空気により、作動の良否、漏えいの有無について点検し記録すること。
- キ 防水ふた付きの伝声管は、使用しない場合、常にふたで覆っておくこと。

5 運搬

火薬類を運搬する場合の取扱いは、次に掲げるところによる。

- (1) 作業責任者は、作業開始前に、運搬作業の方法及び注意事項等を作業員に示達すること。
- (2) 火薬類の積込み、積卸し及び運搬は、やむを得ない場合を除き、雷鳴又は激しい降雨、降雪等天候不良のときは行わないこと。
- (3) 運搬作業中において、天候の悪化により運搬作業を一時中止する場合は、火薬類を他に危害を及ぼさない安全な場所に移し、警戒員を配置すること。
- (4) 作業員が、休憩等のため火薬類を存置する場所から離れるときは、必ず警戒員を配置すること。
- (5) 火薬類は、固有の容器に収納するか、又は固有の保護具をつけて運搬すること。
- (6) 積載並びに積卸し作業中は、その付近の見やすい場所に赤色旗を掲げること。

火薬類準備作業要領

1 趣 旨

この要領は、部隊等の長が実施する準備作業について、細部事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 準備作業 部隊等において、火薬類の消費前に行う信管装着、発火装置取付等及び整備担当部隊において行う火薬類を消費可能な状態とするための信管等の装着、魚雷の実用頭部の結合、組合せ、航空機の発射装置又は投下装置への弾薬の装着その他類似の火工作業（火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号。以下「訓令」という。）第34条に規定する整備の作業及び航空部隊における航空機への弾薬、火工品の搭載は、含まれない。）をいう。

(2) 整備担当部隊 達第54条第2項及び第56条に規定する整備担当部隊をいう。

(3) 取扱説明書等 取扱説明書及び技術図書をいう。

3 準備作業の範囲及び手順

作業の範囲及び手順は、次の表に掲げるところによる。

部隊等	弾薬の種類	作業の範囲	手 順
艦 船	魚雷、機雷、爆雷、対潜弾、対潜ロケット弾	構成部の結合、組合せ	当該火薬類の取扱説明書等による。
支援整備隊及び整備隊	対潜爆弾、航空用ロケット弾、魚雷、機雷、その他の火薬類	構成部の調整、結合、組合せ、航空機の発射及び投下装置への弾薬の装着	
水雷調整所	アスロツクミサイル、魚雷、機雷、爆雷	構成部の調整、結合、組合せ	

HP『海軍砲術学校』公開資料

水雷調整所(横須賀に限る。)	誘導弾	
造修所	砲銃弾、37.5cm対潜ロケット弾、その他の火薬類	

4 準備作業を行う者の資格

達第49条第2項第2号に規定する「術科教育の課程又は達第19条第2項第1号に規定する課程(委託教育の課程)」は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	対象者	課程の種類等	
術科教育の課程	自衛官及び事務官等	幹部自衛官の課程	射撃、水雷、掃海、航空武器整備、航空装備整備、水中処分に關する任務、専門、中級、特修科及び専修科の課程
		その他の自衛官の課程	射撃、射管、魚雷、機雷、掃海、航空武器整備、水中処分に關する普通科、高等科、特修科及び専修科の課程
委託教育の課程		部内委託：陸上自衛隊武器学校弾薬課程 部外委託：弾薬関係会社研修 外国留学：弾薬に關する課程 大学院等研修：火薬関係	

5 準備作業を行う場所

準備作業を行う場所は、次に掲げるところによる。

(1) 陸上における場合

ア 準備作業を行う場所は、火薬庫、貯蔵所（違第30条に規定するものをいう。）、火気を取り扱う場所、人が頻繁に出入する場所その他保安物件に対し安全な距離を取つた場所であること。

イ 準備作業を行う場所の周囲には、さくその他により境界を設け、見やすい場所に「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」の標示を行い、夜間にあつては赤色又は橙色の点滅灯を設置すること。

ウ 準備作業を行う場所に、消費の目的に応じた数量を超える火薬類を持ち込まないこと。

エ 準備作業を行う場所に火薬類を存置するときは、常に警戒員を配置すること。

オ 火工場を有する整備担当部隊にあつては、火工場において準備作業を実施するよう努めること。

(2) 艦船における場合

艦船において準備作業を行う場合は、当該艦船の長の指定する場所で行うほか、前号ウ及びエによる。

6 準備作業の依頼

(1) 部隊等の長は、準備作業を整備担当部隊に依頼する場合は、別紙様式第1の火薬類準備作業依頼書3部を整備担当部隊の長に送付する。

(2) 整備担当部隊の長は、前号の依頼を受けた場合は、火薬類準備作業依頼書に処置方針を記入し、押印の上、1部を依頼元に返送する。

(3) 準備作業を依頼した部隊等の長は、当該火薬類を作業予定日の前日までに整備担当部隊の長の指定する場所に搬入する。ただし、航空部隊にあつては、整備担当部隊が当該火薬類の搬入

H.P 『海軍砲術学校』 公開資料

を実施する。作業終了後の搬出についても、この例による。

7 保安守則の作成標準

部隊等の長が定める保安守則の作成標準は、別紙の保安守則作成標準による。

8 通知

整備担当部隊の長は、火薬類準備作業を実施した場合、速やかに依頼元部隊等の長に別紙様式第2の火薬類準備作業完了通知書により通知する。

別紙様式第1

※ 整備担当部隊の長 殿

※ 部隊等の長 団

火薬類準備作業依頼書

整備担当部隊		依頼年月日		※	依頼書の番号		※
部隊の長		完了希望年月日		※	担当幹部の官職・氏名		※
①		作業場所等への搬入予定年月日		※	輸送責任者の官職・氏名		※
②		作業内容		調整、結合、組合せ その他			
記事							
弾火薬コード	弾種	弾薬ロット番号	火薬インデックス番号	発数	箱数	備考	
※	※	※	※	※	※	※	

注：1 ※印は、依頼元で記入すること。

2 作業内容欄は、依頼元で該当事項を囲むこと。

3 用紙の寸法は、日本工業規格B列5判とする。

火薬類整備要領

1 趣 旨

この要領は、部隊等の長が実施する火薬類（誘導弾を除く。）の整備について、細部事項を定めるものである。

2 用語の定義

- (1) 整備担当部隊 達第54条第2項及び第56条に規定する整備担当部隊をいう。
- (2) 性能検査 その火薬類が本来持っている性能又は機能の現状を発射、燃焼、爆発、発火、その他の方法により確認することをいう。

3 整備の範囲及び手順

(1) 検査

検査品目、検査項目、検査対象数、検査時期及び整備担当部隊の実施区分は、別表による。

(2) 補修

整備担当部隊において実施する補修は、次に掲げるところによる。

- ア 除せい及び異物の除去
- イ 塗装及び表示
- ウ 変形修正
- エ 部品交換
- オ その他必要な作業

4 整備を行う者の資格

達第65条第2号に規定する「火薬類の整備に関する術科教育の課程又は、達第19条第2項第1号に規定する課程（委託教育の課程）」は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	対象者	課程の種類等	
術科教育の課程	自衛官及び事務官等	幹部自衛官の課程	射撃、水雷、掃海、航空武器整備、航空装備整備、水中処分に關する任務、専門、中級、特修科及び専修科の課程。
		その他の自衛官の課程	射撃、射管、魚雷、機雷、掃海、航空武器整備、水中処分に關する普通科、高等科、特修科及び専修科の課程
委託教育の課程		部内委託：陸上自衛隊武器学校弾薬課程 部外委託：弾薬関係会社研修 外国留学：弾薬に關する課程 大学院等研修：火薬関係	

5 整備を行う場所

整備を行う場所に関し、保安物件に対する安全な距離及び火工場に持ち込むことができる火薬類の量は、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 保安物件に対する安全な距離

保安物件に対する安全な距離は、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号）第4条第1項第4号の表に掲げる保安距離とする。

(2) 停滞量

火工場に持ち込むことができる火薬類の量は、爆薬換算500kgを超えてはならない。ただし、機雷等の整備においては、4,000kgを超えないものとする。

6 整備の依頼

- (1) 部隊等の長は、連第58条の定期検査又は連第59条の特別検査若しくは連第60条の臨時検査を依頼する場合は、別紙様式第1の火薬類整備依頼書3部を整備予定初日の21日前までに（臨時検査の依頼にあつては速やかに。）整備担当部隊の長に送付する。
- (2) 整備担当部隊の長は、前号の依頼を受けた場合は、火薬類整備依頼書に処置方針を記入し、押印の上1部を依頼元に返送する。
- (3) 整備を依頼した部隊等の長は、当該火薬類を整備予定日の前日までに整備担当部隊の長の指定する場所に搬入する。ただし、航空部隊にあつては、整備担当部隊が、当該火薬類の搬入を実施する。整備終了後の搬出についても、この例による。

7 作業実施要領及び保安守則の作成標準

整備担当部隊の長が定める作業実施要領及び保安守則は、それぞれ別紙第1の作業実施要領作成標準、別紙第2の保安守則作成標準による。

8 報告等

- (1) 火薬類の整備に関する報告は、海上自衛隊業務報告規則（昭和36年海上自衛隊連第79号）に定めるところによる。
- (2) 整備担当部隊の長は、火薬類の整備において不良品（廃棄すべきもの又は整備担当部隊において補修不能のものに限る。）を発見した場合は、別紙様式第2により海上幕僚監部技術部長及び依頼元部隊等の長に通知するとともに、写しを補給部隊の長に送付する。通知を受けた依頼元部隊等の長は、当該不良品を補給部隊に返納する。
- (3) 整備担当部隊の長は、火薬類の整備を実施した場合は、速やかに別紙様式第3の火薬類整備結果通知書により、依頼元部隊等の長に通知する。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

<http://navgunschl.sakura.ne.jp/>

※ 整備担当部隊の長 殿

※ 部隊等の長 印

火薬類整備依頼書

※ 検査区分（定期検査、特別検査、臨時検査）

整備担当部隊		依頼年月日	※	依頼書の番号	※	
部隊の長		完了希望年月日	※	担当幹部の官職・氏名	※	
①		整備場所等への搬入予定年月日	※	輸送責任者の官職・氏名	※	
②		整備内容	外観検査、寸法・質量検査、性能検査、火薬安定度試験、理化学試験、容器気密試験、調整、その他			
記 事						
弾火薬コード	弾 種	弾 薬 ロット番号	火薬インデックス番号	発 数	箱 数	備 考
※	※	※	※	※	※	※

- 注：1 ※印は、依頼元で記入すること。
 2 整備内容欄は、依頼元で該当事項を囲むこと。
 3 用紙の寸法は、日本工業規格B列5判とする。

作業実施要領作成標準

- 1 作業責任者は、作業員の作業分担を明確にすること。
- 2 作業量及び停滞量は、次によること。
 - (1) 施設、器材等を考慮して無理な作業をしない。
 - (2) 作業工室には、所定の作業員数及び特に必要と認める者のほか、立ち入らせない。
 - (3) 作業は、各工程ごとに1日の最大作業量を定め、その範囲にとどめる。
 - (4) 同一の作業工室には、異種の火薬類を同時に存置しない。
- 3 次の事項について、具体的に明記すること。
 - (1) 作業工程
 - (2) 工程ごとの作業員数
 - (3) 工程ごとの作業の内容及び方法
 - (4) 工程ごとの作業場所
 - (5) 使用機器、工具、材料
 - (6) 工程ごとの特別注意事項
 - (7) 検査の要領
 - (8) 作業終了後の措置
 - (9) その他必要な事項

別紙第2

保安守則作成標準

- 1 火工場の付近は、危険区域と無危険区域とに区分し、危険区域には、標識を掲げ、立ち入りを規制すること。
- 2 危険区域に立ち入るときは、作業に必要な場合を除き、火気を持ち込まないこと。
- 3 危険区域内で、施設、器材の修理のため火気を使用するときは、整備担当部隊の長の許可を得ること。
- 4 火工場の外部の見やすい位置に、作業中の火薬類又は存置する火薬類の危険性(火災、爆発、飛散等。)を表す標識を掲げること。
- 5 工室の外部に、工室名、同時に立ち入ることができる最大員数、停滞量を掲示すること。
- 6 工室内の作業員から見やすい位置に、事故発生時の処置(退避要領を含む。)を掲示すること。
- 7 防火訓練及び消火用具の点検整備を励行すること。

第 年 月 日 号 日 整 備 担 当 部 隊 の 長 印								
不 良 火 薬 類 発 生 通 知 書								
検査品目	弾火薬コード	弾薬ロット号 (火薬インデックス番号)	数量	保管場所	発見年月日	不良の理由及び状況	所見	備考

注：用紙の寸法は、日本工業規格B列4判とする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙様式第3

第 号
年 月 日

整備依頼元部隊等の長 殿

火薬類整備実施結果通知書

整備担当部隊の長 印

検査区分		整備期間		年 月 日～年 月 日		関連文書		整 備 結 果				記 事
弾火薬コード	品 名	弾薬ロット番号	検査項目	検査数量	判定	良 品	補修後良品	要部外整備品	不良品			
			外 観 検 査 寸法、質量検査									
			外 観 検 査 寸法、質量検査									
			外 観 検 査 寸法、質量検査									
			外 観 検 査 寸法、質量検査									

- 注：1 検査区分は、違第57条の検査の区分による。
 2 検査項目は、別表の当該項目による。
 3 判定は、機能、性能検査等について、合格、不合格、保留の別を記入する。
 4 用紙の寸法は、日本工業規格B列4判とする。

火薬安定度試験要領

1 趣 旨

この要領は、部隊等の長が実施する火薬安定度試験（以下「安定度試験」という。）について、細部事項を定めるものである。

2 定期試験

(1) 試験実施地区の選定

ア 横須賀造修所長は、次年度に試験を実施すべき火薬インデックスごとの弾薬ロット、試験を実施する地区を選定し（Y砲爆雷投射薬包、37.5cm対潜ロケット弾、機雷推進装置用推進薬、航空用ロケット弾その他のロケット用推進薬は、横須賀においてのみ実施するよう計画すること。）、別紙様式第1により12月末までに各造修所長に通知する。

イ アの通知を受けた造修所長は、供試弾薬を採取する部隊等を当該地方隊及び在籍艦艇のなかから指定し、別紙様式第2により2月末までに当該部隊等の長に通知するとともに、写しを横須賀造修所長に送付する。

(2) 供試品の採取及び持込み

ア 前号イの通知を受けた部隊等の長は、別冊第3第6項第1号による定期検査の依頼をするとともに、在庫中の当該弾薬ロットのうちから供試品を所要数採取し、試験予定前日までに造修所長の指定する場所に搬入する。

なお、特別の理由がある場合は、試験を実施する造修所が直接供試品を採取することができる。

イ 供試品は、ライトボックス（規定収納数に満たないものをいう。以下同じ。）から採取することを原則とする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 供試数量

前号の供試品の数量は、次の表に掲げるところによる。

安定度試験を行う火薬類	供試品の数量
76mm 砲用以上の弾薬包及び装薬包	火薬インデックスごと1発
40mm 機関砲用弾薬包	
20mm 機関砲用弾薬包	火薬インデックスごと6発
ばら火薬	火薬インデックスごと約100グラム
37.5cm 対潜ロケット弾	
機雷推進装置用推進薬	
航空用ロケット弾	
その他のロケット用推進薬	

(4) 試験の実施要領

安定度試験は、無煙火薬であつて、製造後3年以上経過したのものについて、次により実施する。

ア 単一ロットの弾薬に内蔵された火薬及びばら火薬は、火薬インデックスごとに毎年度1回行う。

イ 集合ロットの弾薬に内蔵される火薬は、その集合ロットに含まれる火薬インデックスの1のみについて毎年度1回行う。この場合、次年度以降の試験において、その集合ロットに含まれる火薬インデックスの試験が一巡するまでは、既に試験済みの火薬インデックスから試験試料を採取しないことを原則とする。

ウ ア及びイにおいて、同一インデックスの火薬を2以上の部隊等が保有する場合は、第1号アの横須賀造修所長の選定及び同号イの各造修所長の指定するところにより、いずれか1の部隊等が保有するものについて試験を行う。

区 分	試 験	方 法
シングルベース火薬	1345度C耐熱試験 サーベランス試験	1 NDS K 4812B 火薬安定 度試験方法(サーベ ランス試験)
ダブルベース火薬 トリプルベース火 薬	120度C耐熱試験 サーベランス試験	2 NDS K 4814B 火薬安定 度試験方法(120度C 1345度C耐熱試験)
備 考：NDSは、装備品等の標準化に関する訓令(昭和43年 防衛庁訓令第33号)第19条に規定する防衛庁規 格をいう。		

アからエまでにより実施したサーベランス試験の成績が60日未満のときは、当該保管場所の火薬について、更に次の表に掲げるところによりサーベランス試験を行う。

サーベランス試験成績	試験の時期
59日以下40日以上	3か月ごと。
39日以下30日以上	2か月ごと。
29日以下16日以上	毎月

(5) 試験成績に応ずる弾薬の管理

安定度試験成績の判定及び判定に応ずる管理区分等は、次に掲げるところによる。

ア 製造後初めて安定度試験を実施するもの及び薬齢(火薬の製造後の期間を満年数で表したもの。以下同じ。)10年未満であつて前回の試験成績が優であるものについては、別表第1による。

イ 薬齢10年未満であつて前回の試験成績が良又は可であるもの及び薬齢10年以上のもの並びに薬齢不明のものについては、別表第2による。

(6) ライトボックスとフルボックス(規定収納数を取納したものをいう。以下同じ。)の取扱いは、次に掲げるところによる。

ア ライトボックスから採取した試料について実施した安定度試験の成績が優又は良であるときは、その成績を当該インデ

ツクスの火薬の成績とする。

- イ ライトボックスから採取した試料について実施した安定度試験の成績が可又は不良であるときは、その成績は当該インデックスのライトボックスの口別のみ適用するものとし、改めてフルボックスから採取した試料について安定度試験を実施し、その成績を当該インデックスの火薬の成績とする。この場合、ライトボックスとフルボックスとの成績が異なるときは、その後の安定度試験の対象及びその火薬を内蔵する弾薬の管理に当たりそれぞれの別口として取り扱う。

(7) 補充試料火薬を有する国産弾薬の取扱い

補充試料火薬を有する国産弾薬の安定度試験に当たっては、試験を実施する造修所においてそれぞれ次に掲げる措置を講じる。

ア 弾薬包又は装薬包

(ア) 抜薬の際、薬きょう内から試験試料に必要な無煙火薬を採取し、その重量を正確に計量する。

(イ) 試験試料と同一インデックスの補充試料火薬を用いて、採取分と同じ重量を薬きょう内に補充して元どおり組み立てる。組立て及び検査は、海幕武1第2157号(39.4.20)別紙第1及び第2を準用する。

(ウ) 薬きょう底面に㊦の記号を朱書する。この場合、火管に掛からないよう注意する。

イ データカード

弾薬データカードの備考欄に、試料採取(補充)年月日、造修所名を朱書する。

ウ 容器

本体側面に㊦の記号を朱書するとともに、㊦及び造修所名を朱書した白色荷札をふたに取り付ける。

(8) 安定度試験の試料採取に供した国産の弾薬包又は装薬包は、再びその後の試験に供しないこと。

(9) 補充試料火薬の取扱い

ア 補充試料火薬は、各造修所において管理(現品は補給所火

HP『海軍砲術学校』公開資料

薬庫に保管する。)するものとし、これに必要な管理換等の措置については、別に指示する。

イ 補充試料火薬と同一インデックスの無煙火薬を内蔵する弾薬が、全数消費された場合における補充試料火薬の残品の処置については、その都度指示する。

⑩ 国産火薬の製造年月等の通知

国産無煙火薬の製造年月、インデックス番号その他必要な事項については、海上幕僚監部技術部長から別途通知させる。

⑪ 補充試料火薬を有しない弾薬の取扱い

補充試料火薬を有しない弾薬の安定度試験に当たっては、試験を実施する造修所において、それぞれ次に掲げる措置を講じる。

ア 試験試料を採取した残りの火薬は、インデックス番号別に気密容器に収納し、インデックス番号、火薬量、採取年月日、供試部隊等名、造修所名を明記した用紙をその容器の外面上にはり付け保管(現品は補給所火薬庫に保管)する。その後の処置は、別に指示するところによる。

イ 40mm及び20mm機関砲用弾薬包から抜薬して、試験試料を採取した残りの火薬は、廃棄する。

3 マスターサンプル試験

(1) マスターサンプルの作成及び取扱い

ア 横須賀造修所長は、次に掲げるところにより作成する。

イ マスターサンプルを作成する火薬は、20ミリ機関砲用以上の砲銃弾薬に内蔵する無煙火薬と同一のインデックス番号のものとする。ただし、微少ロットその他の事由により比較的短期間に全数消費することが予想されるインデックス番号の火薬については、作成の必要はない。

ウ マスターサンプルの作成要領の細部その他必要な事項については、海上幕僚監部技術部長所定とする。

エ マスターサンプルは、横須賀造修所において管理(現品は横須賀補給所の火薬庫に保管)する。

(2) マスターサンプルの試験

HP『海軍砲術学校』公開資料

ア 横須賀造修所長は、マスターサンプルの安定度試験を毎年1回実施しなければならない。

イ マスターサンプルの安定度試験は、次に掲げるところにより実施する。

(ア) 薬齢及び前回の成績とは無関係に、すべてのインデックス番号ごとに行う。

(イ) 薬種に応じて行うべき試験の種類は、第2項第4号エによる。

(ウ) サーバランス試験は、耐熱試験成績のいかんにかかわらず発煙するまで継続する。ただし、当分の間、24か月を経過しても発煙しないときは、24か月をもつてその試験を打ち切ることができる。

(エ) サーバランス試験において、60日未満に発煙した場合は、第2項第4号オに準じ、サーバランス試験を行う。

ウ マスターサンプルは、その試験成績による判定を行わず、また、マスターサンプル以外の火薬の判定及び管理を拘束しない。

(3) 成績の記録

横須賀造修所長は、マスターサンプルの試験成績をインデックス番号別に記録し保管する。

4 臨時試験

(1) 試験の依頼

部隊等の長は、次に該当する場合は、速やかに別冊第3第6項第1号により臨時試験を依頼しなければならない。

ア 違第60条第1項に該当するとき。

イ 次項第2号の通知を受けたとき。

(2) 臨時試験の実施要領

臨時試験の実施要領は、第2項第2号、第3号、第4号ウ、エ及び第5号から第8号まで並びに第11号を適用する。

5 報告等

(1) 定期試験

ア 造修所長は、試験終了後10日以内に試験を依頼した部隊等の長に別紙様式第3による火薬安定度試験成績書を送付する

とともに、横須賀造修所以外の造修所長は、横須賀造修所長にその写しを送付する。

イ 横須賀造修所長は、それらの成績をとりまとめ、次に掲げるところにより海上幕僚長に報告する。

(ウ) 前年度実施した安定度試験の成績は、別紙様式第4により毎年4月末までに報告するとともに、その写しを他の造修所長に送付する。

(イ) (ウ)にかかわらず安定度試験の成績が可又は不良のものは、その都度別紙様式第5により報告するとともに、当該補給部隊の長及び他の造修所長に通知する。通知を受けた補給部隊の長は、当該インデックスの弾薬等を保有している部隊等の長にその旨を通知する。

(2) マスターサンプル試験

マスターサンプルについて実施したサーベランス試験の成績が29日以下の場合には、横須賀造修所長は直ちに他の造修所長に通知しなければならない。通知を受けた造修所長は、当該インデックス番号の火薬を内蔵する弾薬を保管する部隊等の長に臨時試験の実施について必要がある旨通知する。

(3) 臨時試験

前1号による。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙様式第 1

第 号
年 月 日

造修所長 殿

横須賀造修所長 印

昭和 年度定期火薬安定度試験実施区分通知書

弾 種	火薬インアックス番号	弾頭ロット番号	試 験 実 施 地 区					備 考
			Y	K	S	M	O	

注：試験実施地区の欄は、該当の箇所は○印をつける。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙様式第2

第 号
年 月 日

殿

造修所長 印

昭和 年度定期火薬安定度試験実施計画書

試験実施の対象とするもの				試験の 予定年月	備考
部隊等名	弾種	火薬インボックス番号	弾薬ロット番号		

送付先：

HP『海軍砲術学校』公開資料

別表第 1

耐熱試験		サーベランス試験		耐熱再試験		判定	当該インデックスの火薬又は当該火薬を内蔵する弾薬の管理区分
実施の有無	今回の成績	実施の有無	今回の成績	実施の有無	今回の成績		
実施する。	40分以上	実施しない。		実施しない。		優	艦船及び航空機に搭載することができる。
	40分未満	実施する。	60日以上	更に採取した2個の試料について実施する。	2個とも40分以上		
					その他		
			59～16日	実施しない。			
15日以下					不良	廃棄	

備考：1 試験は耐熱試験、サーベランス試験、耐熱再試験の順に行う。

2 サーベランス試験は、発煙するまで継続するのを原則とするが、当分の間は、それ以前に打ち切つて差し支えない。

海上自衛隊達第 1 3 号

火薬類の取扱いに関する訓令（昭和 5 4 年防衛庁訓令第 3 6 号）
第 2 1 条、第 3 2 条第 1 項、第 3 3 条第 2 項、第 3 4 条第 2 項及び
第 3 項、第 3 5 条第 2 項、第 3 9 条、第 4 5 条第 2 項及び第 4 9 条
の規定に基づき、海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達を次のよ
うに定める。

昭和 5 7 年 4 月 2 8 日

海上幕僚長 海将 前田 優

海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達

火薬類の取扱いに関する達（昭和 4 3 年海上自衛隊達第 4 1 号）
の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 製造（第 3 条—第 1 0 条）

第 3 章 貯蔵

第 1 節 通則（第 1 1 条—第 2 0 条）

第 2 節 陸上における貯蔵（第 2 1 条—第 3 1 条）

第 3 節 艦船における貯蔵（第 3 2 条—第 3 4 条）

第 4 章 運搬（第 3 5 条—第 3 9 条）

第 5 章 消費（第 4 0 条—第 5 4 条）

第 6 章 整備（第 5 5 条—第 6 5 条）

第 7 章 廃棄等（第 6 6 条—第 7 2 条）

第 8 章 保安（第 7 3 条—第 7 9 条）

第 9 章 譲受け（第 8 0 条—第 8 2 条）

第 10 章 雑則（第 8 3 条）

附 則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この達は、海上自衛隊における火薬類の製造、貯蔵、運搬

消費その他取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓令 火薬類の取扱いに関する訓令をいう。
- (2) 弾薬 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「法」という。)第2条第1項第3号へに規定する火工品のうち、砲弾、装薬包、弾薬包、小火器弾薬、チャフ弾、デコイ弾、誘導弾、アスロクミサイル、ロケット弾、対潜弾、爆弾、機雷、魚雷及び爆雷をいう。
- (3) 火工品 法第2条第1項第3号に掲げる火工品のうち、前号以外のものをいう。
- (4) 料薬火工品 前号の火工品のうち料薬(発光、発煙、発炎、発音等の目的に使用するもので、火薬又は爆薬に準じて取り扱うものをいう。以下同じ。)を内蔵する火工品をいう。
- (5) 部隊等の長 長官直轄部隊の長及び当該部隊の編成に加わる部隊の長並びに機関の長をいう。
- (6) 火薬庫 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号。以下「規則」という。)第17条に規定する火薬庫(以下「陸上火薬庫」という。)及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令(昭和29年総理府令第74号。以下「貯蔵等に関する府令」という。)第2条に規定する火薬庫(以下「艦船火薬庫」という。)をいう。
- (7) 艦船火薬類格納所 貯蔵等に関する府令第3条第1項の規定により火薬類を火薬庫外に貯蔵するため艦船に設置された場所又は箱をいう。
- (8) 艦船火薬類砲側格納所 消費のため一時的に火薬類を格納するため艦船の砲側に設置された場所又は箱及び潜水艦における格納架台をいう。
- (9) 庫別貯蔵 火薬類の種類ごとに別々の火薬庫に分離して貯蔵

HP『海軍砲術学校』公開資料

することをいう。

- (10) 区分貯蔵 同一の火薬庫内において、火薬類の種類ごとに区分して貯蔵することをいう。
- (11) 隔離貯蔵 不良品及びその疑いのある火薬類を良品と隔離して貯蔵することをいう。
- (12) 口別扱い 同一のロット又はインデックス（製造番号を含む。以下同じ。）の火薬類のうち、その来歴、状態又は性能を異にするものをそれぞれ区別して取り扱うことをいう。

第2章 製造

（規則第3条に掲げる火薬類の製造）

第3条 部隊等の長は、規則第3条各号に掲げる範囲の火薬類の製造を行う場合には、製造する火薬類の種類、数量、製造の目的、製造の期間その他必要な事項をあらかじめ順序を経て海上幕僚長に届け出なければならない。

- 2 前項の火薬類の製造に当たっては、製造場所及び製造方法等危害予防について配慮しなければならない。

（製造の変更申請等）

第4条 火薬類の製造を行う部隊等の長（以下「製造部隊等の長」という。）は、製造する火薬類の種類若しくはその方法又は製造施設の構造等を変更しようとするときは、規則別表第1又は別表第2に掲げる様式により順序を経て海上幕僚長に上申しなければならない。

- 2 前項の申請を行うに当たり、設置工事等を防衛施設局が行う場合には、製造部隊等の長は当該局長の技術的協力を得て、海上幕僚長に上申するものとする。

（製造施設の工事完了報告）

第5条 製造部隊等の長は、製造施設の設置工事又は変更工事が完了したときは、速やかに火薬類製造施設工事完了報告書（別記様式第1）を順序を経て海上幕僚長に報告しなければならない。

（製造の廃止）

第6条 製造部隊等の長は、承認を受けた火薬類の製造について、その全部又は一部を行わなくなつたときは、順序を経て海上幕僚

長に報告しなければならない。

(定期自主検査)

第7条 製造部隊等の長は、訓令第7条の規定に基づく製造施設の定期自主検査を第2四半期末及び第4四半期末に実施するものとする。

(製造保安責任者等の選定)

第8条 製造部隊等の長は、訓令第8条第1項の規定に基づき、規則第68条及び第70条に掲げる資格を有する者の中から火薬類製造保安責任者及びその代理者並びに火薬類製造副保安責任者を選定し、当該予定者の所属、官職、氏名、保有資格及び理由を記載の上、順序を経て海上幕僚長に上申しなければならない。

(危害予防規程)

第9条 製造部隊等の長は、訓令第9条第1項に規定する危害予防規程を定めるために必要な資料を規則第6条第1項に規定するところにより作成し、順序を経て海上幕僚長に提出するものとする。既に、承認を受けた危害予防規程を変更するときも同様とする。

(製造の記録)

第10条 製造部隊等の長は、当該部隊等において各製造工程の別に取り扱った火薬類又はその原料若しくは半製品の種類、数量その他必要な事項を毎日記録しなければならない。

2 前項の記録の保存期間は、3年とする。

第3章 貯蔵

第1節 通則

(管理の原則)

第11条 部隊等の長は、原則として自隊において、火薬類を良好な状態に管理しなければならない。

2 前項の場合において、留意すべき細部事項については、別に定める。

第12条 部隊等の長は、火薬類を使用可能品、使用限定品、使用一時停止品及び使用不能品に区分し、口別扱いとする。

2 部隊等の長は、保管中の火薬類について異臭その他の異常を認められた場合は、臨時検査を受けなければならない。ただし、異常の程度が著しく、保管に危険があると認めるときは直ちに廃棄することができる。

3 部隊等の長が、火薬類の保管を部外に委託する場合の手続は、海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）第36条に定めるところによる。

（無煙火薬の貯蔵上の基準）

第13条 無煙火薬並びにこれを内蔵した弾薬及び火工品を貯蔵する場所は、原則として温度 5°C 以上 38°C 以下及び湿度80パーセント以下に保つものとする。ただし、貯蔵する場所の温度が、次の表の左欄に掲げる温度に上昇したときは、当該場所に貯蔵中の弾薬及び火工品は優先的に消費するものとし、その時間の累計がそれぞれ右欄に掲げる時間に達したものは、臨時検査を行わなければならない。

温度の範囲	累計時間数
40°C を超え 49°C 以下のとき	500時間
49°C を超え 54°C 以下のとき	100時間
54°C を超えたとき	直ちに

（火薬庫等の使用の特例）

第14条 火薬庫、艦船火薬類格納所及び第30条第1項に規定する貯蔵所（以下「火薬庫等」という。）は、火薬類を貯蔵していない場合であつても、これを他の用途に供してはならない。ただし、艦船火薬庫を倉庫の一部として使用しなければ当該艦船の任務に特に支障を生ずるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において当該艦船の長は、あらかじめ順序を経て海上幕僚長に申請し、その承認を受けなければならない。

（火薬庫等の修理又は改造時の措置）

第15条 貯蔵責任者並びに艦船火薬庫及び艦船火薬類格納所を管理する部隊等の長（以下「管理部隊等の長」という。）は、火薬庫等若しくはその付属装置若しくは火薬庫等に隣接する区画の修理

又は改造を行うときは、火薬庫等に貯蔵中の火薬類を他の火薬庫等に移すか又は陸揚げする等必要な安全措置を講じなければならない。

(火薬庫等の修理又は改造後の点検)

第16条 管理部隊等の長は、火薬庫等の修理若しくは改造を終了したとき又は第14条第1項ただし書に規定する使用を終えたときは、火薬類を貯蔵する前に、火薬庫等の内部の状況について点検し、火薬類の貯蔵に適する状態にあることを確認しなければならない。

(火薬庫等の内部における禁止作業)

第17条 火薬庫等の内部においては、次の各号に掲げる作業を行つてはならない。

- (1) 信管等の装着又は取り外し(艦船におけるアスロツクミサイル、機雷、魚雷及び対潜ロケット弾に関するものを除く。)
- (2) 装弾帯、クリップ、リンク等への銃弾の挿入
- (3) その他部隊等の長が、火薬庫等の保安に支障を及ぼすおそれがあると認める作業

(火薬庫等の開閉)

第18条 管理部隊等の長は、その指定した者でなければ火薬庫等を開閉させてはならない。

2 火薬庫等を開閉したときは、その日時、目的、開閉した者の官職氏名その他必要な事項を記録しなければならない。

(火薬庫保安係員)

第19条 管理部隊等の長は、訓令第21条の規定により火薬庫保安係員を選任する場合は、幹部自衛官又は行政職俸給表(一)6等級(任命権に関する訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号)別表に掲げる行政職俸給表(一)6等級に対応する各俸給表の職務の等級を含む。)以上の事務官等のうちから選任するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、訓令第21条各号のいずれかに該当する他の隊員をもつて充てることができる。

2 訓令第21条第2号に規定する海上幕僚長の指定する資格を有

HP『海軍砲術学校』公開資料

する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達（昭和42年海上自衛隊達第31号。以下「教育訓練達」という。）別表第7に規定する委託教育のうち火薬類の取扱いに関する課目を含む教育を修了した者
- (2) 次の表の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる小職域に属する特技（海上自衛官の職の分類制度の実施に関する達（昭和38年海上自衛隊達第110号）別表第1に規定する小職域及び特技職をいう。以下同じ。）のいずれかを保有し、かつ、火薬類の取扱いについて2年以上の経験を有する者

幹 自 衛 部 官	水上攻撃、水中攻撃、機雷掃海、潜水（水中処分に關するものに限る。）、航空武器整備、経補、補給又は武器技術
その 他 の 自 衛 官	射撃、射管、魚雷、機雷、掃海、潜水（水中処分に關するものに限る。）、航空武器整備、補給又は技術

3 訓令第21条に規定する海上幕僚長の定める保安に係る業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 火薬類の取扱い全般についての指導に関すること。
- (2) 保安教育の実施に関すること。
- (3) 火薬庫の検査等の実施に関すること。
- (4) 火薬庫等又は火薬類が危険な状態となつたときの応急措置に関すること。

4 訓令第21条第3号に規定する海上幕僚長の指定する講習は、海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達（昭和53年海上自衛隊達第8号）第10条第1項第2号に基づき作成する年度業務計画細部計画（以下「業務計画細部計画」という。）に定める火薬類の取扱いに関する講習とする。

（艦船における火薬庫保安係員）

第20条 艦船における火薬庫保安係員については、前条の規定を適用する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

第2節 陸上における貯蔵

(貯蔵責任者)

第21条 訓令第11条第1項の規定に基づき海上幕僚長が指定する貯蔵責任者は、基地隊司令、航空隊司令(航空隊(乙)に限る。)、水雷調整所長、補給所長、造修所長及び航空基地隊司令とする。

(陸上火薬庫の設置申請)

第22条 陸上火薬庫を設置しようとするときは、貯蔵責任者は、要すれば、構造等の技術上の基準について防衛施設局長の協力を得て、火薬庫設置承認申請書(別記様式第2)により順序を経て海上幕僚長に上申するものとする。

(陸上火薬庫の構造等の変更)

第23条 貯蔵責任者は、陸上火薬庫を移転し又は構造若しくは設備を変更する必要があるときは、要すれば、技術上の基準について防衛施設局長の協力を得て、火薬庫設置承認事項変更申請書(別記様式第3)により順序を経て海上幕僚長に上申しなければならない。

(陸上火薬庫の完成報告)

第24条 貯蔵責任者は、訓令第13条第1項の規定により完成検査を受ける必要がある工事が完了したときは、速やかに火薬庫完成報告書(別記様式第4)により順序を経て海上幕僚長に報告するとともに火薬庫検査官にその旨を通知するものとする。

2 火薬庫検査官は、前項の通知を受けた場合には、完成検査を行うものとし検査が技術上の基準に適合すると認めるときは、火薬庫検査証(訓令別記様式第1)に所要事項を記入の上順序を経て海上幕僚長に報告するものとする。

(貯蔵火薬類等の変更)

第25条 貯蔵責任者は、訓令第14条の規定するところにより変更の届出を要する場合は、速やかに火薬庫設置承認事項変更届出書(別記様式第5)により順序を経て海上幕僚長に上申するものとする。火薬庫を管理する部隊等の所在地に変更があるとき又は貯蔵火薬類の種類若しくは最大貯蔵量を変更するときも同様とする。

(陸上火薬庫の用途廃止)

第26条 貯蔵責任者は、陸上火薬庫の用途廃止の手続を完了したときは、その年月日及び理由を明記し、火薬庫検査証を添付し、順序を経て海上幕僚長に報告するものとする。

(表示)

第27条 陸上火薬庫には、庫外の見やすい位置に陸上火薬庫の名称、記号及び番号を、また、庫内の見やすい位置に設置の承認を受けた番号及びその日付、貯蔵できる火薬類の種類及び最大貯蔵量を表示するものとする。

(定期自主検査)

第28条 貯蔵責任者は、訓令第17条の規定により定期自主検査を毎四半期末に実施するものとする。

(火薬庫における貯蔵)

第29条 陸上火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には、訓令第10条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 火薬庫に貯蔵する場合には、次の表に掲げる区分に従い庫別貯蔵をすること。ただし、陸上火薬庫の棟数の制約その他の理由でこれにより難いときは、規則第19条第1項に規定するところにより区分貯蔵することができる。

区分番号	庫別貯蔵の区分
1	無煙火薬、爆薬
2	黒色火薬、導火線、電気導火線、導爆線
3	装薬包(54口径5インチ砲用及び38口径5インチ砲用の常、減、弱、短並びに62口径76ミリ砲用及び50口径3インチ砲用の短)、Y砲装薬包、ロケットモータ、弾薬包(62口径76ミリ砲用、50口径3インチ砲用、40ミリ機関砲用、20ミリ機関砲用)、7.2インチ対潜弾、小火器弾薬、もやい銃弾、もやい索投射機用薬包、チャフ弾
4	礼砲装薬包、K砲装薬包

H.P. 『海軍砲術学校』公開資料

5	砲弾、ロケット弾頭（90キログラム未満のもの。）、ロケット弾（90キログラム未満の弾頭のついたもの。）、手りゆう弾、水中発音弾
6	爆弾、魚雷及び同実用頭部、アスロツクミサイル、爆雷、機雷、さく薬缶、ロケット弾頭（90キログラム以上のもの。）、ロケット弾（90キログラム以上の弾頭のついたもの。）、伝爆薬
7	誘導弾及びその構成品
8	信管、火管、雷管、イグナイタ及びこれらに類似するもの。
9	料薬火工品、デコイ弾

(2) 廃棄すべき火薬類は、隔離貯蔵すること。

(3) 陸上火薬庫内には、庫内明細表を備え、貯蔵中の火薬類の種類、ロット番号、インデックス番号（無煙火薬を内蔵したものに限る。）、数量、爆薬換算量（規則第1条の6に規定する爆薬1トンに換算される数量をいう。）を記載して、その現状を明らかにしておくこと。

2. 前項第3号の庫内明細表は、火薬類の状態ごとに、次の表の左欄の区分の別に、それぞれ右欄に掲げる地色とする。

使用可能品	白
使用限定品	青
使用一時停止品	黄
使用不能品	赤

（火薬庫外における貯蔵）

第30条 部隊等の長は、陸上火薬庫外に火薬類を貯蔵するため規則第15条の表のうち、貯蔵する者等の区分欄(2)又は(4)により都道府県知事の指示を受けた場合は、貯蔵する場所の位置、構造、設備及び付近の状況並びに貯蔵する火薬類の種類及び数量並びに指示を受けた都道府県名、指示の番号及び日付、その他必要な事項

HP『海軍砲術学校』公開資料

を速やかに順序を経て海上幕僚長に報告しなければならない。既に指示された事項について変更があつたときも同様とする。

2 前項の貯蔵する場所に火薬類を貯蔵する場合は、規則第16条に規定する貯蔵の技術上の基準によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貯蔵する場所には、外部に火薬類貯蔵所の表示を、また内部の見やすい位置に都道府県知事の指示の番号及び日付、貯蔵できる火薬類の種類及び数量を表示すること。

(2) 貯蔵する場所の温度及び湿度は、毎日定時に測定して記録すること（検温計及び検湿計を備え付けている場合に限る。）。

(3) 必要に応じて前条第1項第3号の規定に準ずる明細表を備えること。

3 訓令第10条ただし書に規定する部隊等の長が定める火薬類格納所の技術上の基準は、規則第16条第1号及び第5号の規定によるものとする。

（火薬庫検査官）

第31条 訓令第20条第1項の規定により海上幕僚長が選任する火薬庫検査官は、次の表の左欄の部隊についてそれぞれ右欄に掲げる者とする。

部 隊	火 薬 庫 検 査 官
地方隊	地方総監部技術監理官
航空群、教育航空群	支援整備隊司令

2 地方総監、航空群司令、教育航空群司令は、火薬庫検査のため必要な知識及び技能を有する者を補助者に選任し、火薬庫検査官の業務の補助をさせるものとする。

第3節 艦船における貯蔵

（貯蔵の場所）

第32条 艦船において火薬類を貯蔵する場所は、艦船火薬庫及び艦船火薬類格納所（以下「艦船火薬庫等」という。）とする。

（貯蔵の基準）

HP『海軍砲術学校』公開資料

第33条 艦船火薬庫等における火薬類の貯蔵については、貯蔵等に関する府令第1条の規定によるほか、庫内明細表を備え、貯蔵中の火薬類の種類、ロット番号、インデックス番号（無煙火薬を内蔵したものに限り）、数量等を記載して、現状を明らかにしておかなければならない。

（定期自主検査）

第34条 艦船火薬庫を管理する部隊の長は、貯蔵に関する府令第2条に規定する火薬庫の構造等の基準について定期自主検査を第2四半期末及び第4四半期末に実施するものとする。艦船火薬類格納所についても艦船火薬庫に準じて実施しなければならない。

第4章 運搬

（運搬計画）

第35条 部隊等の長は、火薬類を自動車等若しくは艦船で運搬する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した運搬計画を定めるものとする。

- (1) 運搬する火薬類の種類及び数量
- (2) 運搬の方法、使用機器、開始日時及び終了予定日時、発送場所、運搬経路及び到着場所
- (3) 発送者及び受領者の官職及び氏名
- (4) 作業責任者及び車両に同乗する責任者の官職及び氏名並びに作業員数
- (5) その他必要な事項

2 前項の運搬計画の作成に当たり留意すべき事項は、別に定める。

（警察への通知）

第36条 部隊等の長は、火薬類を運搬する場合は、運搬する火薬類の種類、数量及び通過地域の状況等を考慮し、必要と認めるときは、最寄りの警察署に所要の事項を通知するものとする。

（自動車等による運搬）

第37条 訓令第24条の規定により火薬類を運搬する場合の技術上の基準は、火薬類の運搬に関する総理府令（昭和35年総理府令第65号。以下「運搬に関する府令」という。）第12条から第

1 8条までの規定によるほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 自動車等で運搬する場合は、四輪車以上の車両を充てること。
- (2) 市街地を通過する場合は、運搬に関する府令第16条に規定する標識に準ずる標識を掲げた先導車をつけるか又はこれに代わる警戒の措置を講じること。

2 訓令第24条に規定する火薬類運搬証明書の発行を受けた者は、火薬類の運搬を終了したとき又は運搬期間内であつても火薬類を運搬しないこととなつたときは、速やかに火薬類運搬証明書をその発行者へ返納しなければならない。

(艦船による運搬)

第38条 艦船による火薬類の運搬については、危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号。以下「運輸省令」という。)第24条及び第26条から第34条までの規定(第27条第4項から第6項までの規定を除く。)を準用するほか、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 火薬類の包装には、固有の容器又は枠等を使用すること。ただし、容器が小型であつて同一の火薬類又は第29条第1号に規定する庫別貯蔵の区分番号(以下「区分番号」という。)が同一の火薬類をより大型の容器等で包装するときは、この限りでない。
- (2) 火薬類の搭載場所は、甲板下又は倉庫内を原則とすること。ただし、カバーをかけた弾薬(魚雷、機雷、爆雷、対潜弾及び爆弾に限る。)及び水密性容器に収納された火薬類(水又は空気と作用して発火する料薬及び海水電池を内蔵するものを除く。)を甲板上に搭載するときは、この限りでない。
- (3) 区分番号8の火薬類は、原則としてその他の火薬類と混載しないこと。ただし、やむを得ず混載するときは、明確に区分して搭載しなければならない。

2 部隊等の長は、支援船による岩壁、艦船間等の近距離運搬について、前項各号の規定によることができない場合は、火薬類の転落防止、当該船舶の運行条件の制限、その他安全確保に必要な措

置を講じること。

- 3 火薬類を搭載した自動車等を運搬する場合は、運輸省令第26条、第31条及び第32条の規定を除き、第1項の規定は適用しない。ただし、自動車等の固定、外部からの衝撃防止及び他の危険物への配慮等安全確保に必要な措置を講じること。

(航空機による運搬)

第39条 海上自衛隊の航空機による火薬類の運搬に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

第5章 消費

(定数弾薬)

第40条 部隊等の長は、第57条各号に規定する検査において、定数弾薬に不良品が発見された場合は、速やかに良品と交換しなければならない。

2 定数弾薬は、第57条各号に規定する検査又は海上幕僚長が指示する場合のほか消費してはならない。

3 同一種類の弾薬であつて定数弾薬及び訓練弾薬のいずれにも使用できるものは、製造時期の新しいものから順次定数弾薬に充てるものとする。

(訓練用火薬類の指定)

第41条 訓練に消費することができる火薬類の種類及び数量その他必要な事項は、業務計画細部計画による。

(古い火薬類の優先消費)

第42条 訓練において消費する火薬類は、速やかに消費するよう指示され又は製造時期が古く、かつ、微少ロットのものを優先しなければならない。

(試験等に供する火薬類)

第43条 訓令第28条ただし書の規定により消費することができる火薬類の種類及び数量その他必要な事項は、業務計画細部計画によるほか、その都度海上幕僚長が指示する。ただし、第57条各号に規定する検査のために消費するものについては、この限りでない。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(火薬類の手入れ)

第44条 部隊等の長は、火薬類及びその容器を良好な状態に維持するため、次の各号に掲げる手入れを行うものとする。

- (1) 外面(容器に収納されているものにあつては、当該容器の外面をいう。次号において同じ。)に付着した水分及び異物の除去
- (2) 外面の塗装及び標識の補修
- (3) 前2号に準ずるもので、部隊等の長が簡易かつ安全と認める作業

(展示等の禁止)

第45条 火薬類は、展示、陳列等の用に供してはならない。

(消費に係る安全措置)

第46条 火薬類を消費する際の安全措置は、使用する火器の種類に応じ、当該火器及び火薬類の取扱説明書によるほか、別に定めるところによる。

- 2 実用試験等(海上自衛隊における研究開発に関する達(昭和49年海上自衛隊達第18号)第2条第10号に規定するものをいう。)又は領収試験等の支援のため、火薬類を消費する際の安全措置は、前項の規定によるほか、部隊等の長が定めるものとする。

(発射装置等に取り付けられた火薬類の取扱い)

第47条 部隊等の長は、発射装置その他の機器に取り付けて常に使用できる状態にある誘導弾、魚雷、機雷、爆雷及びアスロックミサイルについては、当該発射装置等及び当該弾薬の取扱説明書等により、安全を維持するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部隊等の長は、爆雷投下機に格納中の爆雷その他日光、風雨等にさらされている弾薬については、塗装のはく離、缶体の損傷等に注意を払わなければならない。

(艦船火薬類砲側格納所)

第48条 艦船火薬類砲側格納所(以下この条において「砲側格納所」という。)に火薬類を格納する場合には、次の各号に掲げるところによるものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(1) 格納する火薬類は、射撃、発射等の用に供するため必要最少限の数量とすること。消費後に残量を生じたときは、速やかに艦船火薬庫に戻さなければならない。

(2) 抱側格納所内の温度が38°Cを超えるときは、火薬類を艦船火薬庫に戻すか又は天幕を使用する等の方法により38°C以下に保つよう努めること。

2 潜水艦において前項各号の規定によることができない場合には、当該区画の使用制限その他安全確保に必要な措置を講じるものとする。

(準備作業)

第49条 訓令第32条第1項に規定する海上幕僚長の定める準備作業の手順その他必要な事項については、別に定める。

2 訓令第32条第1項に規定する海上幕僚長の定める準備作業を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第31条に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者

(2) 火薬類の取扱いに関する課目を含む術科教育の課程(教育訓練達別表第2に規定する術科教育の課程をいう。以下同じ。)又は第19条第2項第1号に規定する課程若しくは同条第4項に規定する講習を修了した者

(3) 準備作業を実施する部隊等の長が前2号に掲げる者と同等の知識及び技能を有すると認められた者

(消費前の点検において発見された異常火薬類の措置)

第50条 訓令第33条第2項に規定する海上幕僚長の定める措置の手順は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 異常の程度が著しく、保管に危険があると認められる火薬類は廃棄すること。

(2) 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、臨時検査を行うこと。

(装薬包使用上の制限)

第51条 54口径5インチ速射砲に使用する装薬包(礼砲装薬包及び短装薬包を除く。)は電気火管付きに限るものとし、複合火管付きのものを使用してはならない。

(ダイナマイト使用上の制限)

第52条 ダイナマイトは、機雷その他の火薬類の除去又は処理をする場合及び火薬類の取扱い実習のために使用する場合であつて他に適当な爆破薬が入手困難なときに限り使用するものとする。

(料薬火工品使用上の制限)

第53条 航空機に搭載又は装備する料薬火工品は、製造後満3年以内に消費するものとする。ただし、救命装備専用又は救難装備専用のもは、翌年度調達品の納入時まで使用するものとし、これを超えたものは、搭乗員の救命生存訓練、航空救難訓練及び整備員の実務訓練の用に供するものとする。

(落下弾薬の取扱い)

第54条 1.5メートル(近接信管及びこれを装着した弾薬にあつては0.6メートルとし、その他当該火薬類の取扱説明書等に特別の記載事項がある場合は、これによる。)以上の高さから取り落とした弾薬(小火器弾薬(口径15ミリメートル以下の機銃、軽機銃、短機銃、小銃、けん銃及び散弾銃に使用する銃弾をいう。以下同じ。))を除く。)は、落下時の状況を付し、最寄りの補給部隊へ返納するものとする。

2 補給部隊の長は、前項の規定により返納を受けた落下弾薬を隔離貯蔵するとともに、弾種、数量、落下時の状況、当該弾薬の状況その他必要な事項を記載した報告書を順序を経て海上幕僚長に提出するとともに整備担当部隊(航空隊(乙)、水雷調整所、造修所、支援整備隊をいう。以下同じ。)の長に当該弾薬の処理を依頼するものとする。

3 整備担当部隊の長は、前項の規定による依頼を受けた場合は、弾種に応じて、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 装薬包は、分解し、火管又は雷管は、発火処分とし、無煙火薬は、安定度試験に供すること。

(2) 弾丸(装備品等の標準化に関する訓令(昭和43年防衛庁訓令第33号)第19条に規定する防衛庁規格Y0001に規定する弾丸をいう。以下同じ。)は、信管(擬製を除く。)を取り外し、信管孔には仮栓を施すこと。この場合、さく薬に直接接触して

いる信管の取り外しには、信管取外機を使用する。

- (3) 薬きょう、弾丸及び信管の処理は、海上幕僚長の指示によること。
- (4) 弾薬包にあつては、前3号の規定に従い処理すること。
- (5) 前各号以外のものについては、海上幕僚長の指示によること。

第6章 整備

(整備の基準)

第55条 訓令第34条第2項に規定する海上幕僚長の定める火薬類の整備(検査及び補修をいう。以下同じ。)の基準は、次条から第63条までに定めるところによる。ただし、誘導弾の整備については、第56条及び第61条から第63条までの規定を除くほか、別に定める。

(整備担当部隊)

第56条 前条の規定により整備を実施する部隊は、次の表の左欄の区分に応じて、同表整備担当部隊欄に掲げる部隊とし、その整備の対象となる部隊等は、原則としてそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	整備担当部隊	整備の対象となる部隊等
誘導弾	横須賀水雷調整所	すべての部隊等
航空用弾薬 航空用火工品	支援整備隊 航空隊(乙)	同一の航空基地に所在する部隊等
魚雷、機雷、爆雷	水雷調整所	同一の警備区域内に所在又は在籍するすべての部隊等
その他の火薬類	造修所	
備考 航空用弾薬及び航空用火工品は、それぞれ航空部隊において使用する弾薬及び火工品をいう。		

(検査の区分)

HP『海軍砲術学校』公開資料

第57条 火薬類について実施する検査の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期検査 火薬類の種類及びロットごとに抜取り試料について、火薬安定度試験、外観検査、性能検査その他の検査及び試験の全部又は一部を定期に実施する。
- (2) 特別検査 火薬類を保有する部隊ごとに、その保有する火薬類（料蕨火工品を除く。）の全部について、外観検査、寸法検査及び容器気密試験を4年ごとを実施する。
- (3) 臨時検査 異常があるか若しくはその疑いのある火薬類又は特令する火薬類について、別に定める項目の検査を臨時に実施する。

（定期検査）

第58条 部隊等の長は、定期検査を実施する場合は、整備担当部隊の長に火薬類の整備を依頼しなければならない。

- 2 定期検査の依頼手続、実施時期、方法その他細部事項については、別に定める。
- 3 訓令第35条第2項の規定により海上幕僚長が定める安定度試験の実施の基準は、別に定める。

（特別検査）

第59条 部隊等の長は、特別検査を実施する場合は、整備担当部隊の長に火薬類の整備を依頼しなければならない。

- 2 特別検査の依頼手続、実施方法その他細部事項については、別に定める。

（臨時検査）

第60条 部隊等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、整備担当部隊の長（行動中の艦船、航空機にあつては、最寄りの整備担当部隊の長）に火薬類の整備を依頼しなければならない。

- (1) 第12条第2項本文に該当する場合
 - (2) 第13条ただし書に該当する場合
 - (3) 第50条第2号に該当する場合
- 2 前項各号に掲げるもののほか、海上幕僚長が必要と認める場合

は、臨時検査の実施を指示する。

- 3 臨時検査の実施手続、実施方法その他細部事項については、別に定める。

(補修)

第61条 特別検査又は臨時検査の結果、補修を必要とする場合は、原則としてこれらの検査に引き続いて実施するものとする。

- 2 補修の実施範囲その他細部事項については、別に定める。

(保安守則等の制定)

第62条 整備担当部隊の長は、別に定める基準に従い、保安守則及び火薬類の種類ごとに整備の作業実施要領を定めるものとする。

(整備の記録)

第63条 整備担当部隊の長は、整備を実施した火薬類の種類及び数量並びに整備の内容その他必要な事項を毎日記録しなければならない。

- 2 前項の記録の保存期間は、3年とする。

(火工場)

第64条 整備担当部隊の長は、火工場の位置、構造及び設備を訓令第36条第2項又は第3項に規定する基準に適合するよう維持しなければならない。

- 2 訓令第36条第3項に規定する火工場において行い海上幕僚長が特に指定する火薬類の整備は、検査に伴い分解、結合、調整、機能試験及び補修とする。

- 3 整備担当部隊の長は、火工場を移転し又は構造若しくは設備を変更する必要が生じたときは、速やかに順序を経て海上幕僚長に上申しなければならない。

(作業者の資格)

第65条 訓令第34条第3項に規定する海上幕僚長の定める火薬類の整備の作業を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第31条に規定する火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状を有する者

(2) 第49条第2項第2号に規定する者

(3) 整備担当部隊の長が、前2号に掲げる者と同等の知識及び技能を有すると認める者

第7章 廃棄等

(廃棄)

第66条 部隊等の長は、訓令第37条の規定に基づき火薬類を廃棄する場合には、海上幕僚長の許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 火薬安定度試験の結果不良と判定されたとき。

(2) 不発その他の理由により部隊等の長が当該火薬類の保管に危険があると認めて直ちに廃棄するとき。

(3) 第12条第2項ただし書及び第50条第1号の規定により廃棄するとき。

(4) 救命器材放出系統、エンジン消火器系統及び緊急時の放出系統に装備する火工品であつて艦船の修理又は航空機のオーバーホールの際に交換したものを廃棄するとき。

(5) 試験用余剰火薬類及び試験済みの試料火薬類を造修所において廃棄するとき。

(廃棄の手續)

第67条 火薬類を廃棄する場合（前条ただし書各号に該当する場合を除く。）の手續については、海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）第25条に定めるところによる。

(廃棄火薬類の処置)

第68条 廃棄する必要がある火薬類を速やかに廃棄することができない特別の理由がある場合には、第29条第1項第2号に規定するところによるほか、必要に応じて水中に浸しておく等保安のための措置を講じなければならない。

(廃棄の方法)

第69条 火薬類の廃棄の方法に関する技術上の基準は、訓令第37条の規定によるほか、当該火薬類の取扱説明書等に記載するところによる。

(廃棄の報告)

第70条 部隊等の長は、火薬類を廃棄した場合は、廃棄した火薬類の種類、数量、廃棄の日時、場所及び方法その他必要な事項を、速やかに海上幕僚長に報告するとともに、関係の部隊等の長に通知するものとする。ただし、別に定めがある場合を除く。

(不発弾の処理)

第71条 部隊等の長は、陸上において不発弾その他の火薬類を発見した場合は、速やかに保安についての処置を行うとともに最寄りの陸上自衛隊の部隊等の長又は警務署長に通知するものとする。

(機雷等の処理)

第72条 訓令第39条第1項の規定に基づき海上幕僚長が定める保安の基準及び同条第2項に規定する海上幕僚長が定める危険な作業及び作業を行つた者の資格は、別に定める。

第8章 保安

(危険区域への立入り制限)

第73条 訓令第40条第1項の規定によるほか、同項に規定する危険区域に立ち入ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該危険区域を管理する部隊等の長及びその職務上の上級者
- (2) 当該危険区域を管理する部隊等の長が、当該部隊等の隊員のうちから職務上立入りの必要があると認めてあらかじめ指定した者
- (3) 当該危険区域を管理する部隊等の長が当該部隊等以外の部隊の隊員のうちから職務上立入りの必要があるとあらかじめ認めて指定した者
- (4) 当該危険区域を管理する部隊等の長が、職務上立入りの必要があると認めてその都度許可した者
- (5) 前各号に規定する者に引率された者

2 危険区域に立ち入る場合には、何人も前項第1号又は第2号に掲げる者と同行しなければならない。

(警戒)

HP『海軍砲術学校』公開資料

第74条 危険区域内の施設の扉又はふたは、その内部で作業をしている場合又は換気その他必要がある場合を除き、常に閉鎖し、かつ、施錠しておかなければならない。

2 危険区域内の施設は、盗難及び火災防止等のため、巡回その他の方法により十分警戒しなければならない。

(艦船における危険時の応急の措置)

第75条 艦船火薬庫、艦船火薬類格納所又は艦船火薬類砲側格納所における危険時の応急措置は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 火薬類を搬出する余裕のある場合には、これを安全な区画等に移し、かつ、警戒員を配置すること。

(2) 搬出に必要な場合を除き、艦船火薬庫に通ずるすべての開口部を閉鎖すること。

(3) 通路が危険である場合又は火薬類を搬出する余裕がない場合には、艦船火薬庫にあつては、注散水装置を作動させ、艦船火薬類格納所、艦船火薬類砲側格納所又は発射装置等にあつては、外部から注水するか又は火薬類を海中に投棄すること。

(4) 潜水艦において前3号によることができない場合には、冷却、消火剤散布その他必要な措置を講じること。

(事故報告)

第76条 火薬類による災害が発生した場合の報告は、海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達(昭和43年海上自衛隊達第23号)の定めるところによる。

(保安教育の実施)

第77条 部隊等の長は、規則第67条の4及び第67条の6の規定を準用し、部下の隊員に対して機会あるごとに保安教育を実施しなければならない。

(保安検査)

第78条 訓令第16条第1項の規定による保安検査は、陸上火薬庫を対象とし、第4四半期末に実施するものとする。

2 火薬庫検査官は、保安検査を実施した場合は、速やかにその結果を陸上火薬庫保安検査表(別記様式第6)により、海上幕僚長

HP『海軍砲術学校』公開資料

に報告しなければならない。

（火薬庫の点検）

第79条 訓令第18条に規定する火薬庫の点検は、貯蔵中の火薬類の保管状況及び火薬類の異常の有無について行うものとする。

2 艦船においても、前項の規定に準じて火薬庫等の点検を行うものとする。

第9章 譲受け

（譲受け）

第80条 訓令第45条第1項に規定する指定部隊等の長は、次の表の左欄の区分に応じて、同表指定部隊等の長欄に掲げる者とし、同条第2項に規定する海上幕僚長の承認を得ることなく自衛隊以外の者から譲り受けることができる火薬類の種類は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	指定部隊等の長	火 薬 類 の 種 類
理化学試験に使用する場合	地方総監	(1) 法第2条第1項第1号に掲げる火薬 (2) 法第2条第1項第2号に掲げる爆薬
機雷等の処理、処理訓練及び処理実習に使用する場合	地方総監 第1術科学学校長 (機雷等の処理実習に使用する場合に限る。)	(1) 法第2条第1項第2号ロ、ニ及びホに掲げる爆薬 (2) 法第2条第1項第3号イ及びニに掲げる火工品
魚雷、機雷、標的機に使用する場合	需給統制隊司令	法第2条第1項第3号イに掲げる火工品
備考 海上自衛隊物品管理補給規則第26条に規定する海幕統制品目を除く。		

2 訓令第45条第3項の規定により、指定部隊等の長が承認を得る場合には、火薬類譲受承認申請書（別記様式第7）によるものとする。

3 譲り受ける火薬類の数量は、1年以内に消費する見込量を限度とし、譲受期間は、1会計年度を超えないものとする。

（譲受証明書）

第81条 訓令第46条の規定による海上幕僚長又は指定部隊等の長が発行する証明書の様式は、火薬類譲受証明書（別記様式第8（その1）及び（その2））とする。

（ダイナマイトの譲受けに関する制限）

第82条 指定部隊等の長は、ダイナマイトを部外の火薬類販売業者から譲り受ける場合は、消費の都度必要量を譲り受けるものとし、残量が生じた場合には、当該業者に保管を依頼するものとする。

第10章 雑則

（委任規定）

第83条 この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則

1 この達は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び附則第3項の規定は、昭和57年4月28日から施行する。

2 この達による改正前の火薬類の取扱いに関する達の規定により、部隊等の長が行つた報告及び届出並びに部隊等の長が定めた基準等で、この達による改正後もこれらの措置を行うこととされているものについては、この達の相当規定により行われたものとみなす。

3 海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 弾薬 海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達（昭和57年海上自衛隊達第13号）第2条第3号に規定する弾薬をいう。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別記様式第1（第5条関係）

第 号
年 月 日

海上幕僚長殿

（ 経由 ）

（ 経由 ）

（製造部隊等の長）

官職氏名 印

火薬類製造施設工事完了報告書

施設の名称	
所在地	
承認番号	
完成年月日	
区分	
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別記様式第2（第22条関係）

第 号
年 月 日

火薬庫設置承認申請書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 火薬庫の型式、棟（とう）数及び面積

型式	火薬庫番号	棟数	面積 (m ²)	備考

- 3 貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量

型式	火薬庫番号	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)

- 4 保安物件
(部外物件)

型式	火薬庫番号	貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分 物件 項目	第1種	第2種	第3種	第4種
				まで (m)	まで (m)	まで (m)	まで (m)
			所要距離				
			実距離				

(隊内物件)

型式	火薬庫番号	貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	区分 物件 項目	第1種	第2種	第3種	第4種
				まで (m)	まで (m)	まで (m)	まで (m)
			所要距離				
			実距離				

- 5 設置、移転又は変更の別
- 6 特認事項
- 7 近接火薬庫の承認、未承認の別
- 8 警戒
- 9 その他

- (1) 火薬庫設置等の技術上の基準
- (2) 設置位置及び構造等

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

別記様式第3（第23条関係）

第 号
年 月 日

火薬庫設置承認事項変更申請書

- 1 火薬庫の名称及び所在地
- 2 既設置承認番号
- 3 変更する事項

火薬庫 の型式	火薬庫 番号	構造変更	
		変更前	変更後

- 4 移転又は変更の別
 - (1) 移転又は変更の内容
 - (2) 理由
- 5 その他
 - (1) 位置等
 - (2) 参考事項

型式	火薬庫 番号	面積 (m^2)	貯蔵火薬 類の種類	貯蔵火(爆) 薬量(t)

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

別記様式第4（第24条関係）

第 号
年 月 日

海 上 幕 僚 長 殿

（ 経 由 ）

（ 経 由 ）

（貯蔵責任者）

官職氏名 印

火 薬 庫 完 成 報 告 書

火 薬 庫 の 名 称	
所 在 地	
承 認 番 号	
火 薬 庫 の 型 式	
完 成 年 月 日	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

H.P 『海軍砲術学校』 公開資料

別記様式第 5 (第 2 5 条 関 係)

火 薬 庫 設 置 承 認 事 項 変 更 届 出 書

- 1 火 薬 庫 の 名 称 及 び 所 在 地
- 2 既 設 置 承 認 番 号
- 3 変 更 す る 項 目

型式	火薬庫番号	区分	貯蔵火薬類の種類	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	面積 (m^2)
		旧			
		新			

4 保安物件

(1) 部外物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	種類			
			区分	第 1 種 (m)	第 2 種 (m)	第 3 種 (m)
			所要距離			
			実距離			

(2) 隊内物件

型式	火薬庫番号	最大貯蔵量 (爆薬換算量) (t)	種類			
			区分	第 1 種 (m)	第 2 種 (m)	第 3 種 (m)
			所要距離			
			実距離			

- 5 設置、移転又は変更の別
- 6 近接火薬庫の承認、未承認の別

型式	火薬庫番号	面積(m^2)	貯蔵火(爆)薬量(t)	承認番号

7 火薬庫の位置図等

- 付図第 1 位置図
- 付図第 2 保安距離要図(部外)
- 付図第 3 保安距離要図(隊内)

8 その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 5 判 とする。

別記様式第8(その1)(第81条関係)

第 号
年 月 日

火 薬 類 譲 受 証 明 書

海上幕僚長又は指定部隊等の長

官 識 氏 名 印

この証の所持者は、次のとおり火薬類を譲り受けることができる者である。

譲り受ける部隊等	所 在 地	
	部 隊 名 称	
	部 隊 等 の 長	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
有 効 期 間		

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

別記様式第 8 (その 2) (第 8.1 条 関係)

譲渡人の記載欄

回数	譲渡火薬類		譲渡可能数量 に対する残量	譲渡年月日	氏名	印	備考
	種類	数量					

注 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 5 判とする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

火薬類の運搬に関する総理府令

総理府令第 65 号 85.12.28

第 1(2)巻

第 14 類

火薬類取締法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、火薬類の運搬に関する総理府令を次のように定める。

火薬類の運搬に関する総理府令府令

目次

第 1 章 総 則 (第 1 条)	678 / 121	頁
第 2 章 届出等 (第 2 条 - 第 10 条)	678 / 121	
第 3 章 技術上の基準 (第 11 条 - 第 17 条)	678 / 122	
第 4 章 雑 則 (第 18 条)	678 / 125	
附 則	678 / 125	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この府令は、火薬類を運搬する場合の届出の手続、自動車、軽車両（原動機付自転車を含む。以下同じ。）その他により火薬類を運搬する場合の技術上の基準その他火薬類の運搬に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 届出等

(運搬の届出)

第 2 条 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第 1 の届出書 2 通及び別記様式第 2 の運搬計画表を当該火薬類の発送地を管轄する

HP『海軍砲術学校』公開資料

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。

- 2 前項の届出は、特別の理由がある場合を除き、運搬が1の公安委員会の管轄する地域内においてのみ行われる場合にあつては運搬開始の日の1日前までに、その他の場合にあつては運搬開始の日の2日前までにしなければならない。

（証明書）

第8条 法第19条第1項の運搬証明書（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式第8のとおりとする。

（証明書の記載事項の変更の届出）

第4条 法第19条第4項において準用する法第17条第7項の期定による証明書の記載事項の変更の届出は、その証明書及び別記様式第4の届出書を提出して行うものとする。

（証明書の再交付の申請）

第5条 法第19条第4項において準用する法第17条第8項の規定による証明書の再交付の申請は、別記様式第5の申請書を提出して行うものとする。

（旧証明書の返納）

第6条 法第19条第4項において準用する法第17条第8項の規定により証明書の再交付を受けた者は、証明書の再交付を受けた後において旧証明書を回復したときは、証明書を交付した公安委員会にその旧証明書をすみやかに返納しなければならない。

（証明書の返納）

第7条 火薬類の運搬を終了したときは、証明書を携帯する者は、証明書

を交付した公安委員会にその証明書をすみやかに返納しなければならない。

- 2 証明書の交付を受けた者は、有効期間の満了したとき、又は有効期間内であつても火薬類を運搬しないこととなつたときは、証明書を交付した公安委員会にその証明書をすみやかに返納しなければならない。

(運搬の届出等の経由)

第8条 火薬類の運搬の届出、証明書の記載事項の変更の届出及び証明書の再交付の申請並びに前条第2項の規定による証明書の返納は火薬類の発送場所を管轄する警察署長を、前条第1項の規定による証明書の返納は火薬類の到達場所を管轄する警察署長を経由して行ふものとする。

(公安委員会の通知)

第9条 公安委員会は、火薬類の運搬の届出があつた場合において、当該運搬に係る火薬類の通路、横替え場所又は到達場所が他の公安委員会の管轄区域に属するときは、その公安委員会に火薬類の種類、数量、通過日時等必要な事項をすみやかに通知しなければならない。

(運搬の届出を要しない数量)

第10条 法第19条第1項ただし書の総理府令で定める数量は、別表第1のとおりとする。

第8章 技術上の基準

(積載方法等の技術上の基準)

第11条 法第20条第2項の総理府令で定める技術上の基準は、この章に定めるとおりとする。

(積載方法)

第12条 火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて積載しなければならない。

H.P 『海軍砲術学校』公開資料

- 一 運搬中において摩擦、動揺し、又は転落することのないようにすること。
 - 二 火薬類には、防水性及び防水性の破覆をすること。
 - 三 火薬類（実包、空包及び砲弾を除く。）は、車両の最大積載量の80%に相当する重量（外装の重量を含む。）をこえないこと。
- 2 運搬しようとする火薬類は、内閣総理大臣が告示で定める基準に従い外装して積載しなければならない。この場合において、外装の見やすい箇所に、火薬類の種類、数量及び外装を含む重量を明りように標示しなければならない。

注 二項の「告示」＝火薬類を運搬する場合の外装の基準
（混載の禁止）

第13条 火薬類は、次の各号に掲げる貨物と同一車両に混載してはならない。

- 一 発火性又は引火性の物
- 二 外装が不完全であつて火薬類に摩擦又は衝撃を与えるおそれがある物。
- 三 鋼材、機械類、鉱石類その他の重量物
- 四 毒物、放射性物質その他の有害性物質

2 火薬類と火薬類以外の貨物とを混載する場合においては、その火薬類と火薬類以外の貨物との総重量は、車両の最大積載量の80%をこえてはならない。ただし、第10条に規定する数量以下又は車両の最大積載量の10%に相当する重量以下の火薬類と火薬類以外の貨物とを混載する場合は、この限りでない。

第14条 種類の異なる火薬類は、同一車両に混載してはならない。ただし

HP『海軍砲術学校』公開資料

別表第二に定めるところにより混載する場合は、この限りでない。

(運搬方法)

第15条 火薬類を運搬する場合には、次の各号に定める基準に従つて運搬しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、第10条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合については適用しない。

一 自動車(二輪の自動車を除く。)により二百キロメートルの距離をこえて運搬する場合には、運送人は、交替して運転させるため自動車一台について運転者二人を充てること。

二 自動車(二輪の自動車を除く。)又は牛馬車によつて運搬する場合には、運送人は、その車両に見張人をつけること。

三 駐車する場合には、危険な場所を避け、かつ、火薬類を見張ること。

四 夜間又は視界不良の場合において駐車するときは、車両の前方及び後方15メートルのところに赤色灯を置くこと。

五 火薬類を積載した車両相互間については、進行中(追越しをする場合を除く。)は、後方の車両は前方の車両との間に80メートル以上の距離を保ち、駐車する場合は、あとから駐車する車両はすでに駐車している車両との間に50メートル以上の距離を保つこと。

六 運搬中積替え等のため火薬類を一時保管する必要がある場合には、火薬庫又はこれに準ずる安全な場所において保管すること。

七 火薬類の近くで、喫煙し、又は火気を取り扱わないこと。

八 積卸しに当つては、手かぎ類を使用しないこと。

九 積卸しに当つては、自動車等にあつては原動機をとめ、牛馬車にあつては牛馬を車から取りはずすこと。

HP『海軍砲術学校』公開資料

十 積卸しをする場所及び荷台は、積卸しの前後に清掃すること。
十一 積卸しに当たっては、底に鉄びより等の着いているくつ類をはかないこと。

十二 積卸しは、夜間を避けて行うこと。

2 次の各号に掲げる火薬類を運搬する場合には、前項に規定する基準に従うほか、それぞれ当該各号に掲げる性状のものとして運搬しなければならない。

一 雷こり及び雷こりを主とする起爆薬は、水分又はアルコール分の含有率5%以上のものとする。

二 リニトロレゾルシン鉛、テトラセン、ジアゾジニトロフェノール及びこれらを主とする起爆薬は、水分又はアルコール分の含有率20%以上のものとする。

三 ニトロセルロースは、水分又はアルコール分の含有率28%以上のものとする。

四 ペンタエリスリットテトラナイトレートは、水分の含有率15%以上のものとする。

五 前各号に掲げる爆薬以外の爆薬で、運搬上の危険を避けるため湿状にする必要があるものは、それぞれの性質に応じ、安全性を確保できる程度の水分又はアルコール分を含有したのものとする。

(標 識)

第16条 火薬類を運搬する車両は、火薬類の運搬中であることを明示するため、次の各号に定めるところにより標識をつけなければならない。ただし、10kg以下の火薬、5kg以下の爆薬、百個以下の工業雷管若しくは電気雷管、一万個以下の銃用雷管、千個以下の実包若しくは空包又は

百m以下の導爆線を運搬する場合は、この限りでない。

一 自動車（二輪車を除く。）

イ 昼間においては、赤地に⊗と白書した縦0.85m以上、横0.05m以上の大きさの標示板を車両の前部、後部及び両側部の見やすい所に掲げること。ただし、第12条第1項第2号に規定する被覆で赤地のものを用いるときは、両側部の標示板を掲げないことができる。

ロ 夜間においては、イに規定する標示板の⊗の部分に反射剤を用いたものを掲げ、かつ、150m以上の距離から明りように確認できる光度の赤色灯を車両の前部及び後部の見やすい箇所につけること。

二 二輪の自動車及び軽車両

イ 昼間においては、赤地に⊗と白書した0.85m平方以上の大きさの標旗を掲げること。

ロ 夜間においては、赤色灯を車両の前部及び後部の見やすい箇所につけること。

2 第10条に規定する数量以下の火薬類を運搬する場合には、二輪の自動車以外の自動車にあつても、前項第二号に定めるところによることができる。

(通路)

第17条 火薬類を運搬する場合の通路については、次の各号の基準に従わなければならない。ただし、その基準に従う通路によるときは著しく回り道となり、その他その基準に従う通路によることができず、又は困難である場合には、この限りでない。

一 車両で運搬する場合には、その車両の幅に3.5mを加えた幅以下の幅の道路を通らないこと。

二 常時火気を取り扱う場所又は発火性若しくは引火性の物を蓄積する場所に近接しないこと。

三 繁華街又は人ごみを避けること。

第4章 雑 則

(荷送人等の留意事項)

第18条 荷送人は、火薬類の種類及び性状により積載方法、運搬方法その他火薬類の取扱いについて、特に留意すべき事項があるときは、運送人に対し、あらかじめその事項を知らせておかなければならない。

2 運送人は、火薬類の運搬に当たっては、あらかじめ車両及び積荷の点検をしなければならない。

3 運送人は、火薬類を運搬する車両の運転者には相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てなければならない。

附 則

この府令は、火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和35年法律第140号）施行の日（昭和36年2月1日）から施行する。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

別表第 1

「第 10 条」

区	分	数	量	
火	薬	薬 量	50 kg	
爆	薬	薬 量	25 kg	
火	工業雷管・電気雷管・信号雷管	1	万 個	
	銃 用 雷 管	10	万 個	
	捕鯨用信管・捕鯨用火管	8	万 個	
	実 包	1個当たりの装薬量 0.5グラム以下のもの	10	万 個
	空 包	1個当たりの装薬量 0.5グラムをこえるもの	5	万 個
	工	導 爆 線	1,500	m
	爆 発 せ ん 孔 器	500	個	
品	煙 火	がん具煙火(クラツカ -ボールを除く)	薬 量 500 kg	
		クラツカ-ボール・引き玉	薬 量 50 kg	
		上記以外の煙火	薬 量 150 kg	
	上記以外の火工品		薬 量	25 kg
備 考				
<p>本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。</p>				

基準弾薬の取扱に関する通達

海幕補第 5847 号

87.9.11

海上幕僚監部經理補給部長 から 各補給所長 へ

基準弾薬の取扱に関する通達

標記について、基準弾薬は国産弾薬の領収検査時において使用するものであるため、在庫報告、管理換、供用及び寄託等に際し、普通の弾薬と混同することのないよう取扱いに関し、下記のとおり定められたので命により通達する。

記

1 基準弾薬区別符号

弾火薬コード及び符号の末尾に基準弾薬区別符号“S”を付する。

例

181.5 - C 179 - S CTG 8 - 50 BLFRFS

2 基準弾薬包の表示

別図 1 のとおり、弾体及び薬きょうに黒色ステンシルインクで“S”と表示する。ただし、固定弾薬包については弾体の表示を省略してさしつかえない。

3 容器の表示

8 インチ及び 5 インチ基準弾薬容器には、別図 2 のとおり黒色ステンシルインクにより S と表示する。40 ミリ基準弾薬包容器については蓋に S と表示する。

4 弾薬データカード

弾薬データカードのREMARKにSと朱記する。

5 管理換、保管等

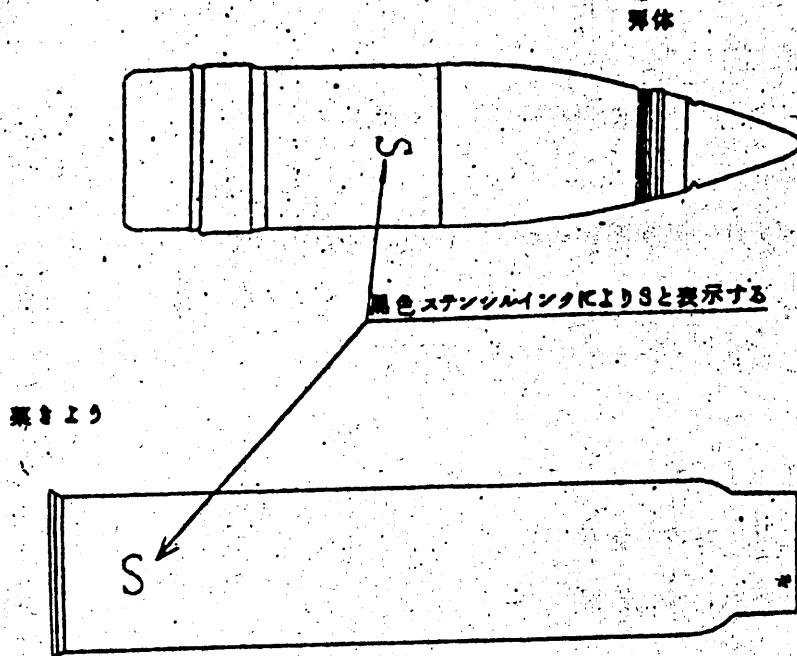
基準弾薬は主任物品管理官補助官の指示する場合のほかは、管理換、供用及び寄託等を行わないものとし、保管にあつては、できる限り良質な弾薬庫を選び、他の弾薬と明確に区別して貯蔵するものとする。

添付書類：別図 1「基準弾薬の表示」

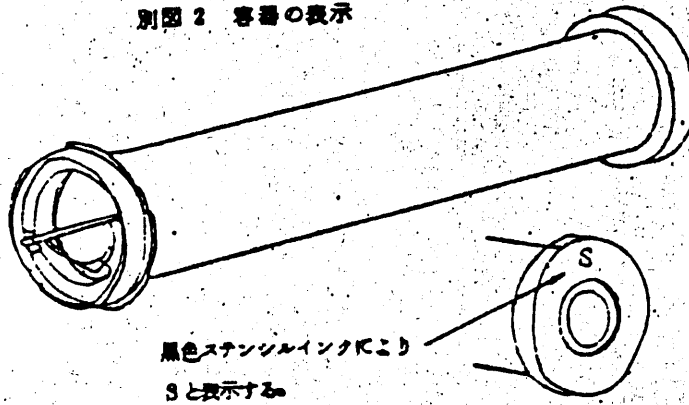
別図 2「容器の表示」

写送付先：海上幕僚監部技術部長

別図 1. 基準弾薬の表示



別図 2. 容器の表示



HP『海軍砲術学校』公開資料

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令

(抜すい)

総理府令 74 号 29.10.6

法類 1(2)巻 第14類

火薬類取締法及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第127条の規定に基き、海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令を次のように定める。

(火薬類の貯蔵)

第1条 海上自衛隊の使用する船舶において常用する火薬類(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類をいう。)を貯蔵する場合には、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 火薬類は、なるべくその種類に応じ、適当な火薬庫に区分して貯蔵すること。
- 2 火薬庫は、必要がある場合を除き、常に閉鎖しておくこと。
- 3 火薬庫内には、必要がある者の外、立ち入らないこと。
- 4 火薬庫内に入る場合には、安全な履物を使用し、且つ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼすおそれのあるものを持ち込まないこと。
- 5 火薬庫の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたいて積まないこと。
- 6 火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。
- 7 火薬庫内では、荷造、荷解その他これらに類する作業をしないこと。
- 8 船舶の動揺によつて火薬類が移動しないよう必要な措置を講ずる

こと。

- 9 火薬庫内の換気に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少なくするよりに必要な措置を講ずること。
- 10 火薬庫に貯蔵中の火薬類については、常に異常の有無に注意すること。
- 11 火薬庫内では、火薬類は火薬庫の構造及び火薬類の種類に応じて最も安全であると認められる方法で積むこと。

(火薬庫の構造等)

第2条 船舶における火薬庫の構造・位置及び設備については、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 火薬庫は、火薬類に因る災害を防止し、船舶の安全を確保し、且つ火薬類の取扱を能率的に行なうことができるような位置に設置すること。
- 2 火薬庫には、適当な装置を設け、且つ、その通風装置の庫外開口は火薬類に危険を及ぼすおそれのある物の吸込を防止できるような構造及び位置とし、吸気口及び排気口は、火薬庫内の換気が十分に行われるような位置とすること。
- 3 火薬庫には、火薬庫が附近の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が異常な状態を呈したとき直ちに散水、注水その他の応急措置を講ずることができるような装置を設けること。
- 4 火薬庫には温度計及び湿度計を設けることとし、その位置は火薬庫の冷却、通風等の試験をした上で適当な箇所に決定すること。
- 5 火薬庫のとびら及びふたには、施錠装置を設けること。

- 6 火薬庫の上下及び周囲には、なるべく空所を設けること。
- 7 火薬庫の附近の甲板にだん炉その他の熱源を設ける必要がある場合には、火薬庫に及ぼす熱の影響が最も少ない位置に設けるものとし、且つ、適当な防熱装置を設けること。
- 8 火薬庫には、火薬類の積卸をするために必要な積卸装置を設けること。

(委任規定)

第3条 この府令に定めるものの外、火薬庫外に貯蔵することができる火薬類の数量その他火薬類の貯蔵及び火薬庫の設置の手続等に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

- 2 けい留船を火薬庫に使用する場合については、前2条の規定及び前項の規定に準じて防衛庁長官が定めるものとする。

海上自衛隊の火薬類の取扱いに関する達（昭和57年海上自衛隊達第13号）第83条の規定に基づき、護衛艦隊火薬庫取締規則に関する達を次のとおり定める。

昭和57年8月10日

護衛艦隊司令官 海将 深井 汪介

護衛艦隊火薬庫等取締規則

護衛艦隊火薬庫等取締規則に関する達（昭和46年護衛艦隊達第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、護衛艦隊所属の護衛艦の艦船火薬庫、艦船火薬類格納所、及び艦船火薬類砲側格納所並びに同関連装置（以下「火薬庫等」という。）の開閉、出入、警戒、施錠、点検及び検査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（火薬庫保安係員）

第2条 護衛艦における火薬庫保安係員は、砲雷長とする。

（主管者）

HP『海軍砲術学校』公開資料

第3条 火薬庫等並びに当該火薬庫等の錠前及び錠前の鍵の管理に関し、火薬庫保安係員を補佐する者（以下「主管者」という。）の標準を次のとおりとする。

火 薬 庫 等 名	主 管 者
誘導弾用火薬庫等及び砲 と武器用火薬庫等	砲雷長又は砲術長
水雷用火薬庫等	砲雷長又は水雷長
信号用火工品のみを格納 する火薬庫等	航海長
チャフ弾用火薬庫等	船務長
航空用魚雷及び航空用火 工品用火薬庫等	整備長

（火薬庫等の開閉）

第4条 火薬庫等の閉鎖を解き、又は火薬庫等に入出できる者（以下「火薬庫出入資格者」という。）の標準を次のとおりとする。

(1) 通常の場合

火薬庫保安係員

主管者

火薬庫等の検査、検温、検湿等に従事するよう、艦長が指定した海官以上の隊員

(2) 非常の場合

副 長

火薬庫保安係員

主管者

当直士官（副直士官）

店長の指定する者

- 2 火薬庫等出入資格者が、火薬庫等の閉鎖を解き、又は火薬庫等に出入しようとする場合には、その理由とともに第10条に定める鍵箱を開閉できる者（以下「鍵箱開閉資格者」という。）に申し出るものとし、申し出を受けた鍵箱開閉資格者は、それが火薬庫等出入資格者であることを確認し、第12条に定める火薬庫日誌に記入のうえ、当該錠前の鍵を貸し出すものとする。
- 3 錠前の鍵は、開放個所の閉鎖後、直ちに返却しなければならない。
- 4 開放個所の内部の異状の有無を点検した後行うものとし、閉鎖後異状の有無を火薬庫保安係員及び主管者に報告するものとする。
- 5 火薬庫等の出入に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 清潔な被服を着用し、安全な履物を使用すること。
 - (2) マッチ、ライターその他引火しやすい物件及び火気を携帯しないこと。
 - (3) 用済後は遠やかに出るものとし、内部において不必要

HP『海軍砲術学校』公開資料

な雑用を行わないこと。

- (4) 2人以上連れだつて入るものとし、やむを得ず単独で入る場合には、火薬庫保安係員の許可を得ること。

(火薬庫等の警戒)

第5条 当直士官は、随時当直海曹に火薬庫等の付近を巡視させ、異状の有無を報告させるものとする。

- 2 火薬庫保安係員は、部外者の出入がある場合又は、火薬類を移動する場合等において必要と認めるときは、所要の警戒員を配し、当直士官の命を受けて警戒に当たらせるものとする。

- 3 入きよするときは、火薬類の全部を、また火薬庫等に隣接した区画の修理及び改造を行う場合において、火薬類を他の安全な火薬庫等に移すことが困難なときは、火薬類の全部又は一部を、それぞれ陸揚げし、最寄りの補給所にその保管を依頼するものとする。

(施錠)

第6条 火薬庫等の扉、ふた、弁等に使用する錠前の標準を次のとおりとする。

火 薬 庫 等	錠前の種類 (寸法)
艦船火薬庫	大型南京錠 (60m/m×55m/m)

HP『海軍砲術学校』公開資料

這船火薬類格納所 這船火薬類砲側格納所 小火器用弾薬格納区画 揚弾薬機口がい等	中型南京錠 (50m/m×43m/m)
火薬庫通風装置の弁及び栓 散水装置 火薬庫周辺の空所及びマンホールがい 火薬庫に接近した通風装置の弁 及び栓	小型南京錠 (40m/m×37m/m)

(錠及び錠の格納)

- 第7条 前条に定める各錠前の錠は、常用錠及び予備錠各1個とし、それぞれ同型の常用錠箱及び予備錠箱に分けて格納するものとする。
- 2 各錠箱は錠前の錠の識別が容易であり、かつ緊急の場合に直ちに取出すことができるよう整理し、配列しておくものとする。
 - 3 各錠箱には火薬庫等の錠、小火器格納所の錠及び艦長が特に許可した危険物格納所の錠以外は、格納してはならない。
 - 4 各錠箱は、中型南京錠をもって施錠するものとする。
 - 5 常用錠箱は士官室に、予備錠箱は艦長室におくものとする。

(錠前及び錠前の錠の点検)

- 第8条 火薬庫保安係員は、毎月1回常用錠、予備錠及び錠

HP『海軍砲術学校』公開資料

前の点検を行い、その結果を艦長に報告するとともに、第12条に定める火薬庫日誌に記入するものとする。

2 副長は、毎日巡検時当直士官（副直士官）立合のもと常用鍵の点検を行い、その結果を艦長に報告するものとする。

3 当直士官（副直士官）は、停泊中は当直交代時に、航海中はおおむね0800に常用鍵の点検を行い、その結果を火薬庫日誌に記入するものとする。

4 錠前又は錠前の鍵が紛失した場合は、艦長は速やかに関係者に報告、通報するとともに、災害の未然防止、事故の調査、紛失物の捜索等に万全の処置をとらなければならない。

（鍵箱の鍵の保管）

第9条 常用鍵箱の鍵は、当直士官（副直士官）が常時携帯するものとする。

2 予備鍵箱の鍵は、艦長が保管するものとする。

（鍵箱の開閉）

第11条 常用鍵箱を開閉できる者を次のとおりとする。

通常の場合 当直士官（副直士官）

非常の場合 当直士官（副直士官）

火薬庫保安係員

主管者

艦長の特に命じた者

2 予備錠は、常用錠が使用できないか、又は緊急やむを得ないときに使用するものとし、予備錠箱を開閉できる者を次のとおりとする。

副 長

火薬庫保安係員

主管者

当直士官（副直士官）

艦長の特に命ずる者

（火薬庫等の検査及び点検）

第11条 火薬庫等の検査及び点検は、次により行うものとする。

(1) 検 査

検査の種類	検査者	検査時期	記 録 等
定期自主検査	艦 長	第2/四半期末 及び第4/四 半期末	所要の事項を火薬庫日誌に記入する。

(2) 点 検

区分	点検の内容	点検者	点検時期	記 録 等
日 施 点 検	火薬庫等の 温度、湿度 の計測	あらかじ め艦指 長が指 定した 海曹	毎日1回	主管者は、点 検結果を報告 させるととも に、湿度及び 最高、最低温 度を火薬庫日

H P 『海軍砲術学校』 公開資料

				誌に記入させ た後、火薬庫 保安係員及び 当直士官の検 印を受けさせ るものとする。
週 間 点 検	(1) 主管する火薬庫等 の保管状況、火 薬類の点検 (2) 主管する火 薬庫等、通信 装置及び機能 の点検	主管者	毎週 1 回	主管者は、点 検結果を主任 及び火薬庫保 安係員に報告 するとともに、 火薬庫日誌に 記入するもの とする。
半 年 間 点 検	主管する火 薬類及び 各種品 の現貨 との対比	主管者	6 箇月に 1 回	主管者は、点 検結果を主任 及び火薬庫保 安係員に報告 するとともに、 火薬庫日誌に 記入するもの とする。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

<p>修理前点検</p>	<p>(1) 火薬庫の構及び通信を除去する状態の点検 (2) 火薬庫の散水の機能の点検</p>	<p>火薬庫保安係員</p>	<p>年次又は特別修理開始前適当時期</p>	<p>係結報も日る。保安点検と庫入する。火薬庫長と火記と</p>
<p>特別</p>	<p>主管する火薬庫の点検 主管する火薬庫の点検</p>	<p>の者 の者 の者</p>	<p>使用の部</p>	<p>点報告も日させ報告との。火薬庫保安係員に報告させる。火記火薬庫に報告させる。</p>
<p>点検</p>	<p>(1) 火薬庫修理後の点検 (2) 臨時倉庫の使用後の</p>	<p>火薬庫保安係員</p>	<p>当該状態終了したとき</p>	<p>係結報も日る。保安点検と庫入する。火薬庫長と火記と</p>

HP『海軍砲術学校』公開資料

内部の点検	。		
その他艦長 が必要と認 める事項	艦長又は その指定 する者	必要など き	所収事項を火 察庫日誌に記 入するものと する。

(火薬庫日誌)

- 第12条 各駐筒庫には、別紙様式による火薬庫日誌を主管別に備え、火薬庫の保管に関する経歴及び状態を明らかにするものとする。
- 2 火薬庫保安係員は、火薬庫日誌を管理し、毎日1回査閲押印するものとする。
 - 3 副長は毎日1回、隊長は毎週1回火薬庫日誌を査閲押印するものとする。
 - 4 火薬庫日誌の取扱区分は、「注意」とする。
 - 5 火薬庫日誌は、記入後3年間筒内に保管するものとする。

(委任規定)

第13条 この遵の実施に関し必要な事項は、隊長が定めるものとする。

附 則

この遵は、昭和57年8月15日から施行する。

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

海軍砲術学校

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙（第12条関係）

火薬庫日誌様式及び記注法

1 火薬庫等の平面図（又は断面図）（2号様式）

火薬庫等の平面図（又は断面図）を、隣接区画、散水管、吸排気管等の配列と併せて記入する。

修理、改造及び使用変更等の場合は、その都度訂正する。

2 錠前目録（3号様式）

錠前（鍵を含む）を破損、亡失した場合等は、経歴欄に記入する。

3 火薬庫等出入資格者（4号様式）

(1) 第4条第1項の火薬庫等出入資格者について記入し、転勤その他の理由により出入資格を失した者については、赤線2条をもって削除する。

(2) 当直士官（副直士官）として立直中のみ出入資格を有する者については、その職名の左方に※印を記入する。

4 鍵箱開閉資格者（5号様式）

(1) 第10条の鍵箱開閉資格者について記入し、転勤その他の理由により開閉資格を失した者については、赤線2条をもって削除する。

(2) 当直士官（副直士官）として立直中のみ開閉資格を有する者については、その職名の左方に※印を記入する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

5 錠前の鍵の出納記録（6号様式）

錠前の鍵を使用した場合使用鍵名、火薬庫名、開放日時、閉鎖日時、鍵の使用者及び使用目的等を記入する。

6 常用鍵の毎日点検（7号様式）

期日、点検者、異状の有無について記入し、点検者は押印する。

7 常用鍵及び錠前の毎月点検（8号様式）

期日、点検者、異状の有無について記入し、点検者は押印する。

8 日施点検記録（9号様式）

(1) 第11条の規定による検温、検湿の結果を記入する。

(2) この記録は、火薬庫ごとにペンの色をかえ、重複して記入することができる。

9 火薬庫等週間点検記録（10号様式）

期日、点検者、異状の有無を記入し、点検者は押印する。

10 火薬類の保管に関する特記事項（11号様式）

(1) 火薬類の出納、使用、安定度試験、火薬庫の修理、改造並びに第11条第2項に示す点検区分のうち日施点検及び週間点検を除く火薬庫等の点検結果を記入する。

(2) 火薬類を高温にさらした累計時間を、40°Cを超え49°C以下の温度範囲と49°Cを超え54°C以下の温度範囲に区分して記入する。

11 火薬庫等定期自主検査記録（12号様式）

期日、異状の有無を記入し、点検者は押印する。

火 災 庫 日 誌

自 年 月 日
至 年 月 日

護 衛 艦 隊

名

記入後 3 年間保管

H.P 『海軍砲術学校』 公開資料

(1 号 様 式)

1. 検 印 表

年 月 日	検 印			
	主 管 者	火 薬 庫 保 安 係 員	副 長	艦 長

2 火 薬 庫 等 平 面 図 (又 は 断 面 図)

火 薬 庫 等 名

3 銃前目録

(1) 火薬庫等

使用する火薬庫等の名称	銃前番号	経歴

(2) 銃箱

銃箱の種類別	銃前番号	経歴
常用銃箱		
予備銃箱		

(4号様式)

4 火薬庫等出入資格者

(1) 通常の場合

職名	階級	氏名	期間	
			自	至

(2) 非常の場合

職名	階級	氏名	期間	
			自	至

備考：※印は当直士官（副直士官）として立直中のみの出入資格者を示す。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(5号様式)

5 鍵箱開閉資格者

(1) 常用鍵箱

職名	階級	氏名	期間	
			自	至

(2) 予備鍵箱

職名	階級	氏名	期間	
			自	至

備考：※印は当直士官（副直士官）として立直中のみの出入資格者を示す。				

(6号様式)

6 錠前の錠の出納記録

年月日	使用錠	使用した火薬庫等名	使用した時間		使用者		使用目的
			自	至	階級	氏名	

HP『海軍砲術学校』公開資料

(7号様式)

7 常用銃の毎日点検

年月日	異状の有無	当直士官(点検者)			印
		職名	階級	氏名	

(8号様式)

8 常用銃及び銃前の毎月点検

年月日	異状の有無		火薬庫保安係員印
	常用銃	銃前	

(9 号 様 式)

9 日 施 点 検 記 録

年 月 日 検 温 検 湿 記 録

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
最 高 温 度 ($^{\circ}$ C)	60															
	50															
	40															
	30															
	20															
最 低 温 度 ($^{\circ}$ C)	10															
	0															
	50															
	40															
	30															
湿 度 (%)	20															
	10															
	90															
	80															
	70															
当 直 士 官 検 印																

(火 薬 庫 名 称)

		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
60	最高 温度 (°C)																注 火 薬 庫 ご と に 色 を か え 重 複 し て 記 入 す る こ と が で き る
50	最 低 温 度 (°C)																
40	湿 度 (%)																
30																	
20																	
10																	
0																	
90																	
80																	
70																	
60																	
50																	
40																	

1 0 火 薬 庫 等 毎 週 点 検 記 録

年 月 日	異 状 の 有 無	主 管 者 (点 検 者)			印
		職 名	階 級	氏 名	

1 1 火 薬 類 の 保 管 に 関 す る 特 記 事 項

年 月 日	特 記 事 項	火 薬 庫 保 安 係 員 印

HP『海軍砲術学校』公開資料

(12号様式)

12 火薬庫等自主検査記録

年月日	異状の有無	経 長		
		階級	氏名	印

打殻薬きより等の点検に関する通知

昭和81年6月18日

海幕防防第128号

海幕経補第778号

海上幕僚監部防衛部長
海上幕僚監部経理補給部長 } から

自衛艦隊司令
各地方総監
第1掃海隊群司令
東京通信隊司令
海上自衛隊各学校長
海上自衛隊各地区病院長

打殻薬きより等の点検に関する通知

標記に関して海上自衛隊から米軍側に還納した打殻空薬きより入れ「ケース」内に20ミリ機銃実弾が混入しているのが発見され、取扱上危険であるので、該事故の再発を防止するために点検手続を設定するよう米軍顧問団海軍部からの勧告に接している。(別紙第1参照)

この種事故防止の対策として、下記のとおり点検送付手続を設定されたので、周知のうえ励行方取り計らわれたい。命により通達する。

記

- 1 40ミリ、20ミリ、18ミリ 機銃弾及び小火器用弾の打殻空薬きより「ケース」に入れる際は、実弾の混入していないことを確認のうえ、原則として同一弾種の実弾と同数量の打殻空薬きよりを入れるものとする。
- 2 「ケース」に入れ終つたらふたの側面に紙片による封を付し、かつ、ふたの前面には別紙第2の要領により点検用紙に所要事項を記入し、はりつけること。
- 3 打殻空薬きより入れ「ケース」は、実弾入りの「ケース」と別の個所におき、決して同一場所に保管しないこと。
- 4 各艦(所)から各地方総監部に還納するに際しては、双方ともに点検用紙及びふたの側面の紙片による封をたしかめること。
- 5 横須賀及び佐世保地方総監部は、米軍に返還の際点検用紙及びふたの側面の紙片による封を再確認する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

弾薬通報要領（補給実施要領抜粋）

48.4.1

1 一般

- (1) 通報は分任物品管理官及び物品供用官がロット・ナンバー別に通報する。（対象品目は弾火薬コード一覧表記載品目で、ロット欄に“B”と記入してある。）
- (2) 海上自衛隊弾火薬コード一覧表（47.10）にロット・ナンバー別に通報を要しないとして、指定された品目についてはロット・ナンバー別の通報を必要としない。（弾火薬コードごとの現在高数量の通報を行う。）
- (3) 海上自衛隊弾火薬コード一覧表にシリアル・ナンバーをもつて通報することに定められた品目（魚雷等）は、ロット・ナンバーをシリアル・ナンバーにかえて通報する。
- (4) 物品供用官が行う弾薬通報の細部については、分任物品管理官の指示ところによる。（自衛艦の入渠修理等に併り一時保管を行う場合は不要。）

2 弾薬通報に使用する状態区分

状態区分	内容
U（使用可能）	使用可能な状態にあるもの
B（使用不能品・要修理）	不良弾薬等
X（使用不能品・修理不能）	不良弾薬のうち検査結果使用不能とされたもの。

HP『海軍砲術学校』公開資料

8 弾薬カードの記録維持

弾薬類の在庫管理の適正を図るため、分任物品管理官及び物品供用官は弾薬カードを作成し記録維持をする。(弾薬補助簿として使用する。)

4 形 式

- (1) 通報様式 第5様式 (別表-1)
- (2) 補助簿 弾薬カード (別表-2)

備考：48.4.1から補給所が、データー電送体制をとり入れたため通報要領が換った。

別表-1

別紙様式第5

弾 薬 通 報

昭和 年 月

通報部隊名

主管区分	取扱区分	状態区分	弾火薬コード	ロットナンバー	品名	単位	部隊別コード	数量	区分コード	異動年月日	一頁番号	記事

海幕補第 2156 号

52. 5. 19

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長

海 上 幕 僚 長

弾火薬類等の現状通報について（通達）

標記について、別紙のとおり定め昭和 52 年 7 月 1 日から実施する。

なお、海幕統制品目の在庫通報要領について（通達）（海幕補第 1295 号 47.3.14）のうち弾薬データ伝送通報及び弾薬 S S R 通報は、同年 6 月 30 日限り廃止する。

添付書類：別紙「弾火薬類等現状通報要領」

弾火薬類等現状通報要領

1 目 的

この要領は、弾火薬類（魚雷構成品を除く。以下同じ。）、化学火工品、ソノブイ及び航空用BTプローブ（以下「弾火薬類等」という。）の現状通報に関して、必要な事項を定め、もつて弾火薬類等の正確な現状のは握に資することを目的とする。

2 補給部隊の長等の措置事項

- (1) 補給部隊の長（分任物品管理官のおかれた部隊等の長をいう。以下同じ。）は、弾火薬類等の在庫数量、供用中の数量及び在庫予定数量の正確な把握に努めるとともに、使用部隊（物品供用官のおかれた部隊等をいう。以下同じ。）に対して、記録の維持、通報及び補給手続等について適切な指導を行うものとする。
- (2) 使用部隊の長（物品供用官のおかれた部隊等の長をいう。以下同じ。）は、弾火薬類等の適切な記録の維持とじん速かつ正確な通報の実施に努めるものとし、弾火薬類、化学火工品の射耗及びソノブイ、航空用BTプローブの使用（以下「射耗（使用）」という。）の通報にあつては、物品番号と射耗（使用）数量を確認しなければならない。
- (3) 需統隊司令は、補給部隊の長からの通報に基づき、在庫状況等を電算機により更新し維持するものとする。

4 細部要領

通報の細部要領は、別に定める。

5 新通報要領への移行に伴う処理

- (1) 補給部隊の長は、現品調査を実施し、本要領に定める初期データを整備するとともに、電算機及び後方データ系に関連する所要プログラムの作成等を行い、円滑な移行を図るものとする。
- (2) 使用部隊の長は、52.6月末現在で現品調査を実施し、帳簿との突合整理を行い、52.7.20までに担当補給部隊の長に通知するものとする。
- (3) 需統隊司令は、データ伝送文の作成要領を定め、所要の指導を行い、円滑な移行を図るものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

海幕補第2157号

52. 5. 19

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚監部經理補給部長

弾火薬類等現状通報の細部要領について（通知）
標記について、別紙のとおり通知する。

関連文書：海幕補第2156号（52.5.19）

添付書類：別紙「弾火薬類等現状通報の細部要領」

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 射耗(使用)通報の通報項目等は、次による。

ア 海補3054様式又は海補4012書式による通報項目

項目番号	記入欄	項目	備考
1	A	証書区分記号	海補4012書式の場合は証書区分記号を訂正し記入する。
2	B	あて先コード	
3	C	主管区分	
4		状態区分	
5		物品番号	
6	D	単位	
7	E	射耗(使用)数量	
8	F	証書番号	
	G		
	H		
9	K	取扱区分	
10		性質区分	
11	Q	射耗(使用)日	
12	V	弾火薬コード(パーツナンバー)	
13	W	品名	
14	Z	ロットナンバー及び数量(射耗)	

イ 電報による通報項目

項目番号	項目
1	主管区分、状態区分、物品番号
2	単位
3	射耗数量
4	証書番号
5	取扱区分、性質区分
6	射耗日
7	弾火薬コード
8	品名
9	ロットナンバー及び射耗数量
10	その他

HP『海軍砲術学校』公開資料

2. 通報項目の記入要領

(1) 弾火薬類等データ伝送通報及び弾火薬類等SSR通報の通報項目の記入要領は、次による。

通 報 項 目	記 入 要 領
あ て 先 コ ー ド	海上自衛隊補給実施要領(以下「補給実施要領」という。)[21222]に定めるコードを記入する。
証 書 区 分 記 号	弾火薬類等データ伝送通報及び弾火薬類等SSR通報の場合は「SS」を記入し、射耗(使用)通報の場合は「RT」を記入する。
主 管 区 分	ストックリスト記載の主管区分記号を記入する。
状 態 区 分	第3項に掲げる該当の記号を記入する。
物 品 番 号 (又は弾火薬コード、パーツナンバー)	ストックリスト記載の物品番号又は弾火薬コード、パーツナンバーを記入する。
ロ ッ ト ナ ン バ ー	現品又はこん包に表示されたロットナンバーを記入する。(この場合、別に作成するロットナンバー一覧表を参照する。)
単 位	ストックリスト記載の出庫単位の記号を記入する。
取 扱 区 分	ストックリスト記載の取扱区分の記号を記入する。
部 隊 コ ー ド	補給実施要領[21220]に定めるコードを記入する。
入 庫 予 定 数 量	管理換(部内)に伴う入庫予定数量を記入する。(調達及び部外からの管理換を除く。)この場合、ロットナンバー別の内訳は不要。
射 耗 (使 用) 数 量	射耗(使用)した数量を記入する。
現 在 高 数 量	作成時期現在における在庫及び供用中の数量を記入する。
区 分 コ ー ド	第4項に掲げるデータ伝送文の作成要領に定めるコードを記入する。
異 動 年 月 日	最終異動年月日を記入する。

(2) 射耗(使用)通報の通報項目の記入要項は、前号によるほか、次による。

ア 海補3054様式

付表第1のとおり。

HP『海軍砲術学校』公開資料

1. 海補4012様式
付表第2のとおり。
- ウ 電報
付表第3のとおり。

3 状態区分

状態区分は、次に掲げる区分を標準とする。

記号	状態等
U	補給実施要領「34341」-2-(2)-1に定める使用可能品 (使用制限のものを含む。)
B	補給実施要領「34341」-2-(2)-ウに定める修理可能品
M	安定度試験、性能試験及びその他の整備中のもの
H	使用停止のもの(使用制限のものを除く。)
X	修理不能品及び返還待ちのもの

4 データ伝送文の作成要領

需統隊司令の定めるところによる。

5 異動等の処理及び記録要領等

補給部隊の長及び使用部隊の長は、通報の正確を期すため、付表第4に掲げるところにより異動等の処理及び記録等を適切に行う。

6 通報作成時の留意事項

補給部隊の長は、作成期日現在で処理すべき、すべての異動を整理した後、通報の作成を行う。

付表第2

海補4012書式の記入例

請求元	供用官 請求者	たかなみ 砲雷科	あて先	佐補所	部隊等 の長の 印	請求調印					出庫操作 グループ	特急	注 意										
						①	②	③	④	⑤			至急	準急	普通								
A 品目 区分		B コ マ ンド	C 物 品 番 号	D 単 位	E 数 量	証 券 番 号			F 証券 コード	G 申請 日	H 品番 記号	I 要 求 記 号	J 請求 理由 種別	K 申請 日 区分	L 申請 日 記号	M 1 日 記 号	N 2 日 記 号	O 3 日 記 号	P 要 求 記 号	Q 要 求 日	R 要 求 日 記 号	S 受 領 日 記 号	U 受 領 希 望 地
供用官	RT5	BQ	1315-308-22675	EA	50	S08110	7095	1031						C	AA				68	095	2C		
請求者	R45		1315-308-22675	EA	50		7095	1031	R					C	AA				68				
備考 V 1315-C179-J W CARTRIDGE(3/50 BLF RF-J) X 3/50 速射式演習弾薬包 Y Z PN-16-JCE-70 50EA												期 間		内 容		Y							
												1	2	095		50		1	2				
												1	2					1	2				
												定 数		在 庫 数		出庫未済数		請求申数					

※は必ず記入のこと。

射耗数量

ロットナンバー

R4(供用)をRT(射耗)に訂正記入する。

備考：弾火薬類の射耗通報の場合は注とす。

(海補3051様式)
射耗(使用)日をジュリアン
デイトで記入する。
(例 4月5日)

HP『海軍砲術学校』公開資料

付表第 1

海補 3054 様式の記入例

発信元		呉 教 令 先		呉 補 所		部隊等の長の印		④		発信側印					1					2					3					4					5					出庫操作区分		1		注 意		4																																																																																																	
A		B		C		D		E		F					G					H					I					J					K					L					M					N					O					P		Q		R		S		T		U																																																																									
RTR		K2		AU		EA		300		K02320					7096					1041					VC																														096																																																																																								
備考										<p>〇〇般命第〇〇号(年 月 日)による訓練射撃</p>										<p>記 事</p>																																																																																																																											
<p>V 1305- A212</p> <p>W CAL 30 BAL (口径30普通弾薬包)</p> <p>X</p> <p>Y</p> <p>Z AO 115P 100EA</p> <p>AO 116D 200EA</p>																																																																																																																																															
1												2												3												4												5												6												7												8												9												10												11												12											

147540-829 36001 製鋼砲庫表(海補3054様式)

射撃数
ロットナンバー

「射撃(使用)」を示す記号

備考：弾薬類の射撃回数の際は「注意」とする。

射撃(使用)日をジュリアン
シテイトで記入する。
(例 4月6日)

電 報 の 記 入 例

注

RT TRANS	
1	AU1315-308-22675 射耗通報の略
2	EA
3	50
4	S0811063097095
5	V, C
6	095
7	1315-C179-J
8	CARTRIDGE 3/50 BLF RF-J
9	PN-16-JCE-70 50EA
10	NASHI
備考：注とする。	



異動等の処理及び記録要領等

1 異動等の処理

(1) 転籍の場合

補給部隊の長は、転籍に先だち、物品管理簿及び物品供用簿と実保有数量との照合を行い、転籍日をもつて管理換の処理を行う。

(2) 除籍又は区分変更の場合

補給部隊の長は、除籍又は区分変更先だち、物品管理簿及び物品供用簿と実保有数量との照合を行い、除籍又は区分変更日をもつて返納の処理を行う。

(3) 使用停止を指示された場合

補給部隊の長は、使用停止（使用制限のものを除く。）の指示を受理したときは、物品管理簿及び関連ファイルに記録されている在庫及び供用中の当該弾火薬類及び火工品の状態区分を状態区分「H」（出庫停止）に変更し、供用中のものについては補給部隊の長に返納させる。

(4) 整備等のため造修所又は水雷調整所に、現品を引渡し又は受入れる場合

補給部隊の長は、安定度試験、性能試験及びその他の整備（以下「整備等」という。）のため造修所又は水雷調整所に現品を引渡ししたときは、状態区分「M」（整備中）の在庫として記録は握し、整備等の完了に伴い受入れる場合は、状態区分換のうえ受入れの記録を行う。

(5) 供用換及び供用管理換の発動

原則として、補給部隊の長（供用管理換の場合は発送側）において、証書を作成し発動するものとする。

(6) 供用換の報告

使用部隊の長は、供用換をした場合は速やかに、担当補給部隊の長に報告する。

(7) 管理換入庫予定の設定

ア 管理換(出)補給部隊の長は、管理換指示に基づき払出票を作成したときは、後方データ系で、発送通知を管理換(受)補給部隊の長に送達する。

イ 管理換(受)補給部隊の長は、前アの発送通知の送達を受理したときは、入庫予定として記録する。

ウ 後方データ系を有しない補給部隊の長の場合は、発送通知の郵送により、前ア及びイに準じて処理する。この場合の入庫予定設定にあつては、現品が未入庫であることを確認する。

2 記 録

(1) 補給部隊の長は、物品管理簿及び関連ファイルにより、物品番号(又は弾火薬コード、パーツナンバー)別、状態区分別に在庫数量、入庫予定数量及び供用中の数量を記録するほか、ロットナンバー通報対象品目については、ロットナンバー別に、在庫数量及び供用中の数量を記録する。

なお、供用中のものについては、使用部隊別に供用内訳を記録する。

(2) 使用部隊の長は、物品供用簿及び弾薬カードにより、前号に準じて、保有数量と物品取扱責任者に供用中の数量を記録する。

3 在庫照合

補給部隊の長は、在庫については適時に、使用部隊に供用中のものについては、原則として4半期ごとに、在庫照合を実施するものとし、実施の細部については補給部隊の長の定めるところによる。

海幕補第4148号

54.10.25

各部隊の長殿
各機関の長

海上幕僚長

弾火薬類等現状通報の一部変更について（通達）

標記について、下記のとおり定め昭和54年12月1日から実施する。

記

関連文書別紙第3項中

- 1 弾火薬類等SSR通報、弾火薬類等データ伝送通報の項の細部事項の欄を次のように改める。
 - 1 異動の有無にかかわらず次を通報する。
 - (1) 在庫数量、供用中の数量及び入庫予定数量
 - (2) 月頭から作成時期までの射耗（使用）数量
 - 2 物品番号（又は弾火薬コード、パーツナンバー）別、状態区分別に通報するほか、管理資料編（主管区分「A」）に記載するロットナンバー通報対象品目（以下「ロットナンバー通報対象品目」という。）については、ロットナンバー別に通報する。
 - 3 作成時期が休日の場合はその前日、通報期限が休日の場合はその翌日を当該日とする。
- 2 弾火薬類等データ伝送通報の項の通報者、作成時期及び通報期限の各欄を次のように改める。

各補給所長	毎月の10日、20日及び月末現在	作成時期の翌日まで
上記以外の補給部隊の長	毎月末現在	翌月10日まで

関連文書：海幕補第2156号（52.5.19）

写送付先：部内全般

HP『海軍砲術学校』公開資料

小火器の保管に関する達

海自達第 26 号 44.4.80

第 6 巻 第 14 類

(目的)

第 1 条 この達は、海上自衛隊における小火器の保管について必要な事項を定め、もつて小火器の確実な保管を図り、保管上の事故等を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この達において、「小火器」とは、次に掲げるものをいう。

種 類	記 事
けん銃	口径 18mm 以下で可搬式のもの
小銃	
自動銃	
短機関銃	
機関銃	
散弾銃	
海上幕僚長の特に定める物	

(保管責任者)

第 3 条 別表に掲げる部隊及び機関（以下「部隊等」という。）において、物品管理職員から小火器の供用を受け、その保管の責に任ずる者を保管責任者とし、別表のとおり定める。

2 部隊等は、別表第 1 の様式による小火器保管簿及び別紙第 2 の様式に

HP『海軍砲術学校』公開資料

よる小火器貸与簿を備え、保管責任者又はその指定する者が、その記注に当るものとする。

- 8 保管責任者は、毎週1回小火器の点検を行ない、異状の有無を確認するとともに、整備の確実を期するものとする。しかし、必要と認めるときは随時点検を行ない、異常の早期発見に努めるものとする。
- 4 保管責任者は、点検及び整備の結果を保管簿に記載し、毎月1回部隊等の長の検印を受けるものとする。
- 5 保管責任者は、その保管にかかる小火器の異常を発見したときは、すみやかに順序を経て部隊等の長に報告しなければならない。

(格納)

- 第4条 小火器は、確実に施設可能な格納箱又は格納庫に格納するものとする。ただし、けん銃は、けん銃のみを収納すべき格納箱に格納するものとする。
- 2 小火器の格納箱又は格納庫(以下「小火器の格納庫」という。)には小火器及びその直接の付属品のみを格納するものとする。

(けん銃格納箱の設置位置)

- 第5条 自衛艦におけるけん銃の格納箱は、士官室等当直士官の監視に便利な位置に固定して設置するものとする。
- 2 陸上部隊及び機関(以下「陸上部隊等」という。)におけるけん銃格納箱は、小火器格納庫内に固定して設置しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、当直室等当直士官の監視に便利な位置に固定して設置するものとする。

(かぎの保管)

- 第6条 小火器の格納庫の常用かぎは、鋼製の常用かぎ箱に保管し、当直士官は、このかぎ箱のかぎとともに保管の責に任ずるものとする。
- 2 陸上部隊等において、昼間当直士官を置かない等特別の理由がある場合は、陸上部隊等の長が必要と認める期間、保管責任者が常用かぎを保管することができる。この場合常用かぎはかぎ箱に保管し、保管責任者は、このかぎ箱のかぎとともに保管の責に任ずるものとする。
- 3 小火器の格納庫の予備かぎは、鋼製の予備かぎ箱に保管し、部隊等の長は、この予備かぎ箱のかぎとともに保管の責に任ずるものとする。
- 4 当直士官は、巡検時、常用かぎの保管状況及び小火器の格納庫の施設の状態を点検するものとする。

(かぎの貸し出し及び返却)

- 第7条 当直士官は、常用かぎを保管責任者又は部隊等の長の指定する自衛官以外に貸し出してはならない。
- 2 部隊等は、常用かぎの貸し出し簿(様式は適切とする。)を備え、常用かぎの貸し出しの際は、当直士官がこれに所要事項を記入のうえ、貸し出しを行なうものとする。
- 3 常用かぎの貸し出しをうけた者は、用済後、すみやかに当直士官に返却しなければならない。

(小火器の出し入れ等)

- 第8条 小火器の格納庫のとびらの開閉及び小火器の出し入れは、保管責任者又はその指定する者が直接行なうか、又は立ち会いものとし、格納

時には持ち出し数との照合及び所定の安全確認等を行わなければならない。ただし、緊急の場合には当直士官は、小火器の格納庫のとびらの開閉及び小火器の出し入れを直接行なうことができる。この場合、事後すみやかにその旨を保管責任者に通知するものとする。

(補給部隊等における保管)

第9条 補給部隊(海上自衛隊補給実施要領(昭和41年海上自衛隊連第27号)第1編第2章12135に規定する補給部隊をいう。)に在庫品として保管中の小火器及び工作所に整備のため保管中の小火器については、この達を準用する。

(委任規定)

第10条 この達に定めるもののほか、小火器の保管に関し必要な事項は、海上自衛隊の部隊の編成の単位となる部隊の長及び海上自衛隊の機関の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和44年4月30日から施行する。
- 2 けん銃及びけん銃用弾薬の保管に関する達(昭和81年海上自衛隊連第50号)は、廃止する。

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

別 表

部 隊 等		保 管 責 任 者		
自 衛 艦	護 衛 艦	砲 雷	長	
	掃 海 母 艦	掃 海	長	
	揚 陸 艦	運 用	長	
	敷 設 艦	敷 設	長	
	潛 水 艦	雷 用	長	
	潛 水 艦 救 難 艦	雷 用	長	
	給 油 艦	運 用	長	
	砕 氷 艦	運 用	長	
	掃 海 艇 (MSC)	掃 海	長	
	掃 海 艇 (MSB)	艇 運	長	
	掃 海 母 艇	敷 設	長	
	敷 設 潛 雷 艇	敷 設	長	
	魚 雷 艇	艇 運	長	
揚 陸 艇 (LSM)	艇 運	長		
揚 陸 艇 (LCU)	艇 運	長		
特 務 艇	艇 運	長		
陸 上 部 隊	航 空 基 地 隊	警 衛 隊	長	
	航 空 隊 基 地 隊	航 空 隊 基 地 隊	長	
	航 空 基 地 分 遣 隊	航 空 基 地 分 遣 隊 司 令	長	
	航 空 分 遣 隊	航 空 分 遣 隊 司 令	長	
	航 空 派 遣 隊	航 空 派 遣 隊	長	
警 務 隊	警 務 隊 本 部	警 務 隊	長	
	地 方 警 務 隊 本 部	地 方 警 務 隊	長	
	舞 鶴 地 方 警 務 分 遣 隊	地 方 警 務 分 遣 隊	長	

HP『海軍砲術学校』公開資料

<p>その他の陸上部隊</p>	<p>潜水艦基地隊 基地隊本部 教育隊 東京通信隊本部 通信隊(東京通信隊本部 及び送信所を除く。) 基地警防隊本部 警備隊本部 基地分遣隊 磁気測定所 警備所 送信所</p>	<p>総務科 長 警備科 長 教務科 長 総務班 長 陸警 長 陸警 長 基地分遣隊 長 磁気測定所 長 警備所 長 送信所 長</p>
<p>機関</p>	<p>幹部候補生学校 術科学校</p>	<p>教務課 長 整備備課 長</p>
<p>上掲以外の部隊</p>		<p>上掲に準ずる者</p>

小火器保管簿様式

表紙

小火器保管簿					
昭和 年 月 日					
部隊（機関）名					

帳簿用紙その1

一連番号	型式	銃器番号	受領期日	返納期日	摘要

帳簿用紙その2

点検日時	記 事	保管責任者 検 印

(注) 表紙の裏面等に部隊等の長の検印欄(月別)を設ける。

小火器貸与簿様式

表紙

小火器貸与簿	
昭和 年 月 日	
部隊（機関）名	

帳簿用紙

型式	銃器 番号	貸出期日	借用者名	印	返却期日	受領 印	摘要

（注） 表紙の裏面等に部隊等の長の検印欄（月別）を設ける。

○信号けん銃及びもやい銃の保管について

昭和46年2月1日
護艦隊(作)第27号

護衛艦隊司令部幕僚長から

護衛艦隊各庁長あて

信号けん銃及びもやい銃の保管について

(通知)

標記について、次のほか小火器の保管に関する達(昭和44年海上自衛隊達第26号)に準拠することに定められたので通知する。

1. 保管責任者

信号用けん銃及び当該弾薬 航海長

もやい銃及び当該発射薬 砲雷長

2. 格納

(1) 信号けん銃は信号けん銃のみを収納すべき確実に施錠可能な格納箱に格納し、士官室、艦橋等責任ある者の監視に便利な位置におくものとする。

(2) もやい銃は小火器又は信号用けん銃の格納箱又は格納所とは別の場所に格納するものとする。

(3) 信号けん銃弾薬及びもやい銃発射薬については、確実に施錠可能で、かつ安全な格納所に格納するものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

海幕武 / 第 3 8 9 8 号

5 0 . 8 . 3 0

各 部 隊 の 長
各 機 関 の 長 殿

海上幕僚監部技術部長

口径 4 5 自動けん銃の使用について (通知)

標記について、訓練射撃中に、銃身き裂事故が発生しているが、この銃身は、マーク「□」又は「C」が刻印されているものであり、現在、代替銃身を調達計画中である。したがって、当該銃身を取得するまでの間は極力他のマークの銃身を使用されたい。

写送付先：部内全般

副官 砲術隊 各隊長
あづまはまな 砲隊長

砲術隊 司令部 砲隊長

小火器等保管上の留意事項について（通知）

原記について、別紙のとおり通知する。

添付資料：別紙「小火器等保管上の留意事項について」小・往復

写送付先：海上軍 砲術隊 司令部 砲隊長、砲術隊 砲隊長、

各地方 砲術隊 砲隊長

各地方 砲術隊 砲隊長

砲術隊 司令部 砲隊長

砲術隊 司令部 砲隊長

砲術隊 司令部

第2 砲術隊 司令部

第2 砲術隊 司令部

第1、第2、第3、第4 砲術隊 司令部

第1、第3、第3、第3、第3、第3、第3、第3、第3、第3、第3、第3 砲術隊 司令部

第1 砲術隊 司令部

各砲術隊 司令部

第1 砲術隊 司令部

あさかぜ 砲隊長

小火器等保管上の留意事項について

先般、某団において、M1式銃剣1本を遺失するという事
件が発生した。小火器等の保管については、「小火器の保
管に関する達（昭和44年海上自衛隊達第26号）」、「小
火器の保管について（通知）海防達第2164号49.5.7）」
及び「借身けん銃及びもやい銃の保管について（通知）（自
衛隊（作）第27号46.2.1）」に明示されているところ
である。小火器借身けん銃、銃剣等は海上自衛隊の任務遂行
上重要な武器であるばかりでなく、銃砲刀剣類等として社会
的には特別に取扱等を規制されているものであり、これらの
保管、取扱いについては平素留意しているところであるが、
今回の事案にかんがみ、あらためて次の事項について、さら
に徹底する必要がある。

1 格納庫（箱）に保管すべき物件の確認

昭和44年海上自衛隊達第26号第4条第2項の規定に
よる格納庫（箱）に格納すべき物件（小火器及びその直接
の付属品）の種別、数量、番号等を明確にする。

なお、小火器の直接の付属品は、一般的に次のものとさ
れている。

(1) 銃 剣

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (2) 照準眼鏡
- (3) 装弾器
- (4) 脚
- (5) 予備品（撃針、抽筒子ばね、弾倉）
- (6) 部隊整備用工具

2 帳簿等の整備

小火器保管簿、小火器貸与簿、来歴簿及び供用カードを照合整理するとともに、小火器保管簿には、小火器の直接の付属品についても記載し、内容を基に、は行する。

3 点検、整備の強化

- (1) 保管責任者は、巡回点検において、小火器及び付属品の保管状況並びに整備状況を確認する。
- (2) 当（副）直士官は、巡回時の点検において、庫に常用かぎの保管状況及び格納庫（箱）の施錠の状況を確認するだけでなく、小火器及び付属品の保管状況を確認する。
- (3) 当（副）直士官は、常用かぎ箱のかぎを確実に携行保管し、常用かぎ箱の開閉については、非常の場合のほか自ら実施する。

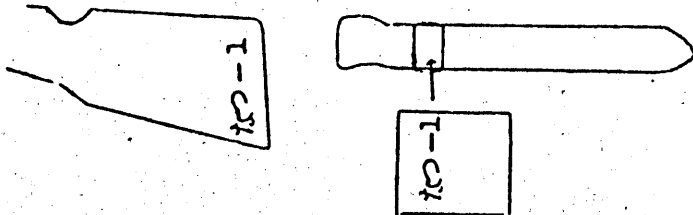
4 格納状況の改善

- (1) 小火器、銃剣、その他に白ペイントにより一連番号を記入し、点検を容易にする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

なお、小火器、銃剣に記入する場合は、不体面にならないよう留意する。

(一連番号記入例)



(2) 格納庫(箱)に格納している物件について、一見して数量を確認できるように格納について記述するとともに、小火器、信号けん銃、もやい銃及び銃剣については、チェーン等により固縛するなど二重鎖やくを行い、容易に持ち出しができないようにする。

自艦隊（後）第351号

5.3.8.26

自衛艦隊各直轄部隊の長 殿

自衛艦隊司令部幕僚長

小火器及びその直接の付属品の管理について
（通知）

標記については、「小火器の保管に関する達」（昭和44年海上自衛隊達第26号）に基づき、適正に管理されているところであるが、その直接の付属品（銃剣、照準眼鏡、装弾器、銃架、弾倉等）の管理については、令達の不明確な点（海幕で検討中）もあるが部隊におけるその管理方法も必ずしも十分とはいえない面もあり、また、最近、当該品の管理不十分に係る亡失事案が生起したので、この際、特に次の事項に留意し、これらの付属品の管理について各部隊ごと環境条件を勘案のうえ、実状にそくした厳正な管理をすることとされたので通知する。

- 1 格納庫（箱）に保管すべき物件及び数量の明確化
- 2 個有番号の付与等による掌握の容易化
- 3 付属品保管簿冊の整備
- 4 定期及び随時点検の実施

写送付先： 略

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚監部防衛部長

警備銃及び銃剣の保管について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので通知する。

記

- 1 警備銃は、小火器の保管に関する達（昭和44年海上自衛隊達第26号）（以下「達」という。）第2条に規定する「海上幕僚長の特に定める物」とする。
- 2 銃剣の保管は、達を準用する。

写送付先：部内全般

HP『海軍砲術学校』公開資料

射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項について(通達)

海幕運第 244 号

49.1.18

標記について、別紙のとおり定めただけで通達する。

なお、訓練に伴う漁船等への事故防止に関する措置要領について(通達)
(海幕運第 6518 号 46.12.16)は廃止する。

添付書類：別紙「射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項」

写送付先：部内全般

別 紙

射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項

1 目 的

この通達は、射撃訓練等に伴う漁船等に対する事故防止及び海面の円滑な利用を図るため、部隊が海面を使用する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) 「射撃訓練等」とは、艦船による射撃及び発射訓練、航空機による爆弾投下及びコケット発射訓練、輸送艦艇による離着岸訓練、米軍訓

練海面を使用する訓練、制限水域を設定して行う訓練及び試験、その他訓練海面と漁船の操業海面とが重複する虞のある訓練、作業及び試験をいう。

- (2) 「射撃・投下訓練等」とは、艦船による射撃及び発射訓練並びに航空機による爆弾投下及びロケット発射訓練をいう。
- (3) 「艦船による発射訓練」とは、艦船による実弾及びアスロックの発射訓練をいう。
- (4) 「漁船等」とは、漁船、漁網、一般船舶及び航空機をいう。
- (5) 「訓練項目等」とは、訓練項目、訓練海面、訓練期間（実施日、予備日、開始及び終了時刻）及び参加部隊をいう。
- (6) 「訓練海面」とは、射撃訓練等を実施する海面をいう。
- (7) 「訓練計画官」とは、海上自衛隊の教育訓練の実施に関する連（昭和42年海上自衛隊連第31号）に定める訓練計画官をいう。
- (8) 「訓練実施部隊指揮官等」とは、訓練実施部隊指揮官、2以上の部隊の場合は最先任指揮官）または訓練計画官をいう。

8 訓練海面の選定

- (1) 訓練計画官は、射撃訓練等を計画する場合には、漁場、漁期、一般船舶の航路筋及び航空路を極力避けるとともに、米軍、他自衛隊及び他部隊の使用の有無等を確認する。
- (2) 射撃・投下訓練等は、海岸から8キロメートル以上離れ、かつ、水深1,000メートル以上の海面で実施する。
- (3) L海面を使用する場合は、8月から10月までの間においては、北緯31度50分線以南及び東経132度38分以東の区域を使用する。
- (4) 領海において実施する次の訓練等は、制限水域を設定して行うのを

例とする。

- ア 訓練地雷を敷設して行い掃海訓練
- イ 爆薬を使用する水中処分訓練
- ウ 潜水艦救難訓練
- エ その他魚業を制限または禁止して実施する必要がある訓練及び試験

4 訓練海面の使用手続

(1) 事前に通知を必要とする訓練等

訓練の実施に先立つて通知を必要とする訓練等は、次のとおりである。

- ア 艦船による射撃及び発射訓練
- イ 航空機による爆弾投下及びロケット発射訓練
- ウ 輸送艦艇による離着岸訓練
- エ 米海軍訓練海面を使用する訓練
- オ 制限水域を設定して行い訓練及び試験
- カ その他訓練海面と漁船の操業海面とが重複する虞のある訓練、作業及び試験

(2) 訓練海面使用手続の要領

ア 射撃・投下訓練等及び米軍訓練海面を使用する訓練

① 実施通知

訓練実施部隊指揮官等は、米軍訓練海面を使用する場合には、訓練実施の45日前までに、その他の場合には25日前までに、訓練項目等を海幕防衛部長、自衛艦隊司令官及び関係地方総監に通知する。

(1) 終了通知

訓練実施部隊指揮官等は、訓練終了後速やかに訓練海面、実施日時、実施部隊及び異状の有無を前々の通知者に通知する。

イ 輸送艦艇による離着岸訓練

ウ 実施通知

訓練実施部隊指揮官等は、訓練実施の25日前までに、射撃・投下訓練等に準ずる訓練項目等を海幕防衛部長、自衛艦隊司令官及び関係地方総監に通知する。

(1) 終了通知

射撃・投下訓練等に準じて実施する。

ウ 制限水域を設定して行い訓練及び試験

ウ 実施通知

訓練実施部隊指揮官等は、訓練実施の45日前までに、射撃・投下訓練等に準ずる訓練項目等を海幕総務部長、海幕防衛部長、自衛艦隊司令官及び関係地方総監に通知する。

(1) 終了通知

訓練実施部隊指揮官等は、射撃・投下訓練等に準じて、前々の通知者に終了を通知する。

エ その他訓練海面と漁船の操業海面とが重複する虞のある訓練、作業及び試験

射撃・投下訓練等に準じて実施する。

(3) 防衛庁告示の公示手続等

海面の使用について、海幕防衛部長は、防衛庁告示の公示手続及び関係官庁等に対する通知を行い、関係地方総監は、都道府県及び漁業

関係者等に対する通知を行う。

5 訓練海面使用上の調整

訓練海面の使用について、自衛艦隊司令官は訓練実施部隊指揮官等、他自衛隊及び米軍と、地方総監は関係都道府県及び漁業関係者等と、それぞれ所要の調整で行う。ただし、演習及び特別訓練については、海幕防衛部長が関係官庁等と所要の調整を行い、関係地方総監は、海幕防衛部長の依頼により、関係都道府県及び漁業関係者等に対する調整を行う。

6 訓練実施上の留意事項

- (1) 訓練の実施に際しては、一部の艦船または航空機を先行させ、または他の部隊に依頼して、極力事前に訓練海面の調査を実施して漁船等の状況をは握するとともに、訓練中は見張りを強化し、漁船等に対する事故防止に努める。
- (2) 射撃・投下訓練等及び訓練弾の発射訓練に際しては、安全守則を遵守し、訓練海面に漁船等が存在しないことを確認しながら実施するとともに、特に射線方向の監視に留意し、他の船舶または航空機が接近した場合には、直ちに訓練を中止する等の措置を講ずる。

7 漁船等に対する事故防止上特に実施する事項

(1) 情報の収集

- ア 海幕調査部長は、関係官庁等から漁業及び一般船舶の航行に関する情報を収集し、資料隊司令に送付する。
- イ 各地方総監は、関係都道府県等から漁業及び一般船舶の航行に関する情報を収集し、部隊から送付された情報とともに資料隊司令に送付する。
- ウ 訓練実施部隊指揮官は、漁業等の情報の収集に努め、関係地方総

監に通知する。

(2) 情報の配布

ア 資料隊司令は、収集された情報を整理し、関係部隊に配布する。

イ 海幕調査部長、各地方総監及び訓練実施部隊指揮官は、収集情報のうち、操業状況、その他速やかに配布を要すると認められるものについては、直接関係部隊に配布する。

(3) 漁船等に被害を与えた場合等の措置

ア 訓練実施部隊指揮官または艦船の長は漁船等に被害を与えた場合、またはその疑いのある場合には、速やかに所定の報告を行うとともに調査を実施し、要すれば関係地方総監に調査を依頼する。

イ 地方総監は、漁業関係者から被害の届出があつた場合には、速やかに海幕総務部長及び海幕防衛部長に通知するとともに調査を実施する。

海幕運第4072号

55. 10. 13

自衛艦隊司令官
各地方總監
教育航空集団司令官
練習艦隊司令官
海洋業務群司令
資料隊司令

般

海上幕僚長

射撃訓練等に伴う訓練海面の使用手続及び留意事項の
一部変更について(通達)
標記について、下記のとおり定める。

記

関連文書別紙第3項中

第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) C海面を使用する場合は、北緯34度24分24秒、東経140度34分41秒及び北緯34度13分48秒、東経140度13分30秒の各点を結んだ線以北の海面において、対空射撃及び射高4,572メートルを越える射撃を実施しないものとする。

関連文書：海幕運第244号(49. 1. 18)

写送付先：部内全般

HP『海軍砲術学校』公開資料

○ 射撃、投下訓練等の終了報告について（通知）

昭和53年2月7日
自艦隊（作）第55号

自衛艦隊司令部幕僚長から 自衛艦隊各直轄部隊の長あて

射撃、投下訓練等の終了報告について（通知）

標記について、下記により報告通報することに定められたので通知する。

記

- 1 報告を要する訓練
射撃、投下訓練等（艦艇及び航空機による射撃訓練、発射訓練、爆弾投下訓練及びロケット発射訓練）とする。
- 2 報告通報を行う者
射撃、投下訓練等実施部隊指揮官
- 3 報告先
自衛艦隊司令官以下の所属上級指揮官
- 4 通報先
海上幕僚監部防衛部長、要すればその他の海上幕僚監部関係部長、関係地方総監、関係部隊の長
- 5 報告通報様式
別紙の様式によるものを例とする。
- 6 関連文書に基づく終了通知の省略

海上幕僚監部防衛部長に対する射撃、投下訓練等に関する終了通知は、本報告をもつて代えることができる。

関連文書：海幕運第244号(49.1.18)

添付書類：別紙「射撃、投下訓練終了報告の様式(例)」

別紙

射撃、投下訓練等終了報告の様式(例)

発信者 1ML司令
着信者 SF司令官
受報者 MSO/COD、K-RH総監
本文 射撃等終了報告。

1. 7.15 1030~1210
2. L3
3. 1ML(はやせ、45Md)
4. 3インチ水上射撃
20ミリ機雷処分射撃
5. 異状なし

注：1(1項関連)実際に実施した日時

2(2項関連)実施海面、C、F、L、M及び津
軽西口海面以外で実施した場合は、
次の例による。

EM4310、R10(EM4310
を中心とする半径10マイルの海面)

3(3項関連)実施部隊

艦艇名、機種及び機数が確認でき
るより記入する。

4(4項関連)射撃、発射、投下の別、対空、水
上等の別及び砲種、雷種等の等
の別を記入する。

5(5項関連)異常の有無及び特記事項を記入す
る。

○ 54口径5インチ単装砲の二重装てん
防止装置の操作について

〔昭和50年4月25日〕
護艦隊(監)第72号

護艦隊司令部幕僚長から

第3、第4護艦隊群司令 へ
あきづき艦長

54口径5インチ単装砲の二重装てん防止装置
の操作について(通知)

標記については、砲の作動試験等で必要な場合にかぎり、二重装てん防止装置の作動を制やくするものとし、その他の場合は常時同装置を作動状態におき、かつ、射撃準備において作動を再確認することとされたので通知する。

写送付先：(略)

○ 5 インチ及び 3 インチ対空弾の使用について

〔昭和 55 年 3 月 4 日〕
護艦隊(作)第 95 号

護衛艦隊司令部幕僚長から

護衛艦隊各庁長
あづま、はまな艦長あて

5 インチ及び 3 インチ対空弾の使用について(通知)

標記について、下記のとおりとされたので通知する。

なお、護艦隊(作)第 81 号(50.5.6)は廃止する。

記

1 使用標的

スリーブ及び風船又は照明弾

2 射界

(1) B-RUN、G-RUN、S-RUN、D-RUN

スリーブ機が高角 80° になってから砲の仰角が 70° になるまでの間

(2) U-RUN

自艦の正横前 40° から正横後 10° までの間

(3) C-TRUN、O-RUN

関連文書のとおり。

(4) 風船又は照明弾

水平射界は、自艦正横前後 45° 又は僚艦を見通す線の 45° より外側、

垂直射界は水平線から 70° までの間

3 報告及び通報

海幕運第244号(49.1.18)に定められているとおり。訓練実施部隊
指揮官等は、射撃実施通知の第4項に使用弾種を明記する。

記載例：5インチ、3インチ対空(スリーブ)

VT-F射撃

4 射耗順序

製造年月日の古い弾丸(薬)から使用する。

関連文書：自艦隊(作)第124号(47.3.22)

写送付先：〔略〕

海幕技武1第583号

35.12.28

各部隊の長
各機関の長 } 殿

海上幕僚長

海上自衛隊電子機器命名基準に関する通達

標記について、別紙のとおり定め、昭和36年1月1日から実施する。

なお、この基準の適用範囲は当分の間武器第1、第2課、電波第1、第2班の所掌に係る電子機器とする。

写送付先：部内全般

海上自衛隊電子機器命名基準

第1章 総 則

(目的)

- 1 この基準は、海上自衛隊で使用する電子装置、電子機器、電子機器、電子器材及び回路部品等(以下「電子機器」という。)の名称及び型式番号を付与し、又はこれを変更する場合における基準を定めることを目的とする。

(用語の意義)

- 2 この基準において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に示すとおりとする。

(1) 「親機器」とは、個々に独立した機能を有する単独構成機器又は複数の構成機器からなる機器をいう。

(2) 「構成品」とは親機器を構成する部分機器又は独立した機能を持たない単独構成機器をいう。

(3) 「電氣的定格の互換性」とは次に掲げる事項のいずれかに該当することをいう。

ア 部品型式が異なるだけで旧部品と電氣的性能が同等であること。

イ 旧部品の代りに旧部品と定格が異なる部品を用いても、電氣的に支障がないこと。

(4) 「機械的定格の互換性」とは、次に掲げる事項を同時に満足することをいう。

ア 新部品又は新アッセンブリーがそれぞれ旧部品又は旧アッセンブリーの使用場所に収納できる大きさであること。

イ 新部品又は新アッセンブリーの取付寸法がそれぞれ旧部品又は旧アッセンブリーの取付寸法と同一であること。

第2章 名称及び型式番号の付与

(名称の付与)

3 電子機器の名称付与の方法は次の各号に定めるところによる。

- (1) 名称は、一般社会通念に従つて、機器の本質的機能を表現する簡潔な字句を用いるものとする。この場合において当該機器の用途、波長及び周波数帯等の特長を表わす字句を併用しないものとする。ただし、他の同名の機器と使用上又は構造上著るしく差異がある等の理由により、その区分を明らかにする必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 外来語で日本語化されているものにあつては、日本語に通切な表現のない場合に限り、かたかなで外来語の名称を用いてもよい。
- (3) 特殊の用途に応ずるため、特に他の機器と区別する必要がある場合には、当該機器の名称の前に「訓練用」「試作」等その用途を表わす文字を添えるものとする。
- (4) 部品、消耗品等で特に必要のあるものは構成品に準じて名称を付与してもよい。
- (5) 用語は通常の場合「文部省学術用語集」の各編によるものとする。

(装置等の用語の使用)

4 装置、機及び器の用語の使用は次の各号に定めるところによる。

- (1) 2個以上の親機器をもち、それらの一許を結合して使用することにより、完全な独立機能を果たす場合は、その名称の末尾に「装置」の文字を用いる。ただし、機上用、移動用等の小型機材には「装置」の代りに「機」を使用してもよい。
- (2) 一般社会通念もしくは前例により難い場合、又はその区別が判然と

HP『海軍砲術学校』公開資料

しない場合においては、機器の本質がそれ自体主動的なものにあつては「機」の文字を他の機器の測定等從屬的役割を果すものにあつては「器」の文字を用いるものとする。

(型式番号の付与)

5 型式番号の方法は次の各号に定めるところによる。

(1) 型式番号は原速として型式文字と登録番号を用いる。

(2) 型式文字は装置、親機器、積成品の区別に従つてそれぞれ付与する

(3) 供与機器(輸入調達した米軍等の制式機器を含む。以下同じ)及び日本において米軍等の機器を模倣製作したもので、米軍等の機器とサブ、アッセンブリーまでほとんど互換性のあるものの型式番号については、木国“AN”命名方式等(SCR命名方式等を含む。)を踏襲する。

(4) 外国製機器を模倣製作したもので、原機器と大体似ているが細部(サブ、アッセンブリー等)の互換性等が異なるため区別を必要とする機器は型式番号の次にN文字と数字により表示する。ただし、数字を必要としないときは当該数字を省略してもよい。

(例)

AN / ARC-1 → AN / ARC-1-N1

(米軍機器)

(国産機器)

(5) 登録番号は機器の登録順序に従つて割り当てる。

なお、機器に割り当てた番号は、その機器が実用にいたらない場合においても、他に再び用いない。

(親機器の型式番号)

6 親機器の型式番号の付与は次の各号に定めるところによる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 型式文字は3けたのアルファベットを用いるものとし、各けたの文字は別表1による。
- (2) 登録番号は登録された1けたないし3けたの番号をもつて表示するものとする。また、当該機器を改造したときは登録番号の末尾に改造を示す改造文字(アルファベット1文字)をAを除きBより順次つけるものとする。
- (3) 特殊文字は特殊用途の場合又は用途上外観は異なっているが登録番号(改造文字も含む。)を変更しない方がよいものを区別する必要がある場合に用いてもよい。

(例1)

型式文字	登録文字	改造文字	特殊文字	
OPS	-	103	B	- T 1 ← 必要の場合にのみ添える数字又はアルファベット

(例2)

N-AM-15D	壁掛型増幅器
上と同一機能で使用場所だけ異なるものを区別する場合は	
N-AM-15D-1	天井つり型
N-AN-15D-2	指揮卓組込型

(装置の型式番号)

- 7 装置の型式番号は、親機器の型式番号の表示方法に従い頭初にNを付して表示するものとする。

(例)

型式番号	登録番号	改造文字	特殊文字
Nope	-	10	E X 2

(構成品の型式番号)

8 構成品の型式番号の付与に次の各号に定めるところによる。

- (1) 型式文字は「N-」を付し、そのあとに1けた又は2けたのアルファベットを用いるものとし、アルファベットは別表2による。
- (2) 登録番号、改造文字及び特殊文字の付与の方法は親機器の方法に準ずるものとする。

(例)

型式文字	登録番号	改造文字	特殊文字
N-AN	- 20	C	- 1

- (3) 特定の親機器にのみ用いられる機器構成品については、その型式番号のあとに斜線を付し、特定親機器の型式番号を添えてその意味を表示してもよい。この場合において斜線以下の型式番号は構成品の類別に関与しないものとする。

(例)

N-SN-1/CPS-5 → この部分には類別に関与しない。

- (4) 斜線のあとの表示は、構成品が2種以上の親機器に用いられる場合には、それぞれの親機器の共通部分文字のみをもつて表示してもよい。

(例1)

N-O-1/ORT (注) 艦船用送信機数種に専用される時

(例2)

N-O-2/S

(注) 艦船用一般のときを表示した場合 N-O-2/O とはせず
識別上Cの代りにSを用いる。

(特殊用途の機器の型式番号)

9 特殊用途の機器の型式番号は、親機器の方法に準ずるほか、特殊文字については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「訓練用」の文字が名称に添付されている機器の型式番号は特殊文字として“-T1”のようにT文字及び番号を用いて表示する。ただし、番号はつける必要のないときは当該番号を省略してもよい。

(例)

ORC-5-T1

N-SB-2B-T3

- (2) 「試作」「実験用」等の文字が名称に添付されている機器の型式番号は特殊文字として“-X1”のようにX文字及び番号を用いて表示する。ただし、番号をつける必要のないときは当該番号を省略してもよい。

(例)

ORC-5-X2

(回路部品材料等の回路番号)

10 回路部品等の回路番号の付与は次の各号に定めるところによる。

- (1) 回路部品等の回路番号は、原則として部品記号と部品番号を用いるものとし、部品記号はMIL-STD-16Aによる。

(例)

部品記号 - 部品番号

L - 1205

- (2) 部品番号は、原則として1けたないし4けたの数字をもつて表示する。

HP『海軍砲術学校』公開資料

(3) 部品の構成要素及び付属品等を表示する必要がある場合は部品番号のあとにアルファベットの小文字を添える。

(例)

C-1106a, C-1106b, C-1106c

(注)

三連バリコンの各要素を表示するとき

第3章 名称及び型式番号の変更

(名称の変更)

- 11 特殊用途の機器は、その特殊用途が解消されて、通常用途になつたときは、その名称のうち特殊用途を表示する「訓練用」「試作」等の文字並びに型式番号に添付された「-T1」又は「-X2」等の特殊文字を取り除くものとする。

(改造機器の調達に伴う型式番号の変更)

- 12 改造された機器の調達に伴う型式番号の変更は次の各号に定めるところによる。

(1) 装置もしくは親機器の主要性能(原則として機器の外形寸法、入力定格及び出力定格をいう。以下同じ。)、機能又は構成が変つた場合及び構成品の主要性能又は機能が変つた場合は、それぞれの登録)号を変更する。

(2) 装置もしくは親機器の構成品(単数構成の場合には親機器それ自体が改造型となつた場合は、それぞれの登録番号のあとに改造文字を付するか又は当該装置もしくは親機器の改造文字を変更する。

(3) 構成品については、改造により変更になつた部品もしくはサブ、アッセンブリーが旧部品もしくは旧サブ、アッセンブリーと電氣的定格並びに機械的定格において互換性がない場合及び改造により新しい部品もしくは新サブ、アッセンブリーを追加する必要を生じた場合には改造文字を付するか又は当該構成品の改造文字を変更する。

(実用機器の改造に伴う型式番号の変更)

- 13 実用機器の改造に伴う型式番号の変更は次の各号の定めるところによる。

H.P. 『海軍砲術学校』公開資料

- (1) 改造されたため、当該機器が調達に係る改造機器とほとんど同一のもとなつたときは、その型式番号を前記調達に係る改造機器の型式番号に改める。
- (2) 改造内容が調達に係る改造機器と類似する場合即ち大要は同じであるが、各部の互換性がない場合又は部分的に異なるため区別を要する場合は最も類似している機器の型式番号の末尾にY文字及び番号を用いて表示する。ただし、末尾の番号をつける必要のないときは省略してよい。

(例)

N - FR - 3 C - Y

(注)

N - FR - 3 又は 3B を後に改造して N - FR - 3 C に類似させたが異なる部分があり区別を要する場合の表示

第4章 命名の実施

(命名機関)

- 14 命名機関は別に定める。

(命名の実施)

- 15 命名の実施は次の各号の定めるところによる。

- (1) 命名はすべて命名機関で行ない、登録台帳に登録するものとする。
- (2) 地方調達の機器について、要求原課の長は当該機器の要求性能、諸元又は仕様書を添えて命名機関に命名の申請を行なうものとする。
- (3) 他の自衛隊から一時的に管理換等を受けている機器は、その自衛隊の品名によつて取り扱いものとする。
- (4) 機器の法が変わつた場合においても、この基準に別段の定めのある場合を除き付与された名称及び型式番号は変更しないものとする。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙1

親機器の型式文字一覧

1 桁 (装備箇所)	2 桁 目 (通信手段又は機器種別)	3 桁 目 (使用目的)
○ A	A 不可視光線、熱幅射線	A 補助組合器具(完全な操作装置でないもの)
○ B	B	B 爆撃用
○ C	C 搬送	C 送受信
○ D	D 放射能関係	D 方向探知
E その他	E ニューバック	E
○ F	F 写真	F
○ G	G テレタイプ	G 火砲照準用
H 航空機とう 載用	H	H 写真、気象、音響の記録用
I	I 交話及び指令	I
J	J 電氣的機械的(他に含まれないもの)	J
○ K	K 遠方指示(測距儀)	K
L 陸上固定用	L カウンター、メジャー	L
○ M	M 気象	M 整備試験用組合具(工具、測定器を含む)
N	N 空中音響	N 航行援助用(音響測定器、高速計、磁気ら針機、計器着弾等)
O 艦船用	O	O
○ P	P レーダー、ロラン	P 複製、再生用(写真及び音響変換)
Q	Q 水中音響、ソナー	Q 特殊又は組合型
R 小型携帯用	R 無線機	R 受信
○ S	S 特殊型式(磁石等)又は組合型式	S 方向及び距離探知
○ T	T 有線(電話、交換機)搬送を除く	T 送信

HP『海軍砲術学校』公開資料

○ U		U		U	
○ V		V	可視通信又は可視光線通信	V	
○ W		W	武器関係	W	遠隔制御
X		X	模写電送又はTV	X	識別又は認知用
Y	一般用	Y		Y	
Z	潜水艦用	Z		Z	

(○印はUSNで使用しているもの)

別表 2

構成品の型式文字一覧

型式文字	表示された構成品	例示
AB	空中線支持具 (Supports Antenna)	アンテナ台、柱台部、塔、その他
AM	増幅器 (Amplifiers)	電力、音声、インターホン無線周波、映像等各種増幅器
AS	アンテナ器具 (Antenna Assemblies)	複合体、アレー、拋物線型式のもの、柱頂部等
AT	空中線 (Antenna)	単一体、ホイップ型伸縮型ループ、ダイポール、反射器、トランスデューサー等 (H項参照)
BA	一次電池 (Battery Primary type)	B電池、電池群、その他
BE	二次電池 (Battery Secondary type)	蓄電池、電池群、その他
BZ	可聴信号器具 (Signal Devices Audible)	ブザー、鐘、ラッパ、その他
C	制御物品 (Control Articles)	制御箱、遠隔同調制御、その他
CA	ソナー用整流子組立品 (Commutator Assemblies Sonar)	ソナー装置
CB	積層蓄電池 (Capacitor Bank)	電源供給部に使用される
CG	高周波用ケーブル及び伝送線路 (Cables & Transmissioulne, RF)	高周波ケーブル、導波管、その他 (付属端子も含む)
CK	クリスタルキット (Crystal Kits)	ホルダー付、クリスタルキット
CM	比較器 (Comparators)	2種以上の入力信号の分析又は比較を行なうもの
CN	補償器 (Compensators)	電気的、機械的に補償、調整又は減衰させる器具

H.P. 『海軍砲術学校』 公開資料

CP	計算器、算定器具 (Computers)	機械的又は電子的数值計算装置
OR	クリスタル (Crystals)	ホルダー収容のクリスタル
CU	結合装置 (Caupling Devlces)	インピーダンス結合装置、方向結合器、その他
CV	電子的変換器 [Conuerters (electrouic)]	位相、周波数又はある手段を他の手段に変換させる電子的装置
CW	カバー (Cover)	カバー、袋、ロール、キャップ、つりかご、ラドーム
CX	コード (Cords)	端子付コード、複合ケーブル (高周波及び非高周波ケーブルを複合)
CY	ケース (Case)	器材の収容又は運搬用の構造物 (こくり式又は半こくり式)
D	配布用具 (Dispensors)	電波妨害片配布用
DA	ダミーアンテナ (Antenna, Dummy)	試験用高周波純荷
DT	検出部 (Detecting Heads)	磁石式ピックアップ、搜索線輪、水中聴音器等
DY	ダイナモーター (Dynamotors)	ダイナモ電源供給装置
E	捲揚器具 (Hoist Assombly)	ソナー用捲揚器具等
F	漏波器 (Filters)	帯域選波用雑音用、電話用等各種漏波器、ウェーブトラップその他
FN	家具備品 (Furniture)	椅子、机、卓等
FR	周波数測定器 (Frequency Measuring Devices)	周波数計エコーボックス等
G	発電機 (Generators)	発電機 (P.U 及び FD 項を参照)
GO	ゴニオメーター (Gchiometers)	あらゆる型のゴニオメータ
GP	電柱 (Ground pods)	電柱、坑等
H	ヘッドセット、ハンドセット、胸脚セット (Hand, Hand & Chest Sets)	イヤホーンを含む

HP『海軍砲術学校』公開資料

HC	水晶ホルダー (Crystal Holder)	水晶片の収納されていない水晶片保持器
HD	空気調節機 (Air Conditioning Apparatus)	暖房、冷却、温度、圧力、真空調節機等
ID	指示装置 (Indicating Devices)	敏正用ダイヤル及び計器、表示灯等 (IP 項参照)
IL	絶縁物 (Insulators)	懸垂用、支持用鎖電用等
IM	電界強度測定装置 (Intensity Measuring Devices)	SWR 用歯車装置、電界強度、雑音計等
IG	伝書鳩用物品 (Pigeon Articles)	容器、屋根裏小屋、胴衣等
PH	写真用物品 (Photographic Articles)	カメラ、映写機、露出計等
PP	電力供給装置 (Power Supplies)	パイプレーター、整流器、熱電対等の静止型機械
PT	プロットング器材 (Plotting Equipment)	気象用を除く板、地図、図示用テーブル等
PU	電源器材 (Power Equipment)	直流発電機を除く、回転型電源器材、電動発電機
R	無線及びレーダー受信機 (Radio & Radar Receivers)	無線用もしくはレーダー用受信機、受信機と指示の複合装置
RC	巻枠 (Reels)	ケーブル用巻枠 (RL 項参照)
RD	記録、再生装置 (Recorders & Reproducers)	テープ、模写、円盤、磁気型等
RE	継電器・具 (Relay Assemblies)	電氣的、電子的等
RF	無線周波用構成品 (Radio Frequency Component)	無線周波回路の複合構成品他に適当な表示方法があるときは含めない。
RG	防水型の無線周波数及び伝送線 (Cables & Transmission Lines, Bulk RF)	端子を除く、無線周波ケー
RL	巻線器具 (Reeling Machines)	アンテナ用、線外線用、録音テープ又はワイヤー用

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

RC	記録装置 (Recorders)	音声、グラフ式テープ、ワイヤー、フィルム、円盤、フアクシミル、磁石式、機械的等、印字部
RF	綱及びより線 (Rope & Twine)	非電氣的のひも類
RR	反射器 ((Reflectors)	標的、じょう乱物等、アンテナ反射器は除く (AT 項参照)
RT	送受信機 (Receiver & Transmitter)	無線用及びレーダー用送受信機と送信機の組合せ装置等
S	えん蔽物 (Shelters)	小屋、テント、保護えん蔽物等
SA	スイッチ装置 (Switching Devices)	手動用、衝激用、電動機駆動用、加圧操作用等
SB	交換機 (Switchboard)	電話用、射撃管制用、電源用
SC	信号発生器 (Generators Signs)	試験用発振器、雑音発生器を含む (C 項参照)
SM	模擬器具 (Simulators)	飛行、航空機、標的、信号等
SN	同期装置 (Synchronizers)	2 又はそれ以上の要素を同期させる装置
ST	革ひも (Straps)	馬具、革ひも類
T	無線及びレーダー送信機 (Radio & Radar Transmitter)	通信、航路標識、位置標識呼びかけ機、送信器変換器組合センサー駆動機等
TA	電話器材 (Telephone Apparatus)	各種電話用器材
TB	えい航体 (Towed Body)	えい航された水中物体、展開器等
TC	えい航ケーブル (Towed Cable)	引伸し式えい航用支柱、偏平ケーブル等
TD	調時装置 (Timing Devices)	電子的、機械的の時間装置時限装置
TF	変圧器 (Transformers)	単独品目として使われる場合の変圧器

TG	位置装置 (Positioning Devices)	
TH	電信装置 (Telegraph Apparatus)	各種電信器材
TK	組工具 (Tool Kita or Equipment)	各種工具組合せ品
TL	工具 (Tools)	線路構成用を除くあらゆる型の工具 (LC 項参照)
TN	同調器 (Tuning Unit)	受信器用、送信器用、アンテナ用等
TR	変換器 (Transducer)	磁極、録音ピックアップ、ソナー用変換器、振動ピックアップ等 (H, L, S, M 項参照)
TS	試験器材 (Test Equipment)	(他に含れぬ多種目的の試験装置を含む) 試験測定器材
TT	タイプライター装置、模写電送装置 (Tele Typewriter & Facsimile Apparatus)	各種テープ、テレタイプ、模写電送器材等
TV	管球試験器 (Tester Tube)	真空管試験器
TW	テープ及び録音ワイヤー (Tapes & Recording Wires)	録音用テープワイヤー、接続用や絶縁用のテープ
U	音声周波及び電源用コネクタ (Connector Audio & Power)	接手、プラグ、ソケット、アダプター等
UG	無線周波用コネクタ (Connector RF)	接手、プラグ、ソケット、アダプター等 チョークカップリング等
V	車両 (Vehicles)	二輪車、三輪車、トラック、トレーラー等
VS	視覚信号器材 (Signalling Equipment Visual)	旗セット、航空用布板、信号ランプ器材等
WD	2芯ケーブル (Cables, Two Conductor)	非高周波用、ワイヤー、ケーブル及び漏垂索条を含む
WF	4芯ケーブル (Cables Four Conductor)	
WM	多芯ケーブル (Cables Multiple Conductor)	

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

WS	単芯ケーブル (Cables, Single Conductor)	非高周波用、ワイヤー、ケーブル及び隔垂索条を含む
WT	3芯ケーブル (Cables Three Conductor)	
ZN	インピーダンス測定装置 (Impedance Measuring Devices)	

砲身の技術的管理について（通達）

海幕武1第4087号 45.8.18

砲身の技術的管理について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

記

（目的）

- 1 この通達は、艦艇とり載の砲身の使用限界についての技術的基準、調査資料の作成及び通報の方法を定め、砲身の適切な管理を実施することを目的とする。

（用語の意義）

- 2 この通達において「砲身」とは、別表に示す20mm機関砲、40mm機関砲、50口径3インチ単装砲、50口径8インチ速射砲、38口径5インチ単装砲、54口径5インチ単装砲及び54口径5インチ速射砲の砲身をいう。

（砲身の使用限界の技術的基準）

- 3 砲身の使用限界の技術的基準は、次に示すとおりとする。
 - (1) 別表に示す砲床起端部の弧大曲が命数の100%に達したとき。
 - (2) 別表に示すエロージョンゲージの読み値が、命数の100%に達したとき。
 - (3) 砲身内の損食の深さが砲身肉厚（谷から外側までの幅）の5%に達

HP『海軍砲術学校』公開資料

したとき。

- (4) 砲身内径の膨張及びとう中に1口径以上のえぐり穴のため施条が破損したとき。
- (5) 施条の「ふくらみ」が1.5口径以上の長さにおたつて高さ0.245mm(0.01インチ)以上になつたとき。
- (6) 砲身の内径の縮少が0.245mm(0.01インチ)以上又は0.128mm(0.005インチ)長さ1口径以上に達したとき(鋼の付着を除く)
- (7) 砲身にクラックの発生したとき。
- (8) その他特別な異常のあつたとき。

なお、これらの細部については、海上幕僚監部技術部長の通知するところによるものとする。

(調査資料の作成)

- 4 各造修所長は、第6項の通報期日を考慮のうえ、各艦艇の砲身摩耗の状況を調査して、別紙様式第1の砲身摩耗測定表を作成し、各艦艇長に通知するものとする。
- 5 各艦艇長は、各造修所長が実施する前項の調査に対し、協力するものとする。

(通報)

- 6 各造修所長は、在籍艦艇の砲身について、別紙様式第2の砲身摩耗状況表を作成し、毎年12月末までの状況を、翌年1月末までに海上幕僚監部技術部長に通知するものとする。
- 7 各艦艇長は、使用中の砲身が、次の各号の一に該当する場合には、在

HP「海軍砲術学校」公開資料

籍地方隊の造修所長の所見を付して、海上幕僚監部技術部長に通知するものとする。

- (1) 第8項第7号又は第8号に示す異常を発見したとき。
- (2) その他射撃等において異常な現象があつたとき。

(砲身の交換の実施)

8 砲身の交換の実施については、各年度の業務別計画による。

(その他)

- 9 陸上装備の砲身(実包発射のもの)についても、前各項に準じて技術的管理を行なうものとする。
- 10 在庫の砲身の再使用に対する使用限界も、この基準を適用するものとする。

添付書類：別表「砲身の耐用命数」(別表は、関係のむきに別途配布)

別紙様式第1「砲身摩耗測定表」

別紙様式第2「砲身摩耗状況表」

写送付先：部内全般

砲身 撃 耗 測 定 表

種 類 名		立 会 者 名				測 定 日	
測 定 機 関		測 定 者 名					
砲 種		シリアル番号					
砲身のMK.M.C.C		MK/MOD		/	/	/	/
前回の測 定の状況	測 定 日	起端部拡大値					
		ホア-エロー-ジョ ンゲ-ジの読み					
前回の測定日から今回の測定日 までの等価発射弾数及び実数		等価弾数					
		実 弾 数					
今回の測定日までに発射し た等価発射弾数の合計数		合 計					
現在のホア-エロー-ジョ ンゲ-ジの読み値 (インチ)		⊙					
		⊙					
ス タ ー ゲ ー ジ の 測 定 値	施 条 起 端 部 (インチ)		⊙				
			⊙				
	施条起端部の1インチ前 (インチ)		⊙				
			⊙				
	施条起端部の12インチ前 (インチ)		⊙				
			⊙				
	砲 口 (インチ)		⊙				
			⊙				
砲口の1インチ後 (インチ)		⊙					
		⊙					
砲口の12インチ後 (インチ)		⊙					
		⊙					
現 在 の 命 数		(%)					
備 考 :							

H.P.『海軍砲術学校』公開資料

別紙様式第2

砲身摩耗状況表

報告総監部名											
報告年月日											
砲身命数 (%)	10% 以下	10% ~20%	20% ~30%	30% ~40%	40% ~50%	50% ~60%	60% ~70%	70% ~80%	80% ~90%	90% 以上	
20mm 砲身 MK 2, 3, 4											
40mm 砲身 MK 1 MOD0											
8"/50単装砲身 MK21 MOD0 MK22MOD0~5											
8"/50速射砲身 MK22MOD4, 5											
8"/50速射砲身 MK22MOD6~9											
5"/38単装砲身 MK12 MOD											
5"/54単装砲身 MK16 MOD0											
5"/54速射砲身 MK18 MOD0											

備考：1 80%以上の砲身のとり載艦艇名、砲番

2 その他の異常の状況

砲身の評価要領

海上幕僚監部技術部

第1章 検 査

1. 総 説

各種砲身の検査を行なう造修所の職員及び艦艇の乗員に対し、検査のための基準を与えることを目的とする。

2. 検査の種類

(1) 要 旨

砲身の検査は、弾道に影響を与えるような砲身内面の損傷又は砲側の隊員に危害を与えるおそれのある欠陥を判定するために行なう。検査には、目視検査、ゲージ検査及び初速測定がある。

(2) 目視検査

目視検査は、砲身の損傷を発見し、評価するために行なわれる。砲身の損傷には敵の砲爆弾、弾丸の過早発及び射撃に伴う損食によるもの並びにき裂のような金属材料上の欠陥によるものがある。

(3) ゲージ検査

ゲージ検査は、砲身の摩耗量を測定するために行なわれる。砲身の摩耗は、主として射撃によるもので、摩耗量はスターゲージ及びユロージョンゲージで測定することができる。摩耗量を測定することによって砲身の耐用命数を見積ることができる。

(4) 初速測定

初速測定は、発射される弾丸の初速を測定するために行なわれる。砲身が摩耗し損食すると弾丸の初速が低下するので、初速測定は砲身及び射撃精度を評価するために利用される。

3. 検査の概要

射撃を行なっている砲身は、次の基準により目視検査及びゲージ検査を行なうことを原則とする。

(1) 艦艇乗員により行なわれるもの

艦艇の乗員は、6カ月点検及び発射前、発射後において次の検査を実施

するものとする。ただしホアゲージを有しない砲においては、これを除くものとする。

ア ホアゲージ検査

ホアゲージを使用し、とう中の状況を検査する。

イ エロージョンゲージ検査

エロージョンゲージを使用して施条の摩耗度を測定する。

ウ 目視検査

砲口及び砲尾からとう内の状況の異常の有無を検査する。

(2) 造修所等により行なわれるもの

造修所及び修理業者において艦の年次検査を利用して、*1年に1度又は特別の理由がある場合はそのつど実施する。

ア スターゲージ検査

スターゲージを使用して施条起端部の摩耗度を測定する。ただし、40mm 砲関砲及び20mm 砲関砲は除く。

イ 目視検査

とう中監視鏡及び反射鏡を使用し、とう中及び薬室内の状況の異常の有無を検査する。Gutta-Percha

なお、必要のある場合は、写真撮影及び石膏等を使用しての型取りを実施するものとする。

第2章 目視検査による評価

1 検査の準備

(1) 手入れ

検査を受けると中及び薬室は、検査前に十分手入れをして、清じようになつていなければならない。

ことに射撃後に行なう検査前には、砲口清浄油を使用してとう中を手入れし、完全にそれをぬぐい取り、防せい潤滑油を塗布する、これを3日間同じ行為を行なつたのちに、測定しなければならない。

ワイヤーブラシを使用して砲身内を手入れをすることは避け、ことにクロームメッキを施した砲身ではこれを使用してはならない。

(2) 除銅

除銅は、一般に必要ではない。ことにクロームメッキを施してある砲身を薬品により除銅することはクロームメッキ面を傷つけることになるので行なわないのを原則とする。現在の発射薬には、除銅効果のために純粋な鉛はく、錫はくが混入されている。

一般にクロームメッキは、発射による残さの一酸化炭素に対しては防せい効果が強い。

(参考) 発射薬内の鉛箔の量

40ミリ弾	5gr
3インチ弾薬砲	30~45gr
5インチ弾薬	30~90gr

2 目視検査

(1) 概説

目視検査の主目的は、砲身内面損傷を発見することである。施条山のき裂以外のすべてのき裂及び弾丸の回転に影響を及ぼすような、あるいは砲身の変形及び収縮のような重大な損傷は、砲身の耐用命数に関係なく使用禁止の原因となる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

経験によれば、損食、損傷及び欠陥は、目視検査では過大に評価されることがある。しかし、慎重に目視検査を行えば、その資料は有益であり、損食を評価するために使用できる。

最終的に使用限度の決定を行なう場合は目視だけにたよらずにマイクロメータ、スターゲージの読みを見たらうて行なう必要がある。

(2) とう中検査鏡

とう中検査鏡は、まつすぐな円筒鏡の検査鏡で、とう中を見るためにプリズムが取り付けられている。

この器材は、とう中を拡大して見ることができるので、これによりとう内を詳細に検査し、写真をとることができる。

とう中検査鏡は、各砲種別にあり、造修所に準備されなければならない。

(3) 損傷の形式

ア 製造上の欠陥

いかなる砲でも、原材料の小さな欠点、仕上げのむら及び製造公差内の寸法の相違等がある。表面のかき傷、ひび割れは実際には影響がない。

筒条にある小さなえりぐり穴もこの種類に属する傷である。バイトきずは熱割れに影響する。クロームメッキに発生するピンホールはメッキはくりの原因となる。ことに最新の砲はほとんど硬質クロームメッキをほどこしてあるのでメッキ技術の優劣は砲身の寿命にも影響するものと考えられる。

イ 着 弾

新しい砲身では、弾丸が発射され砲身が熱してくると弾丸の弾帯の鋼が砲身内面に付着する。これは一時的に初速に影響を与える。その理由は次の数発が発射されると、管割の累積により見掛けのとう中縮少の現象がみられるが引続き射撃することにより管割の状態は安定することによる。

ウ 膨 張

砲身がわずかに膨張しても、初速が減少する。大きく膨張するとと

う内の壁に変形が生じ危険である。

エ さ び

さびを除去したために生ずる小さな穴は、着弾作用を増す傾向がある。さびを除くことは金属の一部を除去することになり、そのために内径が増大し、ある程度の初速減少が予想される。

オ 収 縮

とう内径の収縮は施条の隆起又は外部打撃による一種の変形によるとう中の径の減少である。

カ 施条の変形

(ア) ある砲身では、発射ガスが導環から漏れし施条の山がたたかれ又はつぶれるようになり砲内弾道に悪影響を与える。

この原因は、弾丸の中心が完全に合っていないか、又は弾丸の装てんが不具合であるために起こるものと考えられる。

(イ) 施条の山の縁が欠けたり、裂けたりする場合をかどが欠損するという。この状態は施条山の導側面（回転角の方向）又は反導側面の縁が切断してなくなることである。

(ウ) 施条の山の根元に応力が集中すると金属がすべりぐう角部にひび割れができる。このひび割れが上方に広がると施条の山の一部分が切断される。

(エ) 施条の山を完全に横切るひび割れ又は下部にひび割れが広がっていく場合は山がせん断されるといふ。

せん断された施条の山の端が射撃により砲身内面に付着すると山が盛り上がる。

この盛り上がった部分が起端部の近くにある場合は、しばしば弾丸の装てんが妨害される。

この場合たがねで盛り上がった山を除去し、やすり又は布やすりでそのあとをなめらかにすることが望ましい。起端部の場合は弾丸のすわりぐわいを良くするために特に重要なことである。

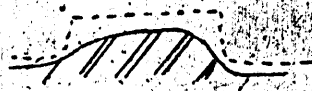
砲筒面



摩耗小

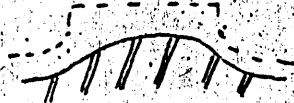


摩耗中

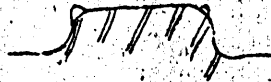


くう角部のヒビ割れ

摩耗大



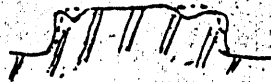
(イ)かどの欠損



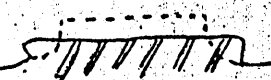
測壁の変形滑り



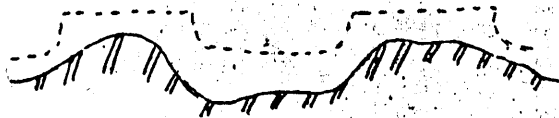
ふくらみ



つぶれ



(エ)山のせん断



キ パステール (Pastille)

鋳物の巢に似たくぼみが砲身内部に現われる場合は、このくぼみをパステールという。パステールは、通常彈道に重大な影響を及ぼさない。

ク 彈藥の不良

(カ) 信管の不良、彈体のせい弱その他の原因により砲身内の早期発火は、通常砲身に重大な損傷を与える。

この損傷は、さく薬の不完爆による砲身の小さな膨張から完爆による破裂にいたる種々のケースがある。

(キ) 薬きょうが割れると薬室の縦又は円周方向に浸食が起こる。浸食は、薬室の強度をばなはだしく弱めることはないが、その深さが深いものは、薬きょうの抽出困難の原因となる。

ケ 砲身内の異物

砲身内のじんまい、小石、滓切れ、破片又はその他の異物は、射撃の際各種の損傷の原因となる。

コ 敵弾による損傷

敵弾の破片は、砲身に損傷を与える。

サ 進行性の応力による損傷

一般に砲身内の、疲労、熱割れ、又は工具の湯みとのため発生した小さな欠陥は、射撃を反復するにつれ深くなる。

この継続的又はせん進的に拡大する欠陥は進行性応力損傷といわれるもので、終局的には砲身を使用不能とする。

シ 熱割れ

熱割れは、熱衝撃によるものと考えられ、射撃のあとでみられる。この熱割れは、射撃にともなつて深さと大きさを増大する。

熱割れは焼食と関係があるが、金属のはく裂を伴わないので損食そのものとは考えられない。

熱割れの特有の状態は、ある程度使用された砲身にみられる。

3 目視検査による廃棄基準

(1) 要 旨

き裂、欠陥及びその他の損傷は、使用年数又は発射弾数とはあまり関係なく運轉射撃によりぜん進的に進行するものである。

この理由から、発射又は発射弾数が、使用限界に達しないときでも廃棄されることがある。

しかしながら、欠陥を過大視しないように注意しなければならない。

(2) 砲身のき裂(クラック)

施条山がはく脱するき裂以外のすべてのき裂は、使用禁止の理由となる。

き裂は、砲身のどの部分にでも生じ、また、砲の使用年数にかかわらず生ずる。一見き裂と思われるものすべてのものがほんとうのき裂ではない。したがって、砲身を使用禁止するに先だつて、欠陥を詳細に評価する必要がある。

き裂は、引きかき傷、熱割れ、はく脱した施条の山及び表面上の金属傷のような他の欠陥とは区別されなければならない。

き裂の典型的特色は、

- (ア) 端部が羽毛状である。
- (イ) 線が不規則である。
- (ウ) 幅が変化している。
- (エ) 極端な場合は深さを測定できる。

刃物のふと、引きかき傷等は、一般的に直線で端がなめらかで、幅が一様で深さが浅い。

き裂は、どの部分にも発見されるが、き裂の発生は、砲の使用年数には関係ない。

き裂は、施条の山及び各々に平行又はある角度をもつて発生し、また、砲の薬室部においても発見されることがある。

(3) 施条の損傷

過早発の不完全爆発による膨張のため、又は長さ1口径に及びえぐり穴のため施条が破損している場合は、使用禁止として大体まちがいはない。

軽微なえぐり穴、刻み目、短いパステール又はこれに類した小欠陥は、使用禁止の理由とはならない。

1.5口径以上の長さにあつて、施条の山の内径が0.254mm (0.011

HP『海軍砲術学校』公開資料

ンチ)以上ふくれがある場合は、使用禁止の理由となる。このくらいの大
きさのふくれは、信管の機能を乱す傾向がある。

破環をせん断又ははぎ取るような損傷あるいはそのようなせん断又はは
く離が発生した証拠(せん断又ははく離は射撃間突然近端な近弾を生ぜじ
める)があると使用禁止の理由となる。

施条山が、ひしやけて張り出した部分は、しばしば細片となつて欠けて
くる。これは使用禁止の理由となる。

(4) 瘡食 (Scoring)

砲身命数に比し異常に早い時期に損食が生じた場合この状態が起端部か
ら1.5口径前方まで広がったときは、その砲身は使用禁止となる。また、
深い浸食が3口径又はそれ以上進んでいる場合は使用禁止の原因となる。

(5) 外部のえぐり穴

敵弾のために生じたえぐり穴が、砲身の肉厚の $\frac{1}{2}$ 以上の深さに達し又
はそのえぐりが $\frac{1}{2}$ 口径以上の長さにわたるときは、廃品の理由となる。

(6) 収縮

ア 弾丸の衝撃又はその他の理由による砲身の収縮が0.254mm (0.01
インチ)以上の場合は、弾丸の過早発又は破裂の原因となる。長さが1
口径以下の0.127mm (0.005インチ)までの収縮は、可能な場合に
は、ホーニング、ストーニング又はやすり仕上げで取り除くことがある。
これ以上に収縮しているものは使用禁止とする。

イ 着鋼によつて生じた収縮は、不良品の理由とはならない。

第3章 砲身磨耗の測定

1 概 説

発射による、熱的、機械的、化学的な影響で内面がぜん進的に侵食して行くことを損食という。この損食は、金属を切り取つて砲身内径に変化を生じさせるので砲身の使用可能性を評価する最も実際的な方法である。

この評価のために米軍資料OP 1549があり、米國製の砲身はこれを適用して、砲身命数を決定している。

米國により作製した國産の砲身についても、当分の間この資料を準用して砲身命数を決定する。砲身命数100%をもつて「使用限界に達した砲身」と算定する。

この限界は、射撃結果から定められたもので、砲身が安全でなくなる前に、また、砲身がその用にたえなくなる前に、その砲身を使用から除外する基準である。

すなわち発射に当たり、砲としての性能をあらゆる観点から満足することが期待できる砲身でなくなつたときには耐用命数がつきたこととなる。

砲身の耐用命数はいくつかの要素により限定される。

- ア 射弾散布の増加
- イ 信管の誤作動
- ウ 射撃指揮装置の初速の調整限度をこえた初速低下
- エ 最大射程の低下
- オ 貫徹力の低下
- カ 駐退量低下に伴う砲機席の誤作動
- キ とう中面の摩耗

多くの海軍砲については上記の各要素があるが、第1義的には射弾散布がある値に達したものをもちつて耐用命数の根拠としている。

摩耗した砲の散布増加は、砲内弾道の不整、筋糸の摩耗による回転不十分、摩耗により砲口を離れるときの弾のヨーイングの増加などにより生ずる。

ところが3インチ砲においては、根拠となる最大の要素は、時限及び近接信管の不発及び早発等の誤作動があげられる。

H.P. 『海軍砲術学校』 公開資料

また、機関砲などのように連続して発射する砲にあつては、駐退量の不足が砲の性能に重大な支障をもたらすので、砲身摩耗によるガスもれが耐用寿命に重大な要素となる。

ここで注意すべきことは、砲身の性能は砲身の摩耗状況によつてのみ上記不具合が発生するのではなく、弾の形状による安定なすわり、弾の導環の状態、信管の特性、推薬の特性、装てん速度等によつても不具合が発生するので、耐用寿命の決定又は砲身性能の不具合な状態の検討においては、これらを十分に留意する必要がある。

2 スターゲージ

スターゲージは砲身の施条起端部の径を測定する内径測定器であつて、測定用のつめが3本あり、これを交換することによつて3インチ、5インチ砲の砲身内面及び施条底面の内径を測定しうる。

本器の精度は、 $1/1000$ (0.0254ミリ) である。

まず、模範によつて規定寸法の零点の目盛を調整する。

先端部はこう配 $1/10$ のくさびを内蔵し3箇の星形金物を動かすようになつている。

測定部のレバーを前方に作動すれば、接続部内のロッドを介してくさびが前に移動しくさびはかん合された鞘及び鞘にねじ込まれた星形金物は移動し径の値となる。

すなわち星形金物がとう面に接触し、この時測定部にとりつけてある目盛を読む。

スターゲージの模範のチェックを各造修所は1年1回精密測定して、その精度を確認しておかなければならない。

スターゲージの取扱上注意すべきことは、確実に施条起端部の位置の施条を測定することである。各砲の起端部の位置は次のとおり。

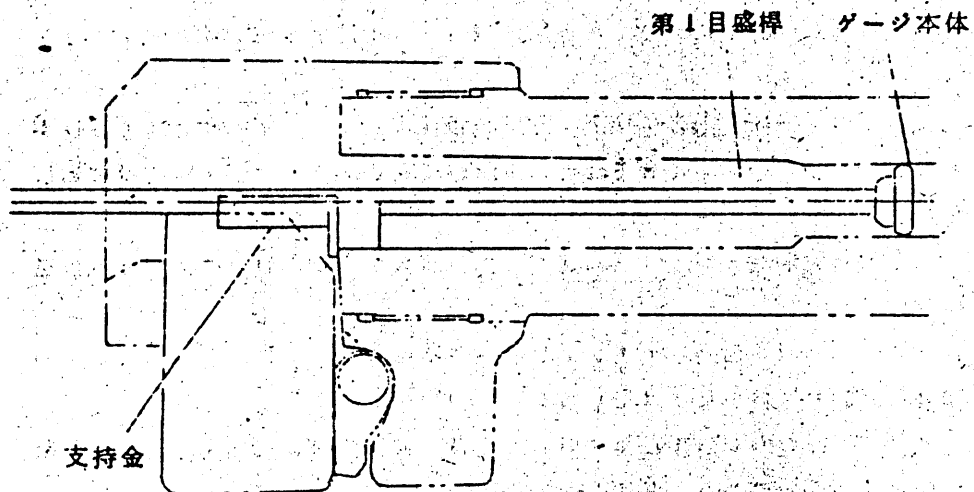
HP『海軍砲術学校』公開資料

砲種	砲身のMK-MOD	砲底面からの距離	砲口からの距離
3 / 50	21-A11	24.17インチ	125.83インチ
3 / 50	22-0~5	24.17	125.83
3 / 50	22-6.7.8.9.	26.12	123.88
5 / 38	12-A11	34.15	155.85
5 / 54	16-0	41.75	228.25
5 / 54	18-0.1	42.99	227.01

3 エロージョンゲージ

(1) 概要

砲身の摩耗の度合によつて変化する施条起端部付近の損食の状況を簡単に測定する道具である。



ゲージの平らな面を上にしてゲージ面が施条起端部に接触するまで除々にゲージ本体を前に押しその深さを測定する。

ゲージが止まつたところで支持金を砲底面に正しくあてて目盛かんの目盛線に合致した支持金の目盛を読む。

測定値は、目盛かん上の読みと支持金にある目盛の読みとを加えたものである。

なお、尾せん室後面から測定する場合は3インチ砲では11インチ、5インチ速射砲では15インチを差し引かなければならない。

測定としては同じ読みが少なくとも3回得られるまで繰り返すものとする。

ゲージの平らな面を下にして同じことを繰返し、両者の平均値を測定値とする。

エローソングージは、とり中に強く押し込まずにゲージが止まるまで軽くそう入して使用しなければ正しいデータが得られない。艦艇乗員が測定する場合は特定のものを指定し、測定技術を取得して実施することが望ましい。

(2) エローソングージの管理

各艦艇とう載のエローソングージは、年1回その精度をチェックしなければならない。

各造修所においては、艦艇のエローソングージを調査し、基準値に対する校正表を作成し、各艦艇に通知するものとする。

4 損食の種類

損食は、弾丸の移動のほか高温ガスの運動及び装薬の燃焼により生じた残さによつて、砲身の内面から金属が削り取られる現象である。損食は通常次の3種類に区分される。焼食、磨食及び機械的摩滅である。

この3種類の影響の組合わせになつたものは主として発射される弾丸の型式、初速及び砲身内クロームメッキの有無によつて種々程度を異にして現われる。

(1) 焼食(ガスエロージョン)

高温ガスの作用で金属がなめらかに摩耗することを焼食という。この現象は、砲身内面がせん増的に衰損して行くことで起端部近くの方の面で最大である。

このことは、導環切りの力を低め、圧入斜面を幾分砲口の方へ移動させることになり、有効薬室容積を増加させ、初動圧を低めることと同じこと

となる。その結果砲内弾道上、夏火の圧や初速を低下させる。

焼食の過程は未だ詳細にはわかっていない。機械的、化学的及び熱的に影響され、これらの影響の相互関係は未知であり、しかも射撃の方法によりその関係も異なるものと思われる。ただし、砲身の加熱の影響は大きく低温発射薬を使用する火器は焼食の進行が緩慢である。

連射する砲身と緩射する砲身では、同じ発射薬を使用する場合焼食の進行程度には大きな差がある。

射撃により影響する時間はきわめて短かく、ミリ秒の程度でこの間に砲身は非常に大きな熱的応力を受け、これによつて熱によるき裂を生じ、施条起端部は、この独特な形（亀甲状）のき裂が環状に生じ、これが熱伝達を増加させるよらさを生ずる原因となる。これらのき裂は部分的に焼食を起し、この結果、表面は遂にまつたくなくなり、ガスが導環を乗り越えて漏れるようになる。

(2) 溶食（スコーサイブ）

溶食は、導環から漏出するガスのノズル作用に起因する。溶食は、砲口の方に扇形に広がつた縦の条こんあるいはとい状のしぼみとして現われる。製造時の刃もの傷あるいは施条の山の損傷が原因である。それはその位置で導環が火薬ガスを緊そくする作用が不完全になるからである。一度溶食が始まると焼食の場合と異なり1発ごとに増大していく。しかしある弾数を発射するまで明りようではない。

溶食が深くなると砲身の強度を低下させるが、多くの砲身は溶食が危険となる前に弾道的に役にたたなくなる。

(3) 摩滅（アプレシオン）

摩滅は施条の山の緩慢な機械的摩耗であり最も大きい摩耗は通常起端部の6時の方向に起きる。

それは弾丸と砲身内面間の摩擦が弾丸の下の部分において大きいからである。この摩耗により導環の位置が下がり、導環と砲身内面上部（1.2時の方向）との間けきが大きくなり、そのため焼食とそれについて溶食が促進される。

弾の装てん不良又は他の原因による偏心回転運動は施条に沿つて砲身内

面の6時方向の施条の山にら施状の摩滅を生ずる。

(4) 損食の影響

ア 損食の3種を組合せたものは砲の寿命を決定する要素となる。これは砲身により異なり、かつ、同一砲身でも使用法によつて異なるものである。

イ 損食は、通常施条起端部において最も大きく、それを測定することにより寿命を決定している。これは発射ガスが導環から漏出することによる。初速低下のためである。

ウ 甚る程度摩耗の進んだ砲身は導環が施条のみぞに食い込むまでに推力を受け導環が食い込む時その衝撃力により、導環をはぎ取る原因となる。

エ もう一つの影響は、正しい回転が得られなくなるため出行角に変化が出てくる。

5 砲身寿命に及ぼす因子

(1) 砲身地金によるもの

砲身地金の成分、熱処置の良否、鍛練度合、仕上程度、硬度等

(2) メツキについて

ア クロームメツキした砲身と、しないものとでは明らかに異なり、メツキ砲身における損食は寿命の始めの1/4位までにおいて大幅に減少させる効果を上けている。

非メツキ砲身は、使用当初から摩耗を測定することができるが、メツキした砲身では、甚る発射弾数までは通常摩耗を測定することはできない。

イ クローム被膜の一部は、往々最初の試験発射の間にハクリがあるが、これはメツキが不均一であるためである。

このハクリは地金には影響のないスポーリング (Spalling) 又は地金の一部がはく離するチップング (chipping) がある。

メツキの不均一性は、メツキ技術の良否によるものであるが一度メツキを失敗したためにメツキを除去して再メツキすることとは不均一性を助長することとなる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

ウ メツキを施してある砲身の損食の状況は、メツキはく離後は急速に進み、施条起端部においては山の部分のメツキがはく離したのち谷の部分のメツキがはく離して行く現象があり、ある時期では山の部分が谷の部分より深くえぐられたものが見受けられる。

エ 射撃を行なった場合のメツキはく離の状況は、当初起端部の少し前の山の側壁に起こり施条の山を横切つて地金をはぎ取り、クロームメツキをはく離させる。メツキをはく離した地金には通常の初期裕食が生ずる。通常の砲では損食は一般的に垂直の方向が大である。(6時の方向)

オ 砲身にクロームメツキをほどこすことは、導環の材質弾丸の地金、装てん速度等を通切にすることによつてその効果を発揮するものである。

(3) 弾丸によるもの

ア 薬きょうの形式

分粒の薬きょう(5インチ砲)か、弾薬包型か、によつて命数に影響がある。弾薬包型のものは弾丸の装てんされた状況では薬きょうつばによつて弾丸のおさまり具合が決定されるので摩耗の損食の程度が同等でも命数は短くなる。

イ 導環の材質

導環は、施条にくい込んで運動するのでこの材質の影響は大であり、普通純鋼に近いものを使っている。硬度が高いものは摩耗大であり、陸上自衛隊の採用のL/90砲などはこれが鋼材であることは今後の実績を十分注視す要がある。

ウ 初速、弾丸重量との関係

初速の増大(装薬量の増加)はとう圧及び装薬燃焼熱量の増大を伴い、命数を減少する。弾丸重量の増大は口径の増大となり命数は減少する。

エ 発射速度による

発射速度の大小は、砲身温度の上昇に関係する。

砲身温度の上昇は、砲身のほう張、硬度の減少、装薬温度の上昇ととう圧の増大を伴い命数を減少する。

速射砲の砲身を単発で射ては、2倍位まで命数が延びうるものである。

(4) 装薬によるもの

HP『海軍砲術学校』公開資料

ア 3インチ砲に使用する火薬は次のような種類があり、砲身の寿命に重大な影響を及ぼしている。

(カ) SPD (Smoke Less Powder Diphenylamine)

N/c 99% ジフェニールアミン 1%

(キ) SPDN (Smokeless Powder Diphenylamine nonhygroscopic)

綿火薬 66% ジフェニールアミン→安定剤 1%

ジニトロトルエン 13%

爆燃温度 2500°K 発生ガス 950ℓ/Kg 膠化防湿剤

火薬の力 9100ℓKg/cm²/Kg

(ク) SPDF (

Flashless)

綿火薬 97% ジフェニールアミン 1%

硫酸カリ 2% (消焰剤)

爆燃温度 2450°k 発生ガス 900ℓ/Kg

火薬の力 8400ℓKg/cm²/Kg

(ケ) SPCG (Smokeless Powder Carbamate Glycerine)

ダブルベース火薬 (トリプルベース)

・ニトロセルローズ 19%

・ニトログリセリン 18.7%) ダブルベース

△ニトログアニジン 55% (安定剤) 低温燃焼

エチルセントラリット 7.3%

(硫酸カリ 1%)

爆燃温度 2436°k 発生ガス 1060ℓ/Kg

火薬の力 9770ℓKg/cm²/Kg

使用する薬種により爆耗に差がまる。(後述)

ESR (Equivalent Service Rounds 等価発射弾数)の計算において非ピクリット火薬 (SPDN) とピクリット火薬 (SPCG) との爆耗量の差は新しい砲身で連射した場合 1:0.41 であり、ま

た摩耗の進行した砲においては1 : 0.27である。

このように非ピクリット火薬を用い発射速度の早い射撃をした場合には摩耗は急速に進むものである。

普通等価発射弾数の計算においてSPCGの1発はSPDの0.35発に等しいと計算するので発射弾数と等価発射弾数とは差が生ずる。

イ 装薬量の増大は火薬の燃焼温度ととう圧の増大を伴うので命数に影響を及ぼす。

これらの関係は理論的に出せないので簡単な係数を入れて等価発射弾数とする必要がある。

	命数に及ぼす比率	弾数の比
常装	1	1
強装	2	1/2
弱装	1/2	2

(5) 砲身の構造によるもの

ア 口径の大小では大口径のものが大

イ 砲身の肉厚 肉厚のものほど大。同一肉厚でも単肉、復肉、鋼線式か、自緊砲か等の対比は詳細は不明である。

ウ 施条起端部の状況

施条起端部の形状が直線テンドかせん進テンドかで導環の摩擦抵抗の大小、温度の上昇及び施条の欠損等に影響を及ぼす。

起端部の傾斜の緩急も問題がまじり、一般に急なるものは緩なるものより不利である。(速射砲は直線型、単装砲はせん進型)

エ 緊搾度

砲身の施条の谷の径と導環の径との関係によつて、実験結果によれば同一砲身において緊搾度大なるものは、命数を大幅に増大しうるものであることがわかつた。

(6) 砲の操作及び手入れの影響

ア 砲身内は、射撃前にはよく手入れして異物を除去することが必要である。

イ 分隣型の弾丸においては十分完全に前方にそう入されなければ、燃焼

ガスの流出多く、摩耗の原因となるので装てん機の装てんスピード及び装てんガイドは十分な手入れが重要である。

ウ 砲身の射後手入れは特に必要である。それはアフターコロジョンといひ射撃時燃焼ガスがとう内の眼に見えないほどの微小孔から侵入しているのが逐次表面に浮かび上がり、これが2～3日続くのでこれが除去を2～3日にわたつてやる必要がある。このものが表面をさびさせる原因の大きな要素となつてゐる。

さびが一旦発生するとますますその深さを深めるものであるからさびはなるべく発生させないこと。もし発生したら迅速にこれを除去して防せい用の油を十分塗布しなければならぬ。

射撃前に砲身内に油がまつた場合には初弾低下を生ずることがある。これは5～6発射撃しなければもとどおりにならないといわれている。しかし、薬室、尾せえ室は塗油をぬぐいとつてはならない。

第4章 砲身命数

1 概 説

砲身の使用限界を決定するに際し、前述の目視検査による使用禁止のほかは、一般的に砲身のとう中摩耗の測定の結果により、ある許容された使用限界に達したものを使用禁止としている。この使用限界は、米海軍省においてある決められた手順にしたがって行なつた射撃の結果決定されたものである。

すなわち米軍資料 Service Life op 1549である。

海上自衛隊の保有する砲身は、米国製のもの及び米軍の仕様にもとづき日本で製作されたものの2種類がある。

今後当分の間、砲身の使用限界の基準に米軍の資料にもとづき、米国製及び日本製のものに適用する。

この Service Life op 1549の数値のうち3インチ速射砲用砲身及び5インチ速射砲用砲身については米軍においても今後訂正があるものと考えられる。

日本製のもは将来艦上における初速測定等の方法により砲身命数と初速の関係から、施条起端部の拡大値とエロージョンゲージの読みを決定して行く予定である。

これは日本製のもが製造の細部について米国製と同等のものとはいいい切れなためである。(材質、鍛造工程、機械工程、メンキ技術等に相違がある)

2 砲身命数決定法

一般に砲の摩耗の測定には次の四つの方法がある。

- ア 施条起端部の直径の拡大量
- イ エロージョンゲージの読み
- ウ 等価発射弾数
- エ 擬似等価発射弾数

このうち始めの3項は個々別々な方法であるが、擬似等価発射弾数とは施条起端部の直径拡大量がある値にたつた際における等価発射弾数の推定値

である。この推定値はある規定された、射撃スケジュール、射法及び規定薬種による特定の射撃により決定されたものである。このため訓練射撃による拡大量と弾数との関係とは相違するものでこの類似等価発射弾数は砲身の残存命数を計算する場合のみに使用するものである。

3 砲身の使用限度の基準

各種砲身は、次の表にある施条起端部の直径の拡大量又はエロージョンゲージの読みが100%に達したときその砲身は使用禁止点に達したととし、その砲身は交換しなければならない。

このことはエロージョンゲージの読みが命数の終末値を越えてはいるが起端部の拡大量が限界値に達していない砲身で、標準の射程を待たれなかつたものがあり、逆に施条起端部の拡大量が命数に達したがエロージョンの読みが終末値に達しない場合に信管の作動不良が発生したことにより定められたものである。

表は20mm、40mm機銃砲については砲身命数の20%ごとと他のものについては10%ごとに記入したものである。

4 エロージョンゲージの読みとスターゲージの測定値の正確さのチェック法

図1は38口径5インチ単装砲の起端部の拡大量とエロージョンゲージの読みをプロットしたものであり、平均カーブは表の数値をそのまま適用したものであり、他のカーブは米軍において実験用に使用した3本の砲身の実測値のプロットである。このグラフでわかるように実際の砲身では平均カーブに乗らないものであり、NO. 14037は起端部の拡大量で命数が決定されることになり、NO. 1185はエロージョンゲージの読みにより廃却が規定される。

これらの曲線が標準カーブに対し急激な変化が表われたとすればその砲身にはクロームメッキが突然はく離するようなんらかの現象が起り、侵食率に影響を及ぼしたと考えられるほかはこのような測定値が出た場合には測定法のミスが考えられるので再度測定を要する。

このような場合が起こりうるのでスターゲージで測定する場合には常にエ

ローションゲージの測定も実施し、両方の数値を並記して記録すべきであり、図1のようなグラフを画くことはその砲身の命数を評価する場合に非常に参考となる。

5 等価発射弾数、ESR (Equivalent Service Round)

実際は発射された弾のうち常装薬包 (SPDN) を1として計算して行くもので、これは砲身の命数算定上の参考となるものである。

ESRの値は乗員が射撃のつど経歴簿に記入しておかねばならない。ただし在庫の砲でその経歴の不明なものについては命数から後述の擬似ESRを引き出し、それを基礎として積算すべきである。

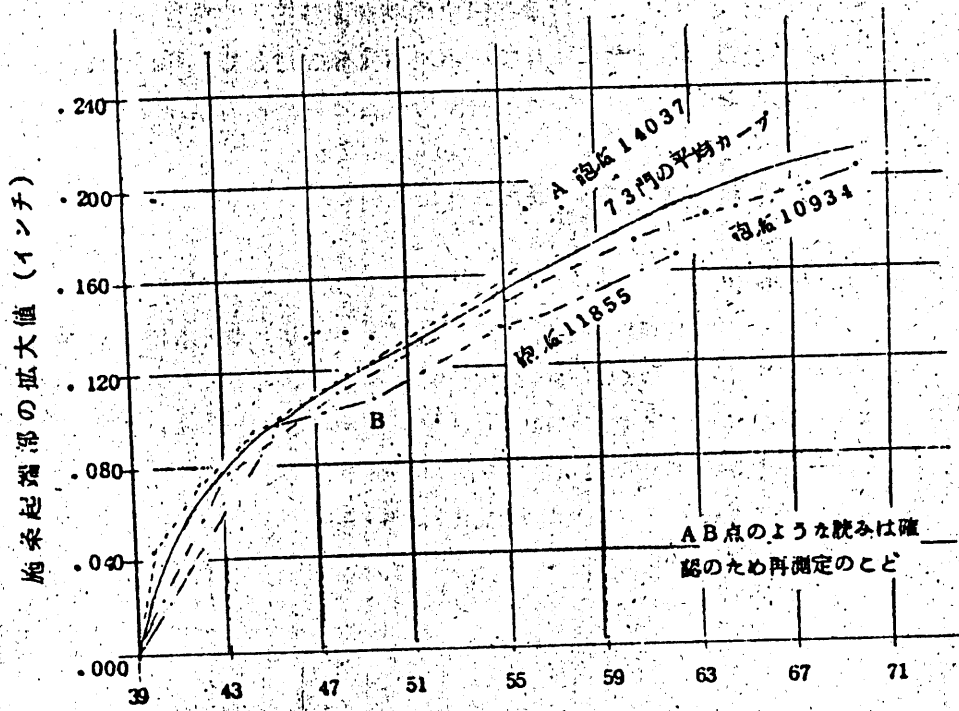
6 擬似等価発射弾数 (擬似ESR)

IBOP1549に記載されているもので、命数終了間近かの砲身があと何年使用かを判断するためのもので、施条起端部の拡大量と相関関係がある。

7 砲身命数算定の基礎

砲身命数は機械類と同様にその使用状況によつて変わるので、砲身命数を算定する問題は射撃条件のうち急射と緩射の両極端を平均化することにより解決している。一般的に急射の場合の命数は $1/5$ 程度に減少し、緩射のみでは約2倍の弾量を発射することが可能である。

図 1



エロージョンゲージの読み

砲身の耐用命数の推定

別表1-1

砲	MK	MOD	命数 (発)	加糸起端 部の拡大 量(インチ)	ボアエロージョンゲ ージの読み(インチ)		備 考
					砲身の後面	尾栓室の後面	
20mm	2.3.4.	A11	100	-	9.4	-	20ミリ用ボアエロージ ョンゲージを用いる。
			80	-	7.0	-	
			60	-	6.6	-	
			40	-	6.5	-	
			20	-	6.4	-	
			0	-	6.35	-	
40mm	1	0	100	-	15.8	-	40ミリ用ボアエロ ージョンゲージMK1Mod を用いる。
			80	-	14.3	-	
			60	-	13.4	-	
			40	-	12.8	-	
			20	-	12.6	-	
			0	-	12.54	-	
3"/50単装 砲	21	0	100	0.144	43.5	54.5	砲身交換のためには命数 終末を最初に示したど ちらかの基準を使用する。
	22	0.1.2.3.4.5.		.111	42.7	53.7	
				.107	41.5	52.5	
				.103	40.4	51.4	
				.098	39.1	50.1	

砲	MK	MOD	命 数 (%)	砲架起端 部の拡大 量 (インチ)	ホア-エロ-ジョンゲ- ジの読み (インチ)		備 考	
					砲身の後面	尾栓室の後面		
3・/50速 射砲	22.	4.5.	50	.093	37.9	48.9	3インチ砲用ホア-エ ロ-ジョンゲ-ジMK 2 MOD0を用いる。	
			40	.086	36.4	47.4		
			30	.076	34.4	45.4		
			20	.063	32.3	43.3		
			10	.038	30.3	41.3		
			0	.000	29.1	40.1		
			100	0.120	41.1	52.1		砲身交換のためには命 数終末を最初に示した どちらかの基準を使用 する。
			90	.116	40.3	51.3		
			80	.111	39.4	50.4		
			70	.106	38.5	49.5		
			60	.099	37.3	48.3		
			50	.091	36.0	47.0		
			40	.081	34.6	45.6		
30	.068	32.9	43.9	3インチ砲用ホア-エ ロ-ジョンゲ-ジMK 2 MOD0を用いる。				
20	.046	30.9	41.9					
10	.013	29.3	40.3					
0	.000	29.1	40.1					
3・/50速 射砲	22.	6.7.8.9. N-8	100	0.073	34.8	45.8	同 上	
			90	.069	34.2	45.2		
			80	.064	33.5	44.5		

別表 1-3

砲	MK	MOD	命 数 (%)	施条起端 部の拡大 量(インチ)	ボアエロージョンゲ- ジの読み (インチ)		備 考
					砲身の後面	尾栓室の後面	
5"/38	12	ALL	70	0.057	32.9	43.9	砲身交換のためには命 数終末を最初に示した どちらかの基準を使用 する。 5インチ砲用*ア-エ ロージョンゲ-ジMK 2 Mod.を使用す る。
			60	.044	32.2	43.2	
			50	.023	31.6	42.6	
			40	.004	31.0	42.0	
			30	.001	30.7	41.7	
			20	.000	30.5	41.5	
			10	.000	30.4	41.4	
			0	.000	30.4	41.4	
			100	0.210	69.2	102.95	
			90	.203	66.9	100.65	
			80	.196	64.6	98.35	
			70	.189	62.4	96.15	
			60	.179	60.2	93.95	
			50	.169	58.1	91.85	
			40	.155	55.3	89.05	
			30	.138	52.2	85.95	
			20	.114	48.1	81.85	
10	.073	42.4	76.15				
0	.000	39.0	72.75				

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

別表 1-4

砲	MK	MOD	命数 (%)	施糸起端 部の拡大 数(インチ)	*ア-エロージョンゲ ージの読み(インチ)		備 考
					砲身の後面	尾栓室の後面	
5"/54単 装砲	16	0	100	0.240	72.7	110.45	砲身交換のためには命数 終末を最初に示したどち らかの基準を使用する 5インチ砲用*ア-エロ ーションMK2 Mod0 を使用する。
			90	.230	71.3	109.05	
			80	.220	70.0	107.75	
			70	.209	68.5	106.25	
			60	.196	66.8	104.55	
			50	.182	64.9	102.65	
			40	.166	62.7	100.45	
			30	.146	60.1	97.85	
			20	.120	56.6	94.35	
			10	.082	51.5	89.25	
	0	.000	46.6	84.35			
5"/54速 射砲	18	0	100	0.336	76.8	91.8	同 上
			90	.286	72.1	87.1	
			80	.247	68.5	83.5	
			70	.215	65.5	80.5	
			60	.190	63.2	78.2	
			50	.156	60.0	75.0	
			40	.117	56.4	71.4	
			30	.061	51.1	66.1	
			20	.023	48.0	63.0	
			10	.008	47.3	62.3	
	0	.000	47.0	62.0			

自衛艦隊司令官
各地方総監 殿
練習艦隊司令官
海洋業務群司令

海上幕僚長

砲身の技術的管理の一部変更について（通達）
標記について、下記のとおり通達する。

記

関連文書中、

- 1 第1項中「とり載」を「搭載」に、「通報」を「通知」に、「管理を実施することを目的とする」を「管理に資する」に改める。
- 2 第2項中「20mm機関砲」の次に「高性能20mm機関砲」を、「50口径3インチ速射砲」の次に「62口径76mm速射砲」を加える。
- 3 第3項中「海上幕僚監部技術部長」を「海幕技術部長」に改める。
- 4 第4項中「各造修所長」を「地方総監」に、「通報」を「通知」に、「考慮のうえ」を「考慮の上」に、「各艦艇長」を「艦艇長」に改める。
- 5 第5項中「各艦艇長」を「艦艇長」に、「各造修所長」を「地方総監」に改める。
- 6 第6項を次のように改める。
（通知）
6 地方総監は、在籍艦艇の砲身について、別紙様式第1により、毎年12月末までの状況を、翌年1月末までに海幕技術部長に通知するものとする。
- 7 第7項中「各艦艇長」を「艦艇長」に、「場合には」を「場合」

に、「在籍地方隊の整備」を「海軍砲術学校」に、「海上幕僚監部技術部長」を「海幕技術部長」に改める。

8 第8項を次のように改める。

(砲身交換の実施)

8 使用限界に達した砲身は、速やかに交換するものとする。

なお、実施(砲身相互の入替えを含む。)の細部は、地方総監所定とする。

9 別紙様式第2を削る。

10 別表に次の3項を加える。

20mm機関砲 (JM61-M JM61-MS)		100	発射弾数 30,000発/ 6本セットで 命数100%と する。	
高性能20mm 機関砲 (CIWS・MK15)		100		
76mm速射砲		100	別に定める。	別に定めるまで、命数の暫定基準は、海幕技術部長が別途通知するところによる。

11 別紙様式第1中

現在の命数(%)								
備考:								

を

現在の 命数	ポア・エロージ ョン・ゲージ (%)							
	スター・ゲージ(%)							
現用砲身の装備年月日								
その他、異常の状況等								

注：20mm機関砲(JM61-M、JM61-MS)及び高性能20mm機関砲(CIWS・MK15)用砲身については、「前回の測定状況」、「現在のポア・エロージョン・ゲージの読み値」及び「スター・ゲージの測定値」の項を除いて記入するものとする。

に改める。

関連文書：海幕武1第4087号(45.8.13)

写送付先：部内全般

HP『海軍砲術学校』公開資料

海幕武1第5320号
56. 12. 5

自衛艦隊司令官
各地方総監 殿

海上幕僚監部技術部長

76mm速射砲用砲身の命数について(通知)

標記について、当分の間、発射弾数1,600発/本で、命数100%と定められたので通知する。

関連文書：海幕武1第4087号(45.8.13)

写送付先：自衛艦隊司令官
需給統制隊司令
第1術科学学校長
第1護衛隊群司令
開発指導隊群司令
装備実験隊司令
第22、第32護衛隊司令
各補給所長
各造修所長
むらくも、いしかり艦長
はつゆき、しらゆきき装員長

○武器等の形態管理実施要領について (通達)

〔昭和60年4月1日〕
〔海幕武1第1441号〕

海上幕僚長から 各部隊の長
各機関の長 へ

武器等の形態管理実施要領について (通達)

標記について、下記のとおり定める。

記

1 目的

武器等の構造及び機能の現状を的確に把握し、必要な改善を効果的に行い、武器等のライフサイクルを通して、その性能、安全性、信頼性等の維持向上を図る。

2 用語の定義

この通達において用いる用語の意義は、艦船の修理、定期検査等に関する達 (昭和45年海上自衛隊達第45号。以下「達第45号」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 武器等

海上幕僚監部の内部組織に関する訓令 (昭和33年防衛庁訓令第53号) 第80条に定める艦船等及び第94条に定める武器等のう

第10類 武器等の形態管理実施要領について (通達)

ち、艦船に搭載するものをいい、これに係る技術刊行物を含むものとする。

(2) 技術刊行物

武器等に係る完成図書、取扱説明書、標準整備カード及びソフトウェアドキュメントをいう。

(3) 形態

構造及び機能をいう。

(4) 形態管理

武器等の形態の現状を把握するため、形態管理品目の選定、基本形態の設定、変更管理及び履歴管理を実施することをいう。

(5) 形態管理品目

武器等のうち、形態管理を実施する品目をいう。

(6) 基本形態

仕様書又は図面によつて、初度に設定された形態で、以後に技術変更を行う際の基準となる形態をいう。

(7) 仕様書

装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に定める仕様書をいう。

(8) 技術変更

武器等を改善するため、その形態を変更することをいう。

第10類 武器等の形態管理実施要領について（通達）

(9) インパクト分析・評価

技術変更の適否の決定に資するため、技術変更が武器等の形態に及ぼす影響について、分析及び評価することをいう。

(10) 変更管理

インパクト分析・評価を行い、その結果を基に、技術変更の適否を決定するまでの一連の手順をいう。

(1) 履歴管理

基本形態設定後の技術変更の実施状況を整理し、記録することをいう。

(2) 技術変更提案

武器等の技術変更について、製造会社が行う提案をいい、提案内容に応じ、第1種技術変更提案及び第2種技術変更提案に区別する。

(1) 第1種技術変更提案

次のいずれかに該当する技術変更提案をいう。

ア 性能、安全性、信頼性、整備性、互換性及び操作性に著しい影響がある技術変更提案

イ 契約金額の変更を要する技術変更提案

ウ 既就役艦の武器等に適用する必要がある技術変更提案

(2) 第2種技術変更提案

第1種技術変更提案以外の技術提案をいう。

(15) 部長等

海上自衛隊の中期業務見積り及び年度業務計画に関する達
(昭和53年海上自衛隊達第8号) 第2条第3号に定める部長等
をいう。

(16) 整備担当課長

海上自衛隊物品管理補給規則(昭和56年海上自衛隊達第42
号) 第3条第9号に定める整備担当課の長をいう。

(17) 故障発生報告等

次の報告等をいう。

ア 艦船の故障欠損発生時の報告通報並びに補給及び修理請求
実施要領について(通達)(海幕補第3398号。58.8.12)に定
める故障発生等報告通報

イ 軽微な艦船事故発生時の報告通報について(通達)(海幕
監察第640号。57.2.20)に基づく艦船軽微事故報告

ウ 艦船の安全に関する通報の実施要領について(通達)(海
幕監察第2311号。59.5.25)に定める艦船安全速報

エ 艦船の能力試験に関する達(昭和37年海上自衛隊達第98
号)に定める能力試験報告書

オ 武器体系に係る装備認定試験等の実施に関する達(昭和55
年海上自衛隊達第8号)に定めるSQT審査報告

カ 自衛艦使用実績報告規則(昭和36年海上自衛隊達第39号)

に定める自衛艦使用実績報告

キ 老齢船舶の調査に関する達（昭和33年海上自衛隊達第61号）に定める調査報告

ク 海上自衛隊の使用する船舶の就役条件審議に関する達（昭和33年海上自衛隊達第16号。以下「達第16号」という。）に定める、地方調達により特別改造を実施した場合の審議結果の報告

(18) 事故調査報告書等

次の報告書等をいう。

ア 海上自衛隊艦船事故調査及び報告等に関する達（昭和34年海上自衛隊達第77号）に定める艦船事故速報、艦船事故詳報及び艦船事故調査報告書

イ 海上自衛隊一般事故調査及び報告等に関する達（昭和43年海上自衛隊達第23号）に定める一般事故速報、一般事故詳報及び一般事故調査報告書

(19) 実用試験報告等書

次の報告等をいう。

ア 海上自衛隊における研究開発に関する達（昭和49年海上自衛隊達第18号）に定める実用試験等の報告

イ 達第16号に定める船舶を製造した場合の報告

(20) 故障分析評価資料

第10類 武器等の形態管理実施要領について（通達）

乗員整備データの収集要領について（通達）（海幕艦第4148号。53.10.23）に基づき、横須賀造修所において作成した資料をいう。

3 形態管理品目の選定及び基本形態の設定

海上幕僚監部技術部長（以下「技術部長」という。）は、次に示す選定基準に従い、形態管理品目を選定するとともに、当該品目の基本形態を設定するものとする。

- (1) 任務遂行上、重要な品目
- (2) 安全性及び信頼性が要求される品目
- (3) インターフェースの機能を維持するために必要とする品目

4 武器等を改善するために必要な情報の収集及び処理

- (1) 需給統制隊司令、造修所長等及び整備担当課長は、武器等について、次に示す報告等に基づき、技術変更を要すると認めた場合、武器等を改善するために必要な情報（以下「改善情報」という。）を技術部長に通知するものとする。

ア 故障発生報告等、事故調査報告書等、実用試験報告等並びに故障分析評価資料

イ 達第45号に基づく、検査及び修理の結果並びに改造要望に関する資料

ウ 使用部品の製造中止に関する資料

エ 部隊等が実施した研究の成果等

第10類 武器等の形態管理実施要領について（通達）

(2) 技術部長は、前号の改善情報を基に、武器等に対する改善の要否を検討し、必要と認めた場合は、改善情報を武器等の製造会社へ送付するものとする。

5 技術変更提案の提出要求

技術部長は、前号に基づき、技術変更提案を必要と認めた場合は、当該武器等の製造会社に対し、技術変更提案の提出を求めるものとする。

6 変更管理

(1) 第1種技術変更提案の処理

ア 技術部長は、第1種技術変更提案を受理した場合、次の各号に掲げる事項について、インパクト分析・評価を実施し、必要と認めるものについては、関係する部長との協議の上、技術変更の要否について検討するものとする。

(ア) システム全体の構造及び機能に及ぼす影響

(イ) 性能、安全性、信頼性、整備性、互換性、操作性等に及ぼす影響

(ウ) 予備品に及ぼす影響

(エ) 改造に要する経費及び期間

(オ) 技術刊行物の改正の要否

(カ) その他、必要と認められる事項

イ 技術部長は、前号による検討の結果技術変更の必要を認め

武器等の改造を実施しようとする場合は、達第45号の規定に基づき、処理するものとする。

(2) 第2種技術変更提案の処理

支出負担行為担当官の定めるところによる。

履歴管理

技術部長は、武器等の履歴管理を行うものとする。

その他

(1) 魚雷の形態管理については、別に定める。

(2) 実施の細部事項については、技術部長から、別途通知させる。

訓練周期												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
主要業務 及び 訓練												
定期検査、年次 検査及び中間修 理等												
改 造												
諸 点 検 等												
備 考												

注：用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。

周 期 整 備 計 画 表

番 号	科 名 パート名 機 器 等 名	6 箇 月 ・ 年 間 整 備				1 箇 月 ・ 3 箇 月 整 備	定 期 時 整 備
		定期検査後の四半期番号				各 四 半 期	定期検査期間中
		1 5 9 13	2 6 10 14	3 7 11 15	4 8 12 16		

- 注：1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
 2 状況整備は、機器等の状態が明確になった時点で計画し記入する。
 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。
 4 四半期は定期検査終了後から次の定期検査開始前までの間を3箇月ごとに区分した期間をいう。

四半期整備計画(実施)表

機器等名	科、パート	年月 行動予定	年度		定期検査後の四半期番号		
			1	2	3	4	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				

- 注：1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
 2 状況整備は、機器等の状態が明確になった時点で計画し記入する。
 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。
 4 四半期は定期検査終了後から次の定期検査開始前までの間を3箇月ごとに区分した期間をいう。

週間整備予定(実施)表

機器等名	科、パート	期間		日曜							記事	
		月	火	水	木	金	土	日	整備担当者	備考		
		月	火	水	木	金	土	日	整備担当者	備考		

- 注：1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
 2 状況整備は、機器等の状況が明確となった時点で計画し記入する。
 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。

年間整備関連業務計画表
(作成・修正等要領及び記載例)

訓練周期	第3期						修理期		第1期			第2期
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
主要業務及び訓練	斜線部は航海中を示す。 4EL-01作業 EF-821作業 群訓練 主要業務及び訓練並びに、4EL-02作業実施時期を記入する。訓練検閲中			7 グアム島方面航海実習 砲術訓練 海濱(実動)					12 信管実用試験協力			4EL-04作業群訓練
定期検査、年次検査及び中間修理等	㊶		㊷		㊸ ㊹ ㊺		年次検査		㊻		㊼ ㊽ ㊾ 中間修理	
改造	(定期検査、年次検査、中間修理、月間整備及び四半期整備の実施時期を記入する。㊶：月間整備 ㊷：四半期整備)			(機器等の改造、新設及び撤去並びにその実施時期を記入する。)					OORC-18、ORC-17B、ORC-26B-2 無線機の整備(中間修理時)			
諸点検等	○6/中 武器小火器、弾薬庫点検 ○6/中 防水扉が、応急用具点検 ○6/中 救命用具点検 ○6/下 艦内点検 (各種点検及びその実施時期について記入する。)			○8/中 倉庫点検 ○8/下 消火器点検 ○8/下 整備審査前点検 ○8/下 整備審査 ○9/上 甲板用具点検			○11/上 防水扉が、応急用具点検 ○11/中 救命用具、短機点検、磁気測定 ○11/下 艦底点検 ○12/上 消火器点検		○3/上 防水扉が、応急用具点検 ○3/中 甲板用具点検			
備考	(上記各欄以外で整備計画作成時、参考となる行事について記入する。)			○水泳大会			○保健行軍		○球技大会			

注：用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。

周期整備計画表
(作成・修正等要領及び記載例)

番号	科名：機関科	6箇月・年間整備				1箇月・3箇月整備	定検時整備
		定期検査後の四半期番号					
	パート名：1ボイラ	1	2	3	4	各四半期	定期検査期間中
	機器等名	5	6	7	8		
		9	10	11	12		
		13	14	15	16		
1	1号ボイラ	S-4, S-5	S-1, S-2, S-3	S-4, S-5 A-5, A-6	A-1, A-2, A-3 A-4 S-1, S-2, S-3	M-1, M-2, M-3, M-4 Q-1, Q-2, Q-3, Q-4 Q-5, Q-6, Q-7	C-1
2	補助ボイラ	S-2, S-3, S-4	S-1, S-2	S-2, S-3, S-4 A-3	A-1, A-2 S-1, S-2	M-1, M-2, M-3, M-4 M-5, M-6 Q-1	C-1, C-2
3	1号ACC用コンプレッサー	S-3, S-4, S-5	S-1, S-2	S-3, S-4, S-5	S-1, S-2	M-1, M-2 Q-1, Q-2, Q-3, Q-4 Q-5	
		定期検査後の各四半期中に実施すべき6箇月及び年間整備の整備項目を記入する。					定検中に実施すべき定検時整備項目を記入する。
		(四半期番号)10において整備項目(S-4)が計画どおりに整備ができなかった場合、整備項目(S-4)を1四半期づつ繰り下げて実施するよう修正する。				各四半期ごとに実施すべき1箇月、3箇月整備の整備項目を記入する。	
	整備を必要とする機器等の名称を記入する。						
20	煙道装置		噴射ノズルの清掃(注)				整備項目は「周期一番号」で示す。

- 注：1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
- 2 状況整備は、機器等の状態が明確になった時点で計画し記入する。
- 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。
- 4 四半期は定期検査終了後から、次の定期検査開始前までの間を3箇月ごとに区分した期間をいう。

HP『海軍砲術学校』公開資料

四半期整備計画(実施)表

付表第7

(作成・修正等要領及び記載例)

機 器 等 名	行 動 予 定	機 関 科 1 号 ボ イ ラ													
		昭和〇〇年 定期検査後の四半期番号													
		7 月			8 月			9 月			10 月				
		7	14	21	28	4	11	18	25	1	8	15	22	28	
1	1号ボイラ		M×1, M×2 M×3, M×4		M×1, M×2 M×3, M×4		M×3, M×4 Q×1, Q×2 Q×3, Q×3		Q×4, R×1 (注) (のぞき 穴の掃除)		M×1, M×2 M×3, M×4		Q×6, Q×7 S×1, S×2		S×3
2	補助ボイラ		M×1, M×2 M×3, M×4		M×1, M×2 M×3, M×4		M×5, M×6						S×1		M×1, M×2 M×3, M×4 Q×1
3	1号ACC用 コンプレッサー		M×1, M×2				M×1, M×2				M×1, M×2		Q-1 Q-2		S×1, S×2 Q×3, Q×4 Q×5 Q×1, Q×2
		整備が完了した整備項目を×印で消す。				整備が計画どおりにできなかつた整備項目を○で囲む。				整備が計画どおりにできなかつた整備項目の作業予定を、修正する場合は、矢印でその修正を示す。					
		(1) 1箇月、3箇月、6箇月、年間整備の整備項目を記入する。 (2) 毎週実施すべき週間整備の整備項目については週間整備予定(実施)表に記入する。				整備の整備項目を記入する。 整備項目については週間整備予定(実施)表に記入する。				計画どおりに整備ができた場合は、矢印でその修正を示す。					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 当該四半期中に実施できなかった6箇月、年間整備の整備項目について、次週以降に繰り下げて実施するよう(備計画表を修正する) </div>													
21	塵 煙 装 置	噴射ノズルの清掃(注)													
		整備項目は「周期-番号」で示す。													

- 注: 1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
 2 状況整備は、機器等の状況が明確になった時点で計画し記入する。
 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。
 4 四半期は定期検査終了後から次の定期検査開始前までの間を3箇月ごとに区分した期間をいう。

週間整備予定(実施)表

(作成・修正等要領及び記載例)

付表第8

機 器 等 名	日 程	機 関 科 1 号 ボ イ ラ							記 事	
		昭和〇〇年7月28日～8月3日								
		28 月	29 火	30 水	31 木	1 金	2 土	3 日		
1	1号ボイラ	Q×1, Q×2	Q×3, Q-4 R×1(注)	W×1	M×3, M×4	W×2, W×3	W×4, W×5		Q-4	
2	補助ボイラ	D×1, D×2 D×3 W×1, W×2 W×3, W×4	D×1, D×2 D×3	D×1, D×2 D×3 W-5	D×1, D×2 D×3	D×1, D×2 D×3 M×5, M×6 W×5	D×1, D×2 D×3		左の週間整備項目中に実施できなかったを記入する。	
3	1号ACC用 コンプレッサー				M-1, M×2	M×1			(実施できなかった1箇月、3箇月、6箇月、年間整備の整備項目について、次週以降に繰り下げて実施するよう(備計画表を修正する))	
		(1) 各々の日に実施すべき整備項目を記入する。 (2) ×、○等の記入要領は四半期整備計画(実施)表に同じ。				整備項目は「周期-番号」で示す。				
22	塵 煙 装 置	噴射ノズルの清掃(注)								

- 注: 1 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。
 2 状況整備は、機器等の状況が明確となった時点で計画し記入する。
 3 整備カードが作成されていない機器等については、「整備項目」を記入する。

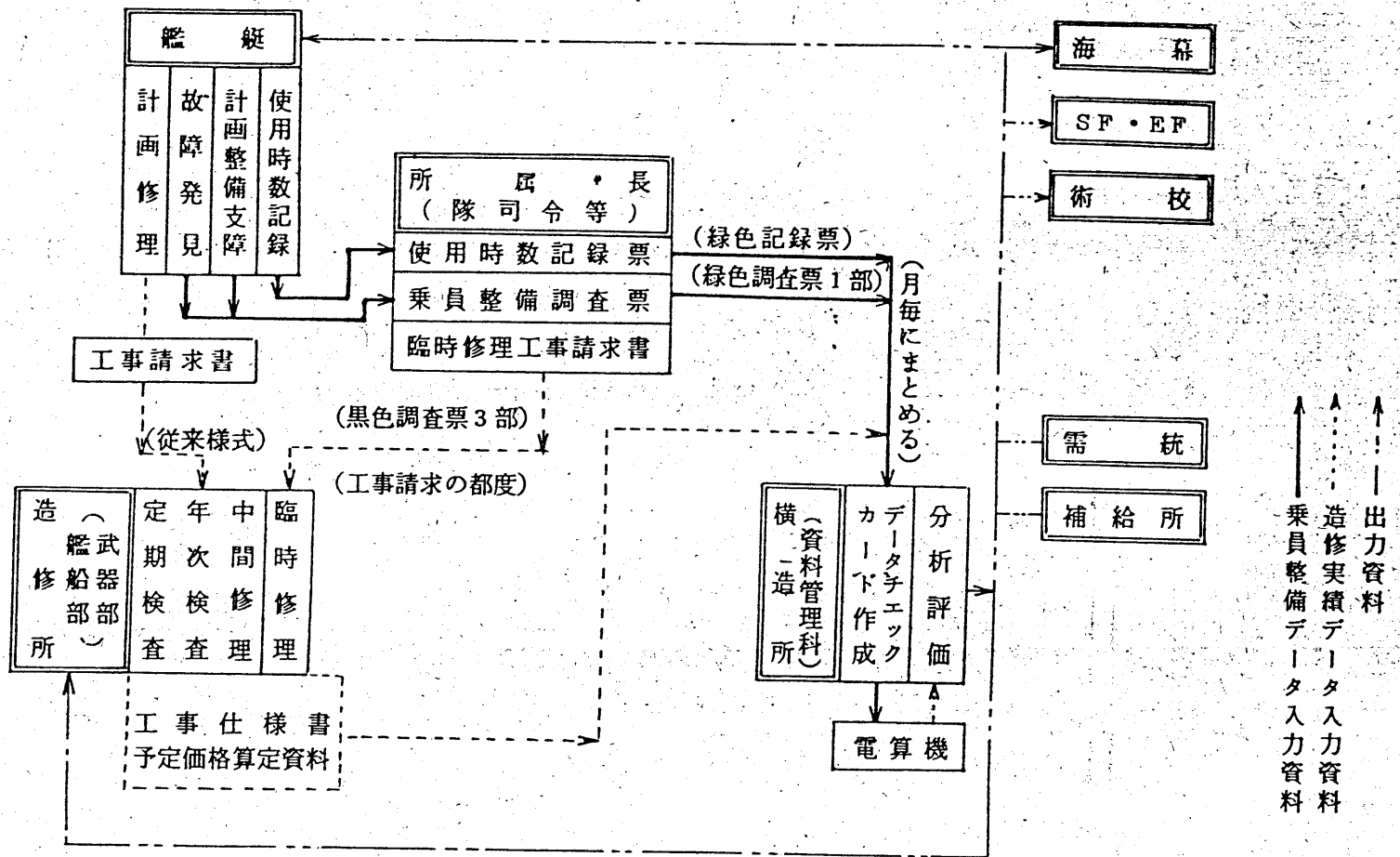
HP 『海軍砲術学校』公開資料
 各科別主要整備計画表

各 科 別 四 半 期 別	1 / 四			2 / 四			3 / 四			4 / 四		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
砲雷科												
船務科 航海科												
機関科												
補給科 衛生科												
飛行科												
記事												

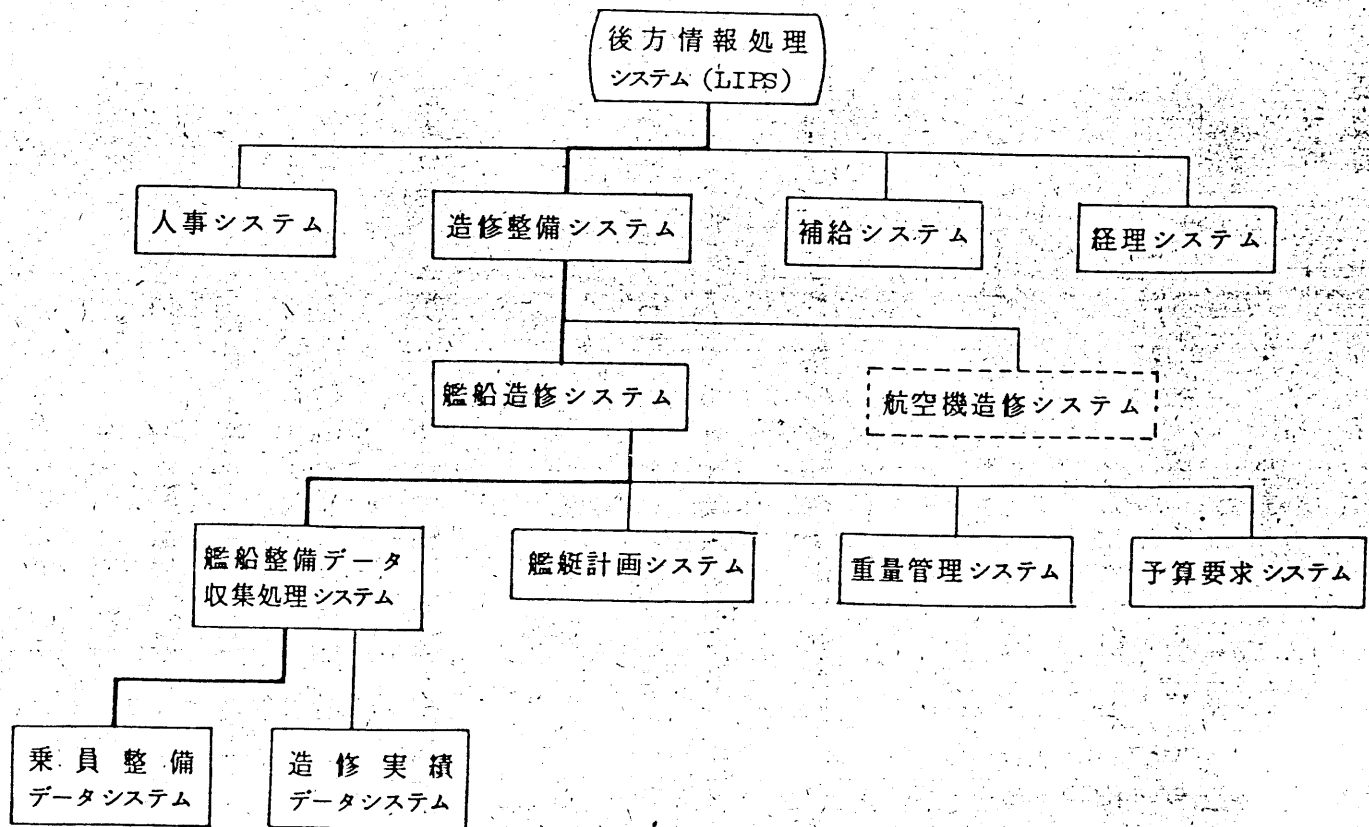
注：記入は、機器等名及び期間（実線）をもつて示すものとする。

乗員整備データシステムにおける資料の流れ

第2図



乗員整備データシステムの位置づけ



実 施 艦 艇 等	開 始 日 等
<p>むらさめ、はるさめ、ゆうぐも、なつぐも、ひえい、たかつき、あやせ、ちとせ、によど、てしお、まきしお、くろしお、いそしお、なるしお、そうや、とうし、よこせ、さかて</p>	<p>継 続 実 施</p>
<p>ゆうだち、やまぐも、まきぐも、あさぐも、あおぐも、あきぐも、みねぐも、むらくも、はるな、あきづき、てるづき、あまつかぜ、きくづき、もちづき、ながつき、たちかぜ、あさかぜ、いすず、もかみ、きたかみ、おおい、ちくど、みくま、とかち、いわせ、よしの、くまの、のしろ</p> <p>ふゆしお、おおしお、あらしお、あさしお、はるしお、みちしお、うずしお、たかしお、やえしお</p> <p>はやせ、みうら、おじか、さつま、あつみ、もとぶ、ねむろ</p> <p>むつれ、ちぶり、おおつ、くだこ、りしり、ねふん、あまみ、うるめ、みなせ、いぶき、かつら、たかみ、いかり、みやけ、うとね、あわじ、てうり、むろつ、たしろ、みやと、たかね、むづき、おうみ、ふくえ、おきつ、はしら、いわい、はつしま</p> <p>魚雷艇 1 1 号、魚雷艇 1 2 号、魚雷艇 1 3 号、魚雷艇 1 4 号、魚雷艇 1 5 号</p>	<p>54. 9. 1 開 始</p>

故障発生一覧表 (月分)

別紙様式

番号	区分	艦名	故障発生年月日 (故障復旧年月日)	故障機器名	故障状況	推定原因・対策等参考事項
	船体					
	武器					
	機関					
	電気					

	武器	機関	電気	船体	合計
発生件数					

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

殿

射撃指揮装置2型-2 /
故障分析データ・カード

故障 発 見 時 記 入	故障発見年月日時		艦名 (号機)	()
	故障発見時期	/ 射撃 2 取扱操作 3 整備点検 4 定期修理 5 その他	使用時間	コンソール 送信機 高氏 ヒタ
	故障状況 (将来の参考になるよう詳細に記入)			
	システムに対する影響の程度	/ 使用不能 2 機能低下使用可能 3 支障なし		

故 障 復 旧 時 記 入	故障復旧年月日時		休止時間	日	時間	分	
	修理時間	故障探求 () 人 () 時、修理区分 () 修理調整 () 人 () 時、修理区分 () 確認 () 人 () 時、修理区分 ()	修理時間 人、時				
	修理区分	/ 乗員 2 隊員 () 3 造修所 4 造船所 () 5 修理業者 () 6 製造業者 ()					
	故障機器、部品	機器名	アッセンブリ名	カード名	部品名番号	S/W タスク名	接続図番号名
	故障形態	/ 利得なし 2 利得低下 3 周波数ずれ 4 位相ずれ 5 波形ひずみ 6 雑音過多 7 調整ずれ 8 短絡 9 断線 10 焼損 11 絶縁低下 12 接触不良 13 摩耗 14 遊び(ガタ) 15 プログラムミス 16 その他 ()					
	処置	/ 修理 2 交換 3 調整 4 清掃手入 5 リスタート 6 読み込み 7 変更					
	故障形態及び処置の具体的内容 (将来の参考になるよう具体的に記入)						
	推定原因	/ 設計製造の欠陥 2 部品不良 3 工程欠陥 4 き装不良 5 修理不良 6 取扱操作不良 7 調整不良 8 経年変化 9 プログラム不良 10 その他 ()					
	故障分類	/ 偶発故障 2 摩耗故障 3 二次故障 4 その他 ()					
	IMS S FTG 等 所見						
対策							

写送付先：第 / 術科学学校長

システム件番号

()

機器別件番号

()

HP『海軍砲術学校』公開資料

殿

6.2口径76ミリ単装速射砲故障分析データ・カード

艦名	製造		号機	故障発見年月日時				
故障発見時機	<input type="checkbox"/> 射撃実施中 <input type="checkbox"/> 取扱操作中 <input type="checkbox"/> 整備点検中 <input type="checkbox"/> 定期検査等中 <input type="checkbox"/> その他							
故障機器 部品名等	故障機器 番号	故障部品名 番号	参考付図又 は図番号	コーサル品	部品入手 の日数	累計使用時数	累計 発射弾数	
	()	()		行 無				
故障発生 時置	<input type="checkbox"/> 作動しない <input type="checkbox"/> 外見上不具合 <input type="checkbox"/> 作動不良 <input type="checkbox"/> 規定値外 <input type="checkbox"/> 異音 <input type="checkbox"/> 分解検査 <input type="checkbox"/> 異状発熱 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 異臭			状 況				
影響	装置	<input type="checkbox"/> 使用不能 <input type="checkbox"/> 使用に支障なし						
	射撃	<input type="checkbox"/> 実施しなかった <input type="checkbox"/> 中止した <input type="checkbox"/> 応急処置で実施した <input type="checkbox"/> 影響なかった						
故障 形態	機械的 的欠陥	<input type="checkbox"/> 遊び(がた) <input type="checkbox"/> ゆるみ <input type="checkbox"/> 脱落 <input type="checkbox"/> 油もれ <input type="checkbox"/> 水もれ <input type="checkbox"/> 連結不良	<input type="checkbox"/> 異状摩擦 <input type="checkbox"/> 異状摩耗 <input type="checkbox"/> 潤滑不良 <input type="checkbox"/> はく離 <input type="checkbox"/> 折(破)損 <input type="checkbox"/> 接触不良	<input type="checkbox"/> 切換え不良 <input type="checkbox"/> ねじれ <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 固着 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 打撻変形	<input type="checkbox"/> 調整ずれ <input type="checkbox"/> 緊索不足 <input type="checkbox"/> 油圧不足 <input type="checkbox"/> 空気混入 <input type="checkbox"/> 異物混入 <input type="checkbox"/> 変形	<input type="checkbox"/> 焼きつき <input type="checkbox"/> 作動が遅れる <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他	因 連 整備 カード	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> D- <input type="checkbox"/> W- <input type="checkbox"/> M- <input type="checkbox"/> Q- <input type="checkbox"/> S- <input type="checkbox"/> A-
	電氣的 的欠陥	<input type="checkbox"/> 焼損 <input type="checkbox"/> 断線 <input type="checkbox"/> 接触不良	<input type="checkbox"/> 調整ずれ <input type="checkbox"/> ヒューズ溶断 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 絶縁低下 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> アーク	<input type="checkbox"/> 利得低下 <input type="checkbox"/> 短絡		
修理 区分	<input type="checkbox"/> 乗員修理 <input type="checkbox"/> 造船所修理 <input type="checkbox"/> メーカー工場修理 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 造修所修理 <input type="checkbox"/> メーカー艦内修理							
処置	<input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 調整 <input type="checkbox"/> 清掃手入 <input type="checkbox"/> そのまま使用							
修理 時間	修理箇所発見に要した時間 ()人×()時間				故障修理完了日時			
	修理に要した時間 ()人×()時間				休止時間		時間	
推定 原因	<input type="checkbox"/> 構造の欠陥 <input type="checkbox"/> 整備調整の不良 <input type="checkbox"/> き装の不良 <input type="checkbox"/> 弾薬不良 <input type="checkbox"/> 修理の不良 <input type="checkbox"/> 部品の不良 <input type="checkbox"/> 取扱操作の不良 <input type="checkbox"/> 過度の使用 <input type="checkbox"/> 材質の不良 <input type="checkbox"/> 2次発生 <input type="checkbox"/> 点検不良 <input type="checkbox"/> その他							
意見	<input type="checkbox"/> 艦		<input type="checkbox"/> 学校		<input type="checkbox"/> FTG			
対策	<input type="checkbox"/> 設計変更 <input type="checkbox"/> 部品交換 <input type="checkbox"/> 材質変更 <input type="checkbox"/> 取説、整備カード変更 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 特に変更を要しない							

写送付先：第 / 術科学学校長

武器故障欠損通知

1 通知部隊(部隊別コード)		2 通知番号		3 作成年月日		4 記入者名		5 検印			
6 修理実施者(1つにY印) A □ 機器操作者 D □ 列線整備隊 G □ 製造業者 J □ その他 B □ 陸所属整備員 E □ 造修所 H □ 修理業者 C □ 支援整備隊 F □ 航空工作所 I □ 倉給所				10 通知の種類(1つにY印) A □ 不定期整備を行なったとき B □ 機器の操作中に故障又は異状を感じ点検整備したとき C □ 定期整備で不良箇所を発見し又は故障予防のため部品交換を行なったとき D □ オーバーホール時部品を交換したとき E □ 保管中又は長期間の動作休止後に故障を発見したとき F □ その他							
7 装備部隊(部隊別コード)		8 航空機型式及び機番号				9 装置又は系統の名称					
11 親機器	12 型式番号	15 故障又は故障らしいと最初に認めた理由(1つにY印) A □ 動作停止 J □ 過熱 B □ 動作断続 K □ 外見で不具合発見 C □ 不安定な動作 L □ 警報装置、指示計器等が異状になった D □ 性能過大 M □ 異音異臭 E □ 性能低下 N □ 漏えい F □ 雑音振動発生 O □ その他			16 故障又は故障らしいと感じたときの機器の状態(1つにY印) A □ 任務達成に異状なかった B □ 任務達成になんとか使用できた C □ 任務に使用できなかつた		17 故障時の特殊条件の有無(1つにY印) A □ なし(ごく普通の使用状態) B □ 任務上無理な運用をしていた C □ 取扱上不備があつた D □ 特殊な条件あり()		18 前回の故障回復時からの使用回数(発射数)		
	13 取得番号								19 故障発生日(前回の故障回復日)		
	14 製造者コード								20 故障回復までの時間(構成品の交換でもよい)		
	23 備考								21 故障回復日(構成品の交換でもよい)		
		22 構成品等の交換した場合の構成品修理完了日									
24 故障又は交換箇所	25 構成品、ユニット型式番号		26 製造者コード	27 取得番号	28 故障又は交換部品(補給品であるユニットを含む)						
					29 ロケーション(回路番号)	30 物品番号(S/N)	31 部品番号(D/N)	32 使用時数(発射弾数)	33 故障区分	34 故障状況	35 処置
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
10											
36 備考							37 つづきの有無 A □ 次頁につづく B □ 次頁につづかない C □ 詳細あり				

注：(1) 年月日は補給実施要領に定められた年通算日を使用する。
 (2) 14 は「製造者記号索引」(防衛庁装備局)によるコードで記入する。
 (3) 15, 16, 17は10のC, Dの場合は記入しない。
 (4) 本紙をつづき用紙として使用する場合は3~23項は記入しないで本紙をつづる。

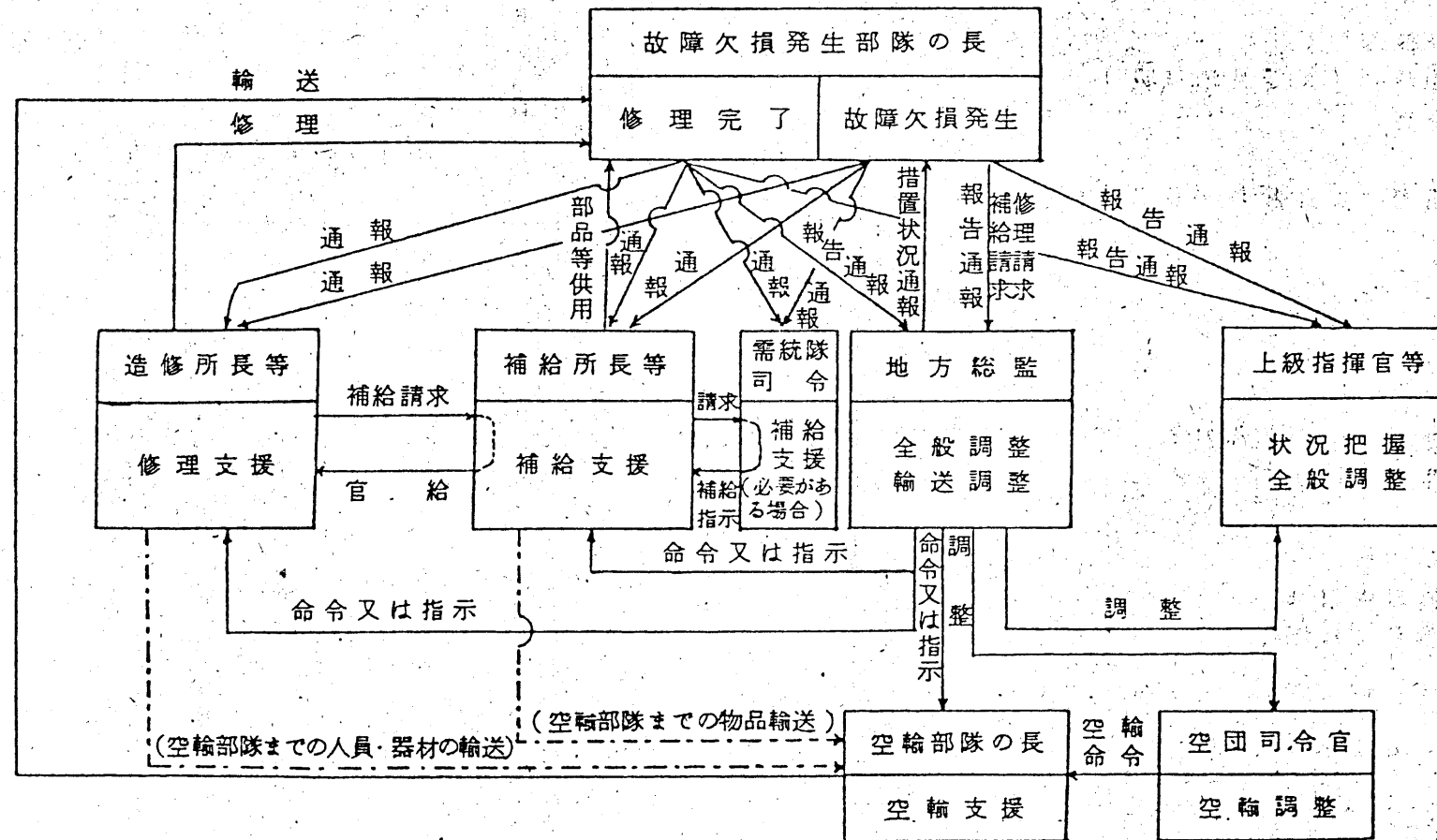
電子機器故障欠損通知

1 通知部隊(部隊別コード)		2 通知番号		3 作成年月日		4 記入者名		5 検印				
6 修理実施者(1つに1印) A □ 砲台操作者 D □ 列線整備隊 G □ 修理業者 B □ 砲所属整備員 E □ 工作所 H □ 倉庫所 C □ 支援整備隊 F □ 製造業者 I □ その他				10 通知の種類(1つに1印) A □ 機器の故障を修理したとき B □ 機器の操作中に故障又は異状を感じ点検整備したとき C □ 点検整備で不良箇所を発見し又は故障予防のため部品交換などを行なったとき D □ オーバーホール時部品交換をしたとき E □ 保管中は長期間の動作休止後に故障を発見したとき F □ その他()								
7 技術部隊(部隊別コード)		8 航空機型式及び機番号										
9 技術又は系統の名称												
11 現 機 器	12 型式番号		15 故障又は故障らしいと最初に認めた理由 (1つに1印) A □ 動作停止 G □ 過熱 B □ 性能低下 H □ 外見で不具合発見 C □ 性能過大 I □ 警報装置、指示計器などが普 D □ 動作断続 通でなくなった E □ 不安定な動作 J □ その他 F □ 雑音、振動発生				16 故障又は故障らしいと 感じたときの機器の状態 (1つに1印) A □ 任務達成に異状はな かつたか B □ 任務達成になんとか 使用できた C □ 任務に使用できなかつた		17 故障時の特殊条件の有 無(1つに1印) A □ なし(ごく普通の使 用状態) B □ 任務上無理な運用を していた C □ 取扱上不備があつた D □ 特殊な条件あり ()		18 前回の故障回復時からの使用回数、 発射数	
	13 取得番号						19 故障発生日 (前回の故障回復日)					
	14 製造者コード						20 故障回復までの時間 (構成品等の交換でもよい)		21 故障回復日 (構成品等の交換でもよい)			
	23 備考						22 構成品等の交換をした場合の構成品 修理完了日					
24		25 構成品ユニット、型式番号		26 製造者 コード		27 取得番号		28 故障又は交換部品(補給品であるユニットを含む)				
								29 回路番号				
								30 物品番号(S/N)				
								31 部品番号 (P/N)				
								32 使用時間				
								33 故障区分				
								34 故障状況				
								35 処置				
								36 備考				
								37 つづきの有無 A □ 次頁につづく B □ 次頁につづかない C □ 詳細あり				

注：(1) 年月日は、補給実施要領に定められた年通算日を使用する。
 (2) 14は、「製造者記号索引I(防衛庁装備局)」によるコードで記入する。
 (3) 15、16、17は10のC、Dの場合は記入しない。
 (4) 本紙をつづき用紙として使用する場合は3～23項は記入しないで本紙につづる。

付 図

故障欠損発生に伴う処理の流れ図



運用区分	種別	消費量 (KL)				平均速力 (Kt)	時間数 (h)		
		ボイラ重油		軽油				合計	
		航	泊	航	泊			航	泊
可 動 期 間	任務行動等	行動、救難等							
		監視							
		演習、艦観式							
	基本訓練	群訓練							
		隊訓練							
		個艦訓練							
	応用訓練	戦技等							
		特別訓練							
		協同、応用訓練							
	諸業務	実習協力							
		訓練・業務支援							
		広報・行事							
		開発・試験							
		その他							
		外国派遣							
	定係港停泊								
	修理期間								
	合計								

項目	種別	延時間 (h)	延受給量 (KWh)
陸上電源受給量			

- 記載要領
- (1) 燃料 (KL)、時間数 (h)、平均速力の数量は整数とする。
 - (2) 行動業務が2項目以上になる場合は、その目的、内容等を考慮し、主なる項目一つを選別する。
 - (3) 行動業務の期間は、定係港出港時から同入港時までを標準とし、この間の停泊分、回航分も含める。
 - (4) 陸上電源受給量には、造船所、造修所からの受給分を含まない。
 - (5) 時間数の合計は、当該四半期の日数×24hに合せる。その他自衛艦運用期報記載要領に準ずる。

HP『海軍砲術学校』公開資料

別紙第4

昭和 年度訓練弾薬等使用実績報告

／四半期末（累計によって記入）

（部隊・艦名）

実施回数								射 耗 数 量																												
水上射撃				対空射撃				ターター				シーパロー				5" / 54 RF								5" / 54 SF												
昼	夜	対陸上	高速ドローン	低速ドローン	スリーブ	風船等	計	実用	テレメーター	実用	テレメーター	BL		AAC	VT	ILL		計	BL		AAC	VT	ILL		計	空砲										
間	間	間	間	間	間	間		頭部付	頭部付	頭部付	頭部付	B/A	%	B/A	%	B/A	%		B/A	%	B/A	%	B/A	%			B/A	%	B/A	%						
3' / 50 RF								3" / 50 SF								76%								40%												
BL		VF		VT		計		空砲		BL		AA		ILL		計		空砲		VT		VT-NF		BL		HEI		HET		BL		計		空砲		
B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	

爆 雷						ヘッジホック				ポホース						54式魚雷				MK32魚雷																	
実爆雷等					擬爆雷	ブラスター		小型演習弾								魚雷		ダミー		魚雷		ダミー															
訓練回数	かん	投	装	保有数	延使用回数	訓練回数	B/A	%	訓練回数	B/A	%	訓練回数	実	砂	演	訓練回数	B/A	%	訓練回数	発	訓練回数	B/A	%	訓練回数	B/A	%	訓練回数	発									
	体	射	薬																										弾	弾	習	弾	射	射	本	本	
B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%				

MK44										73式魚雷													
発射管		ダミー		アスロック		ダッシュ		HS		発射管		ダミー		アスロック		ダッシュ		HS					
訓練回数	B/A	%	訓練回数	発射本数	訓練回数	B/A	%	訓練回数	B/A	%	訓練回数	B/A	%	訓練回数	発射本数	訓練回数	B/A	%	訓練回数	B/A	%		

HP 『海軍砲術学校』 公開資料

口径 45						口径 30									7.62%						散弾銃			もやい銃			もやい索 投射機														
拳銃			短機関銃			計			小銃			A2型自動銃			A4型機関銃			計			小銃空砲			64式小銃			62式機関銃			小銃空砲			散弾銃			もやい銃			もやい索 投射機		
銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%	B/A	%	銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%	B/A	%	B/A	%	銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%	B/A	%	銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%	銃 数	B/A	%				

53式信 号拳銃			水 中 発音弾		55式信号炎管				爆雷標示弾				テストプ ライヤー	
銃 数	B/A	%	B/A	%	1型		2型		1型改1		2型		B/A	%
					B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%		

催涙線 香1型		催涙筒 1 型		発煙筒		キャニスター		泡沫消 火 剤		ダッシュ用			
										スモークラ イト2型		ジュリ用 発音弾	
B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%	B/A	%

(注)

- 1 A : 年間使用基準
B : 年間射耗数
- 2 教程射撃、諸試験等のために使用したものは、原則として含まない。

防空戦オペレーショナル・データ収集の報告要領

責任者 \ 収集区分		A	B
各 艦 長	収 集	付表第1「防空SHIP様式」に基づき、付表第1 届表第3～13（防空SHIP様式3～12）を作 成する。	付表第2「AAW様式」の収集区分「B」に基づき、付表 第2届表第10～14（AAW様式11～15）を作成す る。
	報 告	作成した防空SHIP様式3～12を、当該訓練の OTCに提出する。	作成したAAW様式11～15を当該訓練のOTCに提出 する。
O T	収 集	付表第1「防空SHIP様式」に基づき、付表第1届表第2「目標状況表」（防空SHIP様式2）を作成する。	
	確 認 及 び 報 告 様 式 作 成	各艦長から提出されたデータ（防空SHIP様式3 ～12）及び自ら作成したデータ（防空SHIP様 式2）に基づき、付紙「再構成作業実施要領」に示 す再構成作業を実施し、付表第2「AAW様式」に より、付表第2届表第1～9（AAW様式1～9） を作成する。	各艦長から提出されたデータ（AAW様式11～15）に ついて所要の確認を行う。
C	報 告	作成した報告様式（AAW様式1～9（収集区分「A」）又はAAW様式11～15（収集区分「B」）に、付 表第1「防空SHIP様式」に基づく防空戦訓練実施報告（付表第1届表第1（防空SHIP様式1））をそえ、 順序を経て護衛艦隊司令官に報告するとともに、写しを第1術科学校長に送付する。ただし、防衛秘密又は特 定防衛秘密に関するデータ（AAW様式「5、15」についてはすべて、「3、9、13」については該当する 場合）については、付表第2（注4）により処理するものとし、報告及び写しから除外する。	

（注）AAW様式作成に使用するコードは、付表3による。

防 空 S H I P 様 式

本様式は、防空戦オペレーショナル・データ・システムの基礎データ収集様式であり、これをもとに再構成作業を実施して、確認したデータによりAAW様式(付表第2参照)を作成して、SFシステムへの入力とする。

防空SHIP様式番号 (付表第1届表番号)	表 名 称	作成区分	作成者(注1)		取 扱	細 部 様 式
			艦長	OTC		
1 (1)	防空戦訓練実施報告	必須		○	記入後「秘」 用済後焼却	届表第1~13(防空SHIP様式1~12)のとおり。
2 (2)	目標状況表	必須		○		
3 (3)	個艦経過概要	OTC所定	○			
4 (4)	ESM探知状況表	必須	○			
5 (5)	レーダ見張探知状況表	必須	△			
6 (6)	射撃状況表	必須	○			
7 (7)	ミサイル艦探知状況表	必須	※		(注2)	
8 (8)	ミサイル艦攻撃状況表	必須	※		(注3)	
9-1 (9)	雷被妨害実施状況	事象発生時	○		記入後「秘」、用済後焼却	
9-2 (10)	被妨害状況表	事象発生時	○		(注4)	
10 (11)	防空戦関係員状況表	必須	○		記入後「秘」、用済後焼却	
11 (12)	目標航跡図	必須	○			
12 (13)	合戦図	OTC所定	○			

(注1) ○：共通、△：非ミサイル艦、※：ミサイル艦

(注2) 記入後、防衛秘密「秘」に準じて取扱い、該当AAW様式作成終了後当該ミサイル艦船務長の責任により、速やかに焼却する。

(注3) 記入後、特定防衛秘密「秘」に準じて取扱い、該当AAW様式作成終了後、当該ミサイル艦砲雷長の責任により、速やかに焼却する。

(注4) 記入後、SPS-39又はSPS-52の3次元レーダーについては、防衛秘密「秘」に準じて、FCSMK74又はWM25のMFCレーダーについては、特定防衛秘密「秘」に準じて、それぞれ取扱い、該当AAW様式作成終了後、当該ミサイル艦船務長又は砲雷長の責任により、速やかに焼却する。
その他のレーダーについては、記入後「秘」、用済後焼却とする。

別 紙

準備作業依頼元部隊等の長 殿

保安守則作成標準

- 1 作業は、定められた場所でのみ行うこと。
- 2 作業を行う場所には、作業に関係する者以外の立入りを禁止すること。
- 3 作業を行う者の人数は、必要最少限とすること。
- 4 作業を行う場所及びその付近において火気を使用しないこと。
- 5 消費目的に応じた数量を超える火薬類を、作業を行う場所に持ち込まないこと。
- 6 作業責任者は、作業を行う者に対し、作業の手順を明確に周知させること。
- 7 事故発生時の措置要領を周知させること。

火薬類準備作業完了通知書

整備担当部隊の長 印

作業期間	年 月 日～年 月 日	関連文書	
作業内容	調整、結合、組合せ、その他		
弾火薬コード	品 名	弾薬ロット番号	記 事

注：用紙の寸法は、日本工業規格B列5判とする。

別表

火薬類検査区分

検査区分	検査品目	検査項目	検査対象数	検査時期	整備担当部隊の実施区分					
					水雷調整所	造修所	航空隊	支援整備隊		
定期検査	(1) ばら無煙火薬 (2) 20mm 機関砲用以上の砲銃弾薬及びY砲装薬包に内蔵する無煙火薬 (3) 試験用推進薬 (注1)	火気安定度試験	抜取	年1回		○				
	料薬火工品	外観検査、性能検査	抜取	年1回	○	○	○	○		
	信管、雷管、スクイブ	外観検査、性能検査	抜取	別に定める	○	○	○	○		
特別検査	(1) 砲銃弾薬(小火器弾薬を除く。) (2) ロケット弾 (3) K砲、Y砲の装薬包 (4) その他の火薬類 (注2)	外観検査 寸法、質量検査 容器気密試験	全数	4年に1回		○				
	魚雷の実用頭部	外観検査、容器気密試験	全数		○		○	○		
	魚雷の伝爆薬筒	外観検査	全数		○		○	○		
	(1) 機雷 (2) 機雷用伝爆薬筒	外観検査	全数		○			○		
	(1) 爆雷 (2) 爆雷用伝爆薬	外観検査	全数		○					
	(1) 対潜爆弾 (2) 航空用ロケット弾	外観検査	全数				○	○		
	小火器弾薬	外観検査	全数(注3)				○	○	○	
	臨時検査	(1) ばら無煙火薬 (2) 砲銃弾薬に内蔵する無煙火薬(けん銃用及び散弾銃用を除く。) (3) Y砲装薬包に内蔵する無煙火薬 (4) 37.5cm対潜ロケット弾に内蔵する無煙火薬 (5) 魚雷投射ロケットに内蔵する無煙火薬 (6) 機雷用推進装置に内蔵する無煙火薬 (7) 航空用ロケット弾に内蔵する無煙火薬	火薬安定度試験		抜取	(注4)		○		
		検査を必要とする品目	外観検査、寸法検査、質量検査、性能検査 理化学試験、容器気密試験 その他の検査のなかから必要とするもの。		必要数	(注5)	○	○	○	○

- 注：1 37.5cm対潜ロケット弾、魚雷投射ロケット、機雷推進装置及び航空用ロケット弾等の安定度試験用推進薬
 2 水雷調整所、航空隊及び支援整備隊の担当するものを除く。
 3 外装箱を全数検査し、不良品は内装箱の検査を行い、更に内装箱に不良がある場合は、当該弾薬を全数検査する。
 4 達第60条第1項に該当するとき。
 5 達第60条第1項及び第2項に該当するとき。

別表第2

耐熱試験		サーベランス試験		判定	当該インデックスの火薬又は当該火薬を内蔵する弾薬の管理区分
実施の有無	今回の成績	実施の有無	今回の成績		
実施する。	参考	実施する。	60日以上	良	艦船及び航空機に搭載することができる。
			59～16日	可	訓練射耗等に使用する場合のほか、陸上保管を原則とする。
			15日以下	不良	廃棄
備考：1 試験の実施順序は適宜とする。 2 サーベランス試験は、発煙するまで継続するのを原則とするが、当分の間は、それ以前に打ち切つて差し支えない。 3 サーベランス試験で前回より上位の成績を得た場合においても、前回より上位の判定を行わないこと。					

別紙様式第3

火薬安定度試験成績書 製造所長 田												
試験実施の対象としたもの					耐熱試験		サーベランス試験		耐熱再試験		判定	当該インデックスの弾薬の部隊別在庫数
部隊等名	弾種	火インデックス番号	弾薬ロット番号	発射	実施年月日	成績	実施年月日	成績	実施年月日	成績		

写真付先:

別紙様式第4

第 号
年 月 日

海上幕僚長 殿

横須賀造修所長 印

昭和 年度火薬安定度試験成績報告書

弾 種	火 薬 インデックス番号	弾 薬 ロ ッ ト 番 号	薬 剤	試 験		判 定	地 区	試験を依頼 した部隊名等	備 考
				耐 熱	サ ー ベ ラ ンス				

写送付先:

別紙様式第5

第 号
年 月 日

殿

火 薬 安 定 度 試 験 成 績 書

横須賀造修所長 印

試験実施の対象としたもの					耐熱試験		サーベランス試験		判 定	当該インデックスの弾薬の部隊別 在 庫 数
部隊等名	弾 種	火 薬 インデックス番号	弾薬ロット番号	薬 剤	実 施 年 月 日	成 績	実 施 年 月 日	成 績		

写送付先:

別記様式第7(第80条関係)

第 号
年月日

別記様式第6(第78条関係)

第 号
年月日

海上幕僚長 殿
(海上幕僚監部補給課長気付)

(火薬庫検査官)
官識 氏名 印

海上幕僚長 殿

部隊等の長
官識 氏名 印

陸上火薬庫保安検査表

部隊等	火薬庫名	承認事項				不具合の状況					所在地	
		設置承認番号 (年月日)	型式	火薬類の種類	最大換爆量(t)	特別の有無 該当項目	保安距離 (m)	所要距離 (実距離)	構造	設備		その他
不具合に 対する 処置						備考						

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列4判とする。

火薬類譲受承認申請書

火薬類の種類及び数量	
譲受けの目的	
譲受けの期間	
貯蔵又は保管の場所	
譲受相手方	住 所
	業 者 名 等
	代 表 者 名 等

注 用紙の大きさは、日本工業規格B列5判とする。

(別表-1)

弾薬通報記入要領(様式5に同じ)

通報部隊名

DANYAKU TUUHOO (S8) S. 48, 4. NO. 1

COG	FRAC	COND	DANKAYAKU-CODE	LCT-NUMBER	HINMEI	UI	BUTAI KUBUN	QTY	JD	QTY	JD	NO.	
A	V	U	1870 - 2701	1-JST-65		EA	2455			8		1	
A	V	U	1870 - 2702	31-SK-71		EA	2455	0	8108	5	8087	2	
A	V	U	1870 - 2703	21-SK-71		EA	2455	0	8108	5	1154	3	
A	V	U	1870 - 2704	41-SK-71		EA	2455	5	8109	15	1154	4	
A	V	U	1870 - 2706	1-JST-65		EA	2455	7	8109	12	1154	5	
"	"	"	1870 - 2702	31-SK-73		"	"	A	10	8115		1154	6
"	"	"	1870 - 2703	21-SK-72		"	"	A	10	8115			7

状態区分

区分コード

最終異動年通算日

一頁番号

月末保有数

- 1 当該月中に異動のないもの(保有数が前月分と変わらないもの)は数量欄に記入しない。(例 No.1)
- 2 異動のあつたものは月末保有数を記入する。(例 No.2 ~ No.5)
- 3 新たに供用受等をしたものは、追加記入し区分コード欄に“A”を付す。(例 No.6, No.7)
- 4 全品目異動がない場合は余白に「該当事項なし」と記入する。

別表-2

弾薬カード (記入例)

弾種コード、弾火薬コード		1405, 1805-A475-J			品名		CAL45 BALL		状態区分	U
ロットナンバー					カードNO		000-000		弾薬カード I07540-048-12021	
期日	摘要	異動数量		保有高	期日	摘要	異動数量		保有高	
		増	減				増	減		
48 80	81 90			50						
4 30	5 96	とり	50	100						
4 31	24 15	射耗		60						
4 31	26 17	射耗		21						
弾種コード、弾火薬コード		1405, 1805-A475-J			品名		CAL45 BALL		状態区分	U

ジュリマンドイトを併記する

弾薬カードの一頁番号を記入する。

管理カード又は供用カードの一頁番号を記入する。

- 1 弾薬カードは補給実施要領「52311」に規定されている補助簿として使用する。
- 2 弾薬カードは状態区分別(使用可能・使用不能)に作成する。
 U: 使用可能 B: 使用不能品・要修理
 X: 使用不能品・修理不能
- 3 弾薬カードはロットナンバー別に作成する。
- 4 魚雷等ロットナンバーのないものについては、ロットナンバー欄にシリアルナンバーを記入する。

3 通報の種類及び通報者等

通報の種類	通報者		作成時期	通報先	通報期限	通報手段	細部事項
弾火薬類等 SSR通報	下基司令	使用部隊の長	毎月末 現在	需統隊 司令	翌月10日 まで	1 各基司令は、最寄りの後方データ系を有する補給部隊の長(下基は佐補所、沖基は沖空、函基は大補所)に「在庫状況表」を作成して送付する。 2 送付を受けた補給部隊の長は、後方データ系により需統隊司令に転送する。	1 異動の有無にかかわらず、毎月末現在の在庫数量、供用中の数量、在庫予定数量及び月間の射耗又は使用の数量を通報する。 2 物品番号(又は弾火薬コード、パーツナンバー)別、状態区分別に通報するほか、管理資料編(主管区分「A」)に記載するロットナンバー-通報対象品目(以下「ロットナンバー-通報対象品目」という。)については、ロットナンバー-別に通報する。
	沖基司令						
弾火薬類等 データ伝送 通報	函基司令					上記以外の 補給部隊の長	
射耗(使用) 通報	使用部隊の長	航空部隊	射耗又は 使用の部 度	担当補給 部隊の長	射耗又は 使用後速 やかに	証書 (海補3054様式)	「弾火薬類請求・返戻伝票」により受領又は返納を実施している弾火薬類及び化学火工品については、射耗通報は行わない。 射耗又は使用した弾火薬類等の物品番号(又は弾火薬コード、パーツナンバー)別状態区分別に通報するほか、ロットナンバー-通報対象品目については、ロットナンバー-別の内訳を付記して通報する。
		艦艇部隊				電報又は証書 (海補4012書式)	

弾火薬類等現状通報の細部要領

1 通報項目等

(1) 弾火薬類等データ伝送通報の通報項目は次による。

通報項目	あて先コード	証書区分記号	主管区分	状態区分	物品番号 又は 弾火薬コード パーツナンバー	ロットナンバー	単 位	取扱 区分	部隊 コード	入庫 予定 数量	射 耗 (使用) 数量	現在 高 数量	区 分 コード	異 動 年 月 日
けた数	2	3	1	1	20	19	2	1	4	7	7	7	1	4

(2) 弾火薬類等SSR通報における現状表の通報項目は次による。

主管 区分	状態 区分	物品番号 又は 弾火薬コード パーツナンバー	ロットナンバー	単 位	取扱 区分	部 隊 コード	入 庫 予 定 数 量	射 耗 (使用) 数 量	現 在 高 数 量	区 分 コード	異 動 年 月 日	記 事

用紙はB4版横書きとする。

砲身の耐用命数 別表

砲	M K	Mod	命数 (%)	施条起端部の拡大量 (インチ)	ボアエロージョンゲージの読み (インチ)		備考
					砲身の後面	尾栓室の後面	
20 mm	2, 3, 4	All	100	—	9.4	—	20ミリ用ボアエロージョンゲージを用いる。
			80	—	7.0	—	
			60	—	6.6	—	
			40	—	6.5	—	
			20	—	6.4	—	
			0	—	6.85	—	
40 mm	1	0	100	—	15.8	—	40ミリ用ボアエロージョンゲージMK1 Mod.を用いる。
			80	—	14.8	—	
			60	—	13.4	—	
			40	—	12.8	—	
			20	—	12.6	—	
			0	—	12.54	—	
8"/50単装砲	21, 22	0, 1, 2, 3, 4, 5	100	0.144	48.5	54.5	砲身交換のためには命数終末を最初に示したどちらかの基準を使用する。 8インチ砲用ボアエロージョンゲージMK 2 Mod.を用いる。
			90	.111	42.7	58.7	
			80	.107	41.5	52.5	
			70	.103	40.4	51.4	
			60	.098	39.1	50.1	
			50	.093	37.9	48.9	
			40	.086	36.4	47.4	
			30	.076	34.4	45.4	
			20	.068	32.8	43.8	
			10	.088	30.8	41.8	
8"/50速射砲	22	4, 5	100	0.120	41.1	52.1	砲身交換のためには命数終末を最初に示したどちらかの基準を使用する。 8インチ砲用ボアエロージョンゲージMK 2 Mod.を用いる。
			90	.116	40.8	51.8	
			80	.111	39.4	50.4	
			70	.106	38.5	49.5	
			60	.099	37.8	48.8	
			50	.091	36.0	47.0	
			40	.081	34.6	45.6	
			30	.068	32.9	43.9	
			20	.046	30.9	41.9	
			10	.018	29.8	40.8	
8"/50速射砲	22	6, 7, 8, 9 N-8	100	0.078	84.8	45.8	同上
			90	.069	84.2	45.2	
			80	.064	83.5	44.5	
			70	.057	82.9	43.9	
			60	.044	82.2	43.2	
			50	.028	81.6	42.6	
			40	.004	81.0	42.0	
			30	.001	80.7	41.7	
			20	.000	80.5	41.5	
			10	.000	80.4	41.4	
0	.000	80.4	41.4				

184

第5章 初速の修正

1 概説

砲身の初速は砲身の摩耗により変化するものであり、この初速の変化は艦艇にとう載されている射撃指揮装置の初速修正ノブを調整することにより、指揮装置内の照尺角を変更して、命中偏差を維持している。すなわち初速の低下した砲身で水上射撃した場合弾着は近となるので砲仰角を上げることにより修正する。

ただし射撃指揮装置の簡易化されたものについてはこの修正がない。

2 初速の修正

初速の修正は実際に初速を測定することによりもつとも正しい数値が得られるので艦上における初速の測定ができるようにせねばならぬ。これらのデータを集積すれば一般的にはエロージョンゲージの読み及び砲架起端部の拡大量からその低下量を推定しうるものである。

各砲種によるものは打表に記載されている。

砲	MK	MOD	命数 (%)	砲架起端 部の拡大 量(インチ)	ボーエロージョンゲ ージの読丹(インチ)		備 考
					砲身の後面	尾栓室の後面	
5"/54連 射砲	18	1	100	.330	81.3	96.3	砲身交換のために命数 終末を最初に示したとち らかの基準を使用する。 5"/54連射砲用ボーエロージョ ンMK2 Mod0を使用 する。
			90	.295	79.1	94.1	
			80	.275	76.7	91.7	
			70	.264	74.5	89.5	
			60	.255	71.9	86.9	
			50	.242	69.1	84.1	
			40	.229	66.6	81.6	
			30	.209	63.2	78.2	
			20	.168	56.2	71.2	
			10	.057	48.4	63.4	
0	.000	47.0	62.0				